

令和2年第2回定例会

湯前町議会会議録

開会 令和2年3月 5日

閉会 令和2年3月24日

熊本県球磨郡湯前町

令和2年第2回定例会

会 期 令和2年3月 5日(木) から 20日間
令和2年3月24日(火) まで

会 期 日 程 表

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
3	5	木	本会議	午前10時	開会宣言、会期の決定、諸般の報告 行政報告、施政方針及び予算編成方針 議案審議
	6	金	休 会		
	7	土	休 会		
	8	日	休 会		
	9	月	休 会		
	10	火	休 会		
	11	水	本会議	午前10時	議案審議
	12	木	休 会		13:00 全員協議会
	13	金	本会議	午前10時	議案審議 議会運営委員会
	14	土	休 会		

月	日	曜	区分	時 刻	日 程
3	15	日	休 会		
	16	月	休 会		
	17	火	休 会		
	18	水	休 会		
	19	木	休 会		
	20	金	休 会		
	21	土	休 会		
	22	日	休 会		
	23	月	休 会		
	24	火	本会議	午前10時	9:00 議会運営委員会 議案審議

第 1 号

3 月 5 日 (木)

令和2年第2回湯前町議会定例会

[第1号]

令和2年3月5日
午前10時10分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3		諸般の報告
日程第 4		行政報告
日程第 5		施政方針及び予算編成方針
日程第 6	議案第 5号	人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について
日程第 7	議案第 6号	工事請負契約の変更について
日程第 8	議案第 7号	工事請負契約の変更について
日程第 9	議案第 8号	工事請負契約の締結について
日程第10	議案第 9号	地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
日程第11	議案第10号	特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
日程第12	議案第11号	湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について
日程第13	議案第12号	湯前町インターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について
日程第14	議案第13号	湯前町手数料条例の一部を改正する条例について
日程第15	議案第14号	湯前町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について
日程第16	議案第15号	湯前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について
日程第17	議案第16号	湯前町災害弔慰金等の支給に関する条例の一部を改正する条例について
日程第18	議案第17号	町道路線の認定について
日程第19	議案第18号	人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について
日程第20	議案第19号	令和元年度湯前町一般会計補正予算(第9号)について
日程第21	議案第20号	令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算(第3号)について
日程第22	議案第21号	令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算(第4号)について

日程第23	議案第22号	令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第24	議案第23号	令和元年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について
日程第25	議案第24号	令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第4号）について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良 康 隆

7. 説明のために出席した者

町 長	長谷和人	教 育 長	中村富人
総務課長	高橋誠	会計管理者	愛甲正之
税務町民課長	堤田真由美	教 育 課 長	北崎真介
保健福祉課長	白川一雄	建設水道課長	皆越克己
企画観光課長	本山りか	農林振興課長	稲森一彦
農業委員会事務局長	吉田精二	整備係長	伊藤賢一郎

開会 午前10時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第2回湯前町議会定例会を開会します。
これから、お手元に配布の議事日程表に従い、本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（倉本 豊君） 日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定によって、森山議員、黒木龍次議員を指名します。

-----○-----

日程第2 会期の決定

○議長（倉本 豊君） 日程第2、「会期の決定」を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月27日までの23日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月27日までの23日間に決定しました。

-----○-----

日程第3 諸般の報告

○議長（倉本 豊君） 日程第3、「諸般の報告」を行います。

議案の審議時間を確保するため、議長の諸般の報告は内容を記載した書面をお配りすることで報告に代えさせていただき、重要なところのみを報告します。

12月17日、相良村において、球磨郡町村議会正副議長・事務局職員合同会議が開催されましたので、味岡副議長と共に出席しました。会議の内容は、熊本県町村議会議長の古家陽介事務局長から、議長会に対する町村からの負担金見直しについての説明でありました。見直しの主な理由は、市町村振興協会からの補助金が毎年100万円減額されており、経費削減にも限界があり、負担金の値上げに協力してほしいという旨のお願いでありました。

なお、補助金減額の主な理由は、熊本市が政令指定都市となった関係であります。

1月31日、農業公社の今後と総合戦略の策定に対し、議会で意見を取りまとめて、意見書として町長に提出をしました。

2月14日、熊本市において、熊本県町村議会議長会第70回定期総会が開催されましたので、出席しました。平成30年度決算の認定、令和2年度予算の議決等が行われ、懸案となっておりました負担金の増額を含め、全議案とも全会一致で承認されました。本

町の負担金は29万4,000円で9万3,000円の増額となります。

また、各郡提出案件の審議では、球磨郡から提出した「球磨川における抜本的な治水対策の促進について」、「球磨地域幹線道路網の整備促進について」の2件が盛り込まれ、今後、県庁・県議会・自民党県連に対し、実行運動を行うこととなりました。

なお、全国議長・副議長研修会及び議長全国大会の際に、県選出国會議員への要望活動も行う予定であります。

12月17日、1月9日、2月14日、球磨郡町村定例議長会が開催されましたので、出席しました。議長会事業並びに諸懸案などについての協議を行いました。

なお、会長の吉松相良村議長の辞任に伴い役員の選任が行われ、会長に多武球磨村議長、監事に中竹山江村議長が選任されました。

監査委員から、「令和元年度定期監査の結果報告」及び12月、1月、2月の「例月現金出納検査結果報告書」が、また、教育長から、「教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等報告書」が、お手元に配布のとおり議長あて提出されております。

「緊急議員派遣」は、お手元に配布の一覧表のとおりです。緊急議員派遣の報告書は、先の定例会で議決した議員派遣の報告書と併せて議長室にございますので、そちらをご覧ください。

本定例会の説明員は、町長、執行機関代表及び委任された説明員として、課長職並びに各課担当職員が通知されております。

これで、議長の報告を終わります。

続いて、一部事務組合議会の結果の報告を行います。

人吉球磨広域行政組合議会の報告を求めます。

○2番（椎葉弘樹君） 2番議員の椎葉です。人吉球磨広域行政組合の報告を行います。

令和元年第4回定例会が、11月29日と12月20日に開かれました。

特別委員会で審議した、平成30年度決算認定を含む6議案は、全て原案どおり可決しました。

令和2年第1回定例会が、2月28日に開かれました。福寿荘関連では、医療法人八紘会が1月9日付けで、県から法人設立の許可を受け、社会福祉法人八紘健会を設立しました。

1月28日に、民営化に伴う運営等に関する協定を交わし、公有財産無償譲渡と公有財産無償貸与の仮契約を締結しました。議会では、福寿荘で使用している介護ベッド97台、車両4台など備品一式を無償譲渡する議決及び福寿荘の土地と建物を5年間無償貸与する議決を、賛成多数で可決しました。

また、福寿荘の設置に関する全ての条例を、4月1日から廃止する条例を制定しました。いよいよ4月から、社会福祉法人八紘健会による福寿荘民営化がスタートします。本

町においても、安定した施設運営を引き続き支援していくことが求められます。

公立多良木病院企業団に胸部検診車 2 台と格納庫を無償譲渡する議決は、全会一致で可決しました。また、基金 3,152 万 6,000 円も譲渡されます。これに伴い、検診車基金条例を 4 月 1 日から廃止する条例を制定しました。

2 月 28 日の定例会では、補正予算 3 件を含む、8 議案を原案どおり可決しました。

会期最終日の 3 月 26 日に、一般質問と令和 2 年度当初予算関連 3 件、条例改正 1 件の議案審議を行う予定です。

以上で、人吉球磨広域行政組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） 次に、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告を求めます。

○1 番（遠坂道太君） 1 番の遠坂でございます。令和 2 年第 1 回球磨郡公立多良木病院企業団議会定例会報告。令和 2 年第 1 回定例会は 3 月 2 日月曜日に招集し、会期を 1 日とし、午前 10 時に開会、休憩等を挟み午後 4 時 18 分に閉会されました。一般質問が 2 件及び議案が計 10 件、条例改正を含む条例の制定 4 件、令和元年度補正予算 1 件、令和 2 年度の予算 5 件、慎重に審議した結果、全議案いずれも原案どおり可決されました。ただし、可決議案のうち 1 件については、議会運営委員長からの発議で、付帯決議案の提出がありました。この発議について、日程を追加・審議し、これを可決されました。詳細は後ほど説明いたします。

議案第 1 号、球磨郡公立多良木病院企業団監査委員条例の一部を改正する条例の制定について、令和 2 年 4 月 1 から施行される地方自治法の改正に伴い、企業団条例を改正するものでした。

議案第 2 号、球磨郡公立多良木病院企業団総合健診センター検診車車両基金条例の制定について、人吉球磨広域行政組合から検診車両の譲渡と共に、積立金を基金条例として制定するものでした。

議案第 3 号、球磨郡公立多良木病院企業団医師修学奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第 4 号、球磨郡公立多良木病院企業団医療技術員等奨学金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、条文の中の文言の加筆・修正、また、現在の条文の指すものが明確でなかった部分について条文を追加等するものでした。

議案第 5 号、令和元年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事業及び総合健診センター事業会計補正予算（第 4 号）について。収益について、補助金及び町村負担金の変更等により、差引総額 8,081 万 2,000 円の増額補正、費用について、給与、材料費の増等により、総額 2,632 万 5,000 円の増額補正。資本的収入及び支出について、収入で他会計支出金からの予算の組替え等により、総額 944 万 6,000 円、支出で建設改良費、投資の減により、総額 4,502 万 2,000 円の減額補正を行うものでした。

議案第 6 号、令和 2 年度球磨郡公立多良木病院企業団病院事業、介護老人保健施設事

業及び総合健診センター事業会計予算について、収益総額 43 億 6,721 万 3,000 円、費用総額 46 億 4,650 万 6,000 円によって、損益 2 億 7,929 万 3,000 円の純損失を見込んだ当初予算編成でした。病院事業では、令和元年度実績数値を勘案した 1 日平均入院患者数 147 人、外来患者数 390 人、老健事業では 1 日平均入所者数 85.2 人、通所者数 42.5 人、健診事業では年延受診者数 2 万 8,475 人とされました。資本的収入は企業債、町村負担金、補助金等で、総額 5 億 1,827 万 8,000 円、資本的支出では器械備品購入費などの建設改良費、企業債償還金、投資等で、総額 6 億 7,298 万 6,000 円とされました。本議案については、質疑・反対討論を経て、賛成多数により可決されました。

ここで、冒頭で触れましたとおり、可決された議案第 6 号に対する付帯決議について、議会運営委員長から提出があり、追加日程として、直ちに議題とされました。この付帯決議の提出理由は、平成 29 年度より 3 年連続の損失とされ、また令和 2 年度の当初予算においても、約 2 億 8,000 万円程度の損失見込みが計上され、企業団の今後の経営悪化が懸念されるためでした。付帯決議文の内容についても提出理由と同様ですが、これまでも企業団議会は、経営に係る論議をし、企業団・開設者協議会等に対して経営の改善の申し入れを行ってきました。その中で、4 年連続の損失見込みとされた令和 2 年度の当初予算執行にあたって、十分な検証を行い、収入の増と支出の減を目指すこと、企業団と開設者協議会との緊密な連携を図りながら早急に健全財政運営を目指すことを強く求めるものでした。この付帯決議については、決議案のとおり可決されました。

議案第 7 号、令和 2 年度球磨郡公立多良木病院企業団上球磨地域包括支援センター特別会計予算について、予算総額 5,422 万 5,000 円となっており、多良木町、湯前町、水上村からの町村負担金、一般管理費等を計上されたものでした。

議案第 8 号、令和 2 年度球磨郡公立多良木病院企業団病児・病後児保育事業特別会計予算について、予算総額 1,587 万円、年間の利用者数 490 人を見込みとしており、自己負担金、町村負担金等を計上されたものでした。

議案第 9 号、令和 2 年度水上村立古屋敷診療所特別会計予算について、予算総額 1,331 万 1,000 円、年延患者数見込みを 135 人とし、水上村からの負担金 1,050 万円等を計上されたものでした。

議案第 10 号、令和 2 年度槻木診療所特別会計予算について、予算総額 1,351 万 2,000 円、年間延患者数見込みを 360 人とし、多良木町からの負担金 980 万円等を計上されたものでした。

なお、一般質問では、あさぎり町選出の奥田議員から、新型コロナウイルス感染の対応について、企業団の繰入金について、また、多良木町選出の久保田議員から、新型コロナウイルス問題・対策について、を問われました。

以上、球磨郡公立多良木病院企業団議会の報告といたします。

○議長（倉本 豊君） 次に、上球磨消防組合議会の報告を求めます。

○6番（金子光喜君） おはようございます。6番議員の金子です。上球磨消防組合議会の報告をいたします。

令和2年第1回上球磨消防組合議会定例会は、2月26日午前10時30分より、上球磨消防署会議室において開催されました。開会に先立ち、組合長の吉瀬多良木町長より挨拶があり、審議に入りました。

審議内容は、議案第1号、令和元年度上球磨消防組合一般会計補正予算（第2号）については、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ、416万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、7億6,945万2,000円とするもので、原案のとおり可決されました。

議案第2号、令和2年度上球磨消防組合一般会計予算については、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億5,500万円とするもので、質疑の後、原案のとおり可決されました。

なお、一般質問では、多良木町選出の猪原議員が、消防職員のパワハラ等の防止策、消防分署新設整備、職員の定数増員について、執行部の考えを正しました。

以上で、上球磨消防組合議会の報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第4 行政報告

○議長（倉本 豊君） 日程第4、「行政報告」、町長から行政報告の申し出がありました。これを許します。

○町長（長谷和人君） 改めまして、おはようございます。令和2年第2回湯前町議会定例会にあたり、行政報告を行います。行政報告の内容につきましては、配布してあるとおりでございますが、主なものにつきまして御説明を申し上げるところでございます。

令和元年12月5日、総合戦略策定委員会から第2期計画の答申が洋会議室で行われましたので、出席いたしました。

同日、公認奥球磨ロードレース大会実行委員会が水上村で開催されましたので、出席いたしました。

12月20日、人吉球磨広域行政組合議会定例会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。引き続き、同組合の定例理事会が開催されましたので、出席いたしました。

12月23日、教育委員辞令交付式を町長室で行いました。

同日、人吉球磨観光地域づくり協議会臨時理事会が錦町で開催されましたので、出席いたしました。

同日、湯前中学校による子ども議会が開会されましたので、出席いたしました。

12月25日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会が多良木町で開催されましたので、出席いたしました。引き続き、球磨郡公立多良木病院企業団臨時議会が開催されましたので、出席いたしました。

令和2年1月4日、第70回成人式をグリーンパレス芝生広場駐車場で執り行いましたので、出席いたしました。また、記念植林を田上地区の町有林で行われましたので、出席いたしました。なお、今年の成人者は、男子27名、女子7名、計34名でした。

1月15日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、福寿荘に係る移譲法人との協定契約の締結について、訓令の制定について、人吉球磨広域行政組合監査基準について、その他でした。

1月16日、球磨郡定例町村長会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。主な内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、球磨郡身障者認定審査会・介護認定審査会の令和2年度町村負担金及び協定書について、人吉球磨観光地域づくり協議会への町村職員の派遣予定について、その他でした。

1月21日、B&G全国サミットが東京都で開催されましたので、出席いたしました。本町のB&G海洋センターにおいては、青少年の健全な育成、地域住民の健康づくりの場としての活発な活動が認められ、平成22年から10年連続の最高評価の「特A」評価をいただき、表彰を受けました。

1月24日、球磨郡公立多良木病院企業団開設者協議会による熊本大学病院への表敬訪問を行いました。ここで、4ページのほうを、お開きいただきたいと思います。別紙ということで、件名が熊本大学病院医局医師派遣要請活動でございます。出席者は開設者協議会ということで、吉瀬多良木町長、尾鷹あさぎり町長、中嶽水上村長、私4名で出席したところでございます。産婦人科教授、それから消化器内科助教授、呼吸器内科医局長、小児科教授、泌尿器科教授、神経内科医局長、腎臓内科医局長、循環器科医局長、消化外科学教授、以上9つの科を訪問いたしまして、医師の要請活動を行ったところでございます。一番下のほうに書いてございますように、総括ということで記述しておりますが、主な意見ということでございますが、熊本大学医局も医師不足の状況であるということで、次年度においても医師派遣については、現状での継続の考えということで、今後も医師派遣については、大変厳しいというふうな意見であったところでございます。

主な部分につきましてのみ説明したところがございますが、あとこちらのほうの①から⑨番までにつきましては、お読みいただければというふうに思っております。改めて、2ページのほうにお帰りいただきたいと思っております。

1月28日から30日まで、球磨土木推進協議会による視察研修が開催されましたので、出席いたしました。視察先は、群馬県の八ツ場ダム建設事業現場視察、長野県の千曲川における令和元年台風19号による被災地視察を行ってまいりました。

2月5日から6日まで、球磨郡町村会による令和2年度管内主軸事業要望活動が行われましたので、出席いたしました。要望先は、国土交通省でした。内容は、安全で安心できる国土づくりに関する提案及び要望を行いました。

2月12日、湯前駐在所連絡協議会が保健センターで開催されましたので、出席いたしました。

同日、球磨郡定例町村長会が行われましたので、出席いたしました。議事の内容は、球磨川の河川整備と道路をめぐる最近の動きについて、少子化対策総合交付金事業等について、くまもと県南観光連携事業実行委員会負担金について、観光地域づくりプロジェクトについて、その他でした。

2月13日、広域連携による球磨圏域高齢者徘徊SOSネットワーク構築説明会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、人吉球磨広域行政組合定例理事会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。議事の内容は、福祉課廃止後の職員配置について、組合議会定例会の招集及び提出案件について、共同処理する事務の一部変更に係る構成市町村同文議決について、規則の制定及び規則等の一部改正について、検診車の移管に係る契約の締結について、その他でした。

2月14日、湯前町農業公社の研修として、農業公社理事及び農林振興課職員と同行し、福岡県苅田町農業公社を視察してまいりました。

2月27日、課長会による新型コロナウイルス感染拡大防止対策会議を応接室で行いましたので、出席いたしました。全国の感染状況等の情報共有、イベントや講演会等の開催自粛などの周知方法、不要不急の出張の規制など、職員の業務上での行動、そして感染防止に対する注意事項を伝達するよう決定したところがございます。

それから、2月28日、新型コロナウイルス感染拡大防止による安倍首相が全国の小中学校の休校を要請されたため、対策会議を町長室で行いました。その後、引き続き、課長会を応接室で行いましたので、出席いたしました。

同日、人吉球磨広域行政組合議会定例会が人吉市で開催されましたので、出席いたしました。

同日、上球磨正副議長会が保健センターで開催されましたので、出席いたしました。

以上で、行政報告を終わります。

○議長（倉本 豊君） これで行政報告は、終わりました。

-----○-----

日程第5 施政方針及び予算編成方針

○議長（倉本 豊君） 日程第5、「施政方針及び予算編成方針」、町長より施政方針及び予算編成方針の表明があります。これを許します。

○町長（長谷和人君） 令和2年度施政方針、予算編成方針。

はじめに、令和2年第2回湯前町議会定例会の開会にあたり、令和2年度予算案をはじめとする諸議案の説明に先立ちまして、町政運営の基本的な考え方と主要施策についてその概要を申し述べ、議員各位並びに町民の皆様方の深い御理解と御支援を賜りたいと存じます。

人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められた元号、令和の時代の始まりと同時に、町長に就任させていただき、2年目の春を迎えています。私は湯前町民であることに誇りをもち、豊かで、明るく、住みよい町にするために、「心豊かで、活力があり、未来を創造するまちづくり」をキャッチフレーズに、町政運営に取り組んでいます。今後も、現場主義を貫き、将来に向けて自らの目で課題の本質を見極め、まちづくりを進めていくよう、誠心誠意取り組んでいく覚悟です。

また、新年度を迎えるにあたり、改めて初心に立ち返り、新たな気持ち、新たな力、新たな知恵を注ぎ、「初心忘るべからず」を胸に、町政運営に一層邁進していく決意であります。

さて、昨年を顧みますと、近年の地球温暖化による海水温の上昇などの原因により、台風の発生頻度、規模が拡大し、ここ数年、豪雨・台風による被害が全国各地で発生し、昨年は特に、台風19号等、そして低気圧等による記録的な大雨により全国各地で大きな被害が発生したところです。過去、日本に上陸した大型台風で伊勢湾台風等が昭和の三大台風に挙げられていますが、半世紀以上にわたって、これに匹敵するほどの台風の来襲を受けていなかったためか、またはこれらの台風を実体験した国民が年々高齢化に進んだのか、その体験も時が過ぎゆく中で次第に風化し、忘れられる傾向にあります。特に西日本に比べ、大きな台風の被害を受けた経験の少ない関東からすれば、いざという時の災害への心構え、防災意識が、どうしても希薄になっていたと感じざるを得ません。今回、大きな被害を受けられ、犠牲になられた多くの方々の防災意識の欠如が、ある種、原因であるのかと思いますし、今の日本全体が、最強級の台風の接近でも、これまで被害が発生していなかったことで、その対策を疎かにしていた風潮があったのかと思います。

このように、台風被害をはじめとした、多くの自然災害に見舞われ、人々の生活が大

きく脅かされた年でした。このため、想定外の災害の発生又は災害に対する備えや公共施設の健全度等を念頭とした対策を講じなくてはならないものと考えます。このようなことから、公共施設等個別施設計画等や各施設の老朽度などの実態に則して、各公共施設の長寿命化対策としてインフラを含めた施設の計画的かつ適切な維持管理に努め、安全・安心な公共施設基盤の整備を推進していく所存です。

私の所信表明におきまして述べさせていただいたように、1期4年間で修復の時として捉え、しっかりと経年劣化対策、または耐震対策が必要な公共施設等（文化財含む）の長寿命化を図り、防災・減災・国土強靱化の強化対策を行うこととしております。

また、大規模災害の備えとして、遠隔地と災害協定を締結し、町民の皆様の安全・安心を確保することとします。また、協定の締結を契機に、災害のみならず、多様な交流を図り、いざという時に有効な協力関係が働くよう親交を深めていきたいと考えております。

また、相次ぐ自然災害のため、全国各地では農産物被害が激甚化したところですが、本地域の農業では、令和元年度の稲作は、稲の害虫による被害が広がり、生育不良等によって収穫に大きな影響が出たところですが、また、燃油価格、生産資材の高騰により、農産物販売が厳しい年でありました。

また、国際貿易交渉を巡っては、TPP11や日・欧EPAの発効、更には日米貿易協定が発効されることとなり、農業者にとってはこれまで以上に不安、脅威が増しております。今後、国の動向を注視していかなければならないと考えています。

日本経済は、この7年間で13パーセント成長し、国の来年度予算の税収は、過去最高となり、国債発行は8年連続での減額となっておりますが、国の借金は1,110兆円を超え、過去最大となっております、国民1人あたり約881万円の借金を抱えている計算になります。2025年度までにプライマリーバランスの黒字化を目指すとしてありますが、財政健全化への道のりは遠いものと感じます。経済再生なくして財政健全化なし、この基本方針を堅持していただくことを強く祈願するところです。

また、1億総活躍社会として、この春から大企業では、同一労働同一賃金がスタートし、また働き方改革を中心に全世代型社会保障の見直しが行われます。この影響により、地方公共団体においても法律改正により、財政への影響が懸念される所です。また、2025年には、いわゆる団塊世代が75歳以上の後期高齢者となる中で、現役世代の負担上昇に歯止めをかけることは待ったなしの課題となっております。

こうした中、国の令和2年度予算案においては、経済再生と財政健全化を両立する予算として、人づくり革命やIoT化への変革、ビッグデータ活用、人工知能（AI）、第4次産業革命の大きな変化の中で、デジタル時代の規制改革を大胆に進めるとしてあ

ります。特に、人づくり革命においては、幼児教育、保育の無償化に続き、真に必要な子どもたちの高等教育の無償化が始まることです。

さて、今年は、東京オリンピック・パラリンピック大会が開催される年であり、半世紀ぶりにあの時の感動が、再び、わが国にやってきます。日本全体が力を合わせて、世界中に感動を与える最高の大会となるよう、国民一丸となって、新しい時代へと踏み出していく、そのような素晴らしい年であることを願うばかりであります。

それでは、令和2年度の主な各施策について申し上げます。

まず、令和2年度は、第6次総合計画の策定作業に着手する年となります。これまで、第5次総合計画に基づき、まちづくりが進められてきたところですが、少子高齢化の一層の進展、地球環境問題、地方分権の推進と急激な社会の変化など、私たちを取り巻く時代の潮流は、これまでの予想を上回る勢いで進んでおり、町民が求める価値観や生活意識も変化してきております。また、ワーク・ライフ・バランスに配慮するほか、人材育成の取り組みや簡素で効率的・効果的な町政運営に努め、将来の町の基本姿勢、将来像をしっかりと策定委員会の皆様には議論していただき、その道しるべとして、新しい時代へのまちづくりの思いを基本構想に盛り込んでいただきたいと思います。

また、このような多岐にわたる町民の皆様の生活実態において、困窮されている状況を幾らかでも軽減するために、医療、福祉、教育、行政の分野において、日常生活を営むため、町民からの相談に対して助言や指導等を行うための職員体制を整えることとしております。

次に、未来を担う子どもたちに充実した教育活動が展開できるよう、教育環境づくりを行うこととします。また、子育て支援策として、子育ての経済負担の軽減を図るため、令和元年度は医療費助成の対象年齢の拡大、また出生祝金制度の創設を実現したところです。令和2年度は小・中学校の給食費の一部軽減を行うこととしております。また、中学校の校舎外部改修工事を行うこととしております。

次に、安定し発展する農業を確立していくために、引き続き、国の交付金制度の活用はもちろんのこと、生産基盤の整備や後継者の育成を行うとともに、令和元年度に見直しを行った町独自の各農業支援策を推進してまいります。また、水稻の新品種「ぴかまる」による米ブランド化を目指すため、試験栽培委託事業を行うところです。

湯前町農業公社の今後の方向性と運営につきましては、農地を農地として次世代に受け継ぐことを理念に、その経営の在り方について、農業委員会、認定農家、農業公社会員、集落営農代表等の皆様と協議を重ね、一定の方向性として、収益性より、まずは公益性を主体にすることとしたところです。このことは、議会の皆様にも説明を行ったところです。今後、組織の展開を行うために、具体的な行動マニュアルを決定し、その行動を起こすこととして考えております。急ぎアクションをと考えておりますが、現状、

農業公社は休止状態にあります。公社をリスタートするためには、基盤である人の手当を措置するなどの対応が必要となってきます。引き続き、議会議員の皆様には、丁寧にアクションの過程で御相談と御報告をさせていただきます。御理解と御支援をお願いいたします。

道路整備につきましては、真に望まれる生活道路の改良舗装、通学等における交通安全施設の整備を進めます。また、道路構造物の老朽化への対応につきましては、経年劣化や疲労等に伴う損傷が、利用者や第三者の交通事故等の被害につながることはないよう、修繕・更新を着実に進め、維持すべきインフラの施設機能の適正化を図ってまいります。

住宅施策につきましては、若者の町外流失防止策等として、令和元年度も単身向け住宅を建設し、その整備が完了したところです。今後、子育て世代を支援する若者世帯向け住宅の建設を計画し、定住策の一環として整備することとします。また、公営住宅等長寿命化計画を基本に、現有の公営住宅の長寿命化等について整備を行うこととしております。個人所有の老朽木造住宅の耐震対策に関する普及啓発に取り組むとともに、耐震診断等を引き続き支援してまいります。空き家等の対策につきましては、空き家等の所有者に対して、適正管理の啓発を行ってまいります。

次に、球磨郡公立多良木病院につきましては、人口減少、少子高齢化社会、2025年問題などを見据えた国の医療政策は、今後大きく変化を遂げていくと予想されます。そのような中、厚生労働省が昨年、診療実績などから再編・統合の議論が必要だとして、424の公立・公的病院の名称を公表したが、「病院がなくなるとの住民不安をあおった」として批判が集中したところです。なぜ、このような時期に性急に公表したのか、官邸主導で進める全世代型社会保障ですが、議論は尽くされていない中、また、国民と共に考えて進めるべき大事な政策であるはずなのに、大変危惧するところです。

公立病院は住民のための病院であるとの認識のもとに、その時代に沿って対応していくことが自治体病院の役割であります。医師の確保、看護師等の人材不足への対応など、医療体制の充実が求められるなど大きな課題・問題があります。これらを踏まえた中での健全経営は、待ったなしの現状です。年々、厳しさが増しています。この地域の医療確保のためには、待ったなしの対応策を講じる必要があります。一つには、抜本的な経営改革など、将来を見据えた体制づくりが必要であります。また、医療体制の充実と医師の確保を図ることはもちろんであります。引き続き、構成町村長と十分な協議を重ね、地域医療の確保に向けた取組みを行っていくところです。

次に、文化財の適正な保存と継承を行いつつ、観光資源として有効な活用を図るため、昨年度に設立された人吉球磨観光地域づくり協議会との連携を強化しながら、文化財をPRし、交流人口の拡大により地域経済活性化につなげてまいります。なお、御大師堂

修理が令和2年度から始まりますが、その修理状況を定期的に見学できるよう計画するところです。令和元年度において大規模改修を行っております湯楽里につきましては、受入環境の整備が完了し、4月からリニューアルオープンします。しっかりとお客様に御満足していただけるよう、おもてなしを行うところです。

今後の財政需要は、更に高まることが予想されます。課題は山積していますが、将来の世代に過度な負担を先送りすることがないように、確固たる財源の裏付けが必要です。引き続き、厳しい財政環境が予測されますが、私の持論である「入るを量りて出ざるを制す」を基本に、行財政の健全化と持続可能な財政運営に努め、「オール湯前」を旗印に、職員一丸となって、新しい湯前の未来に向けたまちづくりを更に加速します。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----
休憩 午前10時56分
再開 午前11時11分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、町長の今度は予算編成方針です。

○町長（長谷和人君） それでは続きまして、令和2年度湯前町一般会計予算編成方針。

現在の日本経済の動向は、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」によると、経済再生を最優先の政策課題に据え、アベノミクスを強力に推進し広く展開したことにより、デフレではない状況を作り出し、長期にわたる回復を継続させており、GDPは名目・実質ともに過去最大規模に達したとされています。さらには、国民生活に密接に関わる雇用・所得関係も、過去最高水準の企業収益が続く中、最低賃金は2016年度以降、3年連続で3パーセント程度の引き上げを実現するなど、継続的な改善が実現しているとされています。

財政面では、国の財政は引き続き厳しい状況ですが、全世代型社会保障の構築に向け、少子化対策や社会保障に対する安定的な財源を確保するため、令和元年10月に消費税率8パーセントから10パーセントに引き上げられたところでございます。

地方行財政に対しては、「新経済・財政再生計画」を踏まえ、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額の確保、特に地方交付税については16兆5,800億円と、前年比2.5パーセント増となっていますが、臨時財政対策債は3兆1,400億円と、前年比3.6パーセント減と抑制されているところであり、極めて厳しい地方財政の現状を踏まえ、令和元年度の地方財政計画の水準を確保するとされるものの、大きな増額は見込まれないところです。

本町の財政状況をみると、町税収入は、個人所得と法人所得は前年度決算並みと見込んでいただいております。また、歳出においては、社会保障費、その他義務的経費や施設の維持管理経費が増大する中、経常収支比率は平成 29 年度決算 94.0 パーセントから、平成 30 年度決算においては 5 ポイント増の 99.0 パーセントに悪化しました。これは、過去に経験のない本町財政の硬直化が進行している現状で、突発的な事業を含め、臨時的な予算編成を行うための財源に充当できない状況であることを、我々は深く認識する必要があります。

このような状況の中、依然として少子化と高齢化、人口減少が更に進んでいる現状でございますが、各施策を着実に成果へとつなげるためには、真に必要な事業の選択と集中を進めていくことにより、行財政運営を無駄なく効率的に推進させていくことが求められます。

令和 2 年度は、第 6 次湯前町総合計画の策定の年となること、そして第 2 期湯前町総合戦略の始動の年であることから、各種の施策が相乗的に発揮できるよう組立てを行い、2020 年度（令和 2 年度）の予算編成は、以下に定める方針に基づいて編成いたしました。

以下、重点項目ごとに説明申し上げます。

1. 育み、支え合う人とまちづくり、（1）まちづくり、若い世代を中心とした人口減少が著しい中、魅力あるまちづくりは喫緊の課題となっています。魅力あるまちづくりは、官民一体となって取り組んでいくことが不可欠です。そのため、住民が積極的にまちづくりに参画できるような環境を整えるとともに、地域づくりや産業振興などの分野で活躍できる人材の育成に努めてまいります。

（2）教育、まちづくりは人づくりと言われるように、本町の発展には、これからの担っていく人たちを町民の皆様と一緒に育てていくことが重要です。そのためにも、町民の皆様が様々な年代、性別を超えて、常に学べ、常に親しくつながりがもてるような、調和のとれた地域の推進を図ってまいります。

学校教育では、小・中学校共通の学校教育目標である「ふるさとを愛し、一人ひとりが輝く徳・知・体の調和のとれた児童・生徒の育成」を尊重しつつ、小中連携を一層深め、小中一貫教育を進めていきたいと考えております。そして、湯前町学校運営協議会と学校と地域が連携した地域学校協働活動を支援し、「健全な心身の育成と学力の充実、そして、ふるさとを愛する児童・生徒の育成」に努めてまいります。

また、給食費の補助を開始し、特別支援教育の充実を図るなど、保護者負担の軽減を行い、児童・生徒の皆さんが楽しい学校生活を送れるよう進めてまいります。

児童・生徒の学習環境の充実を図るため、最初に小学校のWi-Fi環境やタブレットの整備、中学校の屋根等の改修を進めていきますが、今後、国が進めるICT技術と施設整備の導入の整備促進に沿った計画的、効率的な施設等の維持管理に努めてまいります。

す。

社会教育では、町民の皆様一人ひとりが、お互いを高め合い、心健やかに、生きがいを持った暮らしができるよう、学び、交流する機会や場の提供を行う一方、各公民分館の活動を支援していきます。また、本年は御大師堂の復元工事に本格的に着手するなど、総合的な地域文化の保存・活用を行ってまいります。

湯前まんが美術館においては、まんが美術館等活用計画を基に町民の皆様が親しまれるよう様々な事業を企画し、より身近な美術館として感じていただける施設づくりに努めてまいります。

社会体育の振興では、小学校部活動の社会体育移行に伴う放課後の活動への支援を続けながら、関係機関や地域体育組織と連携を図っていきたくと考えており、さらに今月中にプールの改修が終了するB&G海洋センターを拠点とした幼児から高齢者の健康づくりを、引き続き推進してまいります。

2. 産業の振興、(1) 農林業の振興、農業を取り巻く環境は、人口減少社会を背景に高齢化、後継者不足、燃油・輸送・資材コストの高騰ばかりでなく、TPP11、日・欧EPA、日米貿易協定の発効に伴う国内市場への影響が懸念されています。

このような状況ではありますが、本町の基幹産業である農業における課題解決のため、振興施策、長期計画・推進に必要な調査、検討をする湯前町農業振興検討会を立ち上げました。この中で若手の農業者の方にも参画いただき、現場の声を聴き、農業振興に努めてまいります。また、本年度から新たな農業振興のための町単独補助事業と新品種の米の試験栽培を農家に委託し、データを収集し、米による農業振興策の検討も開始していくようにしています。

農業公社は、「農地を農地として将来に引き継ぐ」という理念は設立したときと変わりはありません。昨年度は農業委員会などの農業組織から意見などを伺ってきました。この中で公益性（行政が直接行うことができない農業振興策、農政を補完する業務）を重視した仕組みづくりを検討し、説明を行いたいと考えています。

畜産業は、TPP11、日米貿易協定などの影響により大きく左右される代表的なものになると思われます。今後も畜産奨励事業の活用推進、耕畜連携による自給粗飼料生産の充実を図るとともに、畜産農家と関係機関が一体となり家畜防疫にも努めてまいります。また、球磨畜産農業協同組合を事務局とした球磨地域における畜産ヘルパー事業が開始されました。今後も畜産経営の安定を図ってまいります。

農業基盤整備は、県営事業の継続事業として仁原地区の農業施設整備、そして本年度より第二蓑谷地区ため池整備事業が着手されます。また、幸野溝、上溝、中溝においても老朽化による漏水等が見受けられますので、今後の改修に向けた基礎調査に着手します。団体営事業におきましても、引き続き、植木地区用水路整備事業を実施し、新規事

業として要望していました深田地区の排水路整備にも着手する計画で、今後も農業基盤整備を進め、担い手への農地の集積・集約の推進と住民の安全・安心を目指すものとなります。

農業従事者の高齢化、兼業化が進む中、農業者同士の話し合いに基づき作成される担い手への農地の集積・集約化など、地域農業のあるべき将来像となる実質化された人・農地プランの作成に昨年度から取り組んでいます。また、専従の農地流動化専門の会計年度任用職員の雇用や農地流動化推進チームを設置し、農業委員や農地利用最適化推進委員がコーディネーターとなり、計画の合意形成に取り組んでまいります。

林業振興につきましては、町有林管理計画に基づき、本年度は、間伐、再造林、下刈りの施策を計画しており、企業との協定による森づくりも推進してまいります。昨年度から新たな森林管理システムが導入され、市町村等への森林環境譲与税の配分が開始されました。本町においても森林の整備や担い手の確保・支援、木材利用の普及促進に林業・木材産業に携わる事業体と連携して取り組んでいきます。そこで、本年度は、森林環境譲与税を財源として町有林を含む民有林の中・長期的な管理・経営の基礎となる湯前町森づくり構想（仮称）を作成することとします。また、林業の成長産業化に係る諸事業の推進と併せて、近年の豪雨災害など激甚化する自然災害に対する山地防災力向上のための森林保全事業も十分に検討していきたいと考えています。

（２）商工業・観光の振興、商工業の振興につきましては、後継者不在の問題が一層深刻化しています。若者の流出が著しい本町において、商工業の振興は若者世代の雇用創出を促進し移住定住にもつながるものと考えます。これまで実施してきた本町の単独事業である後継者対策助成金事業は、これまでの実績等を踏まえ、新たな支援策への転換を図ってまいります。また、商工会が取り組むプレミアム商品券発行事業につきましては、引き続き支援していくとともに、商工会が取り組む商品開発や販路拡大事業等への支援を行ってまいります。

観光の振興につきましては、駅周辺の観光施設、湯楽里・グリーンパレス及び歴史的文化財などを観光の核と位置づけ、その受入体制と情報発信力強化のための取組みを関係者ととともに進めてまいります。湯楽里及びグリーンパレスについては、施設リニューアルを契機として更なるおもてなし力向上による誘客促進を図ってまいります。

また、人吉球磨管内 10 市町村で構成する人吉球磨観光地域づくり協議会では、組織体制の強化を図りながら地域全体をブランド化して競争力のある観光地域づくりを官民一体となって進め、交流人口と観光消費額の拡大による地域経済の活性化につなげてまいります。

３．住環境の整備、道路対策につきましては、通学生や住民の方が安全に通行できる環境整備としまして、町道上里古城線歩道整備を終え、引き続き歩道整備に取り組んで

まいります。

町道舗装修繕工事については、年次計画により実施することとしており、また橋梁等の道路施設整備につきましても、長寿命化計画による橋梁補修工事を予定しています。農道を町道に移管するため、道路台帳作成業務委託2路線を行い、交付税算定の基礎資料の整備を行ってまいります。

また、県事業におきまして、国道219号歩道整備事業上里工区、県道幸野染田線道路改良事業が引き続き予定されています。今後も事業に伴う負担金を予算化していく必要があります。

公営住宅につきましては、昨年度まで、若者定住促進住宅「中里団地」2棟6戸を、ふるさと納税の活用事業として整備をさせていただきました。今後も、引き続き住環境の整備を図るため、計画的に推進を図ってまいります。

街なみ環境整備事業において、街なみ環境整備事業計画を策定いたしました。本年度は、湯前町の地域資源である、美しい景観と周辺施設の統一の取れた街なみを形成するための始めとして、下里御大師堂の補修工事に取り組んでまいります。

昨年度から、湯前町ブロック塀等耐震化支援事業として、通学路沿線等の危険ブロック塀撤去等に引き続き取り組むこととしております。また、木造住宅耐震改修等事業も取り組んでまいります。

合併処理浄化槽につきましては、引き続き、公共下水道の区域外で、未設置の方に対し推進を図り、家庭排水による環境悪化の改善を図ってまいります。

環境衛生の推進のため、ゴミ出しルール読本を新たに制作し、町内全世帯と転入者にも配布し、ごみ減量化と適正なゴミ出し方法の周知を推進し、住環境の保全に努めます。

4. 健康・福祉の増進について、誰もがより長く元気に活躍できる地域の実現に向けた取組みとして、全ての人の健やかな生活習慣形成、疾病予防・重症化防止、介護予防、フレイル対策、認知症予防など、予防・健康づくりを強化して、町民の皆様の健康寿命の更なる延伸を目指してまいります。各世代のライフステージに応じた健康づくりを推進します。

管理栄養士や食生活改善推進員を中心として、食生活の環境づくりが健康増進につながる事業展開、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のための子育て世代包括支援センターの設置、がん検診や総合健診などの受診勧奨による疾病予防・早期発見・重症化予防に取り組みます。歯周病対策など口腔衛生対策、歯科検診受診が認知症予防や健康寿命の延伸につながることの啓発を推進します。

各地区公民分館などで展開している通いの場を積極的に支援し、医療やリハビリ専門職との連携も図りながら、介護予防、フレイル対策、認知症予防を図ります。また、地

域の皆様が週に一度以上、公民分館に集うことから、外出の機会や語り合いの増加などによる地域コミュニティの活性化、助け合う協働の地域づくりにつなげてまいります。

いわゆる団塊の世代が全て 75 歳以上となる 2025 年を見据えた、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進してまいります。高齢化に伴い、高齢者のみの世帯が増加し、自宅での生活が継続できず支援者もないケースが出てきておりますので、安心できる生活の実現のため、支援の方策についてきめ細かにケース検討を行い、適切な支援を提供できるよう努めてまいります。

障害のある方の支援のための障害福祉計画の策定と推進、子育て支援のための保育園、こども園、放課後学童クラブへの支援を図ってまいります。出生祝い金の交付や子ども医療費助成などを引き続き実施し、子供を産み育てやすい環境整備に努めます。

予防接種においてロタウイルスが定期化となり、任意接種のおたふくかぜを加え、肺炎や風疹対策も含めて、町民の健康予防対策を充実させてまいります。

5. 行財政運営、令和元年度の一般会計予算では、湯楽里リニューアル改修事業をはじめとする普通建設事業費が多額であったため、予算規模が増額となり、起債等により財源を確保しましたが、なお財源不足を補填する財政調整基金繰入金の 7,000 万円を繰り入れないと予算が編成できない状況でありました。

令和 2 年度は、小中学校校舎外壁等改修事業、御大師堂修復事業、農村環境改善センター改修事業をはじめとする公共施設の長寿命化等に要する歳出規模が膨らむことが確実であり、その財源調達に適切に対応しなければいけないと強く認識いたしております。また、第 6 期行財政改革計画に基づいた行財政の立て直しを図るとともに、経常経費削減に前例にとらわれることなく、徹底的な無駄の排除にしっかりと取り組んでまいります。

ふるさと納税については、昨年度、国の法改正による大きな環境変化の影響を受け低迷いたしました。ふるさと寄附金は本町の各種事業に活用を図ることができる貴重な財源であるということを念頭に置き、全国の皆様にご支援をいただけるよう推進を行ってまいります。そのため、担当課の体制を強化の上、町の魅力発信と返礼品の拡充に努めてまいります。

令和元年度に各方面の御協力をいただき策定いたしました第 2 期総合戦略は、開始年度となります。人口減少に少しでも歯止めをかけるため着実に推進してまいります。また、令和 2 年度は第 6 次総合計画及び過疎地域自立促進計画の策定年度となるため、町民の皆様はじめ関係団体の御意見把握に努めながら策定を行ってまいります。

次に、令和 2 年度湯前町国民健康保険特別会計予算編成方針。

国民健康保険は、都道府県が財政運営の責任主体である新国保制度になり 3 年目を迎えました。掛かる医療費の支払いについては、納付金を納めることにより県が全額負担

していますが、この納付金の算定については、過去3年間に掛かった医療費総額が基準となってきますので、掛かる医療費の動向は重要となってきます。特定健診受診率60パーセントを目標に受診勧奨を行い、医療費の適正化に取り組んでまいります。保険税につきましても、適正に賦課を行い、徴収率向上に取り組んでまいります。

国は多くの労働者の保障を充実させるため、被用者保険の適用拡大や適用事業所の見直しなどの方針を掲げており、更なる被保険者の減少は避けられない状況にあります。数年後においては、団塊の世代が75歳を迎えられることにより、大幅な被保険者の減少が予測されますので、将来を見据えながらの運営が重要となってきます。

国民皆保険の最後の砦として、適切な医療を安心して受けていただくために、状況判断をしっかりと行い、更なる安定運営に努めてまいります。

次に、令和2年度湯前町下水道事業特別会計予算編成方針。

本町の下水道の接続率は、平成31年4月現在、82.3パーセントとなっております。下水道施設は、健康で快適な生活基盤となる必須の施設ですので、今後も接続率の向上に努めてまいります。

平成29年度に策定した湯前町下水道ストックマネジメント基本計画に基づき、今後、施設の老朽化の進行状況を考慮し、リスク評価等による優先順位付けを行った上で、施設の点検、修繕等を実施いたします。

また、将来にわたり事業を安定的に継続するための経営の基本計画である下水道事業経営戦略により、経費抑制等を意識した経営に取り組んでまいります。

また、経営の安定化を図るため、受益者に対する啓発や収益率の向上に努め、将来を見据えた経営状況の的確な把握に努め、公営企業法適用については、令和5年度までの公営企業会計化に向けて取り組んでまいります。また、使用料金体系の見直しも併せて進めながら、安定した下水道事業運営に努めてまいります。

次に、令和2年度湯前町介護保険特別会計予算編成方針。

令和2年度は、第7期介護保険事業計画の最終年度であり、第8期計画を策定する年でもあります。第7期が前期のように、資金不足による県からの貸付けを受けることなく運営できるよう、細心の注意を払いながら健全な運営を行ってまいります。

また、第8期計画の策定にあたり、町民の介護サービスの利用に関する意向等について、ニーズ調査をもとに把握します。また、生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組みを勘案して、要介護者数の見込みと負担の在り方を検討し、適正な介護サービス量を見込み、最終的に介護保険料を見込む予定であります。

介護予防・重度化防止を目的とした各地区公民分館での通いの場の活動の充実強化のため、口腔ケアのための歯科衛生士の出前講座、地域密着リハビリセンターの派遣経費などを増額し、住民主体の通いの場を支援します。

また、町と地域の介護、医療、保健、福祉がお互いに連携をとり、その地域で必要なサービスの提供ができるよう、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に向けた取組みを推進します。

身近にある公民分館という通いの場ができ、外出する機会が増え、体力が保たれることとともに、地域住民同士の会話が増え、お互いの笑顔があふれ、住みやすさを実感し、幸福度が向上することへつながっていくことを期待しております。健康寿命を延伸し、一人ひとりが期待され輝く地域、誰もがより長く元気に活躍できる地域をつくるため、積極的に事業展開を進めます。

今後も、介護保険事業の適正な運営のために、さらに保険給付費の適正化と健全な財政運営に努め、保険制度の理念である高齢者の自立した生活の支援を進めてまいります。

次に、令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算編成方針。

後期高齢者医療保険は、制度発足から12年目を迎え、被保険者の理解も深まり、75歳以上の方々に対する医療保険制度として定着したと言えます。しかし、年々増加する被保険者とあいまって、医療費の伸びが深刻な問題となっており、本制度を取り巻く状況は大変厳しいものとなっています。このような中、従来からの課題である、保険料・患者負担・公費負担の組み合わせ、世代間・世代内の負担の公平の確保、医療費の伸びの適正化などに対する改善策の一つとして、保険料の軽減特例の見直しが順次行われているところではありますが、令和2年度においては、県の財政安定化基金を活用してもなお、医療費の伸びには追いつかず、9年ぶりの保険料改定を行うこととなりました。

また、2040年頃には、団塊世代のジュニアが被保険者となり、高齢者人口がピークを迎えることとなるため、国が、更なる「健康寿命を3年以上延伸し75歳以上とする。」と目標に掲げております。本町においても、その趣旨に添い、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を行っていくこととなりますので、その方向を決める年度になります。常に、運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合との連携を密にして、情報共有を行い、健全な財政運営が堅持できるよう努めてまいります。

次に、令和2年度湯前町水道事業会計予算編成方針。

本町の水道は、現在、普及率97パーセント台と高い水準にあります。今後は、水需要の減少に伴う収益の減少や水道施設の老朽化に伴う維持費の増加が見込まれる中で、より効率的な事業経営が求められています。

施設管理については、企業債による財源により重要な管路の布設替えを行ってまいりました。本年度から補助事業を活用し、老朽化した配水管の更新と併せて管路の耐震化を進めていくこととしています。配水管更新工事、施工延長2,086メートルを予定しているところです。また、水道管の位置、設置年度、構造などを整理した水道施設台帳を整備することとします。

今後も水資源の保全を図り、老朽化施設の更新や維持管理の強化に努め、安全な水道水を安定的に供給できるよう努めてまいります。

以上、施政方針及び予算編成方針を終わります。

○議長（倉本 豊君） 以上で、施政方針及び予算編成方針を終わります。

-----○-----

日程第6 議案第5号 人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第6、議案第5号、「人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第5号について、提案理由の説明を申し上げます。

人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更については、一部事務組合の共同処理する事務を変更し、規約を変更するときは、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を経る必要があります。また、構成町村との同文議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては課長より説明をします。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第5号について、御説明いたします。議案2ページの新旧対照により御説明します。右側が改正後でございます。

これまで、人吉球磨広域行政組合が管理する特別養護老人ホーム福寿荘の運営を、社会福祉法人絃健会に移譲すること、並びに胸部検診車を球磨郡公立多良木病院企業団に移管することに伴い、令和2年3月31日をもって、行政組合の共同処理する事務から、「特別養護老人ホームの設置、管理及び経営に関する事務」、「介護老人福祉事業及び短期入所生活介護事業に関する事務」並びに「検診車の設置、管理及び経営に関する事務」について廃止するためであります。

1ページにお戻りください。附則として、この規約は、令和2年4月1日から施行するものです。構成町村と協議により同文議決をお願いするものです。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○7番（高橋一雄君） 私は、広域行政組合の公設公営の果たした役割は、非常に大きかったものと考えます。福寿荘を本町に設置したことにより、球磨地域の、及び本町の老人福祉の向上、維持について、町長はどのようにお考えなのか、まずお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 福寿荘につきましては、湯前町におきまして、その歴史を刻んでまいりまして、あさぎりからといたしますか、昔でいきますならば、免田から全部こち

らのほうの、上球磨という言い方でいいかと思っておりますけども、高齢者の皆様方を受け入れまして、老人福祉のところで貢献してきたということでございます。

ただ、今回御提案させていただきました分につきましては、介護の観点からいきますと、経営状況が非常に厳しくなっているという状況がございましたので、今回、民営化をお願いいたしまして、制度の中で取れる交付金等もございますので、それを含めたところで、更に経営の安定を図りながら、そして老人福祉、介護の充実をさせていただくということで、民間を活用させるということで、今回、昨年度、一昨年度からでございますか、福寿荘の民営化について検討を行い、先ほど総務課長が説明したところでございますが、ここまでの段取りになったということでございます。私といたしましては、一定の評価を得てですね、これまで地域に貢献した福寿荘であるというふうに申させていただきます。私といたしましては、一定の評価を得てですね、これまで地域に貢献した福寿荘であるというふうに申させていただきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○7番（高橋一雄君） 私は広域行政組合の規約の一部変更について、賛成の立場で討論に参加いたします。

私ども、昔、知っている保守の政治家は、弱い人、高齢者に心を寄せる政治をしてきました。例えば、田中角栄元首相は、金権政治化として話題になりましたが、田中政権時代に老人福祉元年といわれました。ところが、現在の保守政治の中で、老人福祉が軽視されているのではないのでしょうか。そして、この行政組合のリーダーである人は、その中央の政治を地方に忠実に実施しようとしています。そうであるならば、そうした人がリーダーである行政組合よりも、地域の、今回指定されました法人は、従来から地域の医療に尽くされてまいりました。また、新たに福祉法人としての資格も得られましたが、介護事業等においても、大変地域で活躍されています。私は、これからの新しい特別養護老人ホームが、入所者の方、家族の方にとっても、安心して過ごせる施設であり、また介護に従事する職員にとっても、これまで以上の待遇改善が進められるように法人が取り組まれることを強く願いまして、賛成いたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第5号、「人吉球磨広域行政組合の共同処理する事務の変更及び規約の一部変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第5号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第6号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第7、議案第6号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第6号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

湯楽里建築改修工事（第1工区）の契約について、契約金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をいたします。どうぞよろしくお願ひいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 議案第6号につきまして、御説明申し上げます。

昨年10月1日の臨時議会におきまして御可決いただきました湯楽里建築改修工事（第1工区）の請負契約につきまして、今回、変更を行いたく提案するものでございます。

議案書の1ページをご覧ください。

1、契約の目的、2、契約の方法、4、契約の相手方につきましては、変更がございません。3、契約の金額につきまして、変更前金額は6,490万円でしたが、今回8,016万633円に変更するものでございます。1,526万633円の増額変更となります。

次のページをお開きください。ご参考といたしまして、仮の変更契約書の写しを添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

今回の工事につきましては、当初設計段階から施設側と設計者との協議を行いながら実施をまいりましたが、工事が進みます中で判明してきた部分がありました。そのため、今回の改修工事では、一つ、長期休業の期間にしかできない箇所を最優先とすること、二つ、足場があるときにしか作業ができないため、高所については優先とすること、この2点に重点を置きまして工事を実施してまいりました。

なお、詳細につきましては、議案説明資料に、棟ごとに主な変更箇所の増減表を添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 当初の契約の金額より20パーセント弱の増額となっております。

この増額になった理由について、もう少し明確にお答えください。

○企画観光課長（本山りか君） はい、議案説明資料に添付しております増減の内容を記載しておりますが、これにもございますように、まずは当初、施設側からの御要望を踏まえて設計をいたしたところなんです、実際、工事を進めていきます中で、各所において、やはりどうしても今やっておかなければならない部分というのが見えてまいりましたものが、この部分でございまして、先ほども申し上げましたとおり、優先順位を付けて、今回やっておく必要があるものということで、判断をさせていただきまして、非常に高額な増額変更にはなるかと思いますが、工事を進める中で、どうしても今回やっておくべきという点については、工事を進める中でしか判断ができなかったこともありますことを、どうぞ御了承いただければと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） これだけの変更内容を、3月15日のオープンまでには、間に合わせることは可能なのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） はい、その段取りをですね、業者の方には御説明をしております、工期内には、25日を、一応、工期と定めさせておりますので、その間で進めることができます。オープンにつきましてはですね、今のところ、15日のプレオープンということで考えておまして、プレオープンには差し支えなく、御利用をいただけるものと思っております。そして、全体的な完了のほうを25日ということで、計画どおり進んでいる状況でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第6号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第6号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第8 議案第7号 工事請負契約の変更について

○議長（倉本 豊君） 日程第8、議案第7号、「工事請負契約の変更について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第7号、工事請負契約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

湯楽里浴場設備改修工事の契約について、契約金額に変更が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をいたします。どうぞよろしく願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 議案第7号につきまして、御説明申し上げます。

昨年10月1日の臨時議会におきまして御可決いただきました湯楽里浴場設備改修工事の請負契約につきまして、今回、変更を行いたく提案するものでございます。

議案書の1ページをご覧ください。

1の目的、2の方法、4の相手方につきましては、変更がございません。

3、契約の金額につきまして、変更前金額5,863万円でありましたが、今回6,388万6,170円に変更するものでございます。525万6,170円の増額変更となります。

次のページに、仮の変更契約書の写しを添付しておりますので、御確認をお願いいたします。

この工事の主な変更点を御説明いたしますと、電気風呂増設に伴います変更と厨房室改修に伴います変更、それから温泉供給のための機械室、泉源施設の改修に伴う変更でございます。詳細につきましては、議案説明資料を御確認いただければと思っております。

以上で、御説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○3番（森山 宏君） 先ほどの椎葉議員の質問と一緒になんですけども、この変更契約、そしてこの工期が25日ですか、25日ですよ。これが増設工事、または厨房施設工事って、これは工期的に間に合うようなんですかね。そして、これ新たに生まれた変更箇所ですよ。これが、短期間でできるわけですか、施工完了になるわけですかね。

○整備係長（伊藤賢一郎君） 先ほどの椎葉議員の関連と森山議員の御質問ですけれども、一応、工期の中で、工事を、工程会議を行っております。変更の箇所については、それぞれ各受注者側から、こういう部分に変更として、設計として、見てられない部分があるのでということで、それぞれ協議書というのを、工事の中でですね、出させていただいております。その中で、設計者と一緒に会って、この部分が工事として必要なのか、またこの部分については、単価として、ちょっと予算的には厳しいというところで、こちらのほうで判断、監督員としまして判断させていただきながら、指示を出しております。その部分については、指示が出たということで、こちらとしては、工事をその部分で発注をかけていると。受注者側は、この部分で、発注者側は、ゴーサインをいただい

ているということで、工事を進めさせていただいております。

本山企画観光課長が、間に合いますということでございましたけれども、一応、工事の中で、工程会議の中で、その部分を精査させていただきながら、工事をしているというところがございます。あくまでも仮契約の中での提案でございますけれども、工事をしながら、金額を精査していくというようなところで、御理解をいただければなと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 多分ですね、現場において、増額というか、変更だったと思います。ただ、あまりにも変更金額がちょっと増大、大きな金額だもんですから、結局、監督員決裁で増額変更を認めたのかなというふうに捉えますけれども、そういうのはなかったわけですかね。

○整備係長（伊藤賢一郎君） それぞれ各業者から見積りをいただきまして、その部分の価格が適正であるかという部分につきましては、設計管理者のほうにお願いをしまして、単価の更正といえますか、チェックをさせていただいております。

○3番（森山 宏君） 単価は、結局、監督者である係長のほうが決定したのかというのは、ちょっと定かではなく、その単価のもと、真贋といえますか、それは曰く、業務委託をしている、監理業務を委託をしているところの設計屋さんからの単価をそのまま。というのが、単価訂正とか、その出てくる金額の工事がですね、ものすごく大きい金額だもんですから、曰く、何ですか、入札のときの入札残で、それだけの分の余裕があるけんていうふうな捉え方をするわけなんですけれども、各担当において、こういう金額のものを、事前着工してもいいものかなと、もうちょっと前にあって然るべきじゃなかったのかなと思えますけれども。

○議長（倉本 豊君） ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後0時02分

再開 午後0時58分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、日程第8、議案第7号、工事請負契約の変更についての質疑の途中です。発言を許します。

○企画観光課長（本山りか君） 先ほどの森山議員の御質問でございますが、工程の中で、床を剥いでみないと分からない箇所など、調査時点で判明しなかった場所がありました。昨年の8月の全員協議会でも御説明をさせていただいておりますが、そのような箇所につきましては、設計管理者の立会いのもと、専門的知見から、今回の工事で補修

するかどうか、協議を行いました上で、予算の範囲内で工事を実施させていただいております。どうぞ御理解をいただければと思います。

○町長（長谷和人君） 森山議員の質問に関連して、私からもお詫びを申し上げるところでございます。今回の工事変更の契約関係につきましては、議員の皆様に対しまして、工事の進捗に併せながら、その工事の現在の状況、進捗状況等につきまして、全協等を通じながら、丁寧に説明すべきというふうなことだったというふうに思っている次第でございます。その点につきましては、配慮がなかったということで、改めて私からも、お詫びを申し上げるところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 今の関連で、1点だけ確認させていただきます。確かに、今回工期が非常に短いことから、事前着工によることは、やむなしと考えております。ただ、行政手続きとして見たときに、私、国交省が出している発注者、受注者間における建設業法令遵守ガイドラインというのがありまして、その中で、建設業法上、違反となる行為、事例の中に、先ほどの事前着工、仮契約をする前の事前着工についての事例が挙がっております。今回の行政手続きとしては、問題があるのか、ないのかだけ、確認させていただきます。

○企画観光課長（本山りか君） 今、申し上げられました違反事例については、ちょっと調査をさせていただいてもよろしいでしょうか。申し訳ありません。お時間をいただければと思います。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時01分

再開 午後1時04分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○整備係長（伊藤賢一郎君） 先ほどの御質問ですけれども、契約変更前に事前着工という形になって、形上はですね、なっておりますけれども、その段階がありまして、工程会議の中で、受注者側から協議書というのが上がってきます。協議書というのが、こういう部分を改修したいけれども、どうでしょうかという伺いがあちらのほうから出てきて、それに対して、うちのほうで変更するとか、変更しませんとか、あとはもう工事をしませんとかいうのを、書面上で取り交わしを行います。これは、発注者と受注者の中での協議になります。それを、ずっと積み重ねながらですね、最終的に工期が今回3月になりますけれども、積み重ねながら、金額を調整しながらですね、工事を進めているというところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 発注者と業者との間での協議がなされて、書面で合意を交わしながら進めているということで、仮契約の前に事前着工しても問題ないという話ということで理解しました。町長、このあたりのやり取りはですね、今後もこういうケースがあった場合には、事前に仮契約の前に、事前着工をしていくということで、問題ないということで、町長のほうからも明言いただければと思います。

○町長（長谷和人君） 実はこういう工事のこと、5,000万円以上でございましたんで、議会の議決を要するところでございますが、一般的な工事の内容につきましても、実は工事打合わせ等によりまして、金額が増になったり、減になったり、そして大きな分につきましては、今回、湯楽里の分につきましては、こういう内容で変更させていただくということで、私までも来ているということで、段取りをしておりますので、この件につきましては、今、椎葉議員が御質問いただきました分については、正確にこの契約の内容については違反でなくということで、私としては承知しているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第7号、「工事請負契約の変更について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第9 議案第8号 工事請負契約の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第9、議案第8号、「工事請負契約の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第8号、工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

湯楽里照明設備改修工事について、工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 議案第8号につきまして、御説明を申し上げます。

昨年9月27日に契約をいたしました湯楽里照明設備改修工事につきまして、今回、変更を行いたく、変更しますことで5,000万円を超える工事契約となりますことから、議会の議決が必要となりますので、御提案をするものでございます。

1、契約の目的でございますが、工事名を記載しております。湯楽里照明設備改修工事でございます。

2、契約の方法につきましては、指名競争入札でございます。

3の契約の金額でございますが、5,467万5,054円となります。当初請負契約金額は4,807万円でしたが、今回660万5,054円を増額しまして、5,467万5,054円とするものでございます。

4、契約の相手方につきましては、人吉市願成寺町1343番地1、白鷺電気工業株式会社人吉営業所、所長、水野洋一様でございます。

ご参考といたしまして、次のページに当初の請負契約書と仮の変更契約書の写しを添付しておりますので、ご覧ください。

この工事の主な増額要因につきましては、誘導灯や非常灯の更新台数を増やすことのほか、照明器具につきまして、施設側の御要望もあり、間接照明などを増やすことによるものです。詳細につきましては、議案説明資料をご覧ください。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第8号、「工事請負契約の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第10 議案第9号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（倉本 豊君） 日程第10、議案第9号、「地方公務員法及び地方自治法の一部

を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第9号について、提案理由の説明を申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、湯前町区長設置条例の一部改正を含む14条例の改正と5つの条例の廃止を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第9号について、御説明申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、これまでの臨時・非常勤職員から会計年度任用職員制度への改正、また、特別職の非常勤職員の区分が厳格化・明確化されたことに伴う改正でございます。

議案7ページの新旧対照表により、説明申し上げます。湯前町区長設置条例の一部改正でございます。

区長について、特別職の非常勤職員として、その身分を公務員の扱いに準じておりましたが、今回、特別職から外れるということになったことから区長の設置条例の改正を行うものでございます。新しい地方公務員法でいう特別職の要件は、「専門的な知識経験又は識見を有する者が就く職であって、当該知識経験又は識見に基づき、助言・調査・診断その他総務省令で定める事務」というところに該当しないことからの改正でございます。

条例制定については、第1条は、23の行政区を示すものです。

第2条は、区長への委嘱の事項を定め、行政区の住民が選出した者を町長が委嘱することによってお願いするものでございます。

第3条は、区長の活動を明確にするものです。1号に行政区に関する調査、2号に行政区に関する連絡、3号に町長が依頼する配布物等の配布や回覧、4号に町長が実施する会議等への出席でございます。

第4条は区長の任期を2年としてございます。

議案8ページになります。

第5条は区長への委託料の給付、会議等への出席に際しての謝金・日当を給付する条文でございます。

第6条は、規則への委任の条文でございます。

同じく8ページでございますが、職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。

第7条の育児休業をしている職員への期末手当等の支給のところ、第2項の職員に

は会計年度任用職員を除くという括弧書きの規定を設けたものでございます。会計年度任用職員には期末手当の支給はありますが、勤勉手当は支給されないことによるものでございます。

また、8条の育児休業を取得し、その後復帰した職員に対する給料表の号級調整を行うものですが、ここでいう職員は正規の職員のことをいうもので、会計年度任用職員には適用しないことを明文化したところでございます。

次に、9ページでございます。職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正でございます。

第17条について、「臨時又は非常勤の職員」の名称を「会計年度任用職員」の条文に改めるものでございます。

次に、職員の懲戒の方法及び効果に関する条例の一部改正でございます。会計年度任用職員にも正規職員と同様に、職務上の非違行為があった場合、懲戒処分の対象となるものでございまして、その種類としまして、戒告、減給、停職、そして免職という、非違行為の量定により処分が定まります。その懲戒処分の種類の中で、減給のところですが、フルタイム会計年度任用職員は正規職員の給料表によるところですが、パートタイム会計年度任用職員は、その職務上、勤務時間がそれぞれ異なることから、減給額を定めるために明文化したものでございます。

次に、職員の分限に関する方法及び効果に関する条例の一部改正でございます。

第3条第1項は、「超えない」という部分の字句の改正でございます。

第4項については、通常、職員が休職できる期間は「3年を超えない範囲」とありますが、会計年度任用職員は1年間の範囲内かつ単年度の任用でございますので、任期の範囲内とする改正でございます。

次に、10ページでございます。湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

第22条については、「臨時又は非常勤職員」の名称を、代替え職員等に要する「臨時的任用職員」を充てる場合のもので、名称を改めるものでございます。

第22条の2については、パートタイム任用職員の給与は、12月議会で可決いただきました湯前町会年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例で行うという条文でございます。

次に、湯前町公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正でございます。第2条第2項第3号について、地方公務員法の条番号の修正と、条件付採用の字句の修正を行うものでございます。

次に、11ページでございます。湯前町職員の定数に関する条例の一部改正でございます。

第1条の定義ですが、臨時の職員の部分で、先ほど湯前町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正で説明しましたが、「臨時又は非常勤職員」の名称を、「臨時の職員」という名称に改めるものでございます。

例えば、一般職の正規の職員が、急な病気で長期の休暇を取得するといった場合の、代替え職員に要する臨時的任用職員がそれになります。

次に、湯前町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正でございます。

人事行政の報告で、職員の勤務時間、勤務状況、懲戒処分の状況、研修の状況など、1年に1回公表することございまして、役場掲示板、ホームページで公表しております。

第3条、報告事項の対象となる職員で、パートタイム会計年度任用職員は除くという条文を追加し、改正するものでございます。

次に、湯前町政治倫理条例の一部改正でございます。

第3条の議員及び町長などの責務の条文でございますが、規制する行為の種類において、第5号の条文でございますけれども、これまでは町職員に非常勤職員と臨時職員も含んでございましたが、地方公務員法で定める一般職には、会計年度任用職員も含むことを意味する改正になるものでございます。

次に、議案12ページでございます。湯前町中央公民館の運営に関する条例の一部改正でございます。

公民館長が会計年度任用職員の位置付けとなることから、第4条について、任期の定めを従来の2年から、会計年度の期間のうちで定めるものとする条文への改正でございます。

議案12ページから13ページでございますが、湯前町特定公共賃貸住宅管理条例、そして湯前町地域優良賃貸住宅管理条例、そして湯前町若者定住促進住宅管理条例の3つの条例の一部改正でございます。

3つの条例とも、住宅管理人がそれぞれ特別職の非常勤職員として、その身分を公務員の扱いに準じておりましたが、今回、特別職から外れることとなったことから、それぞれ削除の改正を行うものでございます。

なお、今後は個人との委託にて契約、委託料にて支払っていくということになります。

施行期日は、令和2年4月1日からとさせていただきます。

次に、6ページに戻っていただきたいと思います。第15条ですが、湯前町区長の報酬並びに費用弁償に関する条例、湯前町一般職非常勤職員の任用、勤務条件等に関する条例、湯前町理事設置条例、湯前町換地・評価委員会設置条例、湯前町地籍調査推進委員会設置条例、以上については条例を廃止するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 10 ページの下の段、第7条の文章の中に、「条件付採用になっている職員」という修正があります。条件付の付が、ちょっと細かいんですけど、付がですね、地方自治法とか地方公務員法では、この改善前の内容になっているんですが、今回あえて修正しているのは、なぜでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 今回、この条例改正については、専門の業者のほうに業務委託しているところでございますけれども、これについては、この付の字句の調整を行うようところで、修正がされておまして、改正前、改正後、改正後のほうの付を採用させていただいたということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、業務委託先の変更内容というのは、これはもう例規の基となる重要なところで、もうそこから言われたものは、全部もうそのとおりに改正していくという考えなのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） すみません。私のほうが調査不足、精査不足等もあるんですけども、最新の地方公務員法の条文ですね、そちらのほうを見ますときに、この改正後の付の文字を使っている条文になってございますので、そういうことで理解していただきたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第9号、「地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第9号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第11 議案第10号 特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第11、議案第10号、「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 10 号について、提案理由の説明を申し上げます。

特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部改正について、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の改正等に伴い、所要の改正を行うものがございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第 10 号について、御説明いたします。先ほどと同じように、地方公務員法並びに地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の非常勤職員の区分が厳格化・明確化されたことに伴う年額報酬の改正などが主なものがございます。

5 ページの新旧対照表により御説明申し上げます。右側が変更後であります。

第 1 条は、地方自治法の改正による第 203 条の番号の改正によるものでございまして、議会議員以外の特別職の非常勤職員の報酬、費用弁償を支給することを明確化されたことによるものでございます。

次に、第 2 条第 2 項に関する別表第 1 の改正でございます。

改正前が右側です。「文化財管理人」のところでございますが、「城泉寺・御大師堂・宝陀寺」になります。特別職の非常勤職員から外れることになりますので削除を行いました。今後は個人との業務委託として運用をしております。

6 ページです。改正前、右側の下のほうでございますが、次に、「公民館長」は会計年度任用職員へ移行し、そして「公民分館長」は、特別職の非常勤職員から外れることになりますので削除を行いました。今後は個人との業務委託として運用をしております。

次に、同じく 6 ページの改正後、左側の下のほうでございます。「町医・保育所医」、そして「健診医・予防接種医」の年報酬の単価改正がございまして、「1 万 6,000 円」を「1 万 6,320 円」に改正しております。

また、小学校と中学校の「内科医」と「内科医以外」の年報酬についても、それぞれ年報酬の単価改正がございまして、内科医が「24 万 6,000 円」を「25 万 920 円」へ、そして内科医以外が「21 万 9,000 円」を「22 万 3,380 円」へ改正しております。

議案 7 ページでございます。改正前、右側の下のほうでございますが、次に、「附属機関の委員及びその他の構成員」というところと、その下の「附属機関の委員及びその他の構成員のうち弁護士等」のところでございますが、特別職の非常勤職員を厳格化されたことによりまして、新しい地方公務員法における解釈でございますが、諮問・答申するような委員会や審議会といった附属機関で、条例に設置根拠を設けた委員、そして弁護士等の有識者をいうことを明文化した改正でございます。

次に、新しい地方公務員法において、法の第 3 条第 3 項第 2 号の解釈でございますが、専門的な知識または識見、経験を有して、助言、調査、診断、または総務省令で定める

事務であり、要綱に設置根拠のある委員会等の委員の報酬額を定めました。

次に、改正前、右側でございますが、「住宅管理人」は、特別職の非常勤職員から外れることとなりますので削除を行いました。

そして、その下でございますが、「理事」を削除いたしました。

次に、改正後、左側でございますが、「健康管理医」についても年報酬の単価改正がございまして、「4万1,100円」を「4万1,870円」へ改正しました。

最後に、8ページでございます。別表第3でございますけれども、日当額の改正になりますが、これについても年報酬の単価改正がございまして、職務従事日当「6,000円」を「6,120円」へ、看護師の職務従事日当「3,000円」を「3,060円」へ改正しました。

施行期日は、令和2年4月1日からとするものでございます。以上です。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 7ページの法第3条第3項という記述が変更になっています。この法というのは、何を指しておられますか。

○総務課長（高橋 誠君） 地方自治法を指すというところです。

○2番（椎葉弘樹君） これは地方公務員法ではないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） はい、地方自治法で認識しております。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時31分

再開 午後1時32分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○総務課長（高橋 誠君） 5ページのほうでですね、第1条のほうに、この条例は地方自治法というところで、この法がなるんですけども、ただこの別表第1のほうですね、いま指摘を受けております法第3条第3項第2号に定めるという部分については、新しい地方公務員法になるところで、この表の書き方といいますか、定め方がまずいということでございます。ここについては修正をさせていただきたいと思いますが。

○議長（倉本 豊君） ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時33分

再開 午後1時34分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

お諮りします。本議案第10号は修正を要しますので、採決を先送りにして、次に進み

たいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

では、次に進みます。

-----○-----

日程第 12 議案第 11 号 湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 12、議案第 11 号、「湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 11 号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について、住宅管理人に関する条文等の字句の修正及び町営住宅の解体に伴い、条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第 11 号について、御説明申し上げます。

3 ページ、新旧対照表を御参照ください。左側が改正後になります。右側の改正前、第 7 条第 2 項の下線部分、「前条第 1 項第 2 号ロ」を左側の改正後、「第 2 号イ」に改めるものです。参照元である第 2 号のロの表記がイの誤りであったため、字句の修正をするものです。

次に、第 36 条第 3 項、2 行目、「盗用」を「窃用」に改めるものです。

また、第 37 条第 3 項の 2 行目、「前項第 1 項」の「前項」を「前条」に修正するものです。

次の第 43 条、住宅管理人に関する規定を削除し、その後 4 ページにかけて、第 43 条から第 45 条まで、条ずれを改めるものです。

最後に、別表につきましては、上牧原住宅の 2 戸について解体し、現状の戸数 2 戸へと修正するものです。

附則といたしまして、令和 2 年 4 月 1 日から施行することとしております。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 11 号、「湯前町営住宅管理条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 11 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 13 議案第 12 号 湯前町インターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 13、議案第 12 号、「湯前町インターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 12 号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町インターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について、使用料の金額を変更するため、条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第 12 号について、御説明いたします。

平成 21 年、平成 22 年に、町は光ファイバーを公設で整備して、その後インターネット接続サービスについて、公設公営で運用してまいりました。

当時、インターネット接続世帯数の目標を 300 世帯に設定しておりまして、その目標達成のために、ICT利活用推進協議会等によって利用者の増加推進も含めてまいりました。

議案説明資料 5 ページになりますが、現在、当初目標の 300 世帯から、400 世帯を超える方が加入されてこられました。全世帯の 24.2 パーセントの加入率でございます。

今回、情報通信管理費 4,695 万円でございますが、そのうち、インターネット接続サービス専属に要する支出費用を加入者で 100 パーセント見まして、インターネット接続サービス全体運用に必要な IP 告知端末の運用であったり、光伝送路の保守等に係る A の部分、電柱共架などの電柱維持に係る経費など、そして B の伝送路点検や移設工事などの伝送路設備の保守委託に係る経費、そして C の宅内放送装置・インターネットに係る経費と、その下の D のその他に、加入者率 100 パーセントの部分と 24.2 パーセントで案分した部分で算出した上で、歳出が、この議案説明資料で申しますと、右側ですね、1,708 万円となることから、加入者数 400 世帯で料金の見直しを行ったところでございます。

タブレットのほうの2ページに戻っていただきまして、新旧対照表でございますが、別表の改正になります。個人及び事業所・団体等のインターネット接続サービス使用料を、月額3,700円を3,500円に改正するものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 前回3,700円に改定したときの加入者世帯は、330世帯で算出されておりました。今回、400世帯で算出されています。

平成30年度末で360世帯に増え、現状400世帯を超えるわけですが、その損益分岐点を越えた超過分というのは、今どのように管理されていますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計のほうに、そのまま繰入れまして、この情報通信管理費のほうに充当させていただいております。

○2番（椎葉弘樹君） これは毎年度指摘しているのですが、湯前町インターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例を見ますと、この第2条のところに、使用料というのは、「加入者が受けるインターネット接続サービスに係る費用」ということであります。ということは、インターネット使用料を加入者からいただいた分は、そのインターネット接続に係る部分にしか使えないということが、条例に謳ってあります。従いまして、これまで330世帯から400世帯に上がってきた超過分については、町として、インターネット接続に係る部分に使わなくてはいけないのではないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） この表でいきますと、100パーセント部分がインターネットに専属で使う部分の費用になるところでございますけれども、これまでの私の見解でございますけれども、インターネット利用者の世帯向けには、24時間インターネットのデータというのは、そのままずっと流しているというところで、時間帯によって使用される、使用されないにかかわらず、24時間、そのインターネット世帯者向けには、インターネットのデータを常に流していると、使用されているという環境を作っていると、光ケーブルを24時間使用されている状況というところでございます。

また、インターネット使用者でないところにつきましては、24時間、そこにはデータを流しておりませんで、1週間にどのくらいでしょうか、何回でしょうか、数分の行政の放送を流しているというだけでございます。その光ケーブルの使用頻度の考え方からしても、インターネット利用者の案分率、24.2パーセントとはじかせていただきましたけれども、この御負担を充てさせていただいて、この試算表に基づいたところで、使用料金を定めさせていただいたというところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） この24.2パーセントというのは、インターネット接続に係る部分になっていると思います。ということは、残りの約75パーセントは、インターネットに係らない部分だと理解しています。そうなりますと、その75パーセントの部分に、そ

のインターネット使用料のサービス料を充てがっているということになるんですが、それは今後やはり分けて考えていかないといけないと思うんですが、いかがでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） その部分について、よく精査をまた係のほうでしましてです。ね、今後のこの徴収のやり方、また充当の仕方については、町長ともお話をさせていただきながら、また、その案を作るようなところで検討させていただければと思っております。時間をいただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

○2番（椎葉弘樹君） その超過した部分については、例えばインターネットの今後の設備更新に充てるとか、あるいはサービスの向上に充てるとか、また今後の料金値下げに充てていくという方法もいろいろありますので、是非課のほうで、検討していただきまして、今後の活用に生かしていただきたいと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第12号、「湯前町インターネット接続サービスの管理及び使用料の徴収に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひします。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第12号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第14 議案第13号 湯前町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第14、議案第13号、「湯前町手数料条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第13号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町手数料条例の一部を改正する条例について、デジタル手続法の改正及び住民基本台帳法並びに番号利用法の改正が行われたこと、また熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正により、本町の条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第8号について、御説明いたします。

議案書の1ページでございます。デジタル手続法、正式には、この提案説明のところ

に、情報通信技術の活用によるというところから、法律名が書いてありますけれども、これについての改正が行われたこと、また、住民基本台帳法及び番号利用法の改正があったこと、そして、熊本県知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部改正が行われまして、火薬取締法に基づく事務のうち、「火薬類の譲渡又は譲受けの許可等に関する事務」が令和2年4月1日から事務が本町に移譲されることとなります。このことにより、この事務に対して発生する手数料を条例に追加する必要があり、今回の条例の改正になるものでございます。併せて、それぞれ字句の改正も同時に行っております。

6ページをご覧くださいと思います。新旧対照表により御説明します。

区分「戸籍」のところ、上から10番目、「上質紙を用いた婚姻・養子縁組云々」という手数料の名称で、「認知届出」の部分に、ひらがなの「の」を挿入する字句の改正です。

次に、区分「住民基本台帳」のところでございますが、「除票の写し又は除票記載事項証明書の交付手数料、1通につき、300円」を追加するものでございます。

次に、7ページでございます。「住民票記載事項証明書手数料」、そして「戸籍の附表の写しの交付手数料」は字句の改正です。

その下ですが、右側の「登録原票記載事項証明書手数料」を削除し、左側の「戸籍の附表の除票の写しの交付手数料、1通につき、300円」を追加するものでございます。

次に、区分「個人番号」です。「通知カードの再交付手数料」の廃止・削除を行うものでございます。

次に、区分「印鑑」です。字句の訂正と「登録証明再交付手数料」を「印鑑登録証再交付手数料」に改正するものです。

8ページでございます。次に、区分「総務」、手数料の名称「火薬類譲渡許可申請手数料」、手数料の額「1件につき、1,200円」、次に、手数料の名称「火薬類譲受許可申請手数料」、手数料の額「①火薬類が火工品のみの場合にあっては1件につき2,400円、火薬類の数量が25キログラム以下の場合にあっては1件につき3,500円、その他の場合にあっては1件につき6,900円」となります。

次に、4ページでございますが、附則でございます。令和2年4月1日から適用するものです。ただし、1号ですが、改正のうち、戸籍、住民基本台帳、印鑑の部分については公布の日からになります。

また、2号ですが、個人番号の部分については、公布の日またはデジタル手続法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行するというものでございます。

説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 7ページの個人番号カードの再交付の手数料 800 円について伺います。これはICチップ付きと、ICチップが付かないタイプがあったかと思うんですが、これは一律に800円と考えてよろしいでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、一律に800円ということになっております。

○2番（椎葉弘樹君） ほかの自治体でICチップ付きが200円アップの1,000円でやっていたものですから、ちょっと確認したところでした。

あともう1点、通知カードのほうが廃止になっておりますが、これは総務省が5月くらいに中止するというに基づく削除なのでしょう。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、それに基づいたものになっております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第13号、「湯前町手数料条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第15 議案第14号 湯前町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第15、議案第14号、「湯前町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第14号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法等の一部を改正する法律の施行に伴い、本町の条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第14号について、説明申し上げます。

3ページの新旧対照表により御説明いたします。決算等の審査、第7条でございませぬ。当該審査には、証書類のほか、法第241条第5項の規定による基金の書類に関する審査

事項を明文化したものでございます。

次に、出納職員等の賠償責任の決定、第9条においては、地方自治法の条項ずれが生じたことによる条番号の改正を行うものでございます。

第10条は、条文中の文字の修正を行っております。

施行期日は、令和2年4月1日から適用するものでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第14号、「湯前町監査委員に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第14号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第16 議案第15号 湯前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第16、議案第15号、「湯前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第15号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について、デジタル手続法の改正に伴い、必要な規定を整備するため、本町の条例の改正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第15号について、御説明申し上げます。

デジタル手続法の一部改正により、行政手続オンライン化法が、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律、略称しまして、デジタル行政推進法に改められたことによる法律名の改正を行うものでございます。

また、行政手続き等の利便性や行政運営の簡素化・効率化、手続きや事務におけるデ

デジタル化を進められることになる改正でございます。

3 ページの新旧対照表でございます。書面審理、第6条第2項です。法律名の改正です。また、弁明書の2通の提出については、地方税法による固定資産評価審査会条例に定める手続きであるため、この部分は、デジタル行政推進法に基づく電子情報処理組織、いわゆるオンラインによる弁明書の提出があった場合について、その取扱いを条例で定めることとされたものでございます。

次に、第10条第1項第2号及び第2項第3号は、引用法令であるデジタル行政推進法への名称改正と引用条番号の改正です。

この条例は、公布の日から施行するものです。

説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2番（椎葉弘樹君） 第6条の下のほうに、「前項の規定に従って弁明書が提出」という部分を、あえて修正されていますが、ちょっと前項を見ますと、また同じことが書いてあって、正副2通の弁明書の提出ということで、ここは重複しています。

ここの修正は、要らないのではないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 第1項と第2項、同じ弁明書のほう、ありますけれども、この第2項については、あえてこのデジタル行政推進法による、そのオンラインによる弁明書の提出ということで、あえて使ったというところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先行して、この条例を改正されている自治体の中身を見たときに、上のほうの修正は確かにあるんですが、ここの「前項の規定に従って弁明書」という部分は修正されていなかったものですから、あえてお尋ねしたところだったです。

あまり余計な修正はされないほうがいいのではないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） はい、同じような条文の改正になってございます。ここもですね、今後注意してみたいとは思いますが、今回オンラインをするというところで、使わせていただいたということでございまして、ここもですね、次の改正等々、同じような種類があるかと思いますが、それについてもまた研究したいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第15号、「湯前町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 15 号は、原案のとおり可決されました。

○議長（倉本 豊君） ここで休息のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後 2 時 0 0 分

再開 午後 2 時 1 5 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第 17 議案第 16 号 湯前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する 条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第 17、議案第 16 号、「湯前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 16 号について、提案理由の説明を申し上げます。

湯前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による災害弔意金の支給等に関する法律が一部改正されたため、本町の条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 議案第 16 号、湯前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例につきまして、説明申し上げます。

この条例につきましては、昨年 6 月議会におきまして、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付利率の無利子も含めた変更、また保証人を立てることを必要としないこと、償還方法につきまして、月賦償還の方法も可能となる改正を行ったところであります。この法律改正に伴い、関連する法律施行令が交付され、本町の条例の中の、根拠規定となる法律及び同法施行令の条項ずれが生じたので、改正を行うものであります。

議案書新旧対照表 3 ページをご覧ください。第 15 条第 3 項、償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予につきまして、根拠規定の改正であります。

2 ページをご覧ください。この条例は、公布の日から施行するものであります。

説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 16 号、「湯前町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する
条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 16 号は、原案のとおり可決され
ました。

-----○-----

日程第 18 議案第 17 号 町道路線の認定について

○議長（倉本 豊君） 日程第 18、議案第 17 号、「町道路線の認定について」を議題と
します。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 17 号について、提案理由の説明を申し上げます。

町道の路線認定について、1つの道路を町道の路線として認定するため、道路法第 8
条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第 17 号について、御説明申し上げます。

路線名、杉ノ本上洗口線、起点、湯前町字杉ノ本 1508 番地 1 先から字上洗口 1110 番
地 2 先まで、延長 1264.4 メートルになります。農道を町道へ認定をお願いするものです。

議案説明資料 6 ページのほうに、位置図を載せております。御参照をお願いいたしま
す。

以上で説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○6 番（金子光喜君） お伺いします。ちょうど右手の窓の外に見える道が、今回提案
された道だと認識しておりますが、農道でございますので、いわゆる土地改良法ですか、
そちらのほうで造られた道だと思いますし、農家の方の御利用というのを優先的にされ
た道だと思います。その中で、町道というかたちになったときに、営農に差し支えがあ
るようなかたちになるのかと危惧する話がありますけども、例えば道の横に車を止めて

農作業をされている場合、路側の部分が少なかったりすると、警察のほうに怒られるとか、そういった営農に不都合なことはないのかということを確認させていただきます。

○建設水道課長（皆越克己君） 今回、農道から町道に認定をお願いするというかたちでありますけれども、制度上そのような手続きの上では、そういったことになろうかと思えます。ただ、現状といたしましては、これによって急に環境が変わったりとか、通行量が増えたり、減ったりというふうなことの影響はないというふうに考えておりますし、当然のことながら、交通法規に従ってというかたちになろうかと思えますけれども、その点については大丈夫なのかなというふうなことは思っております。

○6番（金子光喜君） 農家の方の御利用に関しては、今後も問題なく使えるということで、御答弁いただいたと認識させていただきます。

○2番（椎葉弘樹君） 今回移管する町道は、分類的には、1級、2級、その他のいずれになるのかと、MC Iといわれる舗装の維持管理指数、これがどの程度のものなのかといったところについて、お尋ねします。

○建設水道課長（皆越克己君） ただいまの御質問ですけれども、種別につきましては、その他というところになっておりまして、今回、町道に認定というところで、そのMC I指数については未定というところであります。

○2番（椎葉弘樹君） そのMC I等を規定している道路舗装の個別施設計画、昨年3月に策定された分の中に、その町道認定の基本方針というのが、どのような計画で町道に認定していくのかというところがありません。

今後どのような方針で、この町道認定を進めていく考えなのかについて、お尋ねします。

○建設水道課長（皆越克己君） 町道の条件といたしまして、公道と公道を結ぶ路線というかたちでありまして、それに応じたところで、優先順位の高いといいますか、交通量がある程度多いというふうな、そういったものから先に認定をしていくというふうな計画であります。

○2番（椎葉弘樹君） 去年も2本ほど町道に認定されていますが、これを一気に上げていくという考え等はないのか、それともこれは年間で、何本ずつという制約があるのかについてお尋ねします。

○建設水道課長（皆越克己君） 認定する上で、測量等の経費等も掛かってまいりますので、そのあたりにつきましては、計画的にというところで、現状といたしましては、1路線等が各年度実施していく数になってこようかとは思っております。

今後ともですね、そのようなかたちで一度に全てというわけにはいかないと、予算上も経費上も掛かるとお思いますので、そのようなことで、少しずつ順次取り組んでいきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 17 号、「町道路線の認定について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 17 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 19 議案第 18 号 人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について

○議長（倉本 豊君） 日程第 19、議案第 18 号、「人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 18 号について、提案理由の説明を申し上げます。

人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について、第 1 次人吉球磨定住自立圏共生ビジョンの終期を迎え、第 2 次共生ビジョンを策定するにあたり、人吉市との間で締結している人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結があるため、構成する市町村との同文議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） それでは、私のほうから詳細につきまして、御説明を申し上げます。

人吉球磨地域では、平成 27 年 1 月に人吉市と球磨郡 9 町村がそれぞれ 1 対 1 の協定を締結し、「人吉球磨定住自立圏」を形成し、平成 27 年 5 月、「人吉球磨定住自立圏共生ビジョン」を策定いたしまして、今年度までの 5 年間、このビジョンに掲載した事業を進めてまいりました。しかしながら、人口減少は未だ深刻な状況でございまして、今後も圏域が一体となり、安心して暮らし続けることのできる圏域づくりを行っていく必要があるということで、第 2 次ビジョンを策定し、次年度からもこの構想を推進していくということが、昨年 2 月に圏域 10 市町村長におきまして、全会一致で決定されたところでございます。

これらのことを踏まえまして、今年度に入り、10市町村の担当者、地域住民で構成されるビジョン懇談会、地域住民からの御意見、いわゆるパブリックコメントなどによりまして、第2次ビジョンの案を作りこみ、最終的な案が先月の13日に10市町村の首長において承認されたところです。

つきましては、第2次ビジョンの策定にあたりまして、人吉市と締結しております現在の協定の一部を変更する協定の締結が必要となったところでございます。

今回の第2次ビジョン策定にあたりましては、第1次ビジョンで取り組んだものの、第2次ビジョンでは取り組まなくなった事業ですとか新規事業など、事業の中身について変更がございます。協定の第3条に掲げます3つの政策分野の内訳となります別表第1から別表第3の内容につきまして、文言の追加・削除・修正等が生じることによりまして、変更協定が必要となるものでございます。

議案書の2ページをお開きください。こちらに、別表第1から別表第3までを次のように改めるとしておりまして、変更後の協定内容を掲載しております。左から取組事項、取組内容を掲げまして、次に、甲、つまり人吉市ですが、人吉市の役割、乙、つまり湯前町ですが、湯前町の役割を掲載しております。

議案書の8ページからは、現行協定の内容と改正後協定（案）の内容を比較する資料としまして、新旧対照表を掲載しております。この内容につきましては、かなりのボリュームになりますため、申し訳ございませんが説明を割愛させていただきます。

この変更協定に基づきまして策定を予定しております第2次ビジョンの内容をまとめたものが、別途、議案説明資料として提出しております体系図となります。お手数ですが、この体系図について若干の御説明を申し上げたいと思いますので、お手元のほうに御準備をお願いいたします。紙媒体でありますと、A3の用紙で差し上げている分でございます。9ページになってございます。よろしいでしょうか。

こちらは、第1次ビジョンと第2次ビジョン（案）の各事業につきまして、その構成など、変更箇所を比較した表でございます。

中央に第1次ビジョンにおける個別事業名、右側に第2次ビジョン（案）の個別事業名を記載しておりまして、第1次ビジョンと第2次ビジョンの事業の関係性について、矢印で示しております。

第1次ビジョンでは、個別事業が全部で46事業ございましたが、第2次ビジョン（案）では、赤字表記の分について、整理・統合を行っております。また、青字で表記しております分が第2次ビジョンからの新規事業となりまして、第2次ビジョンでは、合わせて20の事業にまとめております。事業数につきましては、46から20へと大きく減っておりますが、整理・統合によるものが大半を占めておりまして、第1次ビジョンの46事業のうち、継続する事業が37事業、継続しない事業は9事業でございます。第1次ビジ

ョンの事業のうち、実質的には、約8割の事業が第2次ビジョンへ継続することになります。

これまで行政上の事業名称で計上しておりましたものを、整理・統合可能なものは統合をし、できるだけ分かりやすい形に組み替えまして、第2次ビジョン（案）をまとめております。

変更協定書別表第1から別表第3に関する説明は以上でございます。

お手数ですが、議案書に戻っていただきまして、7ページをお開きください。「この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その1通を保有する。」としておりまして、甲、つまり人吉市長、乙、つまり湯前町長といたしております。

なお、今回、10市町村のそれぞれの3月議会におきまして、同文の議案が上程されております。これを御可決いただくことができましたらば、今月下旬に合同調印式を行うこととしております。そして、その上で、令和2年4月1日から第2次ビジョンに沿いました事業を開始していくこととしております。

以上、御説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第18号、「人吉球磨定住自立圏形成協定の一部を変更する協定の締結について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第20 議案第19 令和元年度湯前町一般会計補正予算（第9号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第20、議案第19号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第9号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第19号、令和元年度湯前町一般会計補正予算（第9号）の

提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から、それぞれ 6,115 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 34 億 6,492 万 2,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、年度末でございまして、歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行っております。

また、国の補正予算第 1 号における土木費、教育費等の事業を計上したものでございます。併せまして、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第 9 号）の内容について、御説明いたします。

事項別明細書の歳出 22 ページをご覧ください。今回の補正につきましては、人件費を含め、全項目にわたり、不用額が生じたもの、また、年度末までの実績を見込んで不用額が出るものについては更正減額し、不足が見込まれますものにつきましては、追加計上をしたものでございます。それでは、主なものにつきまして御説明申し上げます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、職員手当は、退職手当 768 万 3,000 円についてでございますけれども、令和元年度の退職者分の退職手当組合への負担金でございます。

節 13 委託料 211 万 4,000 円の減額は、23 ページの特定個人情報の安全管理制度構築支援業務委託料、会計年度任用職員制度による例規整備支援業務委託料、合わせて 189 万 2,000 円の入札残による更正減額でございます。

次に、節 15 工事請負費の 208 万 4,000 円の減額は、屋外分煙施設整備工事費で、当初予定していた 5 か所でございますが、小・中学校の 2 か所を設置しなかったため、結果 3 か所の設置になったことによるものでございます。

次に、目 3 財政管理費です。積立金は、上から財政調整基金ほか利子分を計上いたしました。なお、ふるさと応援基金積立金については、令和元年度の寄附金を 2,250 万円と減額修正としましたので、返礼品等の必要経費を除いた金額と利子分を含め、1,031 万 2,000 円を計上しました。

24 ページでございます。すいません、23 ページでございます。

目 9 企画調整費、報酬 465 万 7,000 円の減額は、地域おこし協力隊の募集に応募がなく、報酬、共済費、旅費ほかそれぞれの費目を更正減額しました。また、ふるさと納税については、先に説明しましたが、寄附金の減額により、報償費の返礼品代、役務費の通信運搬費、委託料のポータルサイト委託料、それぞれの費目を更正減額しました。

25 ページでございます。節 13 委託料、湯前総合戦略検証及び新の湯前町総合戦略委託料 67 万円は、入札残による校正減額です。

節 19 負担金補助及び交付金は、人吉球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金ですけれども、令和元年度の町村負担金が確定したため 47 万 9,000 円を更正減額しました。また、空き家リフォーム等補助金も、実績により 286 万 4,000 円を更正減額しました。次に、くま川鉄道経営安定化補助金 330 万 1,000 円は、施設整備として、議案説明資料のほうでございます。紙の媒体のほうで言いますと、7 ページでございますが、線路（施設関係）、電路（踏切関係）の総額 4,539 万円の施設整備事業を実施して、その費用を、紙媒体の説明資料 8 ページでございますが、人口、線路キロ数、財政規模などで案分し、市町村負担金を算出した額を計上しました。

次に、目 11 情報通信管理費、節 13 委託料 296 万円の減額は、IP 告知放送端末機器更新業務委託料で、令和 2 年度に庁舎内のサーバー機器の更新時期でもありまして、それと一緒に更新したほうが経費的にも安価になるということが判明したため、今年度の更新を見送ったことによる更正減額でございます。また、町ホームページリニューアル業務委託料は入札残により、192 万 5,000 円を更正減額しました。

26 ページでございます。項 3 戸籍住民基本台帳費、個人番号カード等関連事務負担金は、通知カードから個人番号カードに申請発行数によって増減するものでございまして、負担金が決定されておりますことから 14 万 3,000 円を計上しました。なお、歳入においても、充当する国庫補助金も併せて計上しております。

27 ページです。款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費は、節 20 扶助費の 664 万 8,000 円でございますが、更生医療給付事業扶助費 161 万円でございます。生保該当者の申請者がおられることから、3 月末までの不足額を計上しました。重度心身障がい者医療費助成金 70 万円、障害者介護給付・訓練等給付扶助費 750 万円は、実績により 3 月末までの不足額を計上しました。なお、歳入にて、民生費国庫負担金、県負担金の障害者福祉費負担金等を併せて更正減額しております。

28 ページでございます。目 2 老人福祉費についても、実績によりそれぞれの費目を補正しました。節 19 負担金補助及び交付金は、介護予防拠点施設整備補助金でございますけれども、今年度は 3 地区の整備を行い、また健康管理血压計購入補助金の購入補助を行い、それぞれ不用額を更正減額しました。次に、節 20 扶助費、老人福祉施設入所措置費は養護老人ホーム入所分でありまして、実績見込みにより 360 万円を更正減額しました。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費は、節 19 負担金補助及び交付金 64 万 4,000 円の減額でございますが、延長保育健全育成事業費補助金ほか、それぞれの補助金で、国の基準単価の改正及び事業費の実績見込みにより更正増減を行いました。なお、歳入の民生費国庫負担金、県負担金の児童福祉費負担金等を併せて調整して計上しております。

次に、29 ページでございます。目 2 児童措置費、節 19 負担金補助及び交付金、湯前保育園運営費ほか、年度途中の入所児童の増減、公定単価改正などの実績見込みにより 269 万 1,000 円を計上しました。歳入の民生費国庫負担金、県負担金のほうも併せて調整して計上しております。

次に、款 4 衛生費、項 1 保健衛生費、目 1 保健衛生総務費 254 万 1,000 円の減額についてです。30 ページでございますが、目 2 予防費 201 万 1,000 円、目 3 環境衛生費 57 万 9,000 円は、事業実績によりそれぞれの費目を更正減額しました。

款 5 農林水産業費、項 1 農業費、目 1 農業委員会費の報酬は、最適化推進活動実績に応じた報酬として、農業委員の活動実績により交付されるもので、366 万 4,000 円を計上しました。なお、歳入の県補助金に農地利用最適化交付金を計上しております。

31 ページでございます。目 3 農業振興費は、節 19 負担金補助及び交付金、農業用廃プラスチック類処理対策補助金 11 万 1,000 円は、処理業者の単価が高騰となったことによることが原因となっております。農業次世代人材投資事業補助金 100 万 7,000 円の減額は、対象の農業者の所得水準による補助金の減額、また、多面的機能支払交付金 227 万 3,000 円の減額は、国の交付率の減額改正によるものでございます。

目 5 農地費、節 15 工事請負費 800 万円の増額は、植木地区用水路改修工事でございます。熊本県からの要請にて、令和 2 年度で予定していた工事分を前倒し予算で取りまして、繰越事業前提で補正するところでございます。次に、32 ページでございます。節 19 負担金補助及び交付金 201 万 8,000 円は、県営農村地域防災減災事業負担金ほか、町負担金が確定しましたのでそれぞれ計上しました。

項 2 林業費、目 1 林業振興費は、節 19 負担金補助及び交付金、湯前町地域産材需要促進事業補助金は、3 月末までの実績見込みにより不用額 70 万円を更正減額いたしました。次に、節 25 積立金、森林環境譲与税基金積立金 80 万 5,000 円は、民有林等林道・作業道改良事業に充当した残額を積み立てるものでございます。

款 6 商工費でございます。33 ページでございますが、目 2 商工振興費、節 19 負担金補助及び交付金、湯前町小規模事業者持続化補助金は、町内の 4 つの事業者による事業実施がございました。事業費には商工会を通じた県からの補助金がございます。補助残の自己負担額に相当する額の 2 分の 1 の町補助金 41 万 5,000 円を計上しました。

次に、款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費、節 19 負担金補助及び交付金 670 万 7,000 円は、国費事業負担金、県道幸野染田線と西の園中里線の改良事業に伴う負担金 704 万 7,000 円を計上しました。また、ブロック塀等耐震化支援事業補助金、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金は、実績により減額し、歳入のほうでございますが、土木費国庫補助金、県補助金も併せて更正減額しております。

次に、34 ページでございます。項2道路橋りょう費、目1道路維持費は、国の補正予算による社会資本整備総合交付金の、令和2年度事業部分の前倒し予算が認められたことによる補正になります。まず、橋りょう点検業務委託料950万円は32か所の点検、橋梁補修詳細設計業務委託料1,900万円は、深田線橋等の修繕工事の設計委託料を計上しました。また、節15工事請負費も国の補正予算によるもので、町道舗装修繕工事3,700万円、町道上里古城線舗装工事2,100万円を計上いたしました。なお、歳入のほうに国の社会資本整備総合交付金5,223万9,000円を計上しました。

次に、款8消防費、項1消防費、目2非常備消防費は、節19負担金補助及び交付金11万1,000円でございます。東京都内の日本消防協会の建物の老朽化に伴い、建替工事を予定されており、消防団を有する全国の市町村に負担金を求められておることから計上したものでございます。団員1人あたり1,000円でございます。

次に、目3消防施設費、節15工事請負費24万4,000円の減額は、今年度2か所の防火水槽設置工事を行いました。入札残による更正減額でございます。次に、35 ページです。節22補償補填及び賠償金131万9,000円は、野中田区、田上区のそれぞれの上水道敷設工事に伴う消火栓設置箇所が必要となりましたので、負担金を計上しました。

次に、款9教育費、項1教育総務費、目1教育委員会費及び目2事務局費は、事業実績によりそれぞれ更正減額しました。

目3学校施設整備費、節15工事請負費6,900万円は、国の補正予算に伴うもので先の議会全員協議会で御説明しましたが、学校教育へのICTを基盤とした先端技術等の効果的な活用が求められているところで、生徒1人に1台の端末と校舎内のWi-Fi環境が必要となってまいります。今回、公立学校情報ネットワーク環境整備費補助金事業による小学校のWi-Fi整備18教室とタブレット端末電源装置の整備の予算を計上したものでございます。なお、歳入のほうで、国補助金と地方債の教育施設整備債を計上しております。

36 ページでございます。項2小学校費から37ページの項3中学校費まで、3月末までの見込みと実績により、それぞれの費目を更正減額いたしました。

38 ページでございます。項5保健体育費、目1保健体育総務費においても、事業実績見込みにより、それぞれの費目を更正いたしました。なお、ページ中ほどの節19負担金補助及び交付金において、全国スポーツ大会等出場奨励金34万9,000円は、空手道全国大会、全国駅伝大会などの出場奨励金を計上いたしました。

目2体育施設費は、節11需用費の修繕料で、海洋センターのトレーニングルームの機器が故障し修繕が必要ですので、28万円を計上しました。

39 ページでございます。款 10 災害復旧費は、目 1 農地災害復旧費、潮山農地災害復旧工事が完了し、設計業務委託料と工事費の入札残の更正減額をいたしております。なお、歳入のほうで、国県補助金及び受益者分担金も更正減額し調整しております。

また、項 2 公共土木施設災害復旧費、浅巻谷川災害復旧工事は入札残でございます。

款 11 公債費、項 1 公債費、目 1 元金の償還元金の 1,158 万 7,000 円の減額は、昨年の平成 30 年度の償還分、年度末の 3 月 31 日に償還日が休日であったため、翌営業日の 4 月 1 日になってしまいます。この 4 月 1 日償還分を、次年度である令和元年度にも同額の償還分を計上していたため、二重となっております。更正減額いたしました。大変申し訳ございませんでした。

次に、歳入でございます。14 ページでございます。歳入につきまして御説明いたします。歳入につきましても、歳出の事業実績などに伴い、それぞれ財源となる歳入の調整を行い計上いたしております。

款 1 町税から、15 ページの款 9 地方特例交付金までは、それぞれ実績見込み、また、交付金等の確定により更正増減しております。

款 10 地方交付税につきましては、今回の補正予算の財源の調整分として、1,608 万 1,000 円の普通交付税を計上しました。

款 12 分担金及び負担金は、歳出のほうで説明しました植木地区用水路改修事業受益者分担金の地元負担金 68 万円を計上し、また、款 10 災害復旧費の潮山農地災害復旧工事の国庫補助率の確定により、農地所有者の分担金 86 万 8,000 円を減額いたしました。

16 ページでございます。款 14 国庫支出金、項 1 国庫負担金は、目 1 民生費国庫負担金、そして目 2 衛生費国庫負担金は、国の負担金決定見込額により増額または更正減額した金額を計上しました。

項 2 国庫補助金、目 1 総務費国庫補助金は、地方創生推進交付金でございますけれども、国庫補助金の確定により計上しました。

目 2 民生費国庫補助金、そして目 3 衛生費国庫補助金は、国の補助金の決定見込額により、増額または更正減額した金額を計上しております。

17 ページでございます。目 4 土木費国庫補助金は、国の補正予算の確定により、令和 2 年度分の前倒し予算による社会資本整備総合交付金 5,223 万 9,000 円を計上し、また、目 5 教育費国庫補助金についても、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金 340 万 9,000 円を計上しました。

項 3 委託金の目 2 民生費委託金から、19 ページの款 15 県支出金の経済センサス委託金までの各費目については、令和元年度のそれぞれの事業において、国県の支出金、補助金、委託金の交付決定見込額により、増額または更正減額した金額を計上しております。

20 ページでございます。款 16 財産収入、上球磨森林組合から 152 万 2,000 円、球磨ブレカット株式会社から 157 万 9,000 円の配当金をいただいておりますので計上しました。

款 17 寄附金は、一般寄附金ですけれども、歳出で説明申し上げましたが、今年度のふるさと納税の寄附金の伸びが見込めず、3,000 万円としておりましたが、2,250 万円に下方修正するもので、750 万円を更正減額しました。

款 18 繰入金、目 1 財政調整基金繰入金は、当初予算で計上していた繰入金 7,000 万円について、2,000 万円を更正減額し、今年度の取崩しを 5,000 万円に補正いたしました。また、ふるさと応援基金繰入金は、令和元年度の若者住宅建設など、充当事業の実績見込みにより 102 万 3,000 円の更正減額を行いまして、2,952 万 8,000 円の繰入りに補正いたしました。

次に、21 ページでございます。款 21 町債、目 1 総務債の臨時財政対策債は、許可額が 5,327 万 3,000 円と示されましたので 1,372 万 7,000 円を更正減額しました。また、歳出での各事業費の確定見込みにより、緊急防災・減災事業債、かんがい排水事業債、保健センター整備債を更正して計上しました。

また、道路整備債、教育施設整備債については、国の補正予算による国庫補助裏になる財源の補正予算債というものでございます。

次に、8 ページから 10 ページをお開きください。第 2 表、繰越明許費は、本年度から令和 2 年度への繰越明許費の内容でございます。今回 7 事業ありまして、事業名、繰越明許となった理由、事業費と財源内訳を付けております。繰越事業費総額が 1 億 9,036 万 3,000 円となっております。

次に、11 ページをご覧ください。第 3 表、地方債の補正で変更です。歳入で説明いたしました臨時財政対策債ほか、事業費確定に伴い限度額を変更するものです。本年度の町債の合計は、4 億 8,097 万 7,000 円となります。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○2 番（椎葉弘樹君） 30 ページの風しん抗体検査委託料について伺います。当初予算 90 万 2,000 円に対して、67 万 7,000 円の減額になっている理由についてお尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 風しん抗体検査につきましては、ご存知のとおり、35 歳から 54 歳の男性が風しんの抗体を持っている可能性が低いということで、そちらのほうに案内を送って抗体検査を受けてもらうようにしておるところですが、申込みが当初見込んでいたよりも少ないと。抗体検査につきましては、そうですね 119 名を見込んでおったところですが、実際に、いやいやすみません。20 名程度を見込んでおったところですが、15 名ですかね、非常に少なく、申込みが少なかったというところがございます。これにつきましては、案内等を 2 回、3 回と周知はしているところがございます。

ます。

○2番（椎葉弘樹君） 実は私も、その対象者だったのですが、その周知がいつ来たのかもちょっと分からない状況でした。この風しんというのはインフルエンザよりも感染力が強いと言われていまして、特に妊婦さんに感染しますと、子どもさんへの影響もあるということで、非常に緊急性が高いものと理解しております。

そして、国のほうは、若い人前半は今年度、そして結構年配の人は来年度に案内を出すということで聞いておりますが、町として、やっぱりこの受診率が低いということは、もう少し高めるような啓発等が必要ではなかったのでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） はい、これにつきましては、国のほうから、年間分けまして、案内する方を分けながら順次やっていくということになっております。今後につきましては、やっぱり全年齢、この35歳から54歳までの男性全員を対象とした案内をすべきではないかというふうに、私も思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 28ページの後期高齢者医療保険会計基盤安定繰出金について、お尋ねします。これが今、87万1,000円の減額となっておりますが、議案23号の後期高齢者の特別会計のほうを見ますと、87万2,000円の減額となっており、1,000円の相違があります。これは、どちらが正しいのでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） はい、これは歳入・歳出の違いでありまして、歳出の場合は、端数100円のところは、そのまま金額が上がりますけども、歳入の場合は、端数の切捨てをしますのです、その関係で1,000円違うということになってきます。

○2番（椎葉弘樹君） これは端数があるからといって、数字上、ずれていいものなののでしょうか。

○税務町民課長（堤田真由美君） 大変申し訳ございません。歳入と歳出は一緒にならなければならないということなので、どちらかちょっと訂正のほうを入れたいと思います。後期高齢のほうを訂正するかと思いますので、後でまた訂正のほうをお願いしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 35ページですね、負担金補助及び交付金、小中学生英語検定料補助金というのがありますよね。町長の本当、理解のもと、小学校まで対象児童生徒をして、広く受講、受験いただくようにということだったと思いますけれども、現状はどうだったのでしょうか。それと、何と言うんでしょうかね、合格率じゃないんですけど、C判定まで入ったのがどれだけとか、分かりましたら。

○教育課長（北崎真介君） 申し訳ありません。ちょっと今データを持ち合わせてなかったもので、申し訳ないんですけども、実際10名程度の、中3、もともと補助事業の対象

としましては、10名程度の方が受験されて、最高準2級が1名、面接試験に行かれております。ちょっと昨日でしたか、データのほうが、結果のほうは学校のほうに来ているんですけれど、まだ私のところまで来ておりませんので、ちょっと最後のあれが分からないんですけども、3級以上で9名ぐらい、今3年生はいると思います。そのほかに、1・2年生において1名、もしくは2名、4級と5級がそれぞれ合格しております。ただ、やはり小学生のほうは、まだなかなか受験の体制ができておりませんので、見込んだとおりの受験者数というのは、ちょっと難しかったところでございます。詳細のところは、また後日分かりましたら、お知らせします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 35ページの湯前小学校情報通信ネットワーク環境整備工事について、お尋ねします。先日の全協の際に、中学校のほうは、今の規格、カテゴリー5のLANケーブルでも問題ないということで伺っておりましたが、文科省のGIGAスクール構想の標準仕様書を見ますと、カテゴリー6以上のLANケーブルが示されております。今回、中学校のほうは、対応は不要なのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） はい、今のところ実用性からいきますと、もう十分、今のでも大丈夫というところでございます。ただ、どうしてもカテゴリー6以上必要な、いろんな教材ですとか、そういうものが今後ですね、新学習指導要領が中学校の場合は、令和3年度から始まります。そういったどうしても対応できないというような教材が出たとしましたら、ちょっとまた考えたいと思っておりますが、今のところ業者のほうともいろいろ打ち合わせしましたけれども、そこまでする必要はないだろうという、当分の間はですね、ただ、小学校のほうは、もうこれに準じていくというところで、今考えうる最高の状態で提供したいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 出たときに考えると言われますが、このLANケーブルの敷設というのは、おそらく広範囲に及んで、すぐ1日2日でできるものではないと思っております。したがって、これ、文科省とかに確認して、本当に6以上じゃなくていいのかといったところは、念押しして確認されたほうがいいのではないのでしょうか。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時04分

再開 午後3時25分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、議案第19号、令和元年度湯前町一般会計補正予算（第9号）についての質疑の途中です。発言を許します。

○教育課長（北崎真介君） 先ほどの2番議員の御質問の件なんですけども、文科省の今回の補助事業の場合は、標準というのが400万円以上の工事費で6以上というところが、その補助事業の対象となっております。そういったところで、それはあくまで、大規模な学校を想定してあるというところで、小規模校、中規模校にですね、そういう400万円以上のお金をかけてするというほどの能力は、やっぱり今のところ必要とされていないというところが、まず1点であります。

今回は、この補助事業を使わず、中学校はそのままということにしております。もう一つは、今、中学校のほうの契約内容としまして、もし6が必要となった場合には、その契約の範囲内で変更できるというような条項がございますので、そういったところで対応はできるということです。それと、LANケーブルの工事は必要ありませんので、そうなった場合ですね、工期のほうはあまり考えなくもていかなというところがございます。短くて済むということがございます。以上です。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、私が先ほどの聞いた、GIGAスクールの文科省の6以上といったところは、別に現状のままでも対応できるということなんです、中学校も小学校もですね。

○教育課長（北崎真介君） そのとおりでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 25ページですけれども、19の負担金補助及び交付金ですね、この空き家リフォーム等補助金で、一応、残が286万4,000円ということで、本年度につきまして、何件か出てきたと思います。それを一応、件数のほうをちょっとお願いします。

○企画観光課長（本山りか君） 5名の方から申請がっております。3件につきましてが空き家リフォーム、そして1件につきましてが解体工事、それからもう1件が家財道具の処分というところで上がってきております。全て採択をさせていただいております。

○1番（遠坂道太君） 年々空き家のほうも増えていると思うわけですが、今後やはり、解体して家を造ることが、私はもう、とうとうそういう増えるほうじゃなくて、取り崩していく人が多くなってくると思います。今後ですね、新築をしないで取り崩すという方向についての考え方は、それに対する助成ということは考えていらっしゃるのか、それについてお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） 今の御質問の趣旨としましては、この空き家リフォーム事業に関わらず、新築の件に関してということによろしいでしょうか。

○議長（倉本 豊君） 遠坂議員、分かりやすくお願いします。

○1番（遠坂道太君） はい、分かりました。あのですね、取り崩して家を建てるとい

うかたちで、この事業に当たると思うんですけども、取崩しだけといったかたちについては、どのような方向で考えていらっしゃるのか、そのへんをお聞きしたかったわけです。

○企画観光課長（本山りか君） はい、それにつきましてがですね、今空き家リフォーム補助金の要項の中で定めておりまして、メニューがございます。空き家をリフォームされた方、それから解体のみをされた方に対しても、この要項におきまして補助をしているところがございます、それが今年度1件ありましたということで、このリフォーム補助金につきましては、来年度までを一応、時限立法で定めさせていただいておりますので、この3年間の検証を踏まえまして、その解体のメニューについても、今後の方針的なものを今年度中に決定をしまして、次の補助金要項の見直し等にもつなげていきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） ちょっと私も勉強不足だった点がございましたけれども、今後この空き家についても取り組んでいただけるということでございますし、また見直しのほうをかけていただきたいと思います。

もう1点、ちょっとお聞きしたいんですけども、同じページで移住者の助成金ですけども、今年度湯前町に移住されたという方がいらっしゃるのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） はい、移住者は当然、転入でおられるんですが、ここに掲げております移住者助成金につきましては、要件がございまして、端的に申し上げますと、都市圏の東京の23区とか、そちらから転入されてきた方で、かつ、県内の登録されている事業所のほうに就業された方、こういった要件がございまして、今年度につきましては、そういった要件を備えられて、かつ申請をされた方がいらっしゃらないということで、今後3月までの間にもし申請がありましたとしても、今年度につきましては、ちょっと期限的な問題で適用になりませんので、今回100万円計上させていただいたものを、そのまま0人だったということで、全額更正減額するものでございます。

○1番（遠坂道太君） 今後、やはり湯前町に居住していただけるようなかたちの中での、スタンスとかPRとか、そういう方面はどのようにしておられるのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） この助成金につきましても、国が地方創生ということで、地方の人口減少対策に対する施策として打ち出したものでございまして、これはもう県が手を挙げて、さらには市町村と連携をした形での事業ということで、当町といたしましても、そういった財源を活用しながら、本町の実情、課題をクリアするものであれば、当然そういったものを活用して、移住者の確保に努めてまいりたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） お伺いさせていただきます。地域おこし協力隊についてですけども、本年度も募集されてもなかなか応募者がいなかったということで、非常に残念だと思っております。先日研修に行きました高森町ですか、かなりの数の協力隊の方が活躍しておられて、なぜこんなに差があるのかなと率直に思ったところですけども。いろんな対応策等を考えられておられるかと思えます。できるだけマンパワー不足を補うためには、協力隊の方の活躍というのが必要になってくるかなと思えますけども、担当のほうでは、今後こういった形で応募者を増やしていこうとか、考えておられるのかなということをお伺いさせていただきます。

○企画観光課長（本山りか君） これまでもなんですけども、まずその募集に関するの情報発信をきちんとやっていくこと、これを考えておきまして、その手段としましては、ホームページの掲載のほか、国・県とかのですね、そういったポータルサイトも活用しながらやっていくことが一つ、それと都市圏に向けて移住相談会等にも積極的にまいりまして、本当にうちが描くそういった人材の内容をお示しさせていただくとともに、県のそういった支援員の方もおられますことから、その方と蜜に情報交換を行いながら、実際そういった人材の方、うちのそういった需要に応じた人材の情報等をお持ちですので、その方と密接に連絡を取り合いながら、そういった形で進めてまいりたいと思っております。

○6番（金子光喜君） いわゆる湯前町の魅力といいますか、そういうことをしっかりお伝えできるような対策が必要なのかなと思っております。今後しっかり考えておられるようですので、期待したいと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 金子議員と同じようなところだったんですが、もう1つ、同じページで、土砂災害危険住宅移転促進事業補助金というのがございますが、どのくらいの利用者がおったのかをお尋ねします。

○建設水道課長（皆越克己君） 土木費の中の、負担金補助及び交付金の中の土砂災害危険住宅移転促進事業補助金かと思えます。これにつきましては、危険箇所、危険区域に住居がある方の移転に対しての補助ということでありまして、繰越事業としておりますが、一部移転のほうは済んでおられまして、住宅に関する家賃補助のほうがあります関係上、繰越という形で、令和2年度執行という形で繰り越させていただいております。1件の実績でありました。

○5番（味岡 恭君） 今言われた危険箇所といいますか、地域といいますか、湯前町にどのくらいの範囲があるのでしょうか。地域で分かれば。

○議長（倉本 豊君） ちょっと味岡議員、何ページかな。

○5番(味岡 恭君) 33 ページです。

○建設水道課長(皆越克己君) いつの時期だったかは、ちょっと記憶確かでないんですけども、この事業につきましては、資料を議会のほうにも説明させていただいたところですけども、この危険箇所のレッドゾーンといわれるところに住んでおられる家屋というところで、約18戸が対象であったのかなと思っております。

○5番(味岡 恭君) そのときに、もう一つですが、補助金ですかね、住宅を移設したときの補助金、限度額というのはどのくらいを見ておられるのでしょうか。

○建設水道課長(皆越克己君) 最高額300万円となっております。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

○2番(椎葉弘樹君) 38 ページの全国スポーツ大会等出場奨励金について、内容を明確にするために伺います。説明の中に空手道と駅伝大会、カヌー等があったかと思うのですが、空手に関しては前回補正で対応されていますが、そのあたりの内訳をもう一度御説明いただきたいと思えます。

○教育課長(北崎真介君) 種目ごとにはちょっとバラバラ、いろいろ出ますので、熊本県内が延べ人数で申しますと、3名で9,000円、九州管内、沖縄県を除くが8名で8万円、九州管外、沖縄県を含むが6名で12万円、全国大会出場が14名で14万円の34万9,000円となっております。

種目としましては、先ほど出ました空手道、陸上中学生男子、それから高校生女子、それから高校生が2名、カヌーで国体等に出場しております。そのほか、卓球成年ですね、それとトランポリンが2名というところ、そういった種目がございます。

○2番(椎葉弘樹君) 前回の補正で、空手道のほうは出ていると思うのですが、今回の追加分というのは、どのような補正になっていますでしょうか。

○教育課長(北崎真介君) 交付要綱の中には載っておりませんが、別に定めるという条項がございまして、ちょっと全国大会でも特殊所、東京とかですね、離れてもっと遠いところは、どうしても負担が大きいというところで、内規を別に設けております。そういったところで、関東地域以南は1万円、東北地域以南は2万円、北海道だったら3万円とか、これにちょっと合わない場合は、また町長が別に定めるとしてあります。以上です。

○2番(椎葉弘樹君) 確かに、小・中学校は義務教育であり、社会体育の一環ですので、その部分にもしっかり手当というのは必要なのですが、町長の別に定めるといったところは、今後内規として、しっかりと定めていく考えはありますでしょうか。町長のほうに伺います。

○町長(長谷和人君) 今回の運用に関しましては、新しく奨励という形で組みさせていただいたという経緯がございましたので、今御指摘の部分につきましては、今後の運用

の中で、改めて文章等も加え、追加、修正等もあり得るかというふうに思っておりますので、その状況におきまして、また変更の部分として上程させていただくということで、今回はその中で読み込ませていただくということで、経過をちょっと見ていきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今回は新しくできた制度で、3月補正での対応ということになってしまいましたが、今後については、大会に出場が決まったときに、事前に奨励金としてお渡ししていかれる考えはないでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 今のところは、出場が決まった時点ではなくて、出場した事実があった場合、早急にお支払いするという形で今考えております。行った後になります。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午後3時43分

再開 午後3時47分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

発言を許します。

○教育課長（北崎真介君） すいません。答弁をちょっと誤ってしまいまして、申し訳ございません。今回の場合は、もうほぼ実績を基に交付ということになりますけれども、実際は申請が早ければですね、出場される前に申請が早くて、それまでに期間的に間に合えば、事前にお支払いするということはあり得るということでございますので、その出場権を得たということに対しての奨励ということで考えていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 30 ページです。農業委員会費の報酬で、最適化推進活動実績に応じた報酬ということで、366万4,000円と。一応、推進委員の方が7名と、農業委員の方が8名で15名という形で、何名の方に実績として支払い、報酬を出されたのか、そこらへんをお尋ねいたします。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） 今回、366万4,000円を補正していますが、総額で474万4,500円の交付を受けることとなります。配分につきましては、委員それぞれの活動報告に基づき交付されることとしております。一人当たり、だいたい平均31万6,000円ほどになるわけですが、農業委員さん、それから推進委員さん、活動報告を今提出していただいておりますけれども、その活動日数等によりまして70パーセントから130パーセントの補正を行い、交付したいと思っております。実績の活動報告がまだ出ておりませんので、全部出てから皆さんの配分を決めたいというふうに考えております。

○1番（遠坂道太君） 全体15人の方に配分されるというふうなことで理解してよろしいでしょうか。それであれば、今後も農地の集積等を十分していただき、それとまた作物等の集約もしながらまとめていただければ、まだまだこの推進委員事業の報酬も上がってくると思うわけでございます。そのへん頑張ってくださいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） ページがですね、36、37、38 ページなんですけど、小学校、中学校、それに給食センター、それと公民館の光熱水費についてお尋ねなんですけど、ここトータルしますと光熱水費だけで、約200万円程度の減額になるかと思えます。これは、何かやっぱり契約会社というんでしょうか、この契約によつての減額なんですか。お尋ねします。

○教育課長（北崎真介君） はい、おっしゃるとおり、契約会社の関係で減額となっております。ただ、令和元年度はやはりどの程度変動するかは分かりませんので、多少多めに組んでいるところもございまして。しかし、かなりの減額は出ております。

○5番（味岡 恭君） ほかに庁舎として関係するところ、保健センターとか、庁舎とか、ほかのところも多々あるかと思えます。そのへんのところは、今後どういうふうにご検討されるのかお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 庁舎、保健センターについては、一緒の敷地ということで、1社になってございます。今、九州電力株式会社さんからの従来の契約ですけども、ほかの会社との比較をしましたときに、また九州電力さんが下げてきておるということで、比較のほうを、毎年といいますか、昨年からは始めているところではございまして、いろいろな御提案をいただける民間の電力会社さんとの比較を、今後も続けていくところではございます。

○5番（味岡 恭君） ほかに保育園とか、ほかにも児童館とか、ほかにもいろいろあるかと思えますので、そのへんもいろいろ施策して考えていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（黒木龍次君） ページ数が31ページなんですけども、農業用廃プラスチック類処理対策補助金11万1,000円ということで、説明では処理単価が上がったから、これだけ増額しますというふうな説明でございましたけれども、このプラスチックの輸出先が確か中国なんかが多かったと思うんですけど、これがもう輸入をしないということでストップがかかっているかと思えますが、そのへんのところも採用しているのかどうかお聞きします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今議員おっしゃられたことですが、最終的に輸出先等につきましては、こちらのほうで把握はちょっとできておりませんが、対象の廃棄物として、ビニール、ポリなど、7種類ほどあります。これにつきましては、

J Aさんのほうで、農家さんのほうから集荷されて、その先は鹿児島島の処理業者ということまでは、私たちのほうでは聞いております。以上くらいしか、私のほうでお答えできないところでございます。

○4番（黒木龍次君） そしたら、要するに、湯前関係の、その廃プラ関係が何トン出ているとか、それとか今後どの程度が予測されるとかというのは、もう全然把握はしていないということですね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 処理トン数、処理量ですね、それによって、町としては3分の1ということで補助しておりますが、今年といいますか、令和元年度の処理については71トンですかね、すいません、23トンということになっております。

○4番（黒木龍次君） そしたら、これは要するに農業用廃プラスチックですから、一般家庭から出すことはできないというふうなことになるわけですね。一般家庭は要するに、ごみとして処理するという方法になるわけですかね。

○議長（倉本 豊君） 本日の会議は、会議時間を延長します。

○農林振興課長（稲森一彦君） この部分につきましても、あくまでも農業用の廃プラスチックということで、こちらのほうでは、農業用処理に出しているというところがございます。また、一般ごみとはちょっとまた別になろうかと思えます。

○4番（黒木龍次君） そしたら、家庭用でそういうプラスチック関係が出た場合には、要するに可燃ごみとして処理するというところで理解してよろしいですか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 今プラスチック類の海洋投棄でありますとか、いろいろな問題が発生しているところがございます。現在本町では、プラスチック類につきましては、可燃物ということで処理をさせていただいております。町村においては、リサイクル、資源ごみとしての回収を行っているところもございますので、本町のほうでも、そちらのほうを研修していきたいと。で、人吉球磨全体でもプラスチックの回収、資源ごみ化することにつきましても、全体の中で取り組もうということで今やっているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 黒木議員と関連してですけども、今、白川課長がおっしゃったのは、廃プラを広域的に考えるということですか。というのが、この廃プラを処理していた業者が錦町にありました。これが、黒木議員が言われたように、販売先が中国だったんですけども、それが引き取らないということになって、輸出先がない、事業として成り立たないので、新たな部分、新たにある事業所の部分が今ちょっと危なくなっているというふうな風評も聞いております。それとは逆行して、広域的に廃プラのほうも事業化していくというふうに考えておられるのですか。

○保健福祉課長（白川一雄君） プラスチックにつきましても、そういう海外で

の動きもございますが、有資源としての活用も含めて研究していこうということになっておりまして、今年度も人吉球磨担当者で、県内施設を一度見に行ったところもございますので、今後、長期的なことも含めて資源化できないかということで、研究していこうというふうになっているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 19 号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第 9 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 19 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 21 議案第 20 号 令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 21、議案第 20 号、「令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 20 号、令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 4 億 8,581 万 1,000 円とするものでございます。主な補正につきましては、保険事業費など、年度末にあたり、歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第 20 号、令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について、御説明いたします。

9 ページをお願いいたします。歳出から説明いたします。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費につきましては、当初組ませていただいた番号制度システム改修費について、県からの補助があるとのことでしたが、補助が

付かないと分かりましたので、一般会計予算からの繰入れを行うため、財源更正を行いました。

項3 運営協議会費については、不用額12万1,000円を減額しました。

款3 国民健康保険事業費納付金については、保険税の見込みによる減、保険基盤安定繰入金、国保財政安定化支援事業繰入金の額確定等により、項1 医療給付費分、項2 後期高齢者支援金等分、項3 介護納付金分をそれぞれ財源更正しました。

10 ページ、款5 保健事業費については、受診勧奨事業や個別受診勧奨を行った効果があり、特定健診に係る費用に不足が見込まれますので、18万8,000円を増額しました。

款6 基金積立金は、不用額1万9,000円を減額しました。

次に、歳入について、7ページをご覧ください。

款1 国民健康保険税については、今後の収納見込みにより、合計407万7,000円を減額しました。

款3 県支出金については、歳出で説明しました補助が付かなかったことにより、9万6,000円を減額しました。

款4 財産収入については、積立金利子額確定により、1万9,000円を減額しました。

款5 繰入金、項1 他会計繰入金、目1 一般会計繰入金、節1、節2の保険基盤安定繰入金については、額の確定により減額しました。節3 職員給与費等繰入金は、県補助が付かなくなったシステム改修費用分9万6,000円の増と運営協議会委員報酬8万9,000円の減分をあわせ、7,000円を増額しました。節4 国保財政安定化支援事業繰入金については、額が確定しましたので、80万5,000円を増額しました。

款6 繰越金については、前年度繰越金459万円を財源とするため、計上いたしました。

以上、歳入歳出合計それぞれ4万8,000円を追加する補正予算となります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第20号、「令和元年度湯前町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 20 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 22 議案第 21 号 令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 22、議案第 21 号、「令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 21 号、令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）の提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 14 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を、それぞれ 1 億 4,973 万 3,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、公共下水道維持管理費など、年度末にあたり、歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。また、地方債の補正を行うものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第 21 号について、御説明いたします。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出から御説明いたします。

9 ページをお願いいたします。款 1 下水道事業費、項 1 下水道事業費、目 1 下水道事業費につきましては、26 万 5,000 円を計上しました。節 2 給料につきましては、3 万 6,000 円の更正減額をしました。節 19 負担金補助及び交付金につきましては、球磨川上流流域下水道事業工事負担金 115 万 1,000 円を計上しました。この内容は、昨年、長野県で起きた下水施設の浸水被害を受け、その対策として早急に検討、計画されたもので、処理場及び免田・多良木のポンプ場の浸水対策に係る経費について、負担をお願いするものです。節 27 公課費につきましては、消費税及び中間申告納付後の不用額を更正減額しました。

また、款 2 下水道維持管理費、項 1 維持管理費、目 1 公共下水道維持管理費につきましては、節 11 需用費、光熱水費として、マンホールポンプ電気料の不足が見込まれるため、6 万 5,000 円を計上しました。

また、節 12 役務費につきましては、公用車車検手数料の中に、節 27 公課費で計上しています自動車重量税 1 万 5,000 円も含めて、当初予算に誤って計上してしまして、車検は昨年 6 月に実施し、その際に、自動車重量税 1 万 5,000 円を款 1 下水道事業費の公課費から誤って支出しておりました。このため、節 12 役務費から 1 万 5,000 円を更正減額し、節 27 公課費に計上させていただくものです。補正後に、科目更正を行い、適正な

科目での支出に修正させていただきたく思います。誠に申し訳ございませんでした。今後、十分気を付けてまいりたいと思います。節 19 負担金補助及び交付金は、下水道接続補助金 20 万円を、実績により更正減額しました。

次に、款 3 基金積立金につきましては、節 25 積立金に基金積立金利子として、1 万 9,000 円を計上しました。

次に歳入です。8 ページをお願いいたします。款 1 使用料及び手数料、項 1 使用料、目 1 下水道使用料につきましては、現年度分使用料を 156 万 8,000 円更正減額しました。次に、項 2 手数料、目 1 下水道手数料は、下水道排水設備指定工事店の更新手数料として、39 万 9,000 円を計上しました。

款 2 国庫支出金につきましては、節 1 下水道事業国庫補助金として 30 万円を計上しました。社会資本整備総合交付金、上村マンホールポンプ改築更新工事分で、40 万円を追加要望し配分されたものです。また、下水道接続補助分として、実績により 10 万円更正減額し、合わせて 30 万円を計上するものです。

次に、款 3 繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金につきましては、実績により 10 万円を更正減額しました。

款 6 町債、項 1 町債、目 1 下水道事業債につきましては、球磨川上流流域下水道事業債 110 万円を計上しました。

款 7 財産収入、項 1 財産運用収入、目 1 利子及び配当金は、積立金利子として、1 万 8,000 円を計上しました。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 21 号、「令和元年度湯前町下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 21 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 23 議案第 22 号 令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 23、議案第 22 号、「令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 22 号、令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）の提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額にそれぞれ 722 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 6 億 8,475 万 6,000 円とするものでございます。

主な補正につきましては、介護保険システム改修経費、保険給付費など、年度末にあたり歳入歳出全般にわたり各事業の実績を見込み、調整を行ったものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 議案第 22 号、令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきまして、説明いたします。

事項別明細書歳出から説明いたします。10 ページをご覧ください。主なものにつきまして、御説明を申し上げます。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費、節 13 委託料の個人番号制度に関するシステム改修委託料は、個人番号制度に伴う標準レイアウト対応のためのシステム改修分を計上しました

款 2 保険給付費、項 1 介護サービス等諸費、節 19 負担金補助及び交付金の介護サービス給付費は、要介護 1 から 5 までの認定者を対象とした介護老人福祉施設、介護老人保健施設など、施設介護サービス給付費が増加し、地域密着型通所介護などの地域密着型介護サービス給付費が当初見込みより減少しておりますので、その伸び率を勘案しながら、決算見込みにより調整して計上しました。項 2 介護予防サービス等諸費、節 19 負担金補助及び交付金の介護予防サービス給付費は、要支援 1、2 の方のサービス給付費で、状態の改善と予防を目的としたサービス給付であり、実績により増額計上しました。

11 ページをご覧ください。項 4 高額介護サービス等費は、介護保険のサービスを利用し、その利用料が高額となった場合に、所得段階に応じまして定められた上限額を超える利用者負担額分の費用を給付し、利用者の経済的負担を軽減するもので、決算見込みにより増額計上しました。また、項 5 特定入所者介護サービス等費は、施設入所者等で所得の低い方に対しまして、居住費・食費の利用者負担分が軽減されているものであります。

款 4 地域支援事業費、項 1 介護予防・日常生活支援サービス事業費、節 19 負担金補助及び交付金は、総合事業対象者、要支援 1 で、他のサービス等を受けていない人のこと

でございますが、の訪問介護、通所介護サービス利用者に係る町負担分が変わる第1号通所事業負担金を、実績により減額計上しました。項3包括的支援事業・任意事業費、目3任意事業費、節13委託料の介護給付費等適正化業務委託料は、今年度実施予定でありましたが、県のアドバイザー派遣事業により対応いたしましたので更正減額しました。

12ページをご覧ください。基金積立金は、基金利子分を計上しました。

次に歳入の説明をいたします。7ページをご覧ください。

款1保険料、項1介護保険料は、本年度の調定実績に基づき、調整し計上しました。

款3国庫支出金、8ページの款4支払基金交付金、款5県支出金、款7繰入金、項1一般会計繰入金は、介護保険の負担割合に基づき、歳出額の変更に伴い、調整し計上しました。

以上で説明を終わります。よろしく申し上げます。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○5番（味岡 恭君） 年々介護費用が増えていると思うのですが、今現在、利用者というのでしょうか、介護2以上というのでしょうか、利用者はどのくらいおられるのでしょうか。分かる範囲でお願いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） ご存知のとおり、65歳以上の高齢者等が今1,650人ほどおられるところがございます。要介護等になれる可能性が高い75歳以上でありますとか、80歳を超える方につきまして、まだまだ高止まりということですね、総人口の中ではまだまだ減少していないところがございます。65歳以上の方については、若干減少が始まっているところがございます。要介護認定を受けている方は、このうち300名ほどが認定を受けていらっしゃるということになっております。なお、要介護3以上の要介護度が高い方が施設に入りまして、その分でやっぱり費用がどうしても下がらないというところがございますので、この分につきましては、当分致し方ないというふうなことで考えているところがございます。

○5番（味岡 恭君） まだまだ費用についてはかさむのだろうと、団塊の世代というのでしょうか、我々の時代、あと何年位が一番ピーク時なのでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 実際に第1号被保険者として負担していただく65歳以上の方は、少し減少が始まっているところなんですけど、介護保険を利用される介護度が高い方は、まだまだ減少がないということで、今後やっぱり5年から10年ぐらいは、こういう状況がまだ続くのではないかなというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 22 号、「令和元年度湯前町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 22 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 24 議案第 23 号 令和元年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第 1 号) について

○議長（倉本 豊君） 日程第 24、議案第 23 号、「令和元年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を議題とします。

本案の提案理由の前に、訂正がっておりますので、訂正されたものを原案として審議してよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

それでは、本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 説明の前でございますが、タブレット画面の修正と書かれておる表題の部分のほうを開けていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。申し訳ございません。

議案第 23 号、令和元年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）の提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額からそれぞれ 24 万 6,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額それぞれ 5,705 万 7,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いいたします。

○税務町民課長（堤田真由美君） 説明に入ります前に、今回の修正のほうですね、私の確認ミスということで、大変申し訳ございませんでした。御迷惑を掛けました。修正のほうで、審議のほうをよろしくお願いいたします。では、説明に入らせていただきます。

議案第 23 号、令和元年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明いたします。

8 ページをご覧ください。歳出から御説明いたします。

款 2 後期高齢者医療広域連合納付金は、節 19 負担金補助及び交付金について、被保険者保険料負担金を保険料収入見込みにより、62 万 5,000 円を増額し、保険基盤安定負担金を、交付額決定により、87 万 1,000 円減額しました。

次に、歳入になります。7 ページに戻っていただき、款 1 後期高齢者医療保険料については、収入増が見込まれますので、目 1 特別徴収保険料 16 万円、普通徴収保険料 46 万 5,000 円の合計 62 万 5,000 円を増額しました。

款 3 繰入金、節 1 保険基盤安定繰入金については、実績見込みにより 87 万 1,000 円を減額しました。

以上、歳入歳出それぞれ 24 万 6,000 円を減額する補正予算となります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 23 号、「令和元年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 23 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 25 議案第 24 号 令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第 4 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 25、議案第 24 号、「令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第 4 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 24 号、令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第 4 号）の提案理由の御説明を申し上げます。

今回の水道事業会計補正予算につきましては、上水道工事に伴う消火栓設置工事負担金を計上するものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第 24 号について、御説明いたします。収益的収入及び支出の補正になります。

第 2 条、第 1 款、第 1 項、営業収益 7,472 万 5,000 円に 131 万 9,000 円を追加し、7,604 万 4,000 円とするものです。

8 ページをお願いいたします。令和元年度湯前町水道事業会計補正予算(第 4 号)見積の基礎により、御説明いたします。

収益的収入、款 1 水道事業収益、項 1 営業収益、目 2 受託工事収益、節 3 他会計工事負担金 131 万 9,000 円を計上しました。本年度実施の配水管布設工事に伴う消火栓設置工事 2 箇所に必要な費用を、一般会計から収入するものです。

以上で説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 24 号、「令和元年度湯前町水道事業会計補正予算（第 4 号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 24 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 先ほど採決を見送っておりました議案第 10 号に入ります。

「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。発言を許します。

○総務課長（高橋 誠君） 議案の修正でございます。タブレットのほうですね、（修正）で、議案第 10 号の特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてというところでございます。新旧対照表の 7 ページをクリックといたしますか、タッチしていただければと思います。「附属機関の委員及びその他の構成員のうちの弁護士等」というところがございますが、も含めてですけども、この法というのをですね、曖昧な表示になっておりましたので、明確に地方公務員法として、「以下「地公法」という。」というところの文言を追加させていただきまして、その下の法

はですね、「地公法第3条第3項第2号に定める附属機関の委員及びその他の構成員のうち弁護士等」、その下でございますけども、ここにも「地公法第3条第3項第3号に定める職」というところで訂正をした上で、差し替えをさせていただいた上で、御審議願いたいと思います。

また、5ページに戻っていただければと思います。第1条の部分ですけども、「この条例は、地方自治法第203条の2第1項から第3項」というところで、改正後ありますけども、ここに差し替え前のほうは、「以下、「法」という。」というところが載せておりましたが、この部分については削除した上で、御審議願いたいと思っております。以上です。

○議長（倉本 豊君） 質疑があれば。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑もないようですので、質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第10号、「特別職の非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ここで、お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日3月6日から3月10日までの5日間を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日3月6日から3月10日までの5日間、休会とすることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

次の会議は、3月11日午前10時に開きます。

議事は、当初予算を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで散会します。

-----○-----

散会 午後4時29分

第 2 号

3 月 1 1 日 (水)

令和2年第2回湯前町議会定例会

[第2号]

令和2年3月11日
午前10時02分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1 議案第25号 令和2年度湯前町一般会計予算について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総務課	長	高橋	橋		誠	会計管理		者	愛	甲	正	之
税務市民課	長	堤田	田	真由美	教	育	課	長	北	崎	真	介
保健福祉課	長	白川	川	一雄	建設水道	課	長	皆	稲	越	克	己
企画観光課	長	本山	山	りか	農林振興	課	長	森		森	一	彦
農業委員会事務局	長	吉田	田	精二								

開会 午前10時02分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第2回湯前町議会定例会、第7日目の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 議案第25号 令和2年度湯前町一般会計予算について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第25号、「令和2年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

新年度の予算案については、先に町長から予算編成方針の説明があったところです。

ここで、本案の審議の方法をお諮りします。

最初に、事項別明細書の歳出から、款ごとに説明を求め、質疑は款、一部、項ごとに行います。

次に、議決に付された各表と歳入全科の説明及び質疑をし、付属調書等の説明は省略します。

最後に、予算案全体にわたって、補足又は総括しての質疑をすることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

したがって、最初に事項別明細書の歳出から、款ごとの説明、質疑は款、一部、項ごとに行い、次に議決に付された各表及び事項別明細書、歳入の説明と質疑をし、最後に予算案全体にわたって、補足又は総括しての質疑をすることにいたします。

なお、新型コロナウイルス対策として、概ね款ごとに休憩を入れますので、関係課の職員は、その際に入場を求めます。

なお、長時間にわたる場合は、1時間ごとに款の途中でも休憩を挟む場合がありますので、御容赦ください。

最初に、事項別明細書の歳出、款1 議会費の説明をさせます。ページは27 ページ、28 ページです。

○議会事務局長（西村洋一君） 款1 議会費を説明いたします。27 ページ、28 ページをご覧いただきたいと思います。

本年度予算額といたしまして、7,024万4,000円を計上しました。前年度と比較して、56万4,000円の増額となっております。令和2年度一般会計予算の歳出に占める割合は、2.3パーセントとなっております。増額の主な理由は、人事異動に伴います人件費と議場の修繕費の増加であります。

それでは、節1 報酬から順に御説明します。節1 報酬から節4 共済費までは、議員及

び議会事務局職員の人件費関係を計上しました。

節1報酬には、すでに御案内のとおり、本年度から嘱託職員が会計年度任用職員と制度が変更となりますので、会議録を自主作成するために雇用いたします会計年度任用職員報酬1名分として、136万6,000円を計上しました。

また、節3職員手当等に、会計年度任用職員期末手当を新たに計上しました。

節4共済費の中の議員共済負担金は、議員年金制度廃止に伴います共済給付金の給付に要する費用を支払っているものです。年々減少しておりまして、前年度と比較して41万4,000円減の977万1,000円を計上しました。

節8旅費は、本会議・全員協議会・常任委員会・特別委員会が対象となります議員会議出席に伴う費用弁償91万2,000円、それ以外の会議出席や出張に伴う費用弁償234万9,000円、事務局職員の普通旅費46万8,000円を計上しました。

節9交際費は、前年度と同額の70万円を計上しました。

節10需要費は、火災や地震などの災害の際、議場の避難路確保のための修繕費として、19万円を計上しました。

節12委託料は、会議録電子データ化業務委託料として130万円を計上しました。前年度は明治時代の会議録をマイクロフィルムに永久保存しましたが、本年度は大正時代の会議録を行う予定であります。

節18負担金補助及び交付金は、熊本県及び球磨郡の町村議会議長会負担金など、各種協議会負担金を計上しております。県町村議会議長会負担金は、議長の諸般の報告の中で説明がありましたとおり、9万3,000円増の29万4,000円を計上しました。

以上で、議会費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、続いて、款2総務費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 29ページです。款2総務費を御説明申し上げます。

総務費全体は、5億4,797万1,000円を計上しました。前年度と比較して、2,610万8,000円の増でございます。歳出に占める構成比は、18.2パーセントになります。以下、目ごとに主なものを中心に御説明申し上げます。

目1一般管理費につきましては、2億2,858万6,000円を計上しました。前年度と比較して、471万4,000円の増でございます。節ごとに主なものを御説明いたします。

節1報酬354万6,000円は、情報開示審査会ほか、各種審査会の報酬を計上しました。また、今年度は、総務課の関係、会計年度任用職員3名の予算を計上いたしました。

節2 給料 5,076 万 6,000 円は、節3 職員手当等の町長・副町長分について、前年度は町長分のみを計上しておりましたが、令和2年度は副町長分を計上しました。

また、社会保険料の増額は会計年度任用職員分の増によるものでございます。

次に、30 ページでございます。災害補償費 20 万 3,000 円は、区長や交通指導員等が特別職の非常勤職員から外れることになることから、非常勤職員公務災害補償の対象からも外れることとなりますので、これに代わる災害補償制度に加入する予算を計上いたしました。

節7 報償費 18 万 4,000 円は、区長会の開催による謝金を計上いたしました。

次に、節8 旅費、278 万 5,000 円は、費用弁償にて、情報開示審査会等の各種審査会の費用弁償ほか、会計年度任用職員の通勤に係る費用弁償を計上いたしました。

節9 交際費の町長交際費は、200 万円を計上しました。

節11 役務費 208 万 8,000 円は、切手、お悔やみ電報のほか、今年度当初予算には電子会議等通信費に、会議用タブレット端末通信費 33 台分の経費を計上いたしました。

節12 委託料 2,630 万 3,000 円は、職員の業務に使用している総合行政システムに係る電算関係経費等を計上しております。

次に、31 ページでございます。社会保障・税番号制度システム改修委託料 28 万 4,000 円は、児童手当、個人住民税のシステム改修を計画します。次に、総合行政システム改修委託料 23 万 1,000 円は、会計室端末、税務町民課端末の入替えとシステム設定の改修を計画します。令和元年度にホームページのリニューアルを行いました。そのホームページ保守委託料 55 万 5,000 円のサーバー利用を含む障害対応と軽微なシステム修正に対応する経費を計上いたしました。また、グループウェア保守委託料 42 万 9,000 円は、職員のパソコン上で稼働させているスケジュール管理、メールの送受信等の機能を持つソフトでございますが、サポート終了を迎えておまして、新ソフトへのデータ移行、職員研修、システムの保守を含めた委託料を計上いたしました。

次に、区長業務委託料 853 万 9,000 円は、特別職の非常勤職員であった区長の制度、身分の改正に伴い、区長報酬を委託料のほうに予算の更正を行ったものでございます。23 名の区長と個別に委託を行うこととなります。区長業務の内容については、条例改正の際に御説明申し上げましたが、従来、区長の皆様に行っていたおりました業務を引き継ぐ形になりますが、行政区の連絡調整のほか、旬報や広報等の配布業務が主な委託業務となってまいります。そのほか行政区民の要望等の連絡等も、町のほうにいただくような業務委託になってまいります。

次に、中間サーバー接続機器更新対応業務委託料 481 万 8,000 円は、個人番号制度運用に係る国の中間サーバーの次期システム移行に伴い、自治体側に設置している接続機器の更新を行うものでございます。

次に、電光掲示板用パソコン更新委託料 31 万 5,000 円は、役場前と国道 219 号線の 2 箇所に設置している電光掲示板を操作する役場側のパソコンの更新と併せて、ソフトウェアの入替えも更新させるものでございます。

次に、節 13 使用料及び賃借料 3,233 万 7,000 円でございます。職員の業務に使用している総合行政システムに係る電算関係経費等を計上しております。電算機器リース料の 1,184 万 4,000 円は、電算関係の庁舎内サーバー機器、それと職員用のパソコン 85 台、そして、今年度は重要な基幹システムのパソコン 8 台の Windows サポート更新の終了に伴う変更も行うこととしております。

次に、32 ページでございます。ソフトライセンス使用料 79 万 2,000 円は、会議用タブレット端末の文書共有システム「Side Books」のソフト使用料が、主なものでございます。次に、ホームページドメイン管理使用料 10 万円は、湯前まんが美術館、ゆのまえかじりほか、単独で動いていたホームページを今回新しいホームページに移行させることから、旧ドメインをそのまま移行させるための使用料を計上いたしました。

次に、節 18 負担金補助及び交付金になりますが、614 万 9,000 円を計上しました。町村会負担金などを計上いたしておりますが、個人番号制度中間サーバー整備負担金 418 万 3,000 円と、前年度よりも増となっておりますが、これは国が東日本と西日本の 2 箇所に設置する中間サーバーでございますけれども、現行システムから次の新システムに更新されるということで、この整備費については、地方自治体が負担することとなっております。自治体規模により負担率は異なって算出されますが、これについては交付税措置によって算入で対応されることとなっております。

次に、33 ページでございます。目 2 文書広報費につきましては、581 万 5,000 円を計上しました。主なものは、広報紙・旬報紙の作成印刷に係る経費、また、町の例規データベースシステム保守委託料を計上しております。

節 10 需用費、広報紙印刷代は前年度比較にて減額の計上でございます。これまで、この印刷代に業者へのデザイン校正も含めておりましたが、令和元年度のほうで広報デザイン作成ソフト使用料を導入させていただき、減額ができたものでございます。旬報で 42 万 3,000 円の減額で、151 万 7,000 円を計上いたしました。また、本町の広報ゆのまえは、担当者の積極的な取組において、先の熊本県の広報コンクールにおいて、7 年連続で第 1 位に選ばれております。大変名誉なことではございますが、現在、国の大会に県代表としてエントリーされているところで、その結果に期待しておるところでございます。

次に、節 12 委託料は、町例規データベースデータシステム保守委託料 223 万 1,000 円を計上しました。前年度より 25 万 5,000 円の減額ですが、会議用タブレット導入により、例規集の紙ベースの納品を取りやめたことによる減額となっております。

目3 財政管理費につきましては、499万4,000円を計上しました。統一基準モデル財務書類作成支援業務委託料は、新地方公会計の連結財務諸表、町の財務状況を表す財務書類を作成するものでございます。国については、統一的な公会計モデルの導入要請で、本業務の中でその要件を満たすもので新方式の貸借対照表、行政コスト計算書、資金収支計算書等の財務諸表4表を、普通会計の令和元年度決算書を元に作成委託するものでございます。次に、また併せて、統一的な基準による財務諸表作成にも関係する固定資産台帳管理システム保守業務委託料を計上しております。

節25 積立金は、当初予算では全て存目で計上いたしております。

目4 会計管理費につきましては、会計事務に要する経費を計上いたしました。

次に、34ページでございます。目5 財産管理費につきましては、3,615万1,000円を計上しました。前年度と比較して、1,123万9,000円の増額でございます。

節1 報酬は、会計年度任用職員であります町長車運転手の報酬、また、令和2年度までが各種公共施設の指定管理の最終年度の年になりますので、令和3年度からのための、指定管理者選定委員会を開催させていただくための委員の報酬を計上しました。

節11 役務費の974万4,000円については、町有建物災害保険料が400万7,000円でございます。令和元年度に造りました若者住宅建設等の建物も含んでございます。

次に、35ページでございます。節14 工事請負費877万4,000円は、旧南部保育所の改修工事でございます。運動場部分1,200平方メートルを予定しておりますけれども、アスファルトの舗装、無停電電灯の防犯灯2基を整備したいと考えております。現在の施設の使用実績は、青年団活動室や四半的弓道の練習、消防団幹部の会議での使用、選挙時の第4投票所としての使用でございます。また、南部地区の指定避難所としての位置付けでもありまして、今活用があっていない運動場、そして草刈りなど、維持経費が相当掛かっている運動場の舗装を行うことによって、施設の利用のための駐車場としての整備を行いたいと考えております。これも、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金、補助率3分2を活用した事業でございます。これについては、南部地区の4区長様との協議も済ませておりまして、御同意を得られているところでございます。また、過去には、子ども用トイレを大人用トイレに変更改修をしておるところでございます。

以上でございます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 同じページの目6 公有林管理費です。

目6 公有林管理費につきましては、6,002万1,000円を計上しました。町有林の維持管理に要する経費が主なもので、前年度と比較しまして、252万6,000円の増額となりました。主な増額の要因としまして、町有林管理計画に基づいて森林の整備を行っており、町有林の下刈り事業、また、企業、法人等との森づくり協定によるJTの森、JR九州

商事の森の造成事業による増額と、新たに節 13 使用料及び賃借料に、積算等システム使用料の予算を計上し増額となりました。

節 11 役務費に、町有林 837.41 ヘクタール分の森林災害保険料 313 万 5,000 円を計上しました。

節 12 委託料に、5,424 万 1,000 円を計上しました。内訳としまして、町有林造成事業委託料は、771 万 1,000 円で、下刈り 25.24 ヘクタールを計画しています。J T の森造成事業委託料は、3,241 万 6,000 円で、再造林 6.69 ヘクタール、防護柵設置 1,200 メートル、下刈り 22.9 ヘクタール、間伐 28.91 ヘクタールを計画しています。次に、J R 九州商事の森造成事業委託料は、1,011 万 3,000 円で、再造林 5.0 ヘクタール、防護柵設置 1,200 メートル、下刈り 4.04 ヘクタールを計画しています。それから、公有林管理委託料として 400 万円を計上しました。

次のページをお願いいたします。節 13 使用料及び賃借料に、森林 G I S システム使用料 50 万 6,000 円を計上し、新たに、工事などの積算に伴います積算等システム使用料としまして、16 万 5,000 円を計上しました。これまでは、工事関係などに伴う積算を行う際には、県のシステムを利用させていただいておりましたが、その利用ができなくなり、また、システム導入をしていない町村へ、県から積算システムを導入するように指導もあっており、本年度から予算をお願いするものです。

節 18 負担金補助及び交付金の中で、J T の森、J R 九州商事の森づくりなどに要します経費としまして、160 万円を計上しました。

以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 同じく 36 ページでございます。

目 7 交通安全対策費です。1,027 万 7,000 円を計上しました。交通指導員の活動経費、交通安全対策に要する経費を計上しております。

節 7 報償費、交通指導員報償費 408 万 8,000 円は、これまで報酬と費用弁償により予算計上しておりましたが、区長や交通指導員等が特別職の非常勤職員から外れ、有償ボランティアの区分に入ることになりますので、今回、報償費いわゆる謝金での予算計上を行いました。

節 10 需用費の光熱水費は 244 万円でございます。外灯の電気料でございます。平成 30 年度の実績 260 万 3,000 円でしたが、令和元年度は 238 万円と見込んでおまして、22 万円程度減額して実績を見込んでの計上でございます。また、被服購入費に交通指導員 24 名の制服更新 35 万円を計上しました。令和元年度で冬服を更新しますので、令和 2 年度は夏服を更新するところで計上しました。

節 14 工事請負費 230 万 8,000 円は、交通安全施設設置工事として、横断誘導線 3 箇所、カーブミラーの新規を 1 箇所、鏡面取替え 4 箇所を予定して、町道区画線引きの作業を

含め、100万8,000円を計上し、また、LED防犯灯設置工事130万円については、ふるさと応援基金いわゆるふるさと寄附金を活用させていただいて、学校生徒通学路を主体に、区長からの地区要望箇所を考慮しまして20基を計上しました。なお、令和3年度以降もふるさと応援基金の状況を見て計画的に実施してまいりたいと考えております。

次に、節18負担金補助及び交付金38万4,000円は、各種協会等の負担金を計上しました。

次に、37ページでございます。目8防災諸費につきましては、385万3,000円を計上しました。

節10需用費、消耗品費171万4,000円は、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金、補助率3分2を活用した事業を計画しておりまして、防災備蓄品の購入、具体的には防災備蓄食料、液体ミルクなど、期限が切れてくるものを主体に購入し、また新型コロナウイルス感染拡大防止に、学校のほうに先日マスクとアルコール消毒液を提供しておりますので、併せて補充する形で、必要な備蓄も含め考えたいと思っております。また、自主防災組織である行政区の区長に渡してございます無線機のハンドスピーカーマイクが経年劣化により痛んでおりますので、購入を行うこととしております。次に、印刷製本費60万円は、湯前町防災マップの内容見直しと併せて印刷を行います。これも球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金、補助率3分2を活用した事業でございます。

次に、節17備品購入費の災害時備蓄用備品購入費47万1,000円は、避難所用のテレビ、車いす等の避難所用の蓄品の購入を考えております。これについても、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金、補助率3分2を財源として活用するものでございます。

以上です。

○企画観光課長（本山りか君） 引き続き、37ページをお願いいたします。

目9企画調整費につきましては、6,062万6,000円を計上しました。前年度と比較しまして120万8,000円の減額となります。企画調整費は、企画振興係の職員及び地域おこし協力隊の人件費のほか、ふるさと納税事業、計画策定事業、移住定住促進事業、公共交通事業などに係る経費となります。主なものについて御説明いたします。

節1報酬に、振興計画策定審議会委員の報酬64万3,000円を計上しました。次年度末に基本構想、総合計画、過疎計画の終期を迎えるため、令和3年度からの新たな計画策定に要する経費を計上しております。本年度に比べ、会議回数が増えますことから増額計上しております。また、節8の委員費用弁償も同様の理由にて、増額計上しております。また、企画振興係で任用いたします地域おこし協力隊2名分の報酬といたしまして、446万5,000円を計上しました。協力隊任用に係る経費は、節4共済費75万3,000円のほか、節8旅費、節10需用費、節11役務費、節13使用料及び賃借料にそれぞれ計上いたしております。なお、協力隊任用に係る経費は特別交付税で措置されております。

38 ページをお願いいたします。節 7 報償費にふるさと納税返礼品代 900 万円を計上しました。次年度のふるさと納税額につきましては、本年度同額の 3,000 万円を見込んでおり計上しております。返礼品に係る経費につきましては、報償費のほか、節 11 役務費、節 12 委託料にそれぞれ計上いたしております。同じく、節 7 報償費に移住定住促進事業に伴います講師謝金 3 万 8,000 円を計上しました。これは、移住定住のために必要な情報を提供する場として、相談会を開催するための費用となります。住宅のこと、仕事のこと、地域で暮らしていくための各種情報などを提供しますため、専門家も交えた相談会にしたいと考えておりまして、専門家招聘に要する謝金となります。また、若者会議講師謝金 10 万円を計上しました。これは、今般策定をいたしました総合戦略に掲載した事業で、町内在住の若者がまちづくりに参画して語り合ったりする場を創出することで、若者のまちづくりへの参画を促し、町長への意見提案等の機会創出を目的として開催する若者会議に要する経費となります。若者会議では、人材育成研修会も予定しておりまして、講師を招聘するための費用を計上しました。

節 10 需用費に、次年度策定を予定しております総合計画の印刷製本費 19 万 4,000 円を計上しました。また、移住定住促進事業に伴います印刷製本費 8 万円を計上しております。これは、空き家所有者に対して、空き家の適正管理や利活用促進の啓発を行うためのチラシ作成に要する経費となります。空き家バンク制度や住宅リフォーム、空き家リフォーム事業の周知などを掲載したいと考えております。

39 ページをお願いいたします。節 18 負担金補助及び交付金の中で、人吉球磨スマートインターチェンジ整備促進協議会負担金 14 万 3,000 円を計上しております。昨年度において整備工事が終わったことで、負担金額は減額となっております。今後、この協議会はスマートインターチェンジの維持管理を行っていくことが目的となりまして、事務局は構成市町村の持ち回りとなります。令和 3 年度から起債の償還が始まりますため、その頃から負担金も増額となってくる予定でございます。

平成 30 年度から 3 年間の期限付きで実施しております住宅リフォーム補助及び空き家リフォーム補助事業につきましては、いずれも前年度同額のそれぞれ 200 万円と 450 万円を計上しました。次年度が最終年度となりますことから、3 年間の事業検証を行い、その後の施策について検討も行いたいと考えています。財源はふるさと寄附金を活用させていただき予定としております。

地方バス運行等特別対策補助金とくま川鉄道経営安定化補助金は、事業実績による事業者からの要望により、補正予算にて提案をさせていただき予定としております。地方創生推進交付金事業に係る移住者助成金は、熊本県との連携による 2 年目の事業となります。移住相談会などを通して制度の周知を行い、本町への移住促進を図ってまいります。

全国過疎問題シンポジウム熊本開催負担金4万円を計上しております。これは、次年度に、このシンポジウムが熊本県で開催されることが決定しており、熊本県支部において開催経費の負担が必要となっておりますことから、県支部から要請がありましたので計上したものです。県支部の負担予定額100万円を会員27市町村で均等割りし、1万円単位に切り上げて負担することとなります。

地域おこし協力隊起業支援交付金は、新規事業でございます。3年間の任期満了により、今年8月をもって退任予定の協力隊から、退任後に起業する予定との意向を確認しました。そのため、国の制度に応じまして、限度額を100万円とする支援金の交付を行うことで、定住支援を行いたいと考えております。この事業は、全額、特別交付税の対象経費となります。予算を御可決いただきましたなら、補助金交付要綱の整備を行います。

出会いの場の創出事業補助金は、総合戦略に掲載した新しい取組でございます。民間団体が行います婚活イベントの実施に対する補助を考えておりまして、主催団体に補助を行うことで、結婚適齢期の男女の出会いの場の創出を図りたいと考えております。予算を御可決いただきましたなら、補助金交付要綱の整備を行います。

目10地域活性化事業費につきましては、739万6,000円を計上しました。主なものについて御説明いたします。

節1報酬、節8旅費、節18負担金補助及び交付金に、後継者対策助成金関係の費用を存目計上しております。この助成金制度につきましては、本年度において見直しの検討を行ってきたところですが、代わりとなる施策との調整の都合によりまして、当初予算においては前年どおりの計上としております。総合戦略に掲載した商工事業者向けの事業やそれ以外の人材育成事業などの調整を行い、その内容が確定しました際に、改めて御提案をさせていただきたいと考えております。

節18負担金補助及び交付金に、イベント実行委員会補助金645万円を計上しました。漫画フェスタ実行委員会への補助金となります。漫画フェスタに関しましては、町民の皆様から様々な御意見をいただいておりますが、次年度も漫画に特化した内容での開催をさせていただきたいと考えています。漫画フェスタは、本町がほかの自治体と差別化できるイベントであり、全国の方々から本町を認知していただけるイベントではないかと考えております。住民の方々にも漫画フェスタに御参画をいただき、楽しんでいただけるような内容の見直しにも取り組んでまいります。

以上でございます。

○総務課長（高橋 誠君） 同じく40ページです。

目 11 情報通信管理費につきましては、光ケーブルを活用した行政情報、防災情報を伝達させる情報通信システム機器等の維持管理等に要する費用、4,244万8,000円を計上しております。

節 12 委託料 1,946万円は、光ケーブル幹線系統の光伝送路保守委託料、庁舎内の情報センター機器、各家庭の I P 告知端末機器の保守、光伝送路電柱移転に伴う保守委託、ブロードバンド機器保守等を計上しております。

41 ページでございます。情報化計画策定業務委託料 700万円につきましては、本町の I C T 情報化と更なる利活用の取組の中長期的な計画策定、また防災行政放送でございますが、I P 告知放送端末のほうが令和 5 年に生産中止という情報もあってございまして、次のシステムへの方向性の検討、また今後の高齢者見守りシステムのあり方検討、A I 活用、またスマート行政やスマート農業といった次のステップに進むための基本的な計画などの策定を行いたく計上いたしました。また、ここでは防災面、これについてのことも、I C T のほうで計画を盛り込めればと考えております。

次に、I C T 相談会業務委託料 82万5,000円は、主にシニア層を対象とした I C T タブレット、パソコン、スマホなどの操作に関する相談会の開催に要する委託料を計上しました。

次に、浜川地区光伝送路移設工事設計業務委託料 134万2,000円は、議案説明資料の 28 ページ、29 ページのほうを参照いただきたいと思います。浜川区の馬返地区から球磨川を空中で渡して、水上村の熊本県企業局の電柱に無償で供架させていただいて、水上中学校そばの塩利地区の世帯に光ケーブルを敷設しておりますが、その県企業局の電柱撤去が予定されておりました、民間電柱へのルート変更を行う工事が必要でございます。その関係で、節 14 工事請負費のほうになりますが、530万円の移設工事費を計上いたしております。

節 13 使用料及び賃借料 1,315万8,000円は、ブロードバンド回線接続使用料、光伝送路電柱共架料、情報通信システムサーバ機器使用料、インターネット接続回線使用料を計上いたしております。

次に、節 15 工事請負費 653万2,000円は、先ほど申しました浜川地区光伝送路移設工事と併せまして、I P 告知端末機器設置工事費の新築などの新規世帯 16 世帯分を計上いたしております。

次に、節 17 備品購入費 240万4,000円は、I P 告知端末 40 台の購入費を計上しました。

次に、節 18 負担金補助及び交付金の I C T 利活用協議会補助金 30万円は、先ほど申しました計画策定に伴いまして、A I やスマート行政、スマート農業、林業などの各種産業に結び付けることを模索する、言わば入り口としての講演会の開催、また先の委託

料で説明しましたが、情報化計画策定委託の中で、ICT利活用推進協議会のメンバーの方にそれぞれの分野における意見を聞く機会を、この予算の中で設けたいと考えております。

次に、目12諸費につきましては、1,275万4,000円を計上しました。

42ページでございます。節18負担金補助及び交付金に人吉球磨広域行政組合負担金ほか、各種協議会の負担金、職員研修費等を計上しました。なお、幸野溝土地改良区補助金につきましては、百太郎溝土地改良区、中球磨改良区による補助基準の見直しをされている途中でございますので、存目計上として、協議が済み次第、御説明の上、年度途中での補正をお願いしたいと考えております。

以上です。

○税務町民課長（堤田真由美君） 続きます、42ページからになります。

項2徴税費について御説明いたします。目1税務総務費については、前年度比、230万3,000円減の4,534万3,000円を計上しました。職員6名の人件費、物件費等の経費が主なものになります。減の主な要因は、昨年度、委託料において、地方税ポータルシステム更改作業対応業務委託料として230万円を計上していましたが、令和2年度では改修の予定がないことにあります。

43ページ、節12委託料に、新規にて家屋評価業務委託料36万3,000円を計上しています。現在、家屋評価については、節13使用料及び賃借料にあります家屋評価システムを使用し、家屋調査を行い、積み上げた単価を入力し、評価を行っています。主に、1名の職員が業務に当たっていますが、近年建築される家屋は構造も複雑であり、使用される資材等も多様化しており、評価業務には相当の時間を費やしています。また、非常に高度で専門的知識、技術を必要としており、今までは職員の並々ならぬ努力により評価を行い、適正課税に徹してまいりました。しかし、職員には数年単位で異動が必ずありますので、その技術の引継ぎが短時間で100パーセントできるのか、非常に危惧される状況にあります。専門業者への委託ができるようになれば、引継ぎの心配がなくなることに、一定水準での評価が継続的に保たれ、公正・公平な課税を持続させることができますので、委託での計上をさせていただきました。参考に、管内町村の委託状況は、現在6町村が委託中、2町村が委託予定となっております。

同じく委託料に、航空写真背景図編集作業業務委託料を存目計上しています。土地を管理するために地積管理システムを導入していますが、その中に、町全体を上空から写した背景図があります。今使用しています背景図は、平成27年度に撮影されたものとなっており、現状との相違も生じています。県が令和2年度に航空写真の撮影を行うということですので、最新の背景図に寄せ換えたいと思っています。県の実施時期を見ながら、補正にて対応させていただく予定としています。

節 13 使用料及び賃借料については、地方税ポータルシステム使用料の中に含まれています。地方税電子納税サービス利用料が、令和元年度途中での導入のため、半年分から年間分の使用料となり、昨年度に比べ 13 万 2,000 円の増となっています。また、登記済通知書入力支援システム利用料についても、年間使用分となり、13 万 3,000 円の増となりました。

44 ページになります。共通納税システム A S P 利用料 5 万 3,000 円は、新規になります。地方共通納税サーバー間連携で、当町の総合行政システムへ媒体を介せずにデータを直接取り込むための利用料となります。

節 18 負担金補助及び交付金については、軽自動車税環境性能割徴収取扱負担金に 3 万 1,000 円を計上しています。以前の自動車取得税が、令和元年 10 月から、市町村に代わって県が賦課徴収し、環境性能割として町に納付する方法となりました。その代わりに、翌年度、取扱費として徴収額の 5 パーセントを県へ納めることになっており、令和 2 年度は半年分を計上しています。

次に、目 2 賦課徴収費については、徴収に要する経費として、前年度比、7 万 8,000 円増の 70 万 3,000 円を計上しました。増の主な要因は、節 10 需用費の印刷製本費において、在庫不足の印刷物 2 種類の追加印刷費用と各種印刷物の単価の値上がりによるものです。

項 3 戸籍住民基本台帳費については、職員の人件費をはじめ、戸籍住民基本台帳事務に要する物件費、経常的経費 2,250 万 8,000 円を計上しました。前年度比 324 万円の減となりました。主に人件費の減によります。

45 ページになります。節 12 委託料に戸籍情報システム改修業務委託料を存目計上しています。戸籍事務へのマイナンバー制度導入による改修となりますが、国の補助が確定していないこともあり、確定後に計上する予定にしています。

節 18 負担金補助及び交付金に、個人番号カード等関連事務負担金 234 万 4,000 円を計上しています。これは、通知カード・個人番号カード関連事務及び認証業務関連事務に要する費用を住民基本台帳人口の割合で案分された額を、全国各市区町村が地方公共団体情報システム機構へ支払うものになります。年度末の実績により額が確定しますので、今後に変動がありますが、国庫補助は 10 分の 10 あります。

以上で、説明を終わります。

○総務課長（高橋 誠君） 同じく 45 ページでございます。

項 4 選挙費でございます。目 1 選挙管理委員会費につきましては、選挙管理委員の活動経費として 20 万 2,000 円を計上いたしました。

次に、46 ページでございます。目 2 選挙啓発費は、明るい選挙推進委員の活動経費として 6 万 2,000 円を計上いたしております。

目3 町議会議員選挙費は、11月に行われる湯前町議会議員選挙に関する選挙管理委員会の開催、期日前投票、また当日の投開票日の経費について、それぞれの予算を計上いたしました。

次に、目4 県議会議員選挙費から目7 県知事選挙費については廃目といたしました。

項5 統計調査費、目1 統計調査総務費2万4,000円につきましては、市町村民経済計算負担金などの負担金を計上いたしております。

目2 指定統計費につきましては、学校基本調査、工業統計調査、経済センサス調査、農林業センサス調査、そして、令和2年10月1日基準日での国勢調査を計画しておりますが、事務経費を計上しておりますが、国・県の委託金の詳細が確定次第、年度途中の補正予算で対応を考えております。

以上です。

○監査書記（西村洋一君） 48ページをご覧ください。

項6 監査委員費、目1 監査委員費は、昨年より1万3,000円減の113万4,000円を計上いたしました。年間の監査実施計画に基づき、地方自治法に定められています決算審査、定期監査、例月現金出納検査に係る経費や、全国及び県、郡の監査委員協議会の研修会への参加経費を計上しています。

以上で、監査委員費及び款2 総務費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款2 総務費の質疑を行います。

総務費の質疑は項ごとに行います。まず、項1 総務管理費の質疑を行います。29ページから42ページです。

○5番（味岡 恭君） 29ページの給料、町長・副町長分ということで、1,650万円というのが上がっております。町長にお尋ねですが、何か目的か要因があるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今、目的というふうなお話だったんですけども、いわゆる私の給与と、今不在でございます副町長の給与を、今回上程させていただいたというところでございます。

○5番（味岡 恭君） 私の個人の意見でございますが、今湯前町も大変厳しい財政の中でおられます。副町長を早く決めていただいてですね、町長は町長なりの仕事はまたいっぱいあるのではないかと、予算等の獲得とかいうのがあるのではないかとと思いますが、そのへんはいかがなのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今、味岡議員より、副町長が不在ということで、これからの町政を担っていく上で、町長としての、私も走りながら今行動しているところでございますが、それ以上にわたりまして町政の発展のために、早く副町長を作れというふうな激励をいただいたのではないかと、勝手に私想像したところでございますけども、相手もあるところでございまして、今そこらへんのところを見ながら、早めに皆様方にお

諮りをさせていただければと、かように思っているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 令和2年度に、大体そういう、できるような、何か思い込みというか、そういうのは何かないのでしょうか。計画なんか、計画というよりも、こういうふうをお願いしたいという人か何か。

○町長（長谷和人君） 私の中では、総合的に行政を担っていただくというお人が一番良いのではないかなということで、思っているところでございます。ただ、相手があるところでございますので、ここは慎重にですね、選任させていただければと、早めに上程させていただければと、かように思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 30 ページですが、総務管理費の一般管理費の交際費でございます。町長交際費につきまして、200万円の計上で従来どおりの計上になっているところでございます。平成30年度の実績で言いますと、138万円の使用をしておられるところでございますが、町長は町の顔でございますし、対外的にも町を目指す営業マンでもあります。町長として、この交際費を利用して、国から町に予算を獲得していただくことを私は希望しております。そこで、町長の意気込みをここで聞きたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○町長（長谷和人君） 令和元年度と同じ200万円ということで、上程をさせていただいたところでございます。この交際費、私にとりましてはトップセールスマンということですね、この交際費を有益に使わせていただきながら、各種事業におきますところでの情報交換なり、そしていろんな各機関がございまして、そちらとの情報共有、そこらのところで十分活用させていただければというふうに思っております。一方、これを使いながらいろんな形で、活性化のものとして、この予算があるのではなかろうかなというふうに思いますので、今遠坂議員がお話しいただきましたことについて、十分にここを活用させていただきながら、有益に使わせていただきたいと、かように思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 今、町長の意気込みを聞いたわけですが、町長、今の予算でも足りるのでしょうか。足りなかったら、いろいろと御相談をいただければと思いますし、今味岡議員からもですね、副町長の招聘についてのお話もありました。やはり、事務的なものを見ていただく人がおれば、町長も思い切ったことができるのではなかろうかと思っておりますので、味岡議員のほうの話も前に進めながら、この予算を対外的に利用しながら、予算を獲得していただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 30ページの区長報償費について伺います。この区長報償費というのは、区長が会議出席したときの謝金4,400円、1日当たり

だと認識しております。今までは、1,600 円の費用弁償だったところが、これからの新制度では、1,600 円プラスの、この区長報償費が支払われるということで認識しているのですが、その認識でよろしいでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 30 ページの報償費 18 万 4,000 円でございますけども、これについては、従来どおり、区長会の開催には、1,600 円の日当に対する費用弁償だけしか払っておりません。したがって、今回、令和 2 年度についても、この区長報償費については、1,600 円の日当相当分の謝金を計上しております。議員言われました 4,400 円の、従来で言いますと報酬のほうで支払っている分、それについては従来も区長のほうには払っておりません。ただし、今後予定される国勢調査等はですね、区長のほうにも委託するところがございますので、そういったものについては、謝金として、別立てでもたまた予算を組んで支払うというふうなことになります。ですから、今回の計上しております 18 万 4,000 円については、1,600 円の日当分に相当する謝金を計上させていただいたということでございます。

○2 番（椎葉弘樹君） ということは、国勢調査といった長くかかる時間の対応についてのみ、この 4,400 円が支払われて、普通の会議については、従来どおり 1,600 円だけということでよろしいでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 従来どおりの考え方で、1,600 円の日当に対する謝金という考え方で捉えておるところでございます。

○2 番（椎葉弘樹君） その関連で、区長出張に伴う費用弁償と区長業務委託料というのが計上されています。これは、今現行制度は、消費税何パーセントの対応になっていますでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 区長業務委託料につきましては、10 パーセントの消費税を内税にしております。現行については、報酬のほうで行っておりますので、それについては、消費税のほうは、かかっておらなかったということでございます。今回、委託料にいったということで、組み替えたということで、消費税分が考えられますので、その分をこの委託料の中に加味させていただいたということでございます。

○議長（倉本 豊君） ここで休息のため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前 10 時 59 分

再開 午前 11 時 13 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

質問を許します。

○7 番（高橋一雄君） 町長交際費について伺います。私は代々町長にはお尋ねしてい

るんですけども、私どもはいろいろ自治体、先進地で視察に行きますが、その調査として各自治体のホームページ等を見ますと、町長交際費を公表されている自治体が、以前と比べれば増えていると思います。

そこで、湯前町、公表していませんが、公表するという方向性は、町長はお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） ほかの自治体はほか自治体でございまして、私としては、これまで、従来どおりのやり方で対応させていただきたいと、かように思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 35ページの財産管理費の中に、工事請負費とございます。節14の旧南部保所の改修工事ですが、先ほど舗装とか、いろんな説明はされましたが、もう少し詳しい説明はお願いできないでしょうか。お願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 説明が不十分で申し訳ございません。町の旧南部保育所でございます。舗装面積については、1,200平方メートル、運動場の約半分ぐらいを想定させていただきたいと思います。施設側のほうの部分になります。それと、入口の門、園児が通行している門がありますのをご存知かと思いますが、その隣のフェンスを取り外していただきまして、車が入り出できるようなところで考えたいと思っております。

また、無停電の電灯を2基設置させていただきたい。通常使いについては、青年団、四半的、また投票所としての機能でございますので、車の乗り入れもできてですね、活用ができればと思っております。

また、残りの運動場の半分につきましては、従来どおりの形で残させていただきましても、新たな財源等見つかりましたら、またそのときに御相談させていただくこともあろうかと思っております。とりあえずといいますか、指定避難所としてのところで、この舗装というものを考えたいということで、計上したところでございます。

○5番（味岡 恭君） 今使用されているのは、四半的と青年団と、婦人会はないのでしょうか。ほかに誰か使用者がおりましたら、お尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） 今使っているのが、その建物の使用のほうでございましてけれども、説明したとおり、青年団、四半的、また選挙、そのほかにはですね、消防団の幹部会、これの活用もこの場所で行っているところでございまして、あと年間、1、2回になります。地区のイベントをされているというふうな状況でございます。

○5番（味岡 恭君） 改修となっておりますけど、内部の間仕切りとか、あれを壊すとか部分的に広くするとかというのはないのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 改修というところでの、この名称になっておりますけれども、運動場部分のみの改修ということで、捉えていただければと思っております。

○7番（高橋一雄君） 38 ページの企画調整費の中で質問いたします。ふるさと納税については、体制強化を私は求めてきましたが、令和2年度も前年度並みの目標ということでした。

年明けてから、令和元年の熊本県下の市町村のふるさと納税額が公表されましたが、その中で私が目に付いたのは、ポータルサイトを複数持っているところが、もう常識になってきているということでした。本町も年明けから、ポータルサイトを2つに増やしたと思いますが、県下の自治体、2つというのが少ないほうになっているのではないのでしょうか。ポータルサイトを増やせば、それだけ手間も、職員の仕事も忙しくなると思いますが、ふるさと納税の更なる強化については、どうお考えでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 私のほうからは、体制強化を外したところでお答えをさせていただきたいと思います。確かにですね、県内でポータルサイトの数が多いところは、軒並み増えているような状況でございまして、今議員おっしゃいましたとおり、当町におきましても1月末において、2つのポータルサイトを活用して、実施をしているところでございます。

今後ですね、このポータルサイトを1つ増やすにしても、相当、各会社の手続きによっては、非常に事務が煩雑になりまして、職員の手間が増えるというようなこともございまして、現況、今の体制におきましては、2つが精一杯ということで捉えております。今後におきまして、体制の強化が整いますれば、そういったポータルサイトを増やすということも念頭に置きながら、取組ができるのではと考えております。

○町長（長谷和人君） 加えまして、ポータルサイトも大事なんですけども、実は供給側のほうの、昨年から総務省が躍起になりましてですね、地元産品しか、もしくは産品以外に、いろんな仕組みあたりですか、確立した後でないと、地元でないとだめですよというふうなことが出てきた。それから、4割から、本町の場合については、総務省が示しております3割ということで、こういうのが非常にダメージを受けたというところでございます。この供給、いわゆる情報が出します、いわゆる供給側のほうの品物の数という言い方でいいのでしょうか、アイテム数が非常に少ないわけございまして、一番売れ筋でございました肉類等につきましても、ほかの町村と実は共存し合っているところになってきているところでございます。ですから、供給側のほうも、なかなか湯前町ばかりに肉を出していただくという体制も整ってないと。供給側のほうが逆に言うと、職員数が減ったりとか、そういう事情も実はあるようでございます。

私どもも、先般、ちょっと個別的なことを申し上げるかもしれませんが、畜産農協のほうの組合長さんともお会いさせていただきまして、特別に湯前バージョンだけでできないだろうかと、今そういうふうなことも実はお願いしておるところでございます。今後4月になりましてから、企画観光課のほうにつきまして、人員を増やすなりしてです

ね、その対応を実は行っていきたいというふうに、私としては思っているところがございます。

○6番（金子光喜君） お伺いします。先日の全協のときにも申し上げたと思いますけれども、42 ページの幸野溝土地改良区につきましての補助金ですけれども、補助金に関してはちょっと違うのではないかと、元々の負担金という形のほうが良いのではないかとということで申し上げたと思います。

土地改良区の水というのは、農業振興のみならず、水路の衛生管理、浄化にしても、火災だけでなく水害時の排水機能にしても、防災面にも多大な役割を担っていただいていると認識しております。そういう深い町との関わりの中で、一定の金額を町が負担するということでの負担金だったと、私理解しておりましたけれども、補助金に変えられて、見直すという形になっておりますけれども、非常に、農家の方からも違和感があるという話を聞いております。どうしてそのところが補助金に変えられたのか、また、元々負担金であったというのは、なぜここに総務費の負担金として計上されていたのかということですね、いろいろ調査されたのかなと思いますけれども、町長も元の総務課長でありまして、経緯はご存知かと思っておりますけれども、それよりもっと前から負担金として計上されていたと思います。どういった理由で負担金であったということを調査されたのか、個人的な見解だけで補助金という形に変えられたのか、そのへん御答弁を求めます。

○議長（倉本 豊君） 暫時休憩します。

-----○-----
休憩 午前11時24分
再開 午前11時26分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○総務課長（高橋 誠君） 従来、幸野溝土地改良区への負担金ということでございましたが、その経緯とは、昔からですけれども、防火用水の機能として使用させていただいているということもございました。また、各家庭からの生活雑排水の排水ということもございまして、土地改良区については、多良木町、あさぎり町、湯前町、負担金として支出をしてきたところでございます。

この負担金の使途内容を聞き取りしましたときに、維持管理経費として、幸野溝の水路と用水路の沈殿した土砂除去等々の経費に使っている。また、漏水等の修繕工事のほうに使っていると、護岸の草刈り等に使用させていただいているということでございました。

負担金ということで、法令や条例に基づく的なところで、義務的な負担金という解釈

がございます。法令に定められない任意的な負担金、各種団体を、地方公共団体を構成しているあさぎり町さん、多良木町さんになりますけれども、その団体の経費的に充てるためにも、その付近の考え方で負担金として支出してきたのではないかなという考えでございます。

しかし、その使途内容を聞いたときに、今先ほど申しました改良区の維持管理費に充てているというようなことでもございましたので、運営費の助成、補助という形での意味があると捉えたところでもございます。補助金についてもですね、自治体の判断で、任意的な補助、国からやったり、県からやったりというところの間接トンネルの補助もあるかと思えますけれども、今回、昨年度といたしますか、令和元年度の当初予算のときに変えさせていただいたんですけれども、その根拠となる補助金の積算根拠、それをですね、手続き等を明確にした上で、町のほうに補助金として要望されて、補助金を支出するような仕組みに今後変えていく。

各町村ですね、負担金であったり、補助金であったりという組み方をされています。また、総務費のほうに組んでいる本町でもありますが、よその町村では農地費等々に組まれている町村もあるようでもございます。これについては、今、各町村の担当課長さんとも話をしている段階でもございまして、その結果については、また統一した考え方を、4町村、多良木町さん、湯前町、あさぎり町さん、また錦町さんまで関係してくるものですから、その付近で考え方を決めていくべきかなと考えております。

○6番（金子光喜君） さまざまにですね、昔から土地改良区さんとは協力しながら、さまざまなことを町のほうでやってこられたと思います。その効果についても、なかなか積算ができないようなこともたくさんあるかと思えます。特に、水害のときとかですね、二溝の水は全部幸野溝に流れます。そして、仁原川に幸野溝が落としております。非常に水路の恩恵というのは、計り知れないものがあると思います。そういう部分でも大きく守られているということだと思います。

中学校の校歌にもしっかり出てきておりますし、町の大きな財産だと思います。負担金という形で残していったって、しっかり継続した活動をしていただくことが、本来の筋ではないかと私は思いますので、そのことを述べて、変えていただくような流れを求めたところで質問を終わります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 38 ページです。企画調整費の中の報償費で若者会議講師謝金ですけれども、先ほど課長のほうから、若者会議の中で、まちづくりについて問うていくと、いろいろな意見を伺っていくということをおっしゃいました。その中で、どの世代をもって、形をとっていかれるのか、その旨お伺いしたいと思えます。

○企画観光課長（本山りか君） 主に、子育て世代の方ですとか、または生産年齢人口

あたりですね、18歳以上45歳未満ぐらいの方々を想定しております。

○1番（遠坂道太君） 去年の12月に子ども議会のほうも開催しまして、その中で、やはり子どもたちの意向、町に対する夢をやはり語ってくれるんですよ。やはりこういう中学生なり、高校生なりも含めた形での取組というのも必要だと私は思っているところでございます。それにつきましてはどうでしょうか。伺います。

○企画観光課長（本山りか君） はい、子ども議会のほうでも、いろんな御提案をいただいているところです。それらの意見も拝聴しつつ、また高校生とも、機会がありましたら、是非そういったことも、盛り込ませていただければと思っております。

○1番（遠坂道太君） そういった形で今後ですね、新しい湯前町づくりを若い世代のほうに、いろんな意見を聞きながら取り組んでいただければと思います。

○2番（椎葉弘樹君） 37ページの振興計画策定審議会報酬及び38ページの振興計画策定審議会委員費用弁償について伺います。第5期の総合計画の中には、目標値というのが具体的に示されておりませんが、総合戦略のほうには、第2期しっかりと明記されているのですが、総合計画のほうにはありません。そうしたときに、この審議会のメンバーの方たちは、何をもって検証をされるのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 総合計画のほうも、若干、目標値というのを定めておりまして、これまではその達成度も、一応、数値的には評価はしてないんですけども、審議会の中で、どうだった、こうだったという御意見はいただいているところです。今後、そういった流れから、国等もあらゆる計画につきまして、数値目標を定めておるところから、そういったことも今回念頭に置きながら、決定をさせていただければと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 本町の場合、総合戦略と総合計画が、今逆転現象が起きています。総合戦略は、総合計画がないにもかかわらず、総合戦略ができてしまった。そして、令和2年度から令和4年度の総合計画の実施計画も、これほどこの総合計画に基づいて出したものなのか、ちょっと不明なところがあります。

そういう中で、錦町と人吉市のほうは、この総合戦略と総合計画を一本化しております。以前、一般質問のほうでも、それを提案したのですが、本町ではなぜこの一本化とこののをされないのでしょうか、お尋ねします。

○町長（長谷和人君） 総合計画は今年度までございまして、それに基づいて今回の総合戦略は作ったということで、ないままということではございませんので、そこらへんは御理解いただければというふうに思っております。加えまして、総合戦略関係につきまして、それから今回の総合計画、先ほど課長が答弁いたしましたように、いくつかの指数等も、実はここに挙げております。今回、計画いたします総合計画につきましては、今御質問がございまして町長の任期に合わせたところで、できないかということで、

以前から椎葉議員のほうからお尋ねがっておりますので、今回そこらへんのところも考慮しながらですね、これまでは、前期5年、後期5年という形でとっていたものを、今回そこを合わせて、調整の期間として、今回の総合計画の期間につきましては策定させていただけないかと、かように思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） それでは、本日配布されました総合戦略の第2期、これは、総合計画の第何次を参考にして作られたものでしょうか。

○町長（長谷和人君） 現在の5次の分の今年度分でございますので、その先の部分につきましては、今私が言っているように、新しい部分としての総合計画がそこに含まれてくるということで、御理解していただければというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） そこは、私は逆転現象がちょっと起きているかなと、長谷町政はこれから作る総合計画が、長谷町政の施策がいろいろ入ってくるんですが、これまでの第5次の総合計画ですと、鶴田町政の施策が入ってきた前提で総合戦略も作られているということで指摘したところなんです。じゃあもう1回、再度課長のほうにお伺いしますが、なぜこれ一本化というのはされないのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 一本化をしない理由につきましては、総合計画は町の根幹となる計画ということで、総合戦略につきましては、私の解釈として、人口減少対策に特化した計画であると、個別計画であると解釈をいたしておるところから、一本化はしなかったところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） では、総合戦略が総合計画に占める割合、半分以上なのか、それとも人口減少対策だから、もう3割とか2割なのかについては、いかがでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 数で申しますれば、割合的にはちょっと多めだと思います。ただし、総合戦略も今回、今出ている課題に則したもので、選択と集中により、事業等も組ませていただいております、すぐにその数での比較というのはできないかと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 人吉市や錦町では審議会のほうで、その一本化も含めた検討がなされております。だから、行政がもう一本化はしないんだ、ではなくて、審議会の中で、しっかりと議論をされてもいいのではないのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） その点につきまして、改めて審議会の中でもお諮りさせていただきながら、理由も含めてですね、どういった理由でそれをやるのか、やらないのか、そういったことを御提案させていただければと思っております。

○町長（長谷和人君） 加えまして、私から、もう1つだけちょっと丁寧に回答させていただきたいのですが、先ほど私答弁しましたように、今回総合計画の中で、これまで従来どおりでしたらば、10年間のスパンの計画ということであったところでござい

ますが、今回は椎葉議員が前々から御質問いただいている部分も加味しながら、そこらへんは私も1期4年しかございませんので、そこらへんも新しい町長が代わった場合については、後期の部分がそこに加わってきて、改正が可能だという部分のところも加味するという、その移行期間だということで、柔軟に、すみませんが、取り扱わせていただくということで、お考えいただければというふうに思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） ページは38ページです。ふるさと納税返礼品代につきましてお伺いします。一応、先ほど課長のほうから御説明がありましたとおり、目標が3,000万円というふうに考えておられます。その中で、やはりふるさと寄附金につきましては、町の財政の確保の中でも、一番手っ取り早い方法ではなかろうかと私は思っているところでございます。そこでですが、やはり寄附金に対して力を入れていくのであれば、先ほど町長も言われましたように、人員の体制を整えていくということでございます。であれば、町長が自ら営業マンとして、先導を取っていくというパターンはできるのではなかろうかと思えますし、これは昔、宮崎県の県知事でありました東国原知事が、そういうふうな体制を取ってきて、ああいう時代のことを作られたわけでございます。これはもう、長としての責務ではなかろうかというふうに思っているところでございますが、そのへんにつきまして町長お伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 私、トップセールスマンということで、先ほども答弁の中で、トップセールスマンということで使わせていただいたところでございますけども、このふるさと納税につきましても、農家の皆様方等につきまして、御協力いただくという場面が非常に多ございまして、なかなか農家の皆様に対しても、手間が一応掛かるのではなかろうかという、そういう先入観もございまして、それから送料等も全部こちらのほうで持つわけでございますので、そこらへん、先ほど言いましたように、供給側のほうの部分の皆様方に対しての丁寧な説明を行っていく必要があるのではないかと、そこらへん私が全面的に前に出ながら、先ほど畜協の話もしたんですけども、そういう形で、営業マンとして動きながら、このふるさと納税を伸ばしていきたいと、かように思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 今の町長の意気込みをお聞きしまして、そしてですね、課長にお伺いしますが、今現在商品があるわけですが、一番売れ筋を3つですね、それと今後どのような方向付けでの商品の開発を行っていくのか、それにつきましてお伺いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） まず、今年度の実績等についてですね、2月末現在で御報告をさせていただければと思います。まず、一番多く出ましたのが、半数ほどでございますが、全体に占める割合が半数ということで御理解いただければと思いますが、

やはり牛肉、馬刺し、こういったものが半数を占めているところでございます。そしてまた、季節ものでございますけども、ぶどうですね、町の特産でありますぶどうにつきましても、全体の22パーセントを占めております。そしてさらには、第3位としまして焼酎ですね、これが全体に占める割合で8パーセントということになっております。昨年度に関しましては、若干割合も変わっておりまして、この中に、またお米等もですね、前々年度におきましては出ているところでございます。

それと、今後の方向性につきましては、今申し上げましたような内容の、先ほど町長も申しましたとおり、供給者側の体制のほうも整えていただけるような、セールスを行いながら、事業者さんにとっても取り組みやすいような御提案をこちらからもさせていただければと思っております。また、食品のみならず、特産品のみならず、また違った角度から、例えば全国自治体で取り組まれております高齢者の方の見守りですとか、タクシーの助成金とかですね、そういったところも、ソフト面での対応のほうも、より充実させていきたいと思っております。取組としてはまだまだこれからなのですが、そういったところを、違った観点からの返礼品のアイテム数を増やしていくということを取り組んでいきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 新しい品目というのは、開発するのは非常に難しいと思います。先ほど町長言われますように、供給体制の強化ということを、やはり重点的にではなかろうかと私も思っておるところでございますし、やはり出していただく側のほうにもですね、説明を町民の方に理解をしていただくことが、第1点だと思います。その形を取られるようなシステムづくりを取っていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 39ページの住宅リフォーム補助金と空き家リフォーム等補助金について伺います。平成30年度は先着順ということで、9件あったのですが、4件ほどの採択であったと。そして、本年度も4件の採択があったということなのですが、募集に応募されたのは何人ぐらいいらっしゃったのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 住宅リフォームに関しましては、17名の方からの応募がございました。

○2番（椎葉弘樹君） 17名ということで、非常に需要が多い補助金だと今理解したところですが、ただ、わずか4人しか、この抽選で当たらなかったということで、果たしてこの補助率は妥当なのかといったところは、どのような見解をお持ちでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） そのことに関しましても、各方面からの御意見をいただいているところです。昨年度来いろいろ御質問を受けました中で、3年間の検証をさせていただきたいということで申し上げておりまして、この件に関しましても含め、今年度、最終年度となりますので、冒頭御説明しましたとおり、その検証を行って、課題

がありますところは改善をさせていただき、次の施策に生かしていきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） この課題は、もう1年目からすでに表に出てきていたところで、議会からもいろんな提案をしてきているところです。

例えば、他町村は10パーセントから20パーセントのリフォーム補助金というのが大体多いんですけど、人吉球磨管内では。ただ、本町は50パーセントという高い補助率になっています。これは、3年間待たずにしても、先ほど町長も柔軟にと言われましたが、本当に補助金も3年待つことなく柔軟に改定していてもいいのではないかと思うのですが、町長どのようなお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） これ、私も前、副町長時代にも、この提案をさせていただきまして、補助金要項でございましたか、今二本立てになっているところでございます。当初一本立てでいってございまして、その中で1回御提案した記憶があるんですけども、横に補助金の逆の総額がございましたので、その運用状況の中では、空き家の部分が余るようであれば、こちらのリフォームのほうにというふうなお話もした経過が、確かあったのではないかなと私記憶しております。その中で、弾力的な運用ができないかというふうな御提案もした経過もございます。今課長が言いましたように、この1年間ございますので、そこらへんも諮りながら、50パーセントというのも当然、先ほど10パーセント、20パーセントというふうなこともございましたので、そこらへんも柔軟に加えながらですね、多くの皆様方がこの制度に乗っかっていただくということで、運用していきたいと、再考していきたいと、かように思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 予算の枠は、住宅リフォーム200万円の空き家リフォーム450万円、それでいいのですが、その補助金の出し方の割合を下げてもどうかというのを、去年から提案しているところなんです。要は、50パーセントのところを、3割にできないかといったところの提案をしているところなんです。そこも柔軟に対応していただく考えはないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員、先ほど答弁した中身は、実はそれでございますので、柔軟に対応するというところでございますので、補助率、補助額の部分につきましても、そこらへんは十分考えながら、今回検証して、そしてその中で反映するというところで、先ほど言ったとおりでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） ページは40ページです。新しい企画で、出会いの場の創出事業補助金ですね。先ほど担当課長のほうから御説明がありましたけれども、特に湯前町を見ますと、独身の男性の方が結構おられます。その中で、今年度この予算が決定したら、条例とか、規約を作り、そして計画をするというふうにおっしゃいましたんですが、

本年度中に企画する計画はあるのか、それをお伺いしたいと思います。

○企画観光課長（本山りか君） この事業につきましては、もし当町で実施しますならば、同じようなスキームで、県の補助金も実は制度としてあるところまでございまして、それを活用することと考えております。ただ、これは御説明の中で申し上げましたとおり、各種団体で取り組まれる場合に対しての町からの補助、ということの制度になっておりますので、こういった団体の方が出てこられれば、それに対しての補助をやっていくということになりますので、今現在としては、そういった団体の方からの御要望とかはございませんので、今回御可決いただいて、要項等を整備して、その周知を図りまして、そういった方がいらっしゃいますれば取り組んでいきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 今御説明いただきましたとおり、各種団体のほうで取り組むと。球磨郡でも何軒か民間の方がございます。そういった方たちが取り組んでいただければ、この補助をするというふうなことだと理解します。今後とも、やはりそういう企画をですね、こういうものがありますよといった形を、啓発、啓蒙していただければというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 41 ページの情報化計画策定業務委託料 700 万円について伺います。まず、この計画策定 700 万円といったところの、この根拠といいますか、内訳について、詳細に説明をお願いしたいと思います。詳細ではなくてもいいので、ざっくり。

○総務課長（高橋 誠君） 策定業務委託料につきましてはの積算ですけども、まずは現状調査から入らせていただきまして、これについては、国、県も含めての現状調査、また地域の現状調査も含めています。それと、住民アンケート等による意向調査、要望調査等も行わせていただきたいと思います。また、役場内の情報化の実態調査も行い、職員のヒアリング等ですね、各種職員が持っている業務も含めたところで、させていただきたいと思っております。それと、ICTの戦略といいますか、そういったものも考えたいというところで、コンセプトの設定と施策の大きな項目での施策を行いたいと、設定もさせていただきたいと思っております。

あと、先ほど言いました次のシステムの先進地といいますか、先進的な具体例をですね、委託のところを考えさせていただいて、この本町にとって合致するようなシステムが、次のシステムとしてあるかどうかも含めまして検討させていただきたい。併せまして、高齢者見守りについても、今現在 iPad のほうで行っているところまでございますけども、それについても、次のシステムに変わったときに、この iPad とは違うシステムがあるかどうかも含めて検討させていただきたい。

あと、農業、産業関係ですね、そういったものについての検討をこの業務の中でさせていただくということです。あと、防災関係についてもこの中でさせていただきたいと

いうふうなところで、積み上げを行ったところをごさいますて、これは会議録の作成なり、報告書の作成まで含めたところでの見積りといいますか、積算になってございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今御答弁いただいた幅広い内容を盛り込んだ形での計画策定だと思います。ただ、この700万円もかけて計画策定をするということは、重要な施策なのかなと思ったら、町長の施政方針の中にはこれが入っておりませんでした。町長、この情報化計画の位置付けとしてはどのようにお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今総務課長から、多岐にわたる調査をやって、計画書を作るということで答弁したところでございますけども、今後、少子高齢化の時代におきまして、どうしてもやっぱり必要な力になってくるのが、ICT、AI、人工知能というような部分が今からフルに活用がなされるのではなかろうかなというふうに思っております。やはり、本町につきましても、財政の厳しい現状がございますので、新しいシステムを導入するに当たっては、やはり国の交付金、補助金を活用するという形になってくるということで、今回この計画書を作らせていただきまして、今後の方向性の中で、この計画書をベースにしながら国の補助金なり交付金を取りに行くということで、今回多額の700万円という予算を上げさせていただいたところでございますので、私としてはちょっと、そのおっしゃった施政方針の中には入れていなかったというのは、ちょっと私もミスをしたというところでございますけども、私としては重要な、今後のまちづくりの一つのアイテムだというふうに、私としては思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） あと、今日配布されました第2期の総合戦略の中にも、情報発信という項目はあるのですが、こういったSociety5.0とかAIに関する次世代の技術に対する取組が、総合戦略にもないということも指摘させていただきます。これは、恐らく鶴田町政の、先ほど言った第5期の総合計画に基づく総合戦略だから、多分次の改定のときには入ってくるのではなかろうかと思うのですが、本山課長いかがでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） すみません、一応、若干触れさせていただいているところがございまして、若干ですね、それも町長のお考えの中に当然あると思いますので、そののところもまた具体的に検討を行いながら、審議会でもお話を聞きながら、見直しの中で行っていきたいと思っております。

○議長（倉本 豊君） お諮りします。今、款2総務費の質疑ですが、総括もありますので、午後は次に移っていきたいと思います。

ここで、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前 11時58分

再開 午後 1時00分



○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

次に、項2徴税費、項3戸籍住民基本台帳費、項4選挙費、項5統計調査費、項6監査委員費は、一括して質疑を行います。発言を許します。

42ページから48ページです。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、続いて、款3民生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（白川一雄君） ページは48ページからになります。

款3民生費を御説明申し上げます。民生費は8億7,997万3,000円を計上しました。前年度と比較しまして、4,958万3,000円の増であります。歳出に占める構成比は、29.2パーセントになります。

以下、目ごとに主なものや新規の項目を中心に御説明申し上げます。

目1社会福祉総務費につきましては、3億3,429万7,000円を計上しました。前年度と比較しまして、1,602万6,000円の増であります。増の主な要因は、49ページの節12委託料の障害福祉計画策定業務委託料、51ページの節19扶助費の障害者介護給付・訓練等給付扶助費の増によるものであります。令和2年度は障害福祉計画を策定する年であり、障害者施策推進協議会経費及び策定委託料などを計上しました。

節2給料から節4共済費にかかまして、常勤職員9名分の人件費を計上しました。

50ページの節18負担金補助及び交付金は、社会福祉協議会補助金2,130万円などを計上しました。

51ページをご覧ください。節19扶助費は、障害者総合支援法等に基づく障害者支援のための扶助費を、現在の実績見込みにより1億9,298万3,000円計上しました。障害者の居宅介護、生活介護、施設入所、就労継続支援などに要する経費である障害者介護給付・訓練等給付扶助費、障害児の放課後等デイサービス事業所や児童発達支援事業所などに係る障害児通所事業扶助費等が主なものであります。高齢者等移動支援助成金は、令和元年度の執行状況を基に計上しました。

節27繰出金は、国民健康保険特別会計への繰出金4,853万4,000円を計上しました。

目2老人福祉費につきましては、高齢者の福祉施策を検討するための会議開催経費、敬老祝金、高齢者の自立した生活を支援する高齢者生活福祉センターの指定管理料、敬老会開催及び各地区老人クラブ活動補助金、老人福祉施設入所措置費及び介護保険特別会計への繰出金など、前年度より1,592万6,000円増の1億7,633万8,000円を計上しました。今年度は、高齢者福祉計画及び第8期の介護保険事業計画を策定する年であり、高齢者福祉計画策定等委員経費及び52ページの高齢者福祉計画等策定委託料など

を計上しました。

51 ページの節 7 報償費の敬老祝金につきましては、高齢者への敬老の意を表するとともに、長寿を祝福し、高齢者の福祉の増進を図る内容につきまして、有効で効果的な支援とするため、そのあり方を検討する予定であります。議会の皆様とともに協議を重ねながら進めていく予定としております。

52 ページの節 12 委託料に、高齢者生活福祉センター指定管理料などを計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金の地区老人クラブ補助金は、全地区の老人クラブ会員が令和元年度は 1,150 名であり、1 人当たり 1,000 円程度補助できるように 115 万円を計上しました。介護予防住宅改修・福祉用具購入補助金は、病気やけがなどにより一時的に日常生活の動きに支障が出た場合に、住宅改修や福祉用具の必要性が生じた方につきまして、介護保険や障害者給付を行うよりも実質的に安価に、またトータルで見た場合の費用負担の軽減につながるよう、迅速に対応できるよう、単独での支援補助制度を設けるため計上しました。

節 19 扶助費は、養護老人ホーム入所措置費として、人吉球磨管内の 3 箇所の養護老人ホームへの入所者 12 人を見込み、2,880 万円を計上しました。

節 27 繰出金は、介護保険特別会計繰出金としまして、前年度より 767 万 6,000 円増の 1 億 1,923 万 8,000 円を計上しました。低所得者介護保険料軽減のための繰出しの増額などを計上しました。

目 3 社会福祉施設費につきましては、老人憩いの家及び年輪館などの維持管理費としまして、節 11 需用費の修繕料に 30 万円を計上しました。

以上です。

○税務町民課長（堤田真由美君） 続きまして、目 4 国民年金費については、国民年金事務に係る経常的経費として 8 万 5,000 円を計上しました。前年度比 9,000 円の減となっております。

目 5 後期高齢者医療費については、前年度比 276 万 9,000 円減の 9,670 万 6,000 円を計上しました。事業の運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合へ納付する負担金 6,833 万 7,000 円と後期高齢者医療保険特別会計への繰出金 2,489 万 1,000 円が主なものです。うち、療養給付費負担金については、過去 3 年間の実績により、熊本県全体での医療費の伸び率を用いて広域連合において算出された額で、広域連合に納めるものになります。

以上です。

○保健福祉課長（白川一雄君） 54 ページになります。

項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費につきましては、子ども・子育て協議会及び児童虐待等の対策に係る会議開催等の経費を計上し、節 7 報償費の出生祝金につきまして

は、出生児1人当たり15万円の20人分を計上しました。

節12 委託料の病児・病後児保育事業委託料は、上球磨4か町村で公立病院に委託して実施している病児・病後児保育事業につきまして、本町が事務局町村となり3町村からの負担金と国・県の補助金を歳入で受け入れ、歳出の委託料で公立病院に支出するため計上したものであります。また、子ども・子育て支援計画に基づく子育て支援策である地域子育て支援拠点事業委託料は、乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業を行うため、慈光こども園に一般型週5日、1日5時間以上開設するため計上しました。同じく、一時預かり事業委託料は、家庭において保育を行うことが一時的に困難となった乳幼児につきまして、主として昼間において、保育所、認定こども園等において一時的に預かり、必要な保育事業を行う事業である一般型と、認定こども園に在籍する満3歳以上の幼児で、教育時間の前後又は長期休業日等に当該こども園で一時的に保育する事業であります幼稚園型を、国・県の補助を受けて実施するための経費を計上しました。

節18 負担金補助及び交付金は、子ども・子育て支援事業計画に基づき、放課後児童健全育成事業補助金、放課後児童支援員等処遇改善等事業補助金、保育補助者雇上強化事業補助金、病児保育事業補助金など、子育て支援のための各種補助事業を計上しました。放課後児童健全育成事業補助金につきましては、湯愛学童クラブには80名の希望があらわれているところでございます。

55ページの目2 児童措置費は、慈光こども園及び湯前保育園の運営費、児童手当など、前年度当初予算と比較しまして、1,698万2,000円減額の1億9,272万6,000円を計上しました。

節18 負担金補助及び交付金は、慈光こども園及び湯前保育園の運営費、広域入所運営費負担金をそれぞれ入園見込み児童数などにより、1億4,622万1,000円を計上しました。湯前保育園は4月当初の入所児童65名を見込み、慈光こども園は1号認定9名、2号及び3号認定30名の計39名を見込み、令和元年度の算定単価により計上しました。広域入所運営費負担金は、7名分を計上しました。なお、国の幼児教育保育無償化による制度変更のため、一般財源も減額となっております。

節19 扶助費は、児童手当を4,650万5,000円計上しました。

目3 母子福祉費は、ひとり親家庭等医療費助成金、母子会運営補助金など、51万6,000円を計上しました。

項3 災害救助費は、災害の発生に備え、災害被害者の救助、救護に係る費目を前年度同額計上しました。

以上で、款3 民生費の予算内容の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款3 民生費の質疑を行います。

○1番（遠坂道太君） ページ51 ページです。老人福祉費、報償費ですけども、敬老祝金 700 万円が計上されておりますが、昨年度が 680 万円ということで、20 万円の増になって、80 歳以上 20 名ほど増加するというところで理解してよろしいでしょうか。

また、昨年度においては、少々問題があったわけですが、その後検証をされたことと思います。今後どのように対応していかれるのかお伺いします。

○保健福祉課長（白川一雄君） この対象者につきましては、12 月現在で、来年 80 歳を迎える方の人口を把握しましてですね、それにより予算を計上させていただきました。

今回、昨年と一昨年の分の支給に関しまして、事務的にまずい部分がありました。非常に申し訳ございませんでした。これにつきましては、住所地から施設等に移られた場合の名簿の移し替えの部分がかまくらいていなかった、確認不足であった面があったというところがございますので、その分の確認につきましては、それぞれ複数の者で確認しながら、支給漏れがないよう対処していきたいというふう考えております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） ページがですね、54 ページの節 12 の委託料、その中で病児・病後児保育事業委託料というのがあります。昨年度は、確か 1,000 万円くらいだったかなと思います。で、今回が 1,400 万円ほど付いております。金額がちょっと上がっているのですが、その理由をお尋ねしたいと思います。

○保健福祉課長（白川一雄君） この分の病児・病後児保育事業につきましては、保護者が就労している場合などにおきまして、子どもが、病気やその後の回復期に自宅での保育が困難な場合におきまして、一時的に保護する事業でありまして、公立多良木病院内のホッと館に、構成している上球磨 4 か町村で委託しているものでございます。子どもさんが病気というふうな原因でございますが、これにつきましては、体制的には看護師 1 名と保育士 2 名の体制でやっていたところでございます。対象児童は生後 6 か月から小学校 3 年生までとなっております。定員は 6 名でございます。

これにつきましては、国・県・町村の補助を受けて実施している事業でございます。今年度と前年度は本町が事務局町村となって、3 町村からの負担金と国・県の補助を受け入れて、歳入で受け入れました。歳出の委託料で全額、町負担分を合わせて支出しているということで、本町の予算書で、その経費の全額が、この 2 年間は見えるというところがございます。これにつきましては、前年度は 983 万円でございます。今年度は 1,421 万 1,000 円ということで、438 万 1,000 円の大幅な増額となっております。その理由につきましては、先ほど申しました看護師 1 名と保育士 2 名の待遇が、前年度までは非常勤の一般職ということでありまして、今年度から会計年度任用職員となるため、基本給につきまして、その前歴換算が 5 年まで行われるということで、基本給が上昇したこと、及び期末手当が支給されるということで、そういったところで人件費が上昇したため

ございます。

○5番（味岡 恭君） 今、課長の説明によりますと、企業何とかてありましたですね。アルバイトではないですけど、残業賃が普通職員と変わらないように入ってくるやつ、それで上がってきたということでございますか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 時間外手当とは別のところで、もちろん必要な分は払わなければならないところでございますが、先ほど申しましたように、自治法と公務員法の改正で会計年度任用職員扱いになると、3名の方がですね、そういったところで基本給が上昇したということと、期末手当の支給による増加というところでございます。

○5番（味岡 恭君） 昨年度もですね、数はあんまり変わらなかったと思います。職員の数は。それと私も聞いたのですが、パートで来る方も、今、公立についてはボーナス等も出しておりますということで聞いておりますので、あんまり急激に上がるはずはないんだがなと思ったのですが、そのへんはどうなんですか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 実は、公立病院等では従前も期末手当相当分ということで、1.58 月分支給をしていたという実績はございますが、この病児・病後児保育事業の中では、その分は見ていなかったということで、今回その分を初めて見たというところでございます。

○5番（味岡 恭君） では、今後も増える可能性はあるのでしょうか。今後、あと何年後というところで増える見込みはあるのでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 今回は制度改正というところで増えているという、これは病院事業全体も含めてというところでございますので、今回は急激な増加の理由があったということで、来年以降は特に大きな理由がなければ、定期昇給等が今後含まれてきますので、定期昇給も含むということで、少しずつは上昇してくるものというふうに考えおります。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） ページは55 ページです。負担金補助及び交付金で、ここで、湯前保育園、慈光こども園の運営費につきまして伺います。双方の園においても、年々園児の減少が見られるわけですが、経営においても厳しくなっていくのではないかと思います。今後、湯前町の湯前保育園の方向性につきまして、どのように考えておられるのかお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 今、遠坂議員御指摘の部分でございますが、実は出生数が今年で16 ぐらいでございまして、この16 前後で多分ここ何年か推移していくのではなからうかということでございます。

保育園の場合につきましても、当然、加配の部分がございまして、ほとんどが人件費という部分の、経費でいきますと人件費はかなり大きなウエイトを占めているのではな

かろうかと、かように思っているところでございます。そこらへんのところも、実は先日、社協のほうと協議いたしまして、向こう何年か分のシミュレーションを実はしたところでもございました。その中でやっぱり出てくるのは、経費として、先ほど申しました人件費等が圧迫する部分が大いなのではなかろうかということで、4年後ぐらいには多分赤字じゃなかったかなと、ちょっと書類、私持ってきていないので申し訳ないんですけども、赤字のデータが出ておりましたので、これを解消するために、シミュレーション上どうしたらいいかということでですね、検討しなさいということで、社協の職員のほうに申し伝えたところでもございました。今、何とかこれまで累積しておりますお金がございまして、それでやり繰りは可能でございますけれども、先ほど申しましたように、利用してくれる園児が少なくなってくるということで、かなり厳しい経営が見込まれるということでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○8番（黒木喜巳男君） 私は、地区の老人クラブの補助金についてお尋ねをしたいと思っております。ここ数年かかりまして、昨年10万円増額していただきましたけれども、今年はまだ5万円減額されて予算が計上されております。先ほど課長は、1人1,000円で、1,150人ということで115万円ということでございましたけれども、以前はですね、老人会の補助金は170万円ぐらいありました。それが財政再建の折に、110万円に落とされまして、その後復活をしておりませんので、しかも1,000円の中の300円ぐらいは、郡の経費とか県の経費のほうに持っていかれまして、せめて1,000円とせずに1,300円ぐらいの手当をしていただくわけには今後いけませんでしょうか。お尋ねをしたいと思っております。

○町長（長谷和人君） この議論、いつも黒木議員のほうからご御質問いただいているところでもございまして、今後、老人の年代層につきましては数が増えてくるというような実情でございまして、おっしゃっている上納金でございまして、今回、この補助金の見直しの中に、この上納金等の部分につきましては、補助金としての適用外というふうな見直しの規定の中にもございまして、うたってございまして、財政上も非常に厳しゅうございまして、この分については、当分の間、現在の単価を利用させていただきたいと、かように思っているところでございまして、加えまして、先ほど課長の答弁の予算の説明の中にあつたのですが、この敬老祝金自体の部分につきましても、今年度、ちょっと1年かかってですね、この議論ももう少し1回やらせていただけないかというふうに思っているところでございまして。例えば、通過型のお祝い金とか、そういうのもあるのかなというふうに思っておりますので、老人会の役員の方々とちょっとここらへんはお話をさせていただけないか、その分を集中と選択ということで、浮きました財源につきましては子どもたちに回すことができないかと、そんなこともちょっと想像したところでもござ

いますので、この1年間で、そこらへんの道筋をちょっと作りたいと、そういうふうにも思っているところでございます。

○8番（黒木喜巳男君） 確かに、子どものほうに回す予算はあって必要だと思いますけれども、若い人は増えないわけですよ。せっかく元気な老人の方が、ほとんど70歳代と思います。60歳代は入りません、老人会には。そこで、70歳以上が元気でグラウンドゴルフにしろ、100歳体操にしろ、ほとんど老人会で、主体でやっておりますのでですね。もしそういう活動をせずに、病気にもなって、こもってれば、1,300円くらい出した場合、何十万円くらいしか増えないと思うわけですよ。削るばかりじゃなくてですね。そこで、もし病気になったりすれば、何千万円の出費になりますので、そこらへんは是非考えて、減らすと言わずに考慮していただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 私も実は老人会のほうに入っております、その資格はあるわけでございますけども、おっしゃるとおり、健康老人、元気老人、これは当然、あとの後期高齢なり、介護保険料を安価にできるという部分がございますので、その点はもうおっしゃるとおりでございます。

ただ、お祝い金、敬老祝金というのは、お祝い金という部分がございますので、そこらへんも、今議員がおっしゃった部分につきましても十分理解しておりますので、減らすということではなく、使い道を分けさせていただいて、有効に、補助金なり、何なりを利用させていただけないか、そういうことで私申し上げたところでございますので、一つそこらへんも御理解いただければというふうに思っているところでございます。

○8番（黒木喜巳男君） 理解はいたします。見直しということになれば、例えば、敬老会の開催ですね、これは婦人会がやっておりますけれども、これは140万円ですね、同じ老人福祉費。これは、財政再建の折、70万円に減額されました。それが倍になって、140万円にしてあります。これは1日の会だけであります。しかも、私は敬老会に参加しておりませんが、弁当とか記念品を持ってきて配られますので、そういうものは私は要らないと思いますので、欠席者に対してですね。それよりも、その部分を少しでも、全体の1,150名のほうに回していただければと思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 51ページの民生費の高齢者等移動支援助成金、タクシー券ですね、去年度どのくらいの利用者がおられたのかお尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては、まだ平成31年度につきましては、今月、来月、3月末まで待つて請求を受けてのことになりますので、平成30年度で言いますと、高齢者分が350名と障害者分が5名ということで、355名が利用されたというところでございまして、平成31年度分からは、2冊まで、倍まで利用できるようになっているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 私たちが団塊の世代なのですが、あと10年から15年くらいは利用が増えるのではないかと思います。そこでなんですが、コミュニティバス等を利用することなんか考えておられないのかお尋ねをします。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては、いろいろどのような方法があるかということで議論をさせていただいていたところでございます。一番本町の地形等を考えたときに、利用しやすいのが、それぞれの高齢者宅から目的地、病院でありますとか買い物に行けるということで、タクシーによりまして目的地まで行ってもらうのが一番良いだろうということで、現在のところ回しております。地形によってですね、ほかの町村に見られるように、さこさこに集落があつて、そこに集まって目的地に行くというときには、そのコミュニティバスなり、ワゴン車等の運用が有効な面もありますが、本町の地形でありますと、現在のところは、この福祉タクシー的なタクシーと、あとは遠方に行く場合の産交バスの利用ということで運用をさせていただいて、今後また利用者の意向を踏まえて、それぞれより良いものにしていければなというふうに思っているところでございます。

○5番（味岡 恭君） 私も言いにくいのですが、車のあれは、あさぎり町のほうが本社ではなかったですかね、湯前町が本社じゃなくて。だから、やっぱり湯前町の車を、本社があるところを使ったほうがいいのかと思うものですから、そのへんも含めて、やはり、この厳しい世の中でありますので、できればそういうことも考えていただければと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、あと総括もありますので、次にいきたいと思えます。

次に、款4衛生費の説明を求めます。

○保健福祉課長（白川一雄君） ページは、56ページからになります。

款4衛生費を御説明申し上げます。衛生費は1億8,357万6,000円を計上しました。前年度と比較しまして、3,354万5,000円の増であります。増の主な要因につきましては、保健センター空調更新工事の増であります。歳出に占める構成比は、6.1パーセントになります。以下、目ごとに主なものや新規の項目を中心に御説明申し上げます。

項1保健衛生費、目1保健衛生総務費につきましては、環境衛生係担当職員2名の人件費、住民の各種健診及び保健事業に係る諸経費、保健センターの維持管理費、空調更新工事費、各種団体への補助金や公立多良木病院企業団負担金、子ども医療費助成金など、8,470万8,000円を計上しました。

節 1 報酬、節 7 報償費及び節 8 旅費に、乳幼児等の各種健診や予防接種医師報酬及び健康づくり推進委員の報酬、講師謝金、費用弁償などをそれぞれ計上しました。

57 ページの節 12 委託料の保健センター空調更新工事監理業務委託料、58 ページの節 14 工事請負費の保健センター空調更新工事費は、保健センターが平成 12 年度建設で 19 年が経過し、昨年度に空調更新工事の設計を実施しましたので、今年度工事を実施するものであります。個別方式のエアコンを設置予定であり、財源につきましては過疎対策事業債を予定しております。

節 18 負担金補助及び交付金の公立多良木病院企業団負担金は、普通交付税で措置される職員の児童手当分と特別交付税で措置される共済費の追加費用、介護老人保健施設の起債償還分が主なものであり、特別交付税措置額の減と基準人口の減により 12 万 1,000 円減額の 1,079 万 3,000 円を計上しました。

59 ページの節 19 扶助費は、高校 3 年生までの子ども医療費助成金について、前年度実績を基に 1,596 万円計上しました。

目 2 予防費につきましては、各種予防接種に係る医師報酬、各種がん検診及び各種ワクチン接種委託料など、3,389 万 8,000 円を計上しました。

節 12 委託料は、5 月に保健センターで実施します集団検診及び各医療機関で行います総合健診の委託料と各種予防ワクチン接種委託料などを計上しました。

60 ページをご覧ください。令和 2 年度からロタウイルスワクチン接種が定期予防接種に加えられたことから、定期予防接種のスケジュールを見てみますと、生後 2 か月から半年間で 15 種類、さらに 1 年過ぎるまでの間に 6 種類のワクチン接種が必要となりました。このため、保健センターでの集団接種では接種間隔を確保することが難しく、接種誤りを防止することからも、乳幼児に対する集団予防接種は、日本脳炎、2 種混合のみとし、従来から県内の医療機関で個別接種していたヒブワクチン、肺炎球菌、B 型肝炎ワクチン、四種混合ワクチンに加えまして、麻しん風しん混合ワクチン、水痘ワクチン、ロタウイルスワクチン接種を、個別接種とするため委託料に計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金のおたふくかぜワクチン予防接種補助金につきましては、おたふくかぜにかかる 1,000 人に 1 人の割合で難聴の障害が発生するといわれているため、任意接種ではありますが、近隣町村と調整し、その費用の全額を助成することとしました。

目 3 環境衛生費につきましては、環境保全及び衛生管理など 657 万円を計上しました。

節 10 需用費の印刷製本費では、湯前町ごみ出しルール読本を新たに作成し、町内全世帯に配布するとともに、転入者にもその届の際に配布いたしまして、適正なごみ出しの周知に努めるため必要経費を計上しました。

61 ページの節 18 負担金補助及び交付金の人吉球磨広域行政組合負担金水上斎場分につきましては、改修工事が終了しましたので、71 万 3,000 円減の 371 万 8,000 円を計上しました。また、合併処理浄化槽設置補助金につきましては、5 人槽 3 基 198 万 6,000 円を計上しました。

項 2 清掃費、目 1 塵芥処理費は、ごみ収集運搬業務委託料、人吉球磨広域行政組合負担金など、4,361 万 9,000 円を計上しました。

節 12 委託料は、ごみ収集運搬業務委託料 682 万 9,000 円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金は、人吉球磨広域行政組合へのごみ処理負担金として、前年度より 4 万 8,000 円増の 3,650 万 3,000 円を計上しました。ごみ処理容器設置事業補助金としまして、前年度同額の 27 万円を計上しました。

目 2 し尿処理費は、汚泥再生処理センター運営等に係る負担金を計上しました。し尿処理負担金として、前年度当初予算より 128 万円増額の 1,478 万 1,000 円を計上しました。

以上で、款 4 衛生費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款 4 衛生費の質疑を行います。

56 ページから 61 ページです。

○1 番（遠坂道太君） ページは 58 ページでございます。負担金補助及び交付金ですが、公立多良木病院企業団負担金、先ほど課長述べられましたように、1,079 万 3,000 円を計上してあります。

公立多良木病院企業団の定例会が 3 月 2 日に開催されました。全議案可決されましたが、3 年連続赤字決算となっており、令和 2 年度の予算においても 2 億 7,929 万 3,000 円の損失の計上となっております。定例会ごとに、再三、経営改善のほうを申し上げてきました。年々人件費も増え、現在 70 パーセントを超えている状態でございます。これでは、安定した病院経営を維持できないと見込まれます。また、経営コンサルタントを導入して 4 年目になりますが、経営コンサルタントの成果は見られません。今後必要ではないというふうに私は申し上げてきております。町長として、今後の繰出金と病院の方向性についてお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 繰出金ということで、限定させて答弁させていただくところでございますが、私も遠坂議員のほうのお話がありましてとおり、病院議会の中で、一般質問の中で答弁させていただいておるところでございます。

本町の場合をちょっと申させていただきますと、平成の大合併を経まして、本町は自立の道を選択したということで、その折に、国からは集中改革プランなり、本町独自の行財政の計画書をして行革を行ってきたということで、その中では、議員の定数削減なり、給与カット、特別報酬のカット、それから職員の給与カットも行っておりまして、

併せまして、物件費カット、それから優遇策のカットなど、身を削る行革を実行してきたということでございます。であるからこそ、今の湯前町があるのではなかろうかなというふうに思っているところでございます。各町村長とも、この繰入れの考えについても、私も答弁したところでございますが、ほかの3町村の町長も答弁しております。私、先ほど言いましたように、町は身を削っているということで、私はそのときに鯛という表現をさせていただいたところでございます。町は鯛を食べていると。で、病院のほうは、まだこちらでいいます行革を行っていないということでございます。その行革の内容につきましては、当然人件費なり、それから物件費でございますね、ここらへんの部分がそこに入ってくるかなというふうに思っておるところでございます。ドクターは別でございます。医師につきましては、別という形で考えさせていただければと思いますけども、病院側としては繰出しをこれまで以上に行ってくれないかというふうな議論もされていておるところでございます。現在の状況では2億2,000万円ほどでございましたか、繰出しを行っておるところでございますけども、交付税措置がなされているのは、理論上では4億6,000万円くらいだったですか、ちょっと申し訳ございません、私書類を持ってきていないのであれなんですけども、そしてその中で、理論値上で出ておりますのが、2億いくらという形での交付税措置がなされているということでございますので、これ以上、町のほうが出したとしても、それは交付税の計算上には乗ってこないと、一般持出し、財源持出しになってしまうんだということも、これ再三お話をしたところでございますけども、企業長とも、そこらへんは着地点が見出せないというところで、これまで来たところでございます。私としては、そのときもお話しをしておりますけども、これまで以上の繰出しはないということで、明確に私、そこで答弁させていただいたところでございまして、あえてちょっと長くなりましたのですが、お答えさせていただいたところでございます。

○1番（遠坂道太君） 私も質問のときは、人件費の経営改善と述べてきたのですが、開設者といいますか、設立者の4名の方がいらっしゃいます。やはりそのへんでですね、病院のほうに強く要望をしていただくということができないものか、それと病院の方向性についてまだお伺いしておりませんので、町長としての考え方について答弁をお願いいたします。

○町長（長谷和人君） 開設者協議会におきましては、先ほど答弁したとおり、今いろんなことが起きた場合につきましては、4人集まりまして、その中で議論をさせていただいておるところでございます。加えまして、企業長とも同様の形で、そこらへんの話させていただいておるところでございますが、なかなかそこが着地点が見えないというところでございます。

今後、病院の経営につきましては、先ほど言いましたように、現金の預金関係でござ

いますけども、平成 30 年度末で、対前年度で 3 億 5,900 万円のマイナスになっておりまして、残り 22 億円ほどしかございません。本年度はもうこれで 17 億円ぐらいに預金残高が減ってしまうというふうなところでございます。このまま 25 年から比較いたしますと、13 億 7,100 万円ほど大きく減少しておるといふような状況でございまして、このまま推移いたしますと、6 年後にはこの運転資金あたりにも影響してくるのではなかろうかと、私としてはそういうふうには思っているところでございます。平成 30 年度も累積赤字が 2 億円ほどございますので、6 年間で大きく連続して赤字が続いているということで、なかなかこれを解消するためには、先ほど申しましたように、給与あたりにやっぱりメスを入れるべきであるし、物件費あたりもかなり必要でございまして、医療器具等の更新等につきましても最小限度に抑えるような、そういうふうなところを持っていかないと、合理化案を持っていかないと、かなり大きな厳しい赤字の数字が出るのではないかなというふうに思っておりますので、ここらへんをまずは、十分分かってらっしゃるとは私思うんですけども、ここらへんのところをやっぱり理解していただきながら、やはりそこにメスを加えていただく、経営の合理化をやっていただく、これがまず先ではないかなというふうに私としては思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5 番（味岡 恭君） ページは 59 ページです。保健衛生費のところ、節 19 で扶助費がございまして。不妊治療費助成金とありますが、何名の方がご利用されているのか、大体おおよそで。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては、町の人口対策、子育て支援、いろんな多方面からも含めまして、子どもができにくい方についての不妊治療につきまして、町でまず助成制度をもって対応していこうということで、制度を作らせていただきました。一昨年と昨年、令和元年度、運用しているところですが、これは県の補助金と併用しながらの運用なんです、県のほうにも何件か相談はあっているようですが、実際に町までのこの助成金の支給までは、2 年間の中では至っておりません。ただ、これにつきましては、町として、こういう助成金制度をもって、いろいろな御相談に乗れるというのは、大きな強みと思っておりますので、引き続き御理解をお願いしたいというふうに思っております。

○5 番（味岡 恭君） 今説明の中に、県と町でということでしたが、県が何パーセント補助するのか、町がどれぐらいのパーセントを出すのかをお尋ねします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 検査の段階と、治療、手術の段階、いろいろございまして、おおよそ県が 2 分の 1、町が 2 分の 1 という設定で、あと限度額等もございまして、そういったところでやって、制度を組ませていただいております。

○5 番（味岡 恭君） ということは、100 パーセントということ間違いはないのでしょ

うか。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては、手術等で入院等も伴いまして、それに伴う食費等も必要でありますから、そういったところの全体での経費を見た上での助成金を組ませていただいております。

○5番（味岡 恭君） 今現在、少子化でございます。とても子どもが少のうございます。産みたくても産めない人もおられるかもしれませんが、こういうのを使っていただいて、少しでも子どもの増産につながればと、増産という言い方は悪いのですが、子どもを作っていただければと思いますので、そのへんも是非できれば宣伝していただき、広報なんかでちょっと流していただきまして、こういうことをしますよということで、していただければ助かります。

○保健福祉課長（白川一雄君） この制度を含めまして、いろんな助成支援する制度につきましては、旬報、ホームページ等を使ってお知らせをしているところでございます。今後も引き続き行ってまいります。

○6番（金子光喜君） お伺いします。58 ページの使用料及び賃借料の中にですね、母子手帳アプリ利用料というのがありました。今こんなふうに母子手帳を、アプリとして活用するようなシステムができたのかなと思って、びっくりしたところですけども、非常に可能性を含んでいるのかなと思います。よくあります予防接種の誤りとか、そういうのを防ぐのかなと思いますし、行政と医療機関とお母さんとの情報の共有ができるようなアプリなのか、そういうところが含まれた新しい形のアプリの方法のかなということと、併せて今までの手帳媒体の母子手帳として使われるのか、2点お伺いします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 現在運用しております紙ベースの母子手帳も、重要な思い出になるものというふうに思っておりますので、そちらも併用しながらですね。今ほとんどのお母さんがスマホ等をお持ちでございますので、スマホ等で、そういう子どもさんの成長記録でありますとかを見られて、残せていけると。あるいは、予防接種のスケジュール管理でありますとか、こちらから予防接種のお知らせを載せていくと。また、子育てについてのいろんな相談も受けられるというところで運用をしていきたいというふうに思っております。実はこれにつきましては、昨年12月から試験的にやっております、今16名ほどのお母さんに御利用いただいているところでございます。これにつきましては、来年といたしますか、令和2年10月からは、有料ベースということになってくるということで、正式に運用していきたいというふうに思っているところでございます。御理解をお願いします。

○6番（金子光喜君） 非常に良いほうの効果が得られるのかなと、私自身期待しているところですけども、先ほど言われたように、有料でということですけども、負担をお母さんに求められるということでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） これにつきましては、アプリの使用料ということで、町が月2万円程度お支払いして、一般住民の方の負担はないところでございます。

○6番（金子光喜君） 子どもを産む上で、安心につながるのかなと思いますし、5番議員が言われた、子どもを安心してたくさん産んでもらえるような環境づくりにもなるかと思えますし、今回は非常に良い形で対応ができていますかなと思いました。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） 61ページです。塵芥処理費の中で、ごみ処理の負担金ですが、3,650万3,000円計上してあります。現在の湯前町のごみの分別についてお伺いいたします。現在、ごみの分別数についてどのくらいあるのか、また今後、現状より細かく分別されるのかお伺いいたします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 今のは収集所の箇所数ということですね。リサイクルの分別内容ということですか。ちょっとそれぞれ細かくはなりますが、今のリサイクルステーションでのヤード数といいますか、箇所数自体は8つほどあるというふうに思っております。紙、新聞、段ボール、ビン、アルミ、スチール等で分けて運用させていただいているところでございます。

今後の課題、今後またどういうふうにしていくかということですが、項目的には先ほど補正等の審議にもありましたが、今生活する上で、プラスチック類が世界的な汚染の部分がございまして、プラスチック分をどうしていくかというのが、一つの課題というふうに思っております。これにつきまして、人吉球磨それぞれ協働しながら研究を進めていきたいというふうには思っております。

○1番（遠坂道太君） 分別はやっぱり細かくするという事、私たちも議員で鹿児島県の大崎町のほう視察をしてまいりまして、やはり相当な分別をしている中で取り組んでおられました。やはり、この清掃費の削減をやるにしろ、どうしたらいいのか、やはり生ごみ等を減らすということも一つの考え方であるし、また自然ごみの活用を、上手く分別をするということが必要ではないかと思っておりますので、今後減らす方向づけの検討をしていただければと思います。

○保健福祉課長（白川一雄君） はい、このごみ処理につきましては、環境問題も含めまして、大変大きな課題というふうに思っております。今後いろんなところの部分の視察、研修等も含めながら、より良い分別の方法等を研究しまして、住民の方の御理解を得ながら進めていきたいというふうに思っております。

○3番（森山 宏君） 今のごみ処理問題で伺います。このごみ処理費の中に、リサイクルの掛け目といいますか、重さも入っているわけでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） この人吉球磨広域行政組合のごみ処理負担金の中では

ですね、まずトータルの経費がございます。その中で、先ほど申しました、本町でありますと、リサイクルステーションで集めた資源ごみをクリーンプラザに持って行きまして、クリーンプラザの中では、各町村から集めたものと各個人からの持込みがございます、個人や事業所からのですね。そういったところの有価資源ごみを全部合わせた中で、その換金されたものを全体から引いて、残ったものをそれぞれ市町村が出したごみの量に応じて、負担金が計算をされているところでございます。

○3番（森山 宏君） 今詳細に言えば、結局、持ち込んだトン数の中にリサイクル料も入っていて、構成市町村で残った部分を、各構成市町村に配分、負担を願っている。結局リサイクル資源ごみの部分も、出すところ、出さないところという、構成市町村で違うと思います。この部分の、出すところ、出さないところの差額というのは、配慮されているのでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 議員が言われているのは、町村ごとの資源ごみの分は、各町村の負担金の中で控除されているのかというふうな趣旨であろうかと思いますが、先ほど申しましたように、全体の中で、有価資源、換金されたものは引かれているというところで、行政組合に聞きますと、実は町村から集めた有価資源ごみよりも、クリーンプラザに持ち込まれてクリーンプラザで整理をして資源化されたものがはるかに多いと。現在のところは一括して、その分は全体の経費の中から引いて、各町村の負担金が計算されているというところで見解を聞いているところでございます。

○3番（森山 宏君） 端的に言いますと、隣の町村におきましては、個別に事業者がおられますので、行政組合とごみの契約は行っていなく、町単で事業者と契約なさっているというふうに聞いております。この中におきまして、本町におきまして、地区の子ども会、育成会というんですかね、その中においては、資源ごみに当たりますアルミ缶材を、そこの構成団体で集めて自分たちの収入にしている。俗に言う廃品回収事業を行っていた部分を、別にアルミ缶だけでやって、そこの行政区もそれに支援しているというふうな取り方があります。

本町におきまして、このアルミ缶をそういうふうな収益に変えている事業所、事業所じゃないですね、団体というのは把握されておりますか。また、逆にそういうのを推奨する考えはないでしょうか。

○保健福祉課長（白川一雄君） 本町におきましても、行政区ごとにそれぞれの経緯と内容があるかと思いますが、各地区での例えば子ども会とかいろんなボランティア団体が、その活動資金のために、ビンでありますとかを回収されて、それを資源ごみ化されるのは非常に結構なことだというふうに思っております。それぞれの歴史の中でやってこられていることでございますので、それについては、町としては一切関与をしていないところでございます。で、それをどんどんやってくださいとか、もうそれは町のほ

うで一括でしますからとか、そういうふうな考えは一切ありませんので、それぞれの行政区の中で、それぞれの団体が考えていただければいいのではないかなと私は思っております。

○議長（倉本 豊君） ここで休憩に入りますが、款4の衛生費の質疑は、あと総括のほうでお願いしたいと思います。

○9番（山下 力君） 公立多良木病院構成町村議会の一議員として、町長にお尋ねをいたしたいと思っております。町長は令和元年の所信表明で、公立病院について住民のための病院であるとの認識のもとに、その時代に沿って対応していくことが自治体病院の役割であると、2つ目に、抜本的な経営改革など、将来を見据えた体制づくりが必要でありますと述べられております。

そこで、町長が考えておられます経営改革の手順をお示しいただければと思います。

○町長（長谷和人君） 今山下議員から御質問があったんですけども、公立病院につきましては、当然住民のための病院でございまして、そして、その時代に沿いながら、対応しながら、住民の安心・安全を確保すると、これが自治体病院の役割であるというふうに私は思っております。そしてその上に立って、医師の確保など、人材不足の問題や医療体制の充実、そして人件費、物件費、それから施設費、それから医療費の削減、見直しが求められているものということで、これらが大きな課題、問題点ではなかろうかなというふうに私としては思っているところでございます。

これらを踏まえまして、やはり健全経営というのは、待ったなしの現状ではなかろうかなというふうに思っているところでございます。そして、先ほど遠坂議員からも御質問がございましたけども、年々厳しさが増しておるということで、待ったなしの対応策を講じる必要があるのではないかなというふうに私としては思っておるところでございます。その上に立ちまして、やはり抜本的な経営改革を、将来を見据えた中でやるべきではないかなというふうに思っているところでございます。その中で、先ほど遠坂議員の御質問の中でもお答えしたわけでございますけども、人件費の割合が非常に高いと、給与の比率が非常に高いということでございます。これは平成30年度の数値でございますけども、69.3パーセントになっているということでございます。理想は60パーセント以下、民間では50パーセント以下を目標にしているということでございます。

それからもう一つが、3事業の収益をやっぱり伸ばすべきではなかろうかなと思っております。これはやっぱり、そのためには医師の確保が必要になってくるというふうに思っているところでございます。これらが黒字化への足掛かりになってくるのではなかろうかなというふうに思っております。一つ目には給与の抑制、そして二つ目でございますけども、修繕、投資、いわゆる施設改修ということで、年々施設のほうも老朽化しておりますし、医療機器の購入等も平成30年度は3億8,600万円ほどございまして、こ

れが毎年3億円程度の更新を、投資をされているという実態もございますので、これらも老朽化が進んでいるという現状もあるわけでございますけれども、ここらへんもいくらか安くできるようなかたちで購入ができないかと、そういう努力がやっぱり必要ではなかろうかなというふうに思っているところでございますので、その点がまずもって経営の合理化、これが第一義ではないかなというふうに私としては思っている次第でございます。

○9番（山下 力君） いろいろ考えておられるようですが、またちょっと角度を変えてですね、現在の公立病院、現状を見ますと、いわゆる医師不足、それから経営が極めて厳しい状況になっております。町長はじめ、構成町村長はどのようにその現状を分析されて、認識を持っておられるのか、もう少し具体的に、いわゆる医師不足が今後どうなるのか、あるいは経営状況が、いろいろ言われましたけれども改善するのか、もう1回町長のお考えをお尋ねしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 医師の確保の点からまいりますと、行政報告の中でも御報告させていただいたのですが、熊大のほうに、開設者4人揃いまして医師の招聘に行ったわけでございますけれども、総括で述べておりますように、なかなか医師の確保においては厳しいというふうな言葉をいただいたところでございました。ただ、今回私も初めて熊大のほうには参ったところでございますが、何回もやっぱりお願いをしながら、そして実情を訴えながら、医師の確保も行うべきではないかなというふうに思っております。加えまして、民間でお医者様を派遣いただきます機関等もございます。そこらへんも利用する手があるかなというふうに思っているわけでございますが、なかなかそういうふうなルートを使いました分については、ちょっと表現がおかしいかもしれませんが、当たり前はずれがあるというふうなお話もお伺いしたところでございました。

それから、具体的なお話ということでございますけれども、なかなか給与比率のお話をちょっとさせていただくわけでございますけれども、理想的には60パーセント以下というふうな部分がございますが、ここにいくためには、やはり経営の今の状況を病院のスタッフの皆様方にお伝えすべきではないかということで、開設者協議会4人とも一致しておるところでございます。そこらへんが十分、職員の皆様方に伝わっていないのではないかなというふうなことでですね、これも新しい令和2年度におきましては、経営診断も入るというふうなことでお話を伺っておりますので、ここらへんの結果が出次第、この状況を職員の皆様方に伝えるということも一つの流れになってくるのではなかろうかなというふうにも思っているところでございます。

それから、医療機器等につきましても、かなり交渉すると、いろいろお話を聞いたときに、今までの以上に安価で購入が可能だというふうなお話もお伺っておりますので、今の病院側のほうの管理するスタッフの方々が、ここらへん十分勉強していただきまして、

業者さんと有利な方向で契約ができるというふうなことで、もう少し経営の努力もすべきではないかなというふうに私としては思っているところでございます。以上でございます。

○9番（山下 力君） 今言われた件で、3点ほど申し上げますと、まず医師招聘の問題ですね。これは、平成16年に新しい臨床研修制度が始まりまして、いわゆるドクター、先生方は都市部の病院に集中されるようになりました。ですから、地方の自治体病院には、なかなか先生は来てくれない状況を国が制度として作ったわけです。ですから、ドクターをいくら確保したい、招聘したいと言っても、これはもう難しい、できない問題だと思うんですよね。そこを、やはり4町村長は認識するべきだと思います。

それからもう1点、いわゆる財政が厳しいという件ですけども、公立病院の現金、預金、有価証券が一番多くあった年は、平成24年に38億4,300万円ありました。それが先ほど町長の答弁にもありましたように、令和1年度末ですか、今17億円台になったと。ということは、7年か8年間で21億円、預金、現金、有価証券が減ったということになるんですよ。ということは、1年当たり2億7,000万円ぐらいを取り崩してきたと。残り17億円強をですね、運転資金を含めていろいろ考えますと、あと3年あるかないかだと思います。その先を、構成町村として、自治体病院として運営していくならば、相当の4か町村の負担が発生をしてきます。湯前町の場合は、負担割合を12パーセントとした場合ですね、約3,400から3,500万円の負担になると思います。それは果たして、今の湯前町の財政状況からいって、その負担を出し続けていけるのかかという問題もあります。

それと3点目に、この地域の人口減少、いわゆる患者になられる人口が減ってきますので、非常に厳しい状況だと思います。

そこで、公立病院が作成した新改革プランの9番目、ページ数でいきますと23ページですけども、いわゆる医師の招聘が困難、厳しい、そして収支が著しく悪化して安定的な経営を維持できないと見込めるときは、経営形態の見直しの議論を進めますと、病院が作った改革案に書いてあるんですよね。ですから、やはり設置町村長はそこに踏み込む議論をするべきではないかと私はそう思っております。ですから、先送りするのではなくてですね、ここ令和2年度中に早急に協議をして、設置町村長は公立病院をこのような方向の病院に持っていくのだと、それを結論を出して、そして病院側と協議する時期というのが令和2年度ではなかろうかと私は思っております。

そこで、町長の今の指摘に対しての見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今3点ほどお話を伺ったところでございまして、最後の部分の中でございますけども、新改革プランの中にうたってあるということでお話を伺ったところでございますが、この経営形態につきましては、開設者協議会4人の中で、実は話

をしております。それは、以前東京のほうの地域医療センターですか、こちらのほうにもお話しに行くべきではないだろうかというふうな議論もしております。加えまして、人吉医療センター、2次医療圏の中で、この人吉球磨で人口が今8万人切ったかな、その中で、やっぱり大きなウエイトを占めているのが人吉医療センターという部分がございますので、そことのいわゆる連携というのもあり得るのかと。そっちにいくということではございません。議論の中でお話ししているのが、それもあります。

企業長が今どういうふうなお考えを持っていらっしゃるのかということも、実は伺いたいわけですが、なかなか正直申し上げまして、思っていることを我々に言うだけではないというふうな現状にもなっておるところでございます。今いただきましたお話につきましては、4町村の中で、もう少し具体的に活動が可能なのかどうかということで進めさせていただきたいと、参考にさせて進めさせていただきたいと、かように思うところでございます。

○9番（山下 力君） 今の状況をずるずる先送りするよりもですね、やはり当初の目的、今から70年、80年前に地域の医療福祉のために、住民のために作った病院ですから、その地域住民の期待に応えるよう早急に協議をしていただいて、行動を起こしていただくことを期待して、質疑を終わりたいと思います。

○議長（倉本 豊君） これで、款4衛生費の質疑を終わります。

ここで暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時16分

再開 午後2時30分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

款5農林水産業費の説明を求めます。

○農業委員会事務局長（吉田精二君） それでは、款5農林水産業費について御説明いたします。款5農林水産業費は、総額で3億9,603万6,000円を計上しております。歳出全体に占める構成比は、13.15パーセントであります。

61ページをご覧ください。項1農業費、目1農業委員会費について説明いたします。農業委員会費につきましては、2,721万8,000円を計上しました。前年度と比較しまして、298万3,000円の増となっております。増の主な要因としまして、農地中間管理事業事務委託実施に伴う会計年度任用職員採用に係る人件費等及び農地台帳システムリース料等の増であります。

節1報酬から節4共済費までにつきましては、農業委員8名及び農地利用最適化推進委員7名並びに事務局職員の人件費等の経常的経費を計上しました。

節 8 旅費につきましては、委員費用弁償、委員出張に伴う費用弁償、普通旅費を計上しました。

節 10 需用費、印刷製本費につきましては、農業委員会だよりの印刷費を計上しました。

節 12 委託料につきましては、委員研修会参加のためのマイクロバス運転委託料と農地地図システム及び農地台帳システムの保守点検委託料を計上しました。

節 13 使用料及び賃借料につきましては、農政業務支援システム、農地台帳システムリース料を計上しました。なお、農地中間管理事業事務委託につきましては、農地中間管理機構を通じ、担い手への農地の集積・集約化を図るために、農地の賃貸借に関する事務を行うために、会計年度任用職員を雇用し専属で事務に当たってもらう県の委託事業であり、歳入に県支出金として 208 万 8,000 円を計上しております。

以上で、目 1 農業委員会費の説明を終わります。

○農林振興課長（稲森一彦君） 次に、目 2 農業総務費につきましては、4,759 万 2,000 円を計上しました。前年度と比較しまして、97 万 6,000 円の減額となりました。農林振興課職員給与などのほか、節 1 報酬、節 8 旅費の費用弁償に、農振整備促進協議会委員 9 名の 2 日分、人・農地プラン検討委員会委員 3 名の 2 日分と会計年度任用職員の人件費 7 か月分を計上しました。

次のページをお願いいたします。節 18 負担金補助及び交付金では、球磨川漁協への稚魚放流補助金として 10 万円を計上しました。経営所得安定対策、担い手育成等を協議・執行していきます湯前町農業再生協議会の補助金 128 万 9,000 円は、国からの経営所得安定対策推進事業、県からの水田産地化総合推進事業、また、町単独事業として新規就農者、後継者などの育成、支援に努めていくこととしています。

次に、目 3 農業振興費につきましては、9,774 万 8,000 円を計上しました。前年度と比較し、741 万 5,000 円の増額となりました。主な増額の要因は、湯前町農業振興検討委員会の委員報酬、費用弁償関係の予算、また、新品種の米の試験栽培を農家に委託する予算、そのほか昨年度まで目 5 農地費で計上していました県水土里情報利活用協議会負担金と項 2 林業費、目 1 林業振興費で計上していました有害鳥獣捕獲補助金は、農業振興上の予算としての性質が大きいのではないかと考え、整理を行い、本年度からそれぞれの予算の組替えにより、節 18 負担金補助及び交付金に計上したことによるものです。

節 1 報酬は、本町の基幹産業である農業における課題解決のため、振興施策、長期計画・推進に必要な調査、検討をする湯前町農業振興検討委員会委員 10 名分、27 万 7,000 円を計上しました。

節 7 報償費は、昨年度までのカラス等捕獲報償費は、本年度から節 18 負担金補助及び交付金に、シカ、イノシシ等の有害鳥獣捕獲補助金にカラス、アナグマ分も合わせての

予算とする組替えを行い、報償費は農産物感謝祭優良農家表彰記念品代のみとする 9 万 5,000 円を計上しました。

節 8 旅費は、湯前町農業振興検討委員会委員 10 名分の費用弁償 8 万円と、委員において町長が特に認める者として、広く知識などをお持ちの方を県外からの場合も想定し、委員出張に伴う費用弁償 28 万 6,000 円を計上しました。

節 12 には、水稻試験栽培委託料として 15 万円を、節 15 原材料費に水稻試験栽培用種子購入費として 6 万円を計上しました。これは、町内 3 戸から 5 戸程度の農家、約 1 ヘクタールに新品種の水稲試験栽培をお願いし、この試験栽培のデータ等を整理し情報提供などを行い、基幹作物である水稻による所得向上を目指すものとしております。

次のページをお願いいたします。節 18 負担金補助及び交付金に、8,607 万 9,000 円を計上しました。主な内訳としまして、農業用廃プラスチック類処理対策補助金 30 万円を計上し、中山間地域等直接支払交付金、26 集落、380.429 ヘクタール分、3,111 万 1,000 円を計上しました。環境保全型農業直接支払交付金は、環境に優しい農業に交付されるもので、約 44 ヘクタール分で、本年度より国の交付金単価が上がるため 555 万 2,000 円を計上し、農業次世代人材投資事業補助金は、本年度からは就農後 3 年目の方のみとなり 225 万円を計上し、多面的機能支払交付金は農地維持・資源向上共同活動及び長寿命化を含めまして、3,378 万 9,000 円を計上しました。

町の単独補助事業である農業機械施設等導入補助金は、事業の要望があり、要望内容の審査等を行いましてから、補正予算にて対応をさせていただきたいと思っております。農業後継者等支援補助金は、就農後 3 年目となる 2 名分 144 万円を計上しました。新たに就農される方がおられたときは、審査し、補正予算にて対応をさせていただきたいと思っております。湯前版中山間地域直接支払補助金につきましては、3 集落分、202 万 5,000 円を計上しました。県水土里情報利活用協議会負担金は、目 5 農地費からの予算の組替えによるもので、昨年度と同額の 13 万 8,000 円を計上しました。強い農業・担い手づくり総合支援事業補助金は国の事業で、昨年度までの経営体育成支援事業補助金から名称が変わったもので、存目計上しております。

果樹振興事業補助金、鳥獣被害防止柵事業補助金、作物規模拡大等支援事業補助金、次のページになります、農業研修補助事業補助金、高齢者園芸施設導入事業補助金は、新たな町単独の補助金で、町の基幹産業である農業を持続的、発展的に行っていけるように、昨年度までの農業経営振興補助金を見直したもので、当初予算はそれぞれ存目計上しました。

有害鳥獣捕獲補助金は、項 2 林業費、目 1 林業振興費からの組替えで、カラス、アナグマ分も含め 865 万円を計上しました。

節 20 貸付金に、農協預託金として前年度と同額の 1,000 万円を計上しました。

次に、目4畜産業費につきましては、585万1,000円を計上しました。本年度は、当初予算から畜産奨励補助金を計上し、昨年度と比較しまして、425万円の増額となりました。

節7報償費に、各種品評会の賞品代25万2,000円を計上しました。

節18負担金補助及び交付金に、540万4,000円を計上しました。主なものとしたしまして、料金の4分の1を補助する酪農ヘルパー制度補助金に、過去の利用実績などを参考にし、104万4,000円を計上しました。畜産奨励補助金につきましては、繁殖素牛、乳用牛素牛、肥育素牛導入事業などとして、429万3,000円を計上しました。

次に、67ページの目5農地費になります。農地費につきましては、3,898万1,000円を計上しました。

節10需用費の修繕料は、農道・排水路などの維持管理的な修繕、改善に要します経費として、前年度と同額の150万円を計上しました。

節12委託料のうち、植木地区用水路改修工事設計業務委託料は、一部の区間で工法を再検討することになり30万円を計上し、深田地区排水路改修工事測量設計業務委託料は、老朽化によるブロック積の排水路を農村地域防災減災事業により更新する計画とし、県へ事業を要望しておりますが、額の確定後に補正予算にて対応をさせていただきたいと思っております。また、同じく防災減災事業になり、ハード事業で県営第二蓑谷ため池整備事業が本年度から着手されますが、ソフト事業として、蓑谷ため池ハザードマップ作成を予定しております。これも県へ事業を要望しておりますが、額の確定後に補正予算にて対応をさせていただきたいと思っております。

節14工事請負費に、植木地区用水路改修工事は、平成30度からの継続事業であり、本年度は幹線、支線の用水路改修工事3,520万円を計上し、約1,470メートルを計画しております。なお、議案説明資料の30ページに施工箇所の位置図を添付しております。それから、深田地区排水路改修工事として県へ事業を要望しておりますが、額の確定後に補正予算にて対応をさせていただきたいと思っております。これにつきましても、議案説明資料の31ページに施工箇所の位置図を添付しております。

節18負担金補助及び交付金につきましては、県土地改良事業団体連合会負担金は一般賦課金1万円と、特別賦課金は存目計上しました。第二蓑谷地区ため池の県営農村地域防災減災事業負担金、仁原地区揚水の特定農業用管水路等特別対策事業負担金は、それぞれ存目計上としました。それぞれ県営事業になるものにつきましては、事業費が確定いたしましたときに補正予算をお願いしたいと思います。また、「世界かんがい施設遺産全国大会inくまもと」の負担金は、世界かんがい遺産の意義を全国に発信しながら、施設の価値、継続的な保全・利活用、地域住民の更なる理解の促進を図るなどの目的により、本年度が第1回目として、熊本市を事務局として開催されるようになっておりま

す。今後、実行委員会等が開催され、関係する事業費などが確定しましたときに補正予算にて対応させていただきたいと思います。

以上です。

○教育課長（北崎真介君） 68 ページをご覧ください。

目 6 農村環境改善センター管理費につきましては、1 億 7,056 万 9,000 円を計上しました。改善センターの維持管理に要する経常的経費のほか、センター改修工事等が主なものです。昨年より 1 億 6,799 万 6,000 円の増となっております。

増の主なものとしましては、節 10 需用費の修繕料に農村環境改善センタートイレのトイレ修繕費を含む 129 万円を、節 12 委託料に農村環境改善センター等改修工事監理業務委託料 490 万円を、また、節 14 工事請負費に農村環境改善センター改修工事 1 億 6,200 万円を計上したことによります。これは、防災・避難施設としての機能強化のため、施設の改良、設備の機能回復、その中で省エネ機器を採用し更新を図ることを目的として、吊り天井の取り外し及び空調、照明等の改修を行うものであります。今後、様々な関係者の皆様方と連携を図りながら、町民の皆様により親しみやすい、利便性の高い施設となるように進めてまいりたいと思います。

以上です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 同じページの目 7 干害対策費につきましては、存目計上しております。

次に、69 ページの項 2 林業費、目 1 林業振興費につきましては、807 万 1,000 円を計上しました。本年度は、湯前町森づくり構想作成のための委託料を新たに予算化し、有害鳥獣捕獲補助金は、目 3 農業振興費に予算の組替えを行い、前年度と比較し、468 万 3,000 円の減額となりました。

節 12 の湯前町森づくり構想作成委託料につきましては、町有林を含む民有林の森林管理・経営など、適正な森林整備を進めるためのプランとなる湯前町森づくり構想委託料として、森林環境譲与税を財源として 500 万円を計上しました。委託概要を議案説明資料として添付をしているところでございます。

節 18 負担金補助及び交付金に、239 万 3,000 円を計上しました。主なものとしまして、上球磨地区林業振興推進協議会負担金は 10 万円を計上しました。この協議会は、湯前町、水上村の林業振興等に関し、先進地視察を行うように計画しておりましたが、昨年度は有識者を招聘し地元での研修会を行い、協議会の予算で残額があり繰越しをすることとなり、本年度の協議会活動に不足する分のみを計上しました。林業・木材産業振興施設等整備事業補助金、くまもとの森林利活用最大化事業補助金は、それぞれ存目計上しました。事業が採択されましたら、補正予算をお願いしたいと思います。

球磨スギ・ヒノキ需要促進事業補助金は、昨年度までの湯前町地域産材需要促進事業補助金に代わるもので、200万円を計上しました。平成29年度から令和元年度までの実績として、21件の申請に対し、約690万円の補助金を交付し、木材関連事業者等を含めて地域経済にも貢献してきたと考えます。今後も木材による地産地消、林業・木材需要促進などの地域経済促進に寄与する事業としてお願いするものです。

次に、奥くまみらいの森づくり創造協議会負担金は、この協議会に国からの補助金を町が受け入れ、協議会に支出する林業成長化地域構想モデル事業補助金としていましたが、本年度からは水上村が事務局となり、水上村で予算化されるため、林業成長化地域構想モデル事業において、補助対象とならない経費分を協議会会員である行政、各林業事業体等から、それぞれ2万円を負担するものです。

食べる竹・使う竹・魅せる竹生産支援事業補助金は、県の補助事業になり、昨年度に引き続き竹林整備の要望があっており、事業者の要望申請、額の確定後に補正予算で対応させていただきたいと思います。

節24積立金は、国からの森林環境譲与税の一部を積み立てるもので、本年度の譲与税額は560万円を見込んでおり、一部は節12委託料の森づくり構想作成委託料に500万円とし、残りの60万円を積み立てるものです。

以上で、款5農林水産業費の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから、款5農林水産業費の質疑を行います。ページは61ページから69ページです。

○5番（味岡 恭君） 先ほど、ちょっと字句を間違えましてですね、ページは59ページの不妊治療費の助成金のところで、先ほど増産という言葉を使いましたので、ここは出生率を上げるということで訂正をお願いしたいと思います。すいませんでした。

○1番（遠坂道太君） ページは65ページでございます。農業振興費、節12の委託料で水稻試験栽培委託料に15万円計上してあります。品種がびかまるの試験栽培と思います。まず、このような試験栽培等を行う場合、私もいろいろと試験をしてきた中ですが、試験栽培をするのであれば、栽培の要領をまず作成をするべきということを私は考えております。それとですね、また今後湯前町の特産米として、返礼品等に利用されると思います。本年度より設立されます農業振興検討委員会で、必要とする栽培面積と試験栽培等の協議をされるのか。このびかまるについて、将来的にどの程度の面積を確保し、どのような販売を考えておられるのか、これについては町長にお尋ねします。前項については、担当課のほうにお尋ねします。

○農林振興課長（稻森一彦君） 委託栽培におきましては、JAのほうで発行されている栽培基準ですか、それによって行っていただきたいというふうに思っております。また、その点につきましては、農家さんのほうともお話ししながら、そのようなものも参

考にしながら試験栽培に当たっていただければと思っております。

あとですね、当然委託ということでございますので、契約書を交わすようにしたいと思っております。その中で栽培履歴、使用資材、農薬、肥料等につきまして、データ等を記録していただいて、またそれを実績として報告していただくようにしたいというふうに考えております。

○町長（長谷和人君） 仕様書関係については、多分このぴかまるにつきましては、確かあったというふうに私思っているところでございます。それから、今御質問ございました点でございますけども、今回試験栽培をさせていただきまして、1年でこの試験データが取られるかどうかというのもございますので、まずはこの1年間試験栽培をさせていただきまして、その結果を基に、1年目のデータを取る、そして検証をさせていただくということで進めさせていただければというふうに思っております。その先でございますけども、まだやってない状況でのお話でございますのであれなんですけども、先ほど湯坂議員おっしゃったような産地化の確立ができないかというふうにも思っておりますし、差別化ですね、そしてブランド化ができないかというふうな、そんな夢も持っているところでございます。まず、そこを目指していければというふうに思っているところでございます。加えまして、その先にはやっぱりふるさと納税の返礼品の一つ、または湯楽里等でお米として提供ができないかと、そんなことを思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） まず、課長からの答弁のほうに言いますけども、委託料に15万円と、ほとんど私たちがやってきた試験の中では現物支給というのをやってきたわけでございます。その中で、何を目的にするのか、試験として何を目的にするのか、それとまた、JAの基準に沿ったかたちと言われましたが、そういう問題じゃなくて、やはり湯前町に合ったかたちとしての、特別的な栽培法といったかたちを今後取り入れるべきではないかと、私は提案をしたいと思えます。それからまた町長のほうには、一言申し上げますが、やはり今後長い目を持ちまして、この品種を取り入れていただき、そして納税された方に、皆様に一袋ずつでも無料で提供するというかたちを取っていただければ、また需要のほうも非常に増えていくのではないかなということ私提案いたします。

○町長（長谷和人君） 今回ぴかまるというところに着目させていただいたところでございますけども、このご飯の特徴、このお米の特徴でございますけども、非常に粘り気が強いと。それから、柔らかい部分もあるそうでございますけども、総合的にご飯の食味でございますアミロースですね、この数値が非常に低いというふうなところもございますし、それから食味につきましては、コシヒカリ、それからヒノヒカリより勝っているということでございます。そして、暖地、暖かい地でも適しているということでござ

います。そして、倒れにくいと。そして、安定多収であるということで、データのところでございますので一概には言えませんが、ヒノヒカリより 10 パーセントほど収量が多いというふうなことも書いてあるところがございます。いもち病などにも強いというふうな特性も持っているようでございますし、直播きも可能だというふうなことも書いてあるところがございますので、まずは先ほど答弁させていただいたんですけども、今年 1 年試験をさせていただきたいと、ここからの始まりではなかろうかなというふうに思っているところがございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2 番（椎葉弘樹君） 69 ページの球磨スギ・ヒノキ需要促進事業補助金について伺います。2 月の全協の際に、地域産材需要促進事業の評価をできていないということでしたが、その後検討されて、どのような評価結果になったのかについてお伝えいただきたいと思います。町内の経済効果の部分だけで結構です。

○農林振興課長（稲森一彦君） 3 か年間の事業と、平成 29 年度からの 3 か年間の事業ということでございました。その中で 21 件の契約があったわけでございますけれども、建物等建築ということで、約 2 億 9,941 万 8,000 円程度の契約があったところでございます。その中で、地域産材需要促進事業補助金として約 690 万円を補助金として交付、今年度まで含めてですけども、690 万円程度交付する見込みというふうになっております。地域内におきまして、木材需要、木材利用促進に関して貢献してきたのではないかとこのように考えております。

先ほど 21 件というふうに申し上げましたけれども、このうち町内の建築業者さんとの契約は 12 件ということで、全体の 57 パーセント、この中で建物を建築されたときの契約額が 1 億 5,400 万円程度というふうなところで、評価をしております。あとプレカットさんを利用してということでございまして、プレカットさんにおける住宅関係の構造材の製造額は 2,260 万円程度があったということで、評価といいますか、をするところでございます。

○2 番（椎葉弘樹君） 57 パーセント程度の町内の経済効果があったということで、ある程度の効果は見込めたということで確認させていただきました。それを踏まえて、今回の条件が、町内施工者が 30 万円、町外の施工者が 20 万円という条件変更されている理由についてお尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 3 年間の補助事業、補助金として町から交付した額を見ますと、平均が 30 万円程度というふうになっております。新しい令和 2 年度からにつきましては、平均額として 30 万円を、できるだけ町内の建設業者さんと。それぞれ建物建てる方におかれましては、いろいろお付き合いもあろうかと思っておりますけれども、町内の建築業者さんを使った場合は 30 万円、それ以外の場合は 20 万円というところで

考えたところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 林業関係では非常に効果があるのですが、以前提案したものの中に、耐震化あるいは福祉関係のバリアフリーであったり、そういったところ、そしてあと移住定住、先ほど住宅リフォームありましたけど、そういったところの複合的な補助事業というの、できればもうちょっと予算付けてでもいけるのではないかと思うのですが、そのへんのどちらかと言うとSDGsの発想で、連携した補助事業というの今後考えてみる気はないでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 議員おっしゃったとおり、確かにそういう検討なり、協議は必要になるかと思えます。耐震化につきましては、昭和56年以前の法改正によるものということでございまして、主な耐震補強につきましては、壁の補強であったりとかで、金物を使った筋交いであったりとかというのが主なものになってくるかと思えます。耐震部分については、また別事業の国の補助事業がございまして。あと、高齢者福祉であったりとか、障害者福祉関係の住宅改造というものがございまして、それもまた国、県でまた別の事業がございまして。あと、住宅リフォーム関係もございましてけれども、それにつきましては、今後です、球磨スギ、ヒノキと一緒にするようなこともあろうかと、検討して行って、一緒に補助事業とすることもあろうかと思っております。その点につきましては、私たち農林のほうと企画観光、また町長とも踏まえながら、そこらへんの対応は考えていくべきだろうというふうには思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 最後に町長のほうに伺います。この補助率の変更だけで現状の補助制度を維持していくのではなく、発展的なところで、どんどんどんどんその総合戦略も見据えながら、効率的な補助事業を、今稲森課長もそういったところも視野に入れていきたいということでしたが、町長の考えとしてもお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今稲森課長が答弁したとおりでございますけれども、現状の制度はそのまま確立させていただくということで、いかせていただくということでございます。加えまして、今回補助額の見直しを行わせていただいたところでございますけれども、有効にこれも活用していただくという部分がございますが、一つ補助金の見直しの部分もございまして、今回30万円ほどが平均的に多かったというところでございまして、その点は私が思ったところで、30万円補助金がいいのではないかと、そして差別化するために、町外の業者さんについては20万円がいいのではないかとということで、今回判断させていただいたということで、一番初めの答弁に戻りますけれども、今回は制度それぞれ、空き家、リフォーム等についてはそれぞれ、それから、今回御質問の部分についても、それぞれいきたいというふうには思っております。その先にはまた検証させていただきまして、合体するというのもあり得るのかなというふうには思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 1番議員もおっしゃったように、町長にお聞きします。私も驚いているのですが、行政が種子を決めて、農業の新品種に取り組むというこの事業ですね。所信表明の中に述べられておられましたけども、まず1点が、この種子を選定された基準とか、また何で行政が主体となってこういう事業に取り組むことになったのかをお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 現況、農業情勢につきましては、森山議員もよくご存知のとおり、本町の場合は水稲、それに加えて施設園芸、タバコあたりを中心とした複合経営がなされているところでございます。この中で、田畑を見ますと、水稲の栽培が終わりますと、もうほとんどの田んぼ、畑、水稲に限りますので、田んぼということで表現しますけども、冬場におきましては、もう何も植栽をされていない。一部ハウスがございまして、イチゴそれからトマト、メロン等があるわけがございまして、非常に遊休地がそこに、冬場については存在しているというところがございまして、オーソドックスに考えましたときに、水稲というのが、一番農家にとっては取り組みやすい部分ではないかなというふうに私思ひまして、水稲でまずは試験栽培をしていいのではないかとということで、私思ひまして、あるお米屋さんのところにいろいろお話を聞きましたらば、このぴかまるの存在を知りまして、先ほど1番議員のほうにも答弁させていただいたところでございますが、非常に特徴のある品種でございましたので、まずはこのお米を、水稲をこの1年間試験栽培をさせていただくと。この1年で終わらないかもしれませんが、2年連続というのもあり得るかもしれませんが、取り組ませていただきたいということで、今回御提案させていただいたところでございます。

○3番（森山 宏君） 町長自らが、この品種を選ばれたと。ぴかまるというのは、確か京都だったですか、兵庫だったですかね、あそこで種子を研究されているところです。一般水稲で8パーセント、直播きで13パーセントだったですかね、というふうには記載されております。ヒノヒカリの後継品種で、ヒノヒカりに食味が似て、そして粘り気が強いというふうに、もう全ての商品を作る場合にはよく書かれております。これを選ばれたというのが、米の業者さんから伺って、検討されてなされたのでしょうか、これが、行政側が実際するわけではないので、これを委託されるようにもう予算化してあります。この委託事業というの、この選考基準というのもお尋ねします。

併せまして、課長の説明にあったときに、この委託水稲栽培、これを農業振興検討委員会ですか、に見守っていただくようなことをおっしゃられました。これは確か2月25日に発足した会だったですかね。確か先月、今月の新聞等を見たときにそういうふうにかかれてあったので。この検討委員会のほうができた、その前にはもうこの新品種を種子から委託してやっていく、時期的に農業振興検討委員会のほうに願うというの、

ちょっと整合性がないように、この検討委員会のほうで決めたわけではなく、結果ありきで、後のことを検討委員会に持っていくというのは、どうもちょっと整合性が取れていないのではないかというふうに思いますけども、いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） この農業振興の検討委員会につきまして、今森山議員が御質問のとおり予算化させていただきましたのは、この検討委員会より先に予算編成をさせていただいたという部分がございます。ただ、この検討委員会を立ち上げましたのが、予算化させていただいて条例化しましたのが1月でございましたので、もうその時点では予算編成が実は同時進行で動いておったということを、一つ御理解いただければというふうに思っているところでございます。この検討委員会の中でも、このぴかまるの話をさせていただいておりますし、各種農業の振興の制度あたりもお話を聞き、一部この農業振興の補助金の内容も説明した関係で、ちょっと時間は足りなかったんですけども、御意見も実は拝聴したところでございます。今回、令和2年度から本格的に運用をこの検討委員会のほうでいたしますので、その中におきまして、今度試験していただく皆様方、早期に決定するということもございますので、そこらへんもこの検討委員会の中で協議をさせていただきながら、令和2年度は進めさせていただければというふうに思っているところでございます。

○3番（森山 宏君） 再度お尋ねします。委託先がまだ決定していないんでしょうけども、所信表明の中でブランド化という言葉がありました。湯前町独自のぴかまるですか、というのを普及させていきたいという思いは分かります。ただし、このブランド化をうたった場合に、例えば湯前産においても、結局圃場で差が出るわけですね。この委託先のところでも、くろっば、かまっちょというふうに圃場が違うわけです。ブランド化するとき、七城米のように特Aになったといっても、ある一部の産出米なんですよ。湯前町においても、湯前産でブランド化というふうにしたら、そこ平均的なやつを考えていかないといけないので、そういう標準化されたような地域も選んで、委託、試験栽培をされるわけでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 3名から5名程度で1ヘクタールということで計画をしております。それぞれに湯前町内であっても、今議員おっしゃられたように、土壌によって米の食味というのが変わろうかと思えます。あくまでも試験栽培でございますので、あえて、あまりその食味が良くないといわれるような土壌のところにもお願いするのも一つだろうと思えますし、どういう結果が出るか分かりませんが、あくまでも試験栽培ですので、それぞれの土壌であったりとか、3から5件ということは3から5か所くらいで、町内でそういうところで考えていきたいというふうには思っているところでございます。

○3番（森山 宏君） 課長からそういうふうに土壌の違いも説明いただきました。あ

えて町長に伺います。この新品種というのをブランド化というふうに述べられておりましたけども、このブランド化というのは、振興検討委員会さんのほうでも、今の土壤の問題があるので、なかなか難しいのではないかなというふうには思いますけども、町長としては、これを湯前町のブランドに持っていくという考えでよろしいのですか。

○町長（長谷和人君） 先ほど言いましたように、差別化してブランド化を目指すということでございますので、その結果、先ほど言いましたように、1年目もしくは2年目くらいの試験栽培が必要になってくるのかなというふうには思っております。特性自体は先ほど述べておりますとおりでございますが、今森山議員がおっしゃるような適地適作という部分があるかというふうには思いますので、そこらへんも含めてですね、簡単にブランド化ということを実現したいと私は言うておりませんので、目指したいということでございますので、そのための試験栽培ということで、御理解していただければということでございます。目指したいと思っているところでございます。

○7番（高橋一雄君） 同じ問題について伺います。予算計上は委託料と種子購入費だけですが、私は試験栽培というだけで、地味にやるよりは、やはり新規として取り組むならば、時々花火を上げながら取り組むべきだと思いますが、例えば収穫祭を開くとか、それから漫画フェスタにおにぎりを出すとか、そういった取組をする計画もあるのでしょうか。そしてそれが、そういう取組をするときに補正を組まないといけないと思いますが、そういうイベントをするというような予定は今おありでしょうか。

○町長（長谷和人君） 私の頭の中では、実際オーソドックスな試験栽培というのを実は考えておったものですから、今高橋議員がおっしゃるように、花火、イベント性を持たせるというのは、非常に力強いお言葉をいただいたところでございます。ただ、今回補正までというふうなこともおっしゃったところでございますが、私の考えとしてはオーソドックスな試験栽培をさせていただくというふうに、現時点では思っているところでございます。

○1番（遠坂道太君） ページは69ページでございます。林業振興費の委託料でございますが、湯前町森づくり構想作成委託料でございます。これは、先日の全協で説明を受けたわけでございます。財源が森林環境譲与税を活用されるところでございますが、将来に向けた湯前町の森林の姿を取りまとめるためのソフト事業だと理解しております。いろいろな関係者と有識者から意見を聞かれると思いますが、今から湯前町をつくっていく若い世代にも意見を求められるのかお伺いしたいと思っております。

○農林振興課長（稲森一彦君） 現在考えておりますのが、町のほうでは、森づくり実行委員会というのがございます。この中での委員さん、または国有林関係の方というふうに今のところ考えております。若い方とか、まだそこまで具体的に考えてはおりませんけども、そういう方々の御意見を聞きながらというのも当然あるかと思っておりますので、

実際の構想作成に当たっては、そのような方も考慮しながら、御意見を伺いながらやっていければというふうには思います。

○1番（遠坂道太君） 私が今若い世代と言ったのは、やはり将来的な山の姿というのは、50年から100年先というかたちの中での見方だと思います。であれば、やはり現在の小さい子どもから、夢を描かせながら、そういう取組というのでも検討していくべきではないかと思いますが、それについてはいかがでしょう。

○農林振興課長（稲森一彦君） 昨年度から始まりました森林環境譲与税におきまして、その用途の中に木育教育というようなこともございます。今回お願いしております森づくり構想策定委託業務の中で、小さい方というか、若い方、どこまでが若い方と線引きするのがなかなか難しゅうございます。先ほど言いました森林環境譲与税の中でも、木育教育というのがございますけれども、そういう中でも今後50年、100年先を見据えた木材であったり、山の価値、また有難さ等を伝える意味でも、その木育教育というのでも今後は考えていきたいなというふうには思っております。

○1番（遠坂道太君） 今課長から木育教育と言われましたが、湯前町にもみどりの少年団がございまして。やはりこういう小さい子どもたち、絵を描かせるとか、そういう将来的なことをされてはどうでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい、当然みどりの少年団も年に数回、活動をいただいておりますし、そういう方々にもお話をしながら、いろんなことを考えていきたいと思っております。あと、いろいろ新聞等を見ておりますと、新しく生まれたお子さん宛てに、木を使ったおもちゃ等を提供するというようなことも、新聞報道で見たことがございます。これも森林環境譲与税でも利用できるというようなことでございますので、この森林環境譲与税は、整備もですけれども、そういう将来に向けたことについても活用するように、この構想の中でも考えることもできるのかなと思っておりますので、今後そういうふうなところも含めて検討していきたいというふうには思います。

○6番（金子光喜君） では、お伺いさせていただきます。66ページですね、農耕車資格取得の補助金が出ておりますけれども、この件に関しては、近頃大きな大型特殊規格のトラクターを購入希望されている方が、免許が、大型特殊としての免許が欲しいということで、悩んでおられる話があったということで、対応されているのかなと思っておりますけれども、どの程度まで補助金を出して免許取得の下支えをしていただけるのかと、あとけん引というのでも必要になってくるかと思っておりますので、そのへんどこまで御対応を検討されているのかということをお伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 補助額といいますか、補助の内容につきましては、講座の受講料と試験の受験料、あと免許証の写真代ですね、あと損害保険料、あと県立農業大学で開催されているということで、3泊4日ぐらいだったのでしょうか、講座といい

ますか、その際の宿泊料を補助対象として考えているところですか。

○6番（金子光喜君） 非常に農業者の立場からしますと、大きな機械で効率よく作業をするためには、大きな機械が必要ということで、有り難い制度なのかなと思いますけれども、ただ1点、農業大学校まで行って受講するということになると、縛りが出てきます。近くの自動車学校とか、そういうところでも確か大型特殊の免許の取得はできたと思いますので、そのへんでも例えば金額の一部を助成するとか、そういうことでも対応できるのかなと思いますけれども、そのへんについては検討されたのでしょうか、お伺いします。

○農林振興課長（稲森一彦君） その点につきましては、農耕車限定というところでお願ひしたいというふうに考えております。

○6番（金子光喜君） では、地元の自動車学校といいますか、そちらには農耕車限定のカリキュラムはないということで、できないということで理解してよろしいでしょうか。じゃあ、いわゆるけん引も含めてよろしいということでいいのでしょうか、お伺いいたします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 県立農大で開催されますけん引につきましても、それは補助対象にするということで考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 66 ページ、先ほどの金子議員のも含むところで、今回、農業関連の補助金、新規の項目が7項目前後上げておられます。全て存目計上になっています。昨年12月の全協の際は、まだ詳細については検討中ということでした。その後、この存目で上げておられるのは、まだ継続検討中なのか、もう要項はある程度固まっているのでしょうか、いずれでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 要項につきましては、内部のほうでもいろいろ検討しておりますが、ほぼほぼ固まっているといったところがございます。また、どれだけ応募があるかとかまだ分かりませんし、予算も通っておりませんので、令和2年度の予算が成立いたしますれば、4月以降の旬報のほうでお知らせして、その中で、応募というか、それを見まして、今後の補正予算で対応していきたいなというふうに考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 恐らく、その12月の全員協議会以降に検討を進められて、決まった要項をまだ我々は見えていないので、だから多分、金子議員も内容が分からず質問されたのだと思います。私も分かりませんので、是非、議案説明の中に要項を付けていただけないでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 先ほど申しました、ほぼほぼというふうなところでございますけれども、しっかりと固まったというのもまだございません。ほぼほぼという言葉もちよっとあれですけど、それを議案説明資料として提出するのも、今のところど

うかなというふうには思っているわけでございますけれども。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、この項目だけ先に通して、後で補正予算を出すときに要項を説明するという段取りなのでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） はい、またそのときには全協でも前もってお知らせして、予算等につきましても補正のほうで対応できればなというふうには思っております。またそのときには、また提出して御説明するような場合は当然必要かというふうには思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほどの課長の答弁で、4月には募集をかけたいということした。ということは、それ以前に臨時議会を開かれるということでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） ちょっと私の答弁で、曖昧なこといいいますか、がありました。申し訳ございませんでした。現状のところということであれば、今からでも準備して、議案説明資料として提出することは可能でございますが、その場で見ていただいても構わないと、見ていただくのが本筋だろうなというふうには思うところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） でしたら、議案説明資料として出していただいて、総括のところでもまた改めて質疑がありましたら、そこで質疑をさせていただきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（黒木龍次君） 1点だけ確認でございますけれども、67 ページのですね、農業用施設賠償責任保険料 3,000 円というふうなことで上げてありますけれども、確か私の記憶によれば、この農業用施設といえ、用水路、排水路、それにため池などが該当するかと思うのですけれども、そのところはこの 3,000 円で足りるのかどうか、そのところを確認させてください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 今回といいいますか、予算に上げておりますのが、ため池でございます。用水路、排水路につきましては、それぞれ溝組合等がありますので、そちらのほうから掛金を掛けておられるということでございます。あくまでもこの予算は、町が管理していくべきため池分の予算をお願いしているというところでございます。

○4番（黒木龍次君） ため池1か所ですら 3,000 円、あ、2か所ですかね、ため池は。3か所か、あるということでございますけれども、ため池1か所としたら 1,000 円で補償するというふうなことでよろしいのですかね。もし事故等があった場合ですね、相当な補償料になってくるかと思うのですけれども、そうなった場合ですね、行政のほうに相当額を負担するというふうなことになるので、そういう事態が生じないように、そのところは調査して、例えば排水路なんかはですね、確か町のほうに張り付けした部分もあるかと思うのですよ。用水路のほうは確かに水利組合のほうに張り付けをしたというふうには記憶はあるんですけども、排水路の場合は行政のほうをお願いしている部分

もあったのではないかなと私のほうでは理解しているものですから、そのところはいかがでしょうか。

○農林振興課長（稲森一彦君） まず、ため池の掛金につきましては、1か所当たり970円ということで、3か所分としております。この場合の補償の内容の中にはですね、賠償責任等によるその裁判費用なども含めて、この中で、1か所当たり970円というところが入っているところでございます。あと、町村が掛ける分の排水路につきましては、ちょっと確認いたしたいと思えますけれども、道路管理、町道等の道路管理瑕疵等の付近が総務課の財産管理費にあると思えます。その中に排水路も入っているのではないかなということでありまして。そこは調査させていただいてよろしいでしょうか。

○4番（黒木龍次君） 今ほど、ため池1か所で970円、その賠償額がですね、どのくらいまで補償するのか、そこらへんはどのくらいの枠になるのか分かりますかね。

○農林振興課長（稲森一彦君） 支払いの限度額ということで、これは体に身体の障害等があった場合は、1名の方当たり支払限度額として2,000万円、1事故当たりの限度額として1億円、1事故当たりの免責金額として1万円、あと物損の場合もございまして、1事故当たりの支払い、物損でございますけれども、1事故の支払限度額が2,000万円というふうになっているところでございます。

○4番（黒木龍次君） 確か、要するに掛金は、連合会が全国取りまとめてやるやつだったと私は記憶しているのですが、掛金の割には大変大きい額を補償するようなシステムになっているかと思うのですが、私が先ほど排水路と申し上げたのもですね、排水路はひよっとしたならば国有地として張り付けをしてあるかもしれません、それは。既存の面積、国有地があったときに国有地に変換しなくてはなりませんので、その分を、排水路で換地したのかなというふうなことを、私の記憶違いかも知れませんので、そのところは確認をお願いしておきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） ページは68ページです。農村環境改善センターの工事請負費について、お伺いいたします。この計画につきましては、総合計画、実施計画に記載してありますように、再度詳しい内容について、具体的に改修の内容を伺いたしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） まず、この工事は、具体的には平成29年度に策定しました改善センター等改修工事基本設計において工法が検討されたものでございます。当時は皆様にはちょっと枚数が多くて大きいものでしたので、ダイジェスト版で概略を御説明したと思えます。その中で、ちょっともう古くなりましたのでちょっとなかなかあれなのですが、基本的にはそれを踏襲しております。

まず、改善センターの天井が脱落の恐れがある特定天井というものに該当するというところがございます。特定天井といいますのは、脱落によって重大な危害を生ずる恐れが

ある天井をいいまして、吊り天井であり、天井の高さが6メートルを超えたとか、面積200平方メートル超えるとか、質量が1平方メートル当たり2キログラム以上あるとか、そういった要件を満たしたところが特定天井といわれるもので、それが改善センターの大集会場が該当するというところでございます。その中で、工法を4種類くらい検討した中で、天井を無くす直天井とするということが推奨されておりまして、そういう工法を取ることにしております。まずそこで天井を、今ございます天井を撤去いたしました後にウレタン吹付けを行いまして、それに塗装するという形で行います。それから、ステージの天井の場合は、それに該当しませんので、耐震工事として天井を剥がして、また新しいものを付けて耐震強化を行うというところでございます。

それから、もう一つが空調と照明でございます。照明は全面LED化を図るということです。それから、空調のほうがですね、改善センターそのものは平成3年に竣工しておりますけれども、空調の場合は平成7年に付けております。かなり老朽化が激しいところと、そういったことで機能回復を図るというところでございますけれども、LEDと同様に、やっぱり省エネ機器をとということで、その計画の中でも輻射式の冷暖房設備に更新するというふうになっております。そういったところで、輻射パネルという、イメージ的にはオイルヒーターというのはお分かりでしょうか。パネルがいっぱい並んでいるやつなんですけど、そこに冷水ですとか温水を高速で回して、風と音を起こさないというような空調設備を設置するというのが主なものでございます。

それと、もう一つが自動火災報知器設備を更新すると、こういったところが主な工事でございます。

○1番（遠坂道太君） 細かく御説明いただきありがとうございます。当初の計画は、ここに事務所も一緒にするような話だったのではなかったでしょうか。それも一緒にされるわけでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） それは計画全体の中にはありますけれども、今回は緊急防災ということで、緊急性のために大集会場の吊り天井を外すということが、一番の目的でございます。そういったところで、最近ここ数年は災害が多ございますので、なるべく早く改修を行いたいということで、優先順位を1番にして行うものでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） では、これで款5農林水産業費の質疑を終わり、次に款6商工費の説明を求めます。

○企画観光課（本山りか君） ページは70ページをお願いいたします。

款6 商工費について御説明します。商工費につきましては、前年度と比較いたしまして、2,442万3,000円減の7,011万3,000円を計上しております。一般会計総額に占める割合は、2.3パーセントとなります。

目1 商工総務費につきましては、1,792万1,000円を計上いたしました。商工振興係と観光推進係の人件費となります。

目2 商工振興費につきましては、2,841万円を計上しました。商工振興に係る事業費及び施設管理に要する事業費となります。主なものについて御説明いたします。

節1 報償費、節8 旅費、節10 需用費、節11 役務費、節13 使用料及び賃借料におきまして、地域おこし協力隊の任用に係る経費を存目計上しております。これは、本年度におきまして、後継者対策助成金の見直しを含め、町商工会様との意見交換会を行ってきた中で、商工振興事業全般にわたる課題やニーズに対し、一緒に取り組んでいただける人材の確保が必要になり、協力隊制度を活用したいと考えているためです。

節12 委託料に、交流センター空調改修工事設計委託料240万円、また節14 工事請負費に交流センター空調改修工事を存目計上しております。交流センター湯〜とぴあの空調設備は平成14年度に整備されたもので、次年度において19年目を迎えます。これまで不具合を調整しながら利用を行ってまいりましたが、いよいよ修繕が難しくなり、今回予算提案をお願いするものです。財源としまして、県補助金の水力発電所リニューアルに係る地元振興支援事業交付金を活用させていただきたいと考えております。

節18 負担金補助及び交付金に、各種関係団体の補助金を計上しております。湯前町小規模事業者持続化補助金は、国の補助事業の交付決定者に町の補助を上乗せするもので、実績に応じて交付するため存目計上としております。交付対象となる申請がありました際に、改めて補正提案をお願いしたいと思っております。全国展開支援事業補助金は、湯前町商工会で実施予定とされております事業に対する補助金でございます。存目計上しております。国の補助事業に申請をされるとのことで、その商工会負担金の一部についてを、御要望の意向があるとのことでございますので、内容が確定次第、補正で御提案をさせていただければと思っております。また、総合戦略に掲載しております商工業者向け補助金は、存目計上としております。具体的内容を確定し、財源等の調整ができた段階で、改めて御提案をさせていただきたいと考えております。

節20 貸付金につきましては、商工会預託金として前年度同額の1,000万円を計上しました。本年度の実績、商工会との意見交換会の中でのお話を踏まえ計上しております。

目3 観光費につきましては、2,378万2,000円を計上しました。前年度と比較しまして、2,755万円の減額となります。観光費につきましては、観光振興のための協力隊任用に伴う経費のほか、観光施設の管理費や広域連携観光協議会の事業費に要する経費となります。

節 18 負担金補助及び交付金に、人吉球磨観光地域づくり協議会負担金を存目計上しております。人吉球磨の 10 市町村は、観光事業者をはじめ、多様な民間事業者等と連携して観光を基軸とした地域産業全体の振興を図るため、平成 30 年 3 月に人吉球磨観光地域づくり協議会を設立し、観光地域づくり戦略を策定して国内外からの誘客、各種情報の発信、データの収集・分析など、これまで 2 年間にわたり取組を進めてまいりました。このような中、本年 3 月に 10 市町村が共同で策定を予定しております第 2 次人吉球磨定住自立圏共生ビジョンにおきまして、「広域連携による観光地域づくり」を位置づけ、今後 5 年間にわたって 10 市町村が一体となった観光地域づくりに取り組みたいと考えております。つきましては、本町が新たに策定いたしました湯前町総合戦略におきましても、「広域連携による観光地域づくり」を位置づけています。

この事業の財源としまして、本年 1 月に 10 市町村の連名により国へ申請した地域再生計画及び地方創生推進交付金事業計画の認定に伴い、補正対応とさせていただければと思っております。

以上で、款 6 商工費の説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） ここでお諮りします。ただいま、議案第 25 号、令和 2 年度湯前町一般会計予算の商工費の説明が終わったところですが、本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

お諮りします。議案調査のため、明日 3 月 12 日を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日 3 月 12 日を休会とすることに決定しました。

次の会議は、3 月 13 日午前 10 時に開きます。

議事は、一般会計予算等を予定していますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後 3 時 4 9 分

第 3 号

3 月 1 3 日 (金)

令和2年第2回湯前町議会定例会

[第3号]

令和2年3月13日
午前10時06分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第 1	議案第25号	令和2年度湯前町一般会計予算について
日程第 2	議案第26号	令和2年度湯前町国民健康保険特別会計予算について
日程第 3	議案第27号	令和2年度湯前町下水道事業特別会計予算について
日程第 4	議案第28号	令和2年度湯前町介護保険特別会計予算について
日程第 5	議案第29号	令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について
日程第 6	議案第30号	令和2年度湯前町水道事業会計予算について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	2番 椎葉弘樹
3番 森山宏	4番 黒木龍次
5番 味岡恭	6番 金子光喜
7番 高橋一雄	8番 黒木喜巳男
9番 山下力	10番 倉本豊

3. 不応招議員

なし

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

なし

6. 職務のため会議に出席した者

議会事務局長 西村洋一 議会事務局主事 勘米良康隆

7. 説明のために出席した者

町	長	長	谷	和	人	教	育	長	中	村	富	人
総務課	長	高	橋		誠	会	計	管	愛	甲	正	之
税務町民課	長	堤	田	真	由	教	育	課	北	崎	真	介
保健福祉課	長	白	川	一	雄	建	設	水	皆	越	克	己
企画観光課	長	本	山	り	か	農	林	振	稻	森	一	彦
農業委員会事務局	長	吉	田	精	二	社	会	教	西		公	文
社会体育係	参事	工	藤	陽	平	農	林	振	赤	池	昌	信

開会 午前10時06分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第2回湯前町議会定例会、第9日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

-----○-----

日程第1 議案第25号 令和2年度湯前町一般会計予算について

○議長（倉本 豊君） 日程第1、議案第25号、「令和2年度湯前町一般会計予算について」を議題とします。

ただいま、款6商工費の説明が終わったところです。

これから、款6商工費の質疑を行います。ページは70から73ページです。

○2番（椎葉弘樹君） 71ページの商工会補助金650万円について伺います。これは昨年の6月に、商工業への投資を拡充する提案を行って、令和2年から新たな商工会関係の補助金を追加していただいております。それとプラスして、この従来の商工会補助金650万円というのがあります。これは昨年9月の一般質問では、この商工会補助金650万円を運営費の部分と事業費の部分に分けてはどうかという提案をさせていただきました。そのときに町長からは、当然、当初予算等の中で分類するというので、今後動かしていくという答弁でございました。その後の検討状況について、確認したいと思えます。

○企画観光課長（本山りか君） はい、検討状況と申しますか、補助金の御要望をいただきました際に、要望の内容について聞き取りをやりまして、そこで一応確認をさせていただいて、今回の提案をさせていただいているところです。

○2番（椎葉弘樹君） この商工会補助金650万円は、位置づけとしては事業費の補助金でしょうか、運営費の補助金でしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 事業費の補助金と、運営費も一部含んでおります。

○2番（椎葉弘樹君） 多分その逆で、運営費の補助金のほうが大きくて、事業費の補助金が一部分だと考えております。総務課長のほうに伺いますが、補助金の適正化の考え方からしたときに、この運営費の補助金と事業費の補助金というのは分けるべきかどうかについて伺います。

○総務課長（高橋 誠君） 先に御説明しました補助金の見直しの方針、ガイドラインと申しますか、その中では運営費の補助金、事業費の補助金、別々に私のほうは考えさせていただいたところがございます。今後も町の財政等々考えますと、運営費補助金から事業費の補助金のほうにシフトしていくべきだということで、私のほうは考え方を述べさせていただいたところがございます。

○2番（椎葉弘樹君）　そこで、町長のほうに伺います。今年の1月の全協の中で、この事業費運営の補助と運営費の補助、これを分ける方針というのが総務課長のほうより適正化の方針として示されました。町長はそれを受けて、この商工会補助金というのも今後は分ける方向で考えていくお考えなのかについて伺います。

○町長（長谷和人君）　先ほど答弁がっておりますように、商工会の中の地域総合振興事業あたりがございまして、これらについては、事業的な部分があるのかなというふうには思っておりますし、管理費等も実は今御指摘いただいております部分もあるのかなというふうには思っておりますので、そこはやっぱりおっしゃるように、色分けを行ってですね、それに対する率あたりを定めていくというのが必要になってくるのかなというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君）　これは去年の6月からの課題であり、その以前、鶴田町長のときにも指摘をした事項でございます。是非これについては、補助金の適正化方針に基づいて、今年度はちょっと無理としても、来年度に向けて検討を重ねていただければと思います。

○議長（倉本 豊君）　ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君）　ページは73ページでございます。観光費の負担金補助及び交付金ですけども、町の観光物産協会補助金ですが、昨年度は660万円で、今年は620万円ということで、40万円の減になっております。やはり、物産協会の運営をするために出たお金だと思いますが、なぜ40万円減額になっているのか、そのへんまずお聞きしたいと思えます。

○企画観光課長（本山りか君）　はい、査定をさせていただく中で、今度のその補助金の見直し方針もちょっと解釈をしまして、協会の中で積立金というのがございまして、その部分を見させていただき、補助金の今般お示しさせていただきました補助の見直しの中でですね、ある方針に従って減額をさせていただいたところでございます。

○1番（遠坂道太君）　補助金の見直し、それは分かります。一応、今協会のほうに何人か勤めておられます。やはり今後、辞められる方も何人か出てきておられます。やはりこういう積立金という名目でされておられたかもしれませんが、やはりこれは一つの協会の基金みたいなかたちでの捉え方もあったのではなかろうかというふうに思うわけでございます。そういったかたちで、そのへんのフォローとかそういうあたりは、町のほうは人件費のフォローとかそのへんのことは考えておられるのか、そのへんお伺いしたいと思えます。

○町長（長谷和人君）　今の御質問でございますけども、本町につきましては、補助金の見直しというのがもう策定をされておりますので、これに従って粛々として行っていくと。私以前にも申し上げたかと思えますが、この話になると必ず既得権益というような話が

出てくるわけでございますので、そこの部分につきましてはですね、当然、同じような公平中立に査定をさせていただくということで、そこらへんは御理解をいただきたいというふうに思うところでございます。

○1番（遠坂道太君） 町長の言われることも私理解はしておりますけれども、やはり今後の物産協会の、どういうふうな生末になるのか、そのへんに疑問を持ったわけでございます。今後どういうふうな方向づけをされていくか分かりませんが、やはり繁栄していくような形をとっていただける方策を検討していただければと思います。

○町長（長谷和人君） 私も当然、遠坂議員と同じでございます、この物産協会、ほかの団体等もですね、地域の活性化の協議会というものがたくさんございますので、これらについては繁栄していくということも、私も同じでございます。ただ、先ほどの答弁と同じになるかもしれませんが、補助金の見直し等の部分につきましては、当然、管理運営費等の部分については、自分たちで、建て前でやるという部分もあろうかなというふうに思いますので、そこらへんも含めたところでの対応で、今後とも予算編成等の部分等加えながら査定をさせていただくということで、お願いしていきたいというふうに私は思っているところでございます。

○3番（森山 宏君） 今の物産協会だけに限らずですね、この補助金はやった、そして積立金、私たちは残金というふうに考ますけれども、積立て、残金は一生懸命運営、事業を行った結果、自助努力で残ったわけです。目的を持って残されたのだらうと思います。今の課長の言い方でありますと、補助を受け取る団体が、残金を残したら、その次はもう補助率が下がるよということで、受けたのを全部使ってしまえというふうな捉え方がされますけれども、残金残したら、その次は、補助金は率が下がるというふうに理解していいんですかね。

○企画観光課長（本山りか君） 今の御質問に関しましては、一応、一律的な意味合いではなくですね、その積立ての、先ほど議員おっしゃいましたような、目的を持って積み立てられている分について、こちらからどうこう言うことはございませんが、ただ今回ですね、その積立金の内容を確認させていただきました際に、明確に、これとこれとによりという積算の根拠であるとか、今回はですね、そこのところがはっきり、ちょっと私たちが確認できなかったものですから、その点について御理解をいただければということをお願いしたところでございます。

○7番（高橋一雄君） 72ページの役務費のところ、広告料が1万5,000円となっておりますが、平成30年度の決算書では58万1,360円、そして令和元年度の広告料は予算が60万円ですが、随分減らされたような記述になっていますが、どういうことでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 私の説明が不足してございました。タブレットのほうの訂

正をさせていただきたいところですが、かつ書きの修正の令和2年度一般会計予算、そちらのほうをご覧くださいまして、そちらのほうの72ページでございますけども、広告料、その下のところにですね、うち入湯税充当額、ここの記載のところがタブレットに載せるときに、変換がきちんとなされていなかったというところがございます、正確には、広告料60万円、うち入湯税充当額、これが58万5,000円というところでの数字が正解でございます。説明が不足しております、大変申し訳ございません。

○2番（椎葉弘樹君） 1番議員と3番議員の関連で、フォローを兼ねての質疑をさせていただきますが、今、観光物産協会の補助金というのは約600万円ちょっとあるのですが、その中に占める人件費の割合が、大体92から94パーセントです。ほぼ100パーセントが運営補助金という形になっております。ということは、補助金の適正化ができて、いきなり、森山議員が言うように40万円カットと言われた当協会においては、その運営費を削られるという部分になってきますので、やはりこれは当協会と町のほうがしっかりと協議を重ねて、今後の方向性も踏まえて解決していくべきではないかと思うのですが、それについての考えを、町長のほうに伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今回、予算査定の段階で、ガイドラインにのっとって行わせていただいたと。それで、その充当先等の部分についてがですね、十分にお互い話し合いをして査定をさせていただいたというところがございますのですが、より今御指摘の部分がございますので、そこらへんについては、重ねてまたその予算査定の段階で、丁寧にそこはしていきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 実はこれは、この観光物産協会のみならず、今まで運営補助金として出してきた全ての団体にも共通する部分がございます。要は、運営補助金に出してきた部分は、残った分は今後の修繕費だったり、そういったところに使うために、よその団体は今貯蓄をしている現状が今まで長い間ありました。だから、そこを適正化の中で事業費補助金のほうにシフトしていこうという、そういう方針は良い方針だと思いますので、そういったところも踏まえて、観光物産協会以外の団体についても、今後見直していく必要があると思っておりますが、町長、そこも併せてお願いします。

○町長（長谷和人君） はい、私も同様でございます、この補助金見直し、ガイドラインにのっとってそこはやっていきたいと。ただ、ケースバイケースで、私先ほど既得権益という言葉を使って言っているんですけども、そこらへんは事情も察する必要があるところもあるのかなというふうに思いますので、そこはケースバイケースを見ながら、ガイドライン等も踏まえながらやっていきたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 73ページの人吉球磨観光地域づくり協議会負担金、事業費分と事務費分について伺います。まず本町で、この民間主導による観光地域づくりの組織づ

くりというのは検討されているかについて伺います。

○企画観光課長（本山りか君） はい、先日ですね、協定を結ばせていただく予定の方針に従えば、そういった民間組織のDMOという形での組織づくりを行うような計画がございます。

○2番（椎葉弘樹君） 管内の状況を見ますと、人吉球磨で95団体が今加盟されておりまして、観光関連の協会が14団体加盟されています。当然、水上村の観光協会でありましたり、多良木町の観光協会も参加しております。本町の観光物産協会が参加していない理由というのは何かあるのでしょうか。

○企画観光課長（本山りか君） 一応ですね、町内に観光案内人協会様がいらっしゃいまして、そちらの会員ですね、相互会員になっていらっしゃるんですけども、そちらで併せて、連携してですね、観光案内人協会様のほうがこの協議会に加盟をされていることから、一緒に一応考えていきましょうかというのは、物産協会からのお答えをいただいているところです。

○2番（椎葉弘樹君） それでは町長に伺いますが、本町が今後、観光事業を主導していく民間の組織というのは、やはり前答いただいた観光案内人協会が軸となっていくのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今回新たに、この人吉球磨観光地域づくり協議会がですね、DMOを立ち上げるという部分になってくるところでございます。もろもろこのDMOが中心となりまして、人吉球磨の観光地域の持続的な発展を支えていく産業というふうな位置づけもしてあるようでございますので、本町におきましては、同じようなDMOの組織というふうなことでの質問かというふうに思いますけども、現状、観光物産協会、もしくは観光案内人協会ですか、ここらへんも連携に加えていただきながらですね、DMOと連携をしながら、まずはスタートをするというふうなところになってくるのかなというふうに、私としては思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 本町の弱点といいますか、観光を主導すべき組織が育っていないというところもあります。昨日の新聞でしょうか、山江村のほうでも、観光協会に対する補助金がカットされておりました。要は、DMOを中心に今後行こうという流れなのですが、やはり本町についても、町のポイントとなる民間組織というのが必要で、そこを成長させていかないと、この湯前町の観光事業の発展というのはないのかなというふうに思っております。

今後その観光案内人協会、そして先ほどの観光物産協会、そして湯楽里等も含めて、町内の観光の方向性を決めていく協議というのを今後進めていく必要があるのではないのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 私の施政方針、所信表明の中でも、この観光地域づくり協議会

でございますか、これを中心に行っていくというふうなことで、表明をさせていただいている部分がございます。今御質問がございます本町の中での、いわゆる組織体、一つにしたところでの協議会というのでしょうかね、そういうふうなやつを組織しながら、強気に立ち上げながら、推進して、外貨獲得をせよ、インバウンドをせよ、というふうなお話だろうというふうに思っているところがございますけども、なかなか人材不足等もございますし、マンパワーが足りないという部分があるのかなというふうに思っております。今いただきました御意見につきましても、十分考慮しながら、そこらへんの動きができないかどうか、ちょっと探らせていただければというふうに思っているところがございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） それでは、総括もありますので、次にまいりたいと思います。

次に、款7 土木費の説明を求めます。

○建設水道課長（皆越克己君） 款7 土木費について御説明いたします。73 ページから77 ページになります。土木費につきましては、前年度より8,518万8,000円減の1億2,379万8,000円を計上しました。歳出総額に占める割合は、4.1パーセントになります。

次に、項、目ごとに御説明いたします。73 ページ、項1 土木管理費、目1 土木総務費につきましては、前年度より11万4,000円減の3,160万円を計上しました。職員4名分の人件費など、経常的経費が主なものです。節1 報酬及び節8 旅費に、会計年度任用職員1名分の予算、合わせて23万1,000円を計上いたしました。

車検に関する経費として、節10 需用費に修繕料、節11 役務費に車検手数料、自賠責保険料、節26 公課費に自動車重量税を計上しました。

節13 使用料及び賃借料に、積算システム等使用料を、また新たに出張時の駐車料として5,000円を計上しました。

節18 負担金補助及び交付金に、各種期成会負担金を計上しています。うち、八代・天草シーライン建設促進期成会負担金9,000円は、臨時分として4,000円を含んでいます。その臨時分の内容は、パンフレット作成費用30万円、上天草市で開催予定のシンポジウム開催費用50万円の計80万円の半分を八代市・上天草市で負担され、残りを各市町村の人口割で算出した額で、本町の臨時負担分は4,000円になります。また、昨年度から始めたブロック塀等耐震化支援事業補助金として80万円を同額計上しました。また、耐震改修等補助金は、2件分200万円を計上しました。ブロック塀等耐震化支援事業と併せて周知を図り、利用の増進に努めたいと思います。土砂災害危険住宅移転促進事業補助金は存目計上しています。

次に項2道路橋りょう費、目1道路維持費につきましては、前年度より4,385万2,000円減の783万2,000円を計上しました。町道の維持管理に要する経費、除草作業、修繕や原材料費、機械借上料などに係る経費を計上しています。維持管理以外の事業などに関する予算につきましては、節12委託料に、農道の町道移管に係る道路台帳作成業務委託料につきまして、3路線で150万円を計上しています。また、舗装構造調査業務委託料、町道新村線歩道整備用地測量業務委託料は存目計上しています。

また、節14工事請負費につきましては、町道維持補修工事として100万円、町道舗装修繕工事及び橋梁補修工事は存目計上としています。2月の全協で御説明いたしましたとおり、先の補正予算及び繰越明許費として御可決いただきました事業と別に、令和2年度事業要望の事業につきましては、内示後、調整の上、補正計上させていただきたく思います。

次に、76ページになります。項3河川費、目1河川総務費につきましては、河川の維持などに要します経費になります。前年度より2,000円増の134万9,000円を計上しました。節12委託料につきましては、都川排水樋管操作委託料4万7,000円、河川管理委託料に、県管理河川委託として昨年度同額の65万円を計上しました。

次に、項4都市計画費、目1公共下水道費につきましては、下水道特別会計への繰出金として、前年度より622万8,000円減の7,805万2,000円を計上しました。

目2街なみ環境整備事業費につきましては、7,000円を計上しています。節8旅費に普通旅費として6,000円を計上しています。節12委託料は、存目計上しています。

次に、項5住宅費、目1住宅管理費につきましては、前年度より3,499万6,000円減の495万8,000円を計上しました。町営住宅の維持管理、修繕及び住宅整備に関する経費が主なものになります。節10需用費には、修繕料として400万円を計上しています。節12委託料の変更点としては、議案第9号の地方公務員法などの関係条例の整備に関する条例により、住宅管理人に係る報酬・費用弁償がなくなり、住宅維持管理業務委託料の中に住宅管理業務分として13万円を含め、33万円を計上しました。また、道路維持費説明の際も触れましたけれども、今年度事業要望中の事業につきましては、今後補正計上させていただく予定としております。節12委託料の一部及び節14工事請負費につきましては、存目計上しています。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。73ページから77ページです。

○2番（椎葉弘樹君） 77ページの町営住宅建設工事実施設計業務委託料について伺います。令和2年度から令和4年度の実施計画を見ますと、令和3年度からの住宅建設となっています。今年度は、存目計上で設計業務委託料ということになっています。今年度は設計しか実施されないのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） ただいまの町営住宅設計業務委託料に関しましては、今後検討を更に重ねた上で、内容を見極めた上で、予定として今年度できればというところで存目計上させていただいているところです。

○2番（椎葉弘樹君） 去年の9月の質疑の中で、課長からは、今後の計画は検討していくということで言われています。まだこの計画というのは、策定段階なのでしょうか。

○建設水道課長（皆越克己君） 本年度は総合計画の策定もありますので、それと併せましたところで、内容的に現段階とすれば、確定的な内容まで固まっておりませんという状況ですので、それと併せたところで今年度中に、先ほど申しましたとおり、設計関係のところまでできればなというふうなことでは思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 昨年提案しまして、半年経ってまだ計画ができていないと。そして、総合戦略を見ますと、5年間で4戸の住宅建設ということになっております。

町長伺います。これから5年間で4戸の住宅建設、総合戦略では4戸と書いてありますが、この方針でいかれるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 令和2年度で総合計画も立てますし、それから総合戦略の中でも位置付けをさせていただいているんですけども、私としては新たに、今御質問がございます公営住宅を建設していきたいと、かように思っているところでございます。

具体的に場所あたりも申し上げますと、駅周辺にもあろうかというふうにも思っておりますし、それから、今建替えを行う計画がございます信順寺の前の牧原住宅でございませうか、あそこも今老朽化がかなり進んでおりますので、駅前の方の旧国鉄用地に建替えという部分もございませうけども、その今、空き地の部分がございませうので、そこに住宅の建設も可能になってくるかなというふうにも思っております。

加えまして、学校付近ですね、そこらへんも今、西森重住宅、今グラウンドゴルフ場に使っているとございませうけども、そこらへんも用地としては考えになってくるのかなと。それから、野中田3区の元町住宅ですか、元町住宅のほうも実は壊しております、住宅用地が残っているというところがございませうので、そこらへんに建設予定地として考えていきたいというふうには思っているところでございませう。

○2番（椎葉弘樹君） 総合戦略というのは、基本的に移住定住等で人口減少対策をやる戦略だと認識しています。今建設予定地を聞いたのですが、その中から4戸、総合戦略では4戸だけを建設する考えなのでしょうか。あと、ほかにもですね、独身者用の住宅、あるいは子育て世帯の住宅、あるいは宅地分譲という方法もあると思うのですが、総合戦略5年間では4戸だけの建設で終わるのでしょうか。

○町長（長谷和人君） 今4戸というところが一人歩きしているんですけども、私が考えておりますのが、単身向けは今回2年続きまして建設させていて、6戸という表現でよろしいでしょうか、2棟6戸というかたちになろうかと思っておりますけども、ひとまず単

身向けについては終了するのではなかろうかなというふうに思っております。加えまして、今度は若者住宅という考えで建設をしたいと、かように思っておりますので、4戸というところではなくて、可能でございましたらば、その住宅の募集状況等も加えながら建設をしていきたい、計画をしていきたいというふうに私としては思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 今回、令和2年度の予算で設計業務委託料を出されるのは結構なのですが、やはりこの5年間の総合戦略を見据えて、需要と供給のバランス、何人くらいの若者を町に定住していただきたいのか、そこをまず定めた上で、住宅を何戸建てましょう、造成地をどれだけ造りましょうというのを、計画を作っていくべきではないのでしょうか、課長どうでしょう。

○建設水道課長（皆越克己君） 先ほども町長おっしゃられたとおり、4戸2棟というふうな数字的なことで、一応、目安として計画ということで上げておりますけれども、令和2年度におきまして、総合計画の中での見直しといいますか、今後の将来的なものの計画を立ててまいりますので、その中で改めて練ったところで固めていくというふうなことで思っております。その中で、今後推進していければなというふうなことで、基本的には町長が先ほど候補としても挙げられたとおり、それから内容的なものもありますので、どういった事業関係で取り組んでいくのかということも含めたところで固めていく必要があるのかなと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） この人口減少対策というのは、非常に本町にとって重要な課題だと認識しています。したがって、計画をできるだけ早く策定していただき、そして、可能であれば、令和2年度からでも住宅建設に着工するくらいの強い意気込みをいただきたいのですが、町長、町長の考えはいかがでしょう。もし可能であれば、計画を早期に策定し、前倒しで住宅建設をし、造成地を造っていく、そういう取組をしていく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 住宅施策、いわゆる若者の定住というところにイコールになってくるのかなというふうには思うんですけども、何せ公営住宅ということでございますので、国の交付金を頼っていくということになるかというふうに思っておりますので、そこはしっかりと国にお願いしながら、そしてその予算具合によっては、お願いする場面も今年あるかもしれないと。ただ、令和元年度では、実は要望等につきましてはちょっと遅れたところが、私の出足がちょっと遅かったものですから、遅れているような状況になっておりますので、予算の付き具合によってはですね、補正予算等があれば、経済対策があればですね、そこらへんは行う可能性はあるかなというふうに思うのですが、積極的に住宅施策については行っていきたい。ただ、応募状況等も十分に確認しなくてはいけないかなというふうな部分もありますので、そこらへんは考慮しながらしていきたいと思っております。

○9番（山下 力君） 関連になりますけれども、町長は所信表明、施政方針から予算編成、いわゆる公営住宅を計画的に建設していきたいということを述べられております。それは置いといてですね、別に人口の定住促進策として、土地を造成して分譲政策は考えられないのか、町長の見解をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 実はその部分についても、実は頭の中にあるわけでございます。候補地も実は考えておるんですけども、そのタイミングをいつ言ったらいいのかなというところもございます。選定地によっては用地を買収しなくてはいけないという事態もございますので、そこらへんを考えましたときに、元々からの計画がございますその分譲住宅の候補地の、元々から計画がございましたところの近辺、今計画というふう言い方したんですけども、実は元分譲地といいますかね、もう既に終わっているところもございますので、そこらへん近辺ですね、新たに分譲用地ができないかと、そんなことも実は想像したところでございます。

○9番（山下 力君） 若い人、世帯、住宅を造ろうと思ったら、やはり借家よりも自分の持ち家を持ちたいというのが、本当の意味で考えられるところだと思います。ですから、先ほど、元住宅の用地もたくさん湯前町には空き家があります。そこらへんも土地分譲として計画してもいいのではないかなというふうに思いますし、頭の中にあるんだったら、やっぱり早急に計画をしていただきたい。それと同時に、公営住宅を造ったほうがいいという判断をされて、今予算化されておりますけれども、もう一方で土地分譲も頭にあるんだたらですね、近いうちに全協等でどちらが定住人口政策になるのか、数値を示してですね、建設費を含めて、それから若い人の要望等含めて表を作ってください、全協等で説明していただければなというふうに考えておりますけれども、町長の考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 先ほど椎葉議員のところでは答弁をさせていただいているんですけども、現在の住宅用地で、取り潰しまして、遊地といいますかね、遊んでいる部分の住宅用地がございまして、そこも実は、今山下議員が御質問いただいております候補地の一つになっておるところでございます。ただそのときにですね、その環境といいますか、元来住んでいらっしゃる方、今いわゆる公営住宅がそこに存在しているわけでございますので、そこらへんの環境がどうかというふうなところもありますし、それから遊んでいる町有地という表現をさせていただいたのですが、そこを売却しまして、いわゆるいくらかの財産の収益がそこに伴ってくるということがございますので、これ行革の一環にもなるかなというふうにも実は思っているところでございます。ただ、今私がぼーっと思っているのが、新たに土地を求めるといって、環境のいいところを狙って求めるというのが良いのかなというのがございまして、実はそこらへんがまだ私も頭の中で整理ができていないという部分がございましたので、そこらへん今お話がございま

した点につきましては、十分担当課と協議をさせていただきまして、全協のほうでお諮りをさせていただくという段取りでさせていただければというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、次に進みたいと思いますが、ここで、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時50分

再開 午前11時09分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

款8 消防費の説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 同じく77ページでございます。

款8 消防費の説明を申し上げます。消防費は1億1,414万4,000円を計上しました。前年度と比較して670万7,000円の増であります。歳出に占める構成比は、3.8パーセントになります。

目1 常備消防費については、上球磨消防組合負担金8,193万2,000円及び県防災消防ヘリコプター運航連絡協議会負担金、合わせて8,232万8,000円を計上しました。昨年度と比較して、132万5,000円の増となっております。主な増の理由は、上球磨消防署の庁舎建設等に係る公債費の償還分に対する町村負担金の増となっております。令和2年度は外構工事、訓練棟の工事を行い、全ての工事を完了することになります。

次に、目2 非常備消防費ですが、2,148万2,000円を計上しました。消防団の活動経費です。

節1 報酬で、消防団員年報酬を計上しております。

また、節9 旅費に、訓練手当としまして265万6,000円を計上しました。これは、非常呼集訓練、規律訓練、知識習得訓練等の経費を計上しているところです。なお、本年度はポンプ操法大会の開催年度となっております。

78ページでございます。目3 消防施設費については、1,033万1,000円を計上しました。消防施設等に係る維持管理経費を計上しているところでございます。

節10 需用費の消耗品費93万6,000円は、消防ホースの購入、またデジタル無線バッテリーの購入が主なものでございます。

節14 工事請負費の消防施設関係雑工事55万円は、平成30年度に整備した国道219号沿いの上里防火水槽のところでございます。現在、砂利敷のままになってございますが、

その部分を、表層、アスファルト舗装、また民地との境界ブロック、駐車禁止の表示をするためのラインの工事のほうを、予算を計上しました。

次に、79 ページでございます。節 17 備品購入費は、小型ポンプ購入 1 台 198 万円と、積載車の軽自動車でございますが、1 台 352 万円の購入を予定しております。なお、歳入のほうの、水力発電交付金 440 万円の充当事業とするところで考えております。

次に、目 4 水防費につきましては、それぞれ存目計上いたしているところでございます。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款 8 消防費の質疑を行います。

○6 番（金子光喜君） お伺いします。団員報酬についてです。今朝もですねサイレンの吹鳴がありまして、非常の呼集があったわけです。本町の団員の士気は高く、様々な場面で頑張っていることを常に感じておるところです。

そんな中ですね、本町の消防団の報酬に関しては、なかなか改定されていないのかなと感じているところなんです。いつ頃前回の改定があったのかと、よその町村と比較して本町の分の団員報酬がですね、どう違うのかなということをお尋ねしたいと思います。実際、よその町村に聞いたときに、ちょっとうちより高いのではないかなというようなことがありましたし、本町の場合は団員の出勤手当というのが組んでございませぬ。これは長い間そういう形で対応されてきたと思いますけども、頑張っている消防団に対しての報酬が少ない、また消防団員の数が少ないという中でですね、現状の報酬というのがどうなのかなということをお尋ねしたいと思いますので、そのへんお伺いさせていただきたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 消防団の皆様については、今日の火災にも 70 名ほど出勤していただいたということで、やはり活動としては大切なところでございます。また、報酬についても年報酬等々、訓練手当等々で支払って、頑張っている。また、有事の際に出勤いただいているというところでございます。

年報酬等々については、他町村との比較の詳細については、まだやっていないというところでございますが、係のほうにまた調べさせて、本町と近隣町村の比較をさせていただきたいと思います。また、そこに差があるようでしたら、今後、総務費のほうで、特別職の報酬審議会等々も用意させていただいております。その中で、御意見も聞きながら、その調査内容等を説明しながら、他町村との比較をさせていただいて、またそれに伴って消防団員の士気の向上等にもつながれば、またそこでなおさら良いのかなという気持ちでございますので、ここはまた係と詳細に精査させていただきたいと思っております。

○6番(金子光喜君) 調査していただくということで、良い方向にいけばいいなと思っております。要はですね、もう一つお伺いしたんですけれども、前回の報酬改定についてはいつ頃行われたのかということをお伺いします。

○総務課長(高橋 誠君) 私が10年ほど総務課におるわけですがけれども、その中で開催した記憶がございません。それ以前にあったのかなとは、私は思っておりますけれども、その開催されたときに消防団の報酬等も協議されたのかというのは、ちょっと私のほうでは把握しておりませんので、この報酬等の協議については、10年は間違いなくしていないのかなと考えております。

○6番(金子光喜君) 10年以上もされていないということで、ちょっとがっかりしたところですが、今後しっかり対応いただくということ、話を聞きましたので、期待したいと思います。

○議長(倉本 豊君) ほかにありませんか。

○1番(遠坂道太君) 防火水槽の件につきましてお尋ねいたしますが、防火水槽も今現状、ほとんど蓋を被った状態でございますが、点検等についてはどのような形を取られておられるのか、そのへんお伺いしたいと思います。

○総務課長(高橋 誠君) 各部におかれましては、月2回はポンプ点検をされていると思います。その中で、定期的にやっている部もありますけれども、本部を通じて年末警戒等々の折にもですね、防火水槽の点検はしていただきたいということで、各部で行っていると認識しております。

○1番(遠坂道太君) 私も記憶にあるのは、年1回ほどはやってきたというようには記憶しておりますが、やはり年数も相当古い水槽もあるわけですね。その中で、漏水というかたちでの見方をされている点は把握はされておりますでしょうか、お伺いいたします。

○総務課長(高橋 誠君) 大変古い防火水槽も多々あるかと思っております。それについては、非常呼集訓練行っている際に、消防団各部のほうに、それも含めて点検をしていただきたいという旨を伝えておるところでございます。

○1番(遠坂道太君) もし漏水があって、住民の方に迷惑を掛けている部分も、把握されればあるかもしれません。であれば、やはり上水道の消火栓が常備してあるのであれば、古いところの水槽は除去してというかたちを取られる方向が良いのではなからうかと思っておりますが、それについてお伺いいたします。

○総務課長(高橋 誠君) やはり必要数の、必要ある防火水槽の数で、今現在整備もしてきておりますし、また古い水槽についても、そういった漏水等々が見られれば、新しいものに替えるということでございます。ただ、減らすというのはちょっと考えられないところで、やっぱり住民の有事の際、火災等々が発生した場合には、やはりないよ

りあったほうがいい、またこれまでも必要な部分には必ず設置してあったと思いますので、それについては、不具合があるような防火水槽については新規に改修であったり、するべきかなと思っております。

○1番（遠坂道太君） 一応、今課長のほう答弁いただきましたけれども、やはり今後ですね、こういう点検等、年に1回ではなく、やはり年に2回でも3回でも行っていただくことを希望いたします。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） ちょっとお尋ねします。AEDを各ポンプ倉庫だったですかね、俗にいう詰所に設置されました。減災防災の予算で。維持管理というのは、どの部分に入っているのでしょうか。あと、バッテリーとかの問題の消耗品があって、そしてその維持管理はどうかさっているのか、現状をお知らせください。

○総務課長（高橋 誠君） 各公民分館なりですけども、今は消防詰所のほうに設置しております。維持管理といいますか、バッテリーの交換等が維持管理になってくると思いますけども、これについては8年のバッテリーの寿命で考えておりますけども、これについてはメーカーのほうで、その交換については無償でやってくれるということで、取決めがなっているということでございます。

○3番（森山 宏君） そうすると、この消防備品ですか、これの使用状況といいますか、訓練状況といいますか、一応、分館には設置していなくて、詰所に設置しなければならないという経緯は聞いております。あと、これを利用した講習なり、また逆に結果ですね、ないほうが一番良いんですけども、利用状況というのを確認できましたら、結果をお願いします。

○総務課長（高橋 誠君） 詰所のほうにAED付いておりますけれども、各地区の自主防災組織等々で、そういった訓練が必要であれば、要請があれば、係のほうが行って、そういった訓練の講習に立ち会うということです。これまでも私が記憶している中では、年に何地区かの講習の要請があって、出向いてやっているというところがございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで、款8消防費の質疑を終わります。
次に、款9教育費の説明を求めます。

○教育課長（北崎真介君） 款9教育費について御説明いたします。ページは79ページから97ページまでとなります。

教育費につきましては、総額で3億5,625万3,000円を計上しました。一般会計予算に占める割合は、11.8パーセントになります。

次に項、目ごとに御説明いたします。

項1 教育総務費、目1 教育委員会費につきましては、前年度より10万2,000円減の82万5,000円を計上しました。教育委員の報酬、費用弁償等の経常的経費が主なものです。減の要因は、2年に1度開催の九州地区市町村教育委員会大会が本年度は開催されないため、その研修費が計上不要となったことによります。

79 ページをご覧ください。目2 事務局費につきましては、4,750万7,000千円を計上しました。教育委員会事務局職員の給与等人件費のほか、経常的経費と英語指導助手に伴う必要経費を計上しました。増の主なものは、産休で職員の代替として、節1 報酬に92万4,000円、節3 職員手当等に11万2,000円、節4 共済費に16万3,000円など、9か月間の会計年度任用職員関連経費の計上によるものと、81 ページをお願いします。節18 負担金補助及び交付金の小中学生英語検定料補助金44万2,000円によるものです。

令和元年度から始まりました県の補助金を拡大した形で実施しております英語検定料補助金は、例年並みの受験者数でありましたので、学校等とも連携しながら、受験者数を増やし、英語教育及び学力向上の一助となるように努めてまいりたいと思っております。

新学習指導要領におきまして、令和2年度より小学校高学年において英語が教科となることに併せまして、熊本県内では、2年前倒しで一昨年度より外国語活動が始まっているということ、また、本町教育委員会でも、前年度より小学校を研究校として指定しておることはご存じのとおりですが、本年度が発表の年となっております。今後も、これまで以上に英語教育を推進し、小学生の英語への興味と学習の定着、中学校への円滑な連携、中学生への高度な英語教育を提供できるよう、小中一貫教育を進めていく中で取り組んでまいりたいと考えております。

目3 学校施設整備費については、節12 委託料には湯前中学校外部改修工事監理業務委託料180万円及び湯前小学校外部改修工事設計業務委託料310万円を計上しました。

節14 工事請負費に、湯前中学校外部改修工事1億円を計上しました。屋根防水及び軒庇パネル、ALC鋼板や外壁鋼板パネル等の更新、外部建具等の一部更新等により、雨や風の侵入を防ぎ、長寿命化を図るということでございます。これまで御説明してきましたとおり、まず、前年度設計しました中学校校舎の改修工事を本年度実施し、並行して、小学校の校舎の設計を行い、その工事は来年度にという計画で進めております。これからも計画的に、また、有効的に整備を図っていきたいと考えております。

項2 小学校費、目1 学校管理費につきましては、3,837万4,000円を計上しました。小学校経営に要します経常的経費が主なものでございます。これまで、旧節7 賃金に計上しておりました臨時庁務手賃金、特別支援教育支援員賃金を廃止し、会計年度任用職員報酬として節1 報酬に計上しております。この後の中学校費等も同様でございます。前年度に比べ、788万2,000円の増となりました。

増の主な要因としましては、82 ページになります。節 10 需用費の消耗品費に、本年度からの教科書改訂に伴う教師用教科書、指導書、教材等購入費 311 万 354 円が加算となったこと、年に一度実施している校庭の遊具等の定期点検において、劣化や破損等が見られたジャングルジム、高鉄棒等の修繕料の増、83 ページをご覧ください。校務支援システムのライセンス料が5年に一度発生するため、節 13 使用料及び賃借料に 200 万円、また、校舎新築当時から使用してきた校内放送機器設備の老朽化が著しく、職員室からの緊急一斉放送ができないなど、機能も低下し、部品がなく修繕もできない状況のため、節 14 工事請負費の放送設備改修工事に 130 万円、さらに、前年度に計上した6年生分に引き続き、4、5年生を対象に、学習机、椅子、60組を、節 17 備品購入費に 90 万円計上したことによります。

その他、返りますが、前年度に引き続き、教育委員会の外国語活動研究校指定に伴う教材等の購入費用として、節 10 需用費の消耗品費に 20 万円を計上しました。

84 ページになります。目 2 教育振興費につきましては、284 万円を計上しました。準要保護・特別支援児童に係る扶助費が主なものです。また、節 12 委託料に、総合学習等で稲作実習体験として、農業体験学習委託料 15 万円を前年同様計上しました。

項 3 中学校費、目 1 学校管理費につきましては、3,954 万 8,000 円を計上しました。中学校経営に要します経常的経費が主なものです。前年度に比べますと 335 万 1,000 円の増となりました。増の主な要因は、前項の小学校費でも御説明しましたとおり、前年度まで旧節 7 賃金に計上しておりました臨時庁務手賃金、特別支援教育支援員賃金を廃止し、会計年度任用職員報酬として節 1 報酬に、同様に計上しております。

85 ページになります。節 10 需用費の消耗品費を減額し、また、前年度の修繕料において、プール塩素注入器、排水弁取換え修繕があったため、大幅な減となったものの、節 12 委託料においては、校舎清掃委託料を増額して 100 万 8,000 円を計上しました。前年度においては、エアコン洗浄業務を委託しましたが、本年度は校舎、体育館の床の清掃、ワックス仕上げ、窓ガラス清掃業務で、別の業務を委託するということであります。

86 ページになります。また、小学校と同様に、校務支援システムのライセンス料が5年に1度発生するため、節 13 使用料及び賃借料に 200 万円計上し、その他、町マイクロバスの処分に伴い車両等借上料を増額し、32 万 7,000 円計上したことによります。

87 ページになります。目 2 教育振興費につきましては、199 万 8,000 円を計上しました。準要保護・特別支援生徒に係る扶助費が主なものです。また、総合学習において、例年、その活動が高い評価をいただいております伝統芸能継承関係の経費及び立志式や芸術鑑賞に係る講師謝礼等に、14 万 5,000 円を計上しました。

項 4 社会教育費、目 1 社会教育総務費につきましては、1,408 万 3,000 円を計上しました。社会教育に関する職員の給与等の人件費など、経常的経費が主なものです。前年度

より 356 万 8,000 円の増となります。その主な要因は、人事異動に伴います人件費の増、88 ページになります。これまで総務課で一括管理していたパソコン教室フィルタリングサーバ使用料を、節 13 使用料及び賃借料に計上したことによります。

89 ページになります。目 2 公民館費につきましては、1,274 万 7,000 円を計上しました。従来の公民分館長の報酬、費用弁償は、会議謝金と分館管理委託料に計上することとなり、その他公民館の維持補修に要する経費が主なものでございます。前年度と比較しまして 52 万 6,000 円の増となっています。その主な要因としましては、節 12 委託料の 90 ページをご覧ください。前年度まで旧節 7 賃金で計上しておりました警備員賃金を、本年度より委託することにより、中央公民館管理人等委託料 303 万 7,000 円を計上し、また、図書室の図書管理システムのメンテナンスができなくなるおそれがある、図書管理システム使用料 16 万 1,000 円を計上したことによります。

節 18 負担金補助及び交付金において、今年度の分館施設整備補助金は、6 分館からの施設整備の申請により、外壁及び天井塗装改修、照明、押入れ増設などの経費 77 万 6,000 円を計上しております。これからも地域各分館の環境整備を図ってまいりたいと思っております。

目 3 文化財保護費につきましては、512 万 2,000 円を計上しました。指定文化財の保全等に必要な経常的経費が主なものです。前年度と比較しまして、27 万 2,000 円の減となります。減の要因としましては、前年度に節 1 報酬に計上しております嘱託職員報酬 233 万 1,000 円の減と、91 ページをご覧ください。節 12 委託料に城泉寺休憩所及びトイレ建設工事設計業務委託料 150 万円、民俗文化財記録作成委託料 20 万円の増による差額が主なものです。民俗文化財記録作成委託料は、これから継承が困難となってくる場合に備えて、町指定無形文化財の映像や楽譜作成など、2 年ほど掛けて実施していく予定でおります。

また、御大師堂保存修復工事監理業務委託料と節 14 工事請負費にそれぞれ存目計上しました。今後、国庫補助の交付決定がありましたら、補正をお願いしたいと思っております。

92 ページになります。目 4 美術館費につきましては、1,385 万 7,000 円を計上しました。まんが美術館の運営管理、まんがコンクール等に要する経費が主なものです。前年度より 340 万 8,000 円の増となっています。主な理由は、前年度当初では存目で計上しておりました特別展に係る委託料の増によるものです。

節 12 委託料の美術館特別展事業委託料につきましては、案として 2 案ございますが、予算も成立しておりませんので、現在調整中でございます。美術館が直接実施する企画展等もあり、開催時期や期間も調整中ですが、展示については合わせて 5 回ほど行う予定でおります。また、まんが美術館グッズ作製委託料 50 万円を計上しております。前年

度は、まんが美術館等活用計画に沿ったグッズのデザイン、意匠も含めて検討した試作品までの経費でしたが、本年度は、その試作品の中から製作を考えております。国の推進交付金を活用して実施していきたいと考えております。さらに、美術館収蔵品デジタル保存事業委託料を存目計上しております。こちらも新年度になり、文化庁事業の対象となりましたら、取り組んでいきたいと考えております。

これからの美術館の方向性とイメージを具現化していき、また、より親しみやすい美術館として、取り組んでいきたいと思っております。

93 ページをご覧ください。項5 保健体育費、目1 保健体育総務費につきましては、3,159万4,000円を計上しました。社会体育に関する職員の人件費、スポーツ推進委員の報酬、費用弁償等の経常的経費が主なものです。前年度比較で317万6,000円の増となりました。増の主な要因としましては、人件費のほか、今回初めて開催される奥球磨駅伝大会負担金等によるものです。

94 ページをご覧ください。節18 負担金補助及び交付金で、今申し上げました奥球磨駅伝大会負担金130万円のほか、今回で第8回目となります公認奥球磨ロードレース大会負担金を360万円、また、全国スポーツ大会等出場奨励金をより迅速な交付ができるよう、例年の実績等を勘案して55万円計上しました。

また、節10 需用費の消耗品費に、ラケットやボールその他消耗品の費用として小学校運動活動消耗品費7万8,000円、また、講師謝金44万3,000円余りを含む89万1,000円を節12 委託料に計上しました。平成30年度において試行を重ね、令和元年度は実際の活動を行っておるところですが、今後も留意して、参加者の増加も図りながら、児童の健全な発育と体力向上に努めてまいりたいと思っております。

95 ページになります。目2 体育施設費につきましては、1,457万9,000円を計上しました。体育館、プール、グラウンドなどの社会体育施設の維持管理に要する経費です。節1 報酬においては、これまでのセンター事務員を会計年度任用職員とし、また、センター管理人賃金を委託するため、節12 委託料に組み替えております。前年度比較で180万4,000円の増であります。

その主な要因としましては、節10 需用費の修繕料において、通常修繕に加え、ウォーキングロードの補修のための修繕を行い、また、節18 備品購入費に、96 ページをご覧ください。一番上になりますが、現在改修中のB&G海洋センタープールにおけるプールの水中掃除機、また、老朽化著しい女子更衣室の棚の購入、計125万2,000円を予定しているためでございます。今後も海洋センターを活用した健康教室など、関係各機関と連携しながら、継続して住民の健康づくりを進めていきたいと思っております。

96 ページから 97 ページにかけてになります。目 3 給食費につきましては、2,827 万 9,000 円を計上しました。給食施設整備の維持管理費のほか、給食運営委員の報酬・費用弁償等の経常的経費が主なものです。前年度より 51 万円の増となっております。

主な要因は、節 12 委託料のうち学校給食センター調理業務委託料が減少する一方、節 18 負担金補助及び交付金に学校給食費補助金 330 万 6,000 円を計上したことによるものです。学校給食費補助金は、保護者の負担軽減を図るとともに、気候に左右される野菜や乳製品等の価格変化にも対応し、児童・生徒への栄養価も考慮され、質の高い、安定した給食の充実を図るためのものです。調理業務の委託体制になって本年度で 4 年目になり、学校給食の運営も安定してまいりました。これからも、児童・生徒に安全安心の安定したおいしい給食に取り組んでいきたいと思っております。

以上で、教育費の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○議長（倉本 豊君） これから教育費の質疑を行います。

79 ページから 97 ページです。

○1 番（遠坂道太君） 93 ページですけれど、美術館費で先ほど課長が言われました特別展事業委託料 330 万円と、またグッズですね、今年から作成を考えているということですが、この特別展のですね、具体的に考えておられるものがあればお伺いしたいと思いますし、またグッズについても、どのようなグッズを作製されたのか、それについてお伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） 今のところ具体的に言いますと、4 月のゴールデンウィークから第 1 期の展示を始めたいと思っております。これはギガタウン展といいまして、この史代氏作品をまずやりたいと、夏休みまでですね。それから、9 月から三十三観音めぐりの関連の展示を行いたいと。それから、漫画フェスタの時期に、10 月下旬から那須良輔風刺漫画大賞作品展及びそれに関連した展示を行いたいと思っております。1 月中旬には北九州市マンガミュージアムとの連携で、そちらの展示をと考えております。具体的にはあれなんですけど、またそれから 3 月の下旬から那須良輔と、合計で 5 つほど考えております。まだ内容的に、この順番を入れ替える可能性もございますので、今のところはそういう案でおるということでございます。

それと、グッズのほうは、もう試作品ができておりまして、マグカップですとか、T シャツとか、そういったものが今できております。今後これを新年度におきまして、内容を検討して、どれが良いのかとか、またどういう素材とか、そういうことを考えながら製品化を目指したいと考えております。

○1 番（遠坂道太君） まず、特別展のほうからいきますけれども、やはり湯前の美術館是那須良輔さんの業績を讃えて造られたわけでございますし、その中で、やはり風刺漫画ということを活用、一番に取り上げていくのが筋だというように私は考えておる

わけですが、今いろんな風刺漫画の作家もごぞいます。話を聞きますと、読売大賞とかもされたというような話も聞いております。今現状、そういう方面についてはされていないのか、それについてお伺いいたします。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時44分

再開 午前11時45分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○教育長（中村富人君） 今後のことですので、私のほうから方向といえますか、そういう面でお答えしたいと思います。現在はですね、いわゆる常設展と特別展というのに分かれています。常設展というのは、那須良輔先生に絡んだ展示です。特別展というのが2回ほどあって、さっき課長が申し上げました中には特別展のほうがございました。今の御質問というのは常設展絡みだろうと思います。

現在、ずっと、ご存知のように続いているのは那須良輔先生の大賞を風刺漫画で、そういうのを年に1回ずっと継続して行っております。今後については、私とすれば現在を継続していく、那須良輔先生に絡んだ大賞、そういうのを継続していくと。さらには、那須先生に絡めばですね、これは私の考えなのですが、学芸員ともいろいろ話し合っておりますが、学芸員が採用されましたので、那須先生の作品絡みからですね、ちょっといろいろ広げていくような、風刺漫画が作品なのですが、例えばさっきの課長の説明に補足しますが、那須先生は鎌倉を題材に、作品の中には観音像をいろいろ描いていらっしゃるんです。で、その観音像を、鎌倉に今取材等を行って、三十三観音の秋の大祭を中心とした三十三観音めぐりの折に、あそこの中を人吉球磨の観音像と、那須先生が鎌倉で描かれた、おそらく人吉球磨の観音像をいろいろ想定されて描かれた、そういうものに絡んだ、そういう広がりをつけていくようなものを学芸員にしたらどうかなというような、今はそういうような、風刺漫画そのものだったのですが、風刺漫画を中心にした、また町長もお考えを持っておられますが、お菓子の鳩サブレというお菓子がございますが、そのお菓子に絡んだ、那須先生の作品から広がっていくような、そういうものを常設展の中に工夫していければと、そういうことで、今御質問ございました風刺漫画の流れをそういう方向に持っていければなというふうに考えております。以上です。

○1番（遠坂道太君） 教員長のほうから、那須先生の偉業を讃えながらの中での取組ということをお聞きしました。私が読売の話をしたのは、ちょっと私も調べた中で、昔そういうのがあったなということでございましたので、やはり読売というのは全国的に新聞でも風刺漫画のことを取り上げてございます。そういった、今先生の方たちもいら

っしやいますし、やはり全国的に、湯前町もまず那須先生のことがあるのであれば、そういうのを紹介しながらというかたちでのお話をしたところでございますし、今後そういうふうな取組を考えていただければというふうに考えております。

それと、グッズにつきましては、やはり今カップとTシャツというふうなかたちでお話をされております。今後何が良いかと、やはり子どもさんというか、若い世代、小学生、中学生、高校生あたりの意見も聞いていただければというふうに考えているところでございますが、そのへんについてお伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） はい、先ほどの中にも、それ以外にもバッグですとか、トートバッグみたいなものですね、そういったものも、今試作品としては上がってきております。やはり、いろんな方がお見えになりますので、若い方、子どもさんから高齢者の方まで、一般に受け入れられるようなものを何種類かというふうに考えたいと思いますので、そういった御意見とか、会合を持ったり、それはやっていく予定でおりますので、よろしくをお願いします。

○1番（遠坂道太君） 私たちも議員研修で合志市のほうに視察に行きまして、その中で、缶バッジがあったわけですね。その缶バッジもですね、おもしろいことに大学生さんが作った缶バッジがあったわけです。私、購入してきました。購入して、うちに孫が2人いますが、それをやったらやはり喜ぶわけですね。そういうかたちで、湯前町は今まで風刺漫画をされてきておられます。そういったかたちの考え方をもう少し、先を見据えた考えを取り組んでいただければというふうに思うわけですが、それにつきまして答弁のほうをお願いします。

○教育長（中村富人君） 今課長が答弁いたしました。私も実は同じような考えを持ってですね、私も同行させていただきまして、合志マンガミュージアムで見ましたグッズを見ながらですね、こういうのがやっぱり取り入れられればいいなど。缶バッジも私自身作ったことをございますが、非常に費用が安くて、機械さえあればできますので、そこにデザイン等ですか、そういう部分に那須先生の作品等をいろいろ工夫して導入していければ、また広がっていくのではないかと思います。全く同感でございます。そういう方向でいきたいと思っています。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 1番議員の関連で、93ページのまんが美術館グッズ作製委託料50万円について伺います。非常に崇城大学とのコラボによる事業展開ということで、学との連携、良いと思います。その中で、50万円という予算をグッズ販売全てに使っていくのか、それともグッズ販売はちょっと落としたところで作っていくのか、その内訳からまず確認します。

○教育課長（北崎真介君） 現在、ロゴの提案を受けているところでございます。今年

度はそういうサンプルとして、いろんなものを作っているんですけども、来年度はそのロゴの決定ですとか、そういったものの経費と、あと製作するための経費と、今調整中でございます。一応、その50万円の範囲内でやっていきたいということでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 今調整中と言われましたが、50万円が上がっているということは、内訳はある程度決まっているのではないのでしょうか。その内訳について答弁をお願いします。

○社会教育係長（西 公文君） 椎葉議員の質問にお答えさせていただきます。50万円の内訳なんですけれども、グッズの作製ということで、ロゴマークの提案を今受けているところです。ロゴマークに関しましては、今後ですね、こちらのほうで協議をして決定していく必要があるんですけれども、その中で、こちらに先生が来ていただく旅費ですとか、ワークショップに係る経費等々がございます。その積上げと、グッズを作製するものを決めまして、そこから作製をしていく数量とかですね、そういったものを含めての50万円というところで試算をしたところです。すいません、訂正いたします。試算といたしますか、こちらと向こうで調整をいたしまして、今見積りを出していただいたところです。

○2番（椎葉弘樹君） 今年度に50万円の予算でロゴマークを作っていました。そして、サンプルも作っていただきました。じゃあ、令和2年度は何をするのか、もう作って販売するのかなと思っておりましたが、まだこれからワークショップを開いたりして、まだこれからもそういう調整をされて、じゃあいつ具体的にグッズをどれだけの量を販売していくのでしょうか。

○社会教育係長（西 公文君） グッズの販売数量とグッズの販売時期についてなんですけれども、現在案が出ておりますものを、早急に、そのワークショップをしてですね、皆さんでこちらのほうで決定をいたしまして、そこから販売するに向けての調整をしてまいりたいと思っておりますので、来年度中には、グッズを作製しまして、販売の体制を整えていきたいと考えております。令和2年度にですね。で、グッズを作製しまして、販売まで持っていければというふうに考えております。

○2番（椎葉弘樹君） じゃあ、仮に令和2年度で作製したとします。それはどこが主導で販売をしていって、その収益はどこが得るのでしょうか。

○社会教育係長（西 公文君） 販売の先なんですけれども、販売をするところとかですね、そういったものについては、美術館もあるかと思っておりますけれども、町内の各店舗さん、事業者さんに、そのロゴのマークを御提供するといいますか、申請をしていただくという形で、使っていただけるような仕組みづくりをしていきたいと考えております。そこで申請が上がったものに対しまして、許可を出して、地元の業者さんのほうにグッ

ズを作製していただいて、販売していただくという形も考えられるのかなと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） この予算は委託料として出ていますので、町が50万円渡して、そのグッズを作ってもらおうというのが委託かなと思っていたのですが、今話を聞くと、商売をされている方に、もうそこで利益を作ってもらえるような感じに聞こえたのですが、それだと補助金とかの位置づけになってくるのではないのでしょうか。

○議長（倉本 豊君） ちょうど昼でございますので、昼食のため休憩します。

-----○-----

休憩 午前11時59分

再開 午後 1時00分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、款9教育費の質疑の途中です。発言を許します。

○社会教育係長（西 公文君） 午前中に椎葉議員から受けました質問に対してのお答えを申し上げます。グッズ作製委託についてはですね、地方創生推進交付金を活用しておりまして、グッズ作製委託については、崇城大学の小川先生のほうに御協力をいただいているところです。

令和元年度につきましては、ロゴマークのデザインの提案とグッズの試作品を作製しております。作品につきましては、Tシャツ、缶バッジ、スマホケース、トートバッグ、マグカップ、コップ、布バックで18の試作品を作製しているところでございます。

令和2年度につきましては、この試作品を基にロゴを決定することと、何を販売するかを絞ることと、美術館でグッズを試験販売することとしております。

委託料50万円の内訳なんですけれども、ロゴ決定のために行うワークショップ開催の経費、あと旅費、それと美術館で試験販売をするグッズの作製になっております。グッズの数量につきましては、Tシャツなのか、マグカップなのか、どのグッズを選定するかどうかにつきましては、今後検討させていただきますけれども、その作るものによって金額が変わってまいりますので、何を販売するかの決定次第ですね、美術館での試験販売をしたいと考えております。

午前中にお話しさせていただきましたロゴ使用のライセンスのことについてなんですけれども、これはですね、この試験販売後の展開としてお話しをさせていただきました。以上になります。

○2番（椎葉弘樹君） 試験販売が終わった後は、商工業者の方、住民の方に、自由にそれを使っていただいて独自に販売をしてもらうということを考えておられますか。

○社会教育係長（西 公文君） はい、その試験販売後につきましては、ロゴ使用については、申請なりしていただいて、ご自由に使っていただけるような仕組みを作ってまいりたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） ワークショップ、大いに結構なのですが、先ほど試作品を見せていただいて、もうあそこまで完成度の高い試作品ができていますと。ロゴマークもある程度できています。そうすると、もうあとはどれを選ぶかのチョイスなので、ワークショップを開いて、経費を掛けてまでやらなくちゃいけないものなのか、あとは、それを作る側、売る側に、自由にロゴだけ決めてもらって、あとは自由に作ってもらっているのではないのでしょうか。こっちのほうで素材をいろいろ試験してみたり、Tシャツやらを作ってみたりとかするのは、もうロゴを使う側のほうで、お任せしてもいいのではないのでしょうか。

○社会教育係長（西 公文君） それにつきましては、ちょっとロゴマークについてなんですけども、これはですね、湯前まんが美術館のロゴマークとなると、今後ずっと使用していくものになりますので、ワークショップで、やはりかっちりとしたものをこちらのほうとしては作っていきたいと考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 私たちは最小の経費で、いかに効果を上げるかといったところを重点的に見たいので、是非そのロゴマークの決定まではやっていただいて結構なのですが、それから先のところは、できればそれを使う側のほうの目線に立って、行政が何でもかんでも作り込みをするのではなくて、ロゴマークを自由な発想で使ってくださいという展開づくり等も視野に入れていただければいいと思うのですが、それについて最後に町長の答弁をいただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今のロゴの決定に対しての御質問ということでよろしいでしょうか。そういうふうに私は聞こえたので、その点で答弁させていただくということで、御了解をお願いしたいと思っております。

経緯としては、今、係のほうがお話しをしたところでございますので、私としては、ロゴを一旦決めますと、当分の間は、やっぱりそのロゴを尊重しながら活用していくというパターンになりますので、ロゴが一つだったらば、それでいいかもしれませんが、ロゴの決定に対してのワークショップというふうに私捉えておりますものですから、そこは丁寧に対応すべきではないかなというのが私の思いでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 令和2年度も50万円の予算があるから、いろいろやって50万円使い切るという発想ではなく、そのロゴマークを決定するプロセスにおいて、もう既に50万円使っているわけですから、じゃああと何十万円出せばロゴマークが決定するのか、じゃあそれを誰が使うのか、といったところの視点で、今後効果的な予算執行に努めていただきたいのですが、町長、改めて伺います。

○町長（長谷和人君） おっしゃるとおりでございますが、私もそこは、今50万円という予算を上程させていただいておりますが、そこらへんはもう少しちょっと検討を加えさせていただきまして、経費を節約可能であれば、そういうふうな方向で動かさせていただければというふうに思っております。

○4番（黒木龍次君） ページ数は91ページでございますけれども、城泉寺休憩所及びトイレ建設工事設計業務委託料が出ているかと思うのですが、この城泉寺には現在、休憩所とトイレは設置してあるわけですが、どういふところを変えるのか、そのところを詳しく説明をお願いいたします。

○教育課長（北崎真介君） 議員御承知のとおり、城泉寺にはもちろんトイレ、休憩所でございます。もちろんそうなのですが、あそこは水洗トイレがないことを重々御承知のことと思います。そういったところで非常に老朽化も激しく、なかなかあそこのトイレが使用しづらいというような意見が非常に多ございまして、あれを改修ではなく、新しく造るということで考えております。地元の方々の意見も参考に、ある程度の素案はできておりますけれども、令和2年度におきまして、またいろんなお話がありますので、お話を聞きながら実施設計を行っていくということでございます。

内容としましては、今の放水銃のポンプが駐車場にあるのをご存知でしょうか。その並びに休憩所とトイレを造るということでございます。男子トイレと女子トイレと多目的トイレと、比較的大きなものではございませんけれども、町内にもあるような、汎用性のある、皆さんに使いやすいトイレということで考えて、今進めております。

○4番（黒木龍次君） 確かに水洗トイレにしてもらいますと、利便性は良くなるかと思うわけですが、確かにですね、城泉寺あたりに来られるお客さんというのは高齢者が多いわけですね。それで、高齢者の方は膝も曲がらないというふうな、和式ではどうしても座れないという方が多々いらっしゃると思いますけれども、水洗トイレにしてもらうというふうなことであれば、大変利便性が上がると思うのですが、大変よろしいかと思うのですが、私がおのほかにやっぱり危惧するところは、これは城泉寺ばかりじゃございませんけれども、確か湯前町のほうで文化財を観光資源として利用するというふうなことで、ほかにも文化財的な要素の強い建物等たくさんあると思うのですが、そこにトイレがないというところもあろうかと思っております。そのあたりの今後の設置をどのように考えておられるのかをお聞きします。

○教育課長（北崎真介君） まずいろんなところ、ないところもございまして、例えば御大師堂のように新築したところもございまして。今のところですが、やはり湯前町の一番の顔は城泉寺というところで、そこが今の状態で、裏に回っていかなくてはならない、足元も悪い、非常に不便だということで、まずそこを優先的に改良するということ

考えております。今後、まだ様子を見ながら、必要などころには必要な手立てを考えていきたいと思っております。

○4番（黒木龍次君） 必要などころに必要なだけの設置をしていくというふうなことでございますけれども、その箇所ですね、確かに城泉寺の近くには、宝陀寺、それから八勝寺というふうなところがございますけれども、そこに来られたお客さんが用を足すためには、城泉寺まで来なくてはいけないというふうなこともあろうかと思っておりますので、その各文化財があるところについては、早急に私は設置する必要があると思うのですが、どのようにお考えでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 現在は、ないところの場合は、城泉寺に行けばありますというような案内をされているというふうに聞いております。ただ、今のところ、実際使用頻度が非常に低いところもございまして、そういったところは、簡易トイレをその時期に置くとか、いろんな方法は考えられると思います。そういった経費をまたこちらで考えるということもあるかもしれません。

今回、第一優先に城泉寺をきれいにすると、それから様子を見ながら、地元の方の意見を聞きながら進めていきたいと思っております。造ることにやぶさかではございませんけれども、その後の管理とかですね、そういったところもいろいろな話合いが必要かと思っております。

○4番（黒木龍次君） 確かに利用頻度は低いかもしれませんが、その時期が来たときは、時期というか、要するにお客さんがいっぱい見えるようなときですね、そういうときは、簡易トイレでも仕方ないと思っておりますけれども、是非設置をしていただくようお願いいたします。それと、城泉寺の駐車場、あそこはまだ舗装がされていないわけですが、私はどうせならば一緒に舗装までもっていくというふうなことも考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうかね。

○教育課長（北崎真介君） 城泉寺の駐車場につきましては、以前いろんなお話の中で、風情がちょっと損なわれるのではないかということで、舗装の計画もあったというふうには聞いております。しかし、そういったところで舗装をしなかったということでございます。ただ、私が聞いた範囲ではそうなのですが、そういったところで令和2年度が設計を行います。地元の方とも話し合いながら進めていく予定でございますので、もし必要であれば、工事が令和3年度になるというところで、そういったところも含めたところで考えていきたいと思っております。

○4番（黒木龍次君） 舗装をする場合は、令和3年度になるということでございますけれども、町長は要するに、舗装は令和3年度ですということによろしいのですかね。

○町長（長谷和人君） 今、北崎課長が答弁しました当時の担当が実は私でございますので、当時、実は県立自然公園の補助金がございますので、その折に舗装ができますからど

うでしょうかということで、地元に下ろしました。ところが、舗装になりますと、黒く塗るということで、景観を損なうのではないだろうかということで、今になりますと、管理者の人たちが高齢化になってきているということで、草刈りとかが難しくなってきたということで、舗装の計画が、要望が上がってきているというふうな状況になってきているということでございますので、一つそこは時間とともに変わってきたということで御理解をいただければというふうに思っております。

御質問の令和3年度ということでございまして、今ちょっと総務課長に聞いたのですが、一番先に頭に来ますのが財源のことでございますので、そこは今回の便所の計画と併せて、舗装が、財源が何かあるようございましてならば、可能でございましたならば早急に対応をしたいと、令和3年度では何とかできればというふうには思っているところでございます。財源ということで、まずは御理解いただければというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○4番（黒木龍次君） ただいま、町長のほうから財源を考えろというふうなことでございますけれども、是非ですね、そのところは財源をどうにか見つけ出していただいて、是非令和3年度においては、舗装までもって行っていただくようお願いいたします。

これは、城泉寺ばかりではなくて、御大師、御大師も確か舗装はしていませんよね。だから、あそこは確かに調査もあろうかと思うのですが、調査が終わったときは、これも速やかに舗装をお願いしたいというふうにお願ひしておきます。

○町長（長谷和人君） 財源のお話をしたところでございますが、その目途がつき次第、舗装の計画はしていきたいというふうに思います。

それから、御大師堂の舗装、今御大師堂のほうにお話がいったので、多分私の見解は間違っていないと思うんですけども、あそこについては完全にアスファルト舗装ができるかどうかというは、ちょっと調べさせていただけないかなというふうに思っております。文化財がございしますものですから、多分そこは簡易舗装とか、そんな感じでしかできないのかなというふうに思っておりますので、そこも一つ御理解をいただければというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） ページは97ページです。給食費につきましてお伺ひいたします。本年度から、学校給食費のほうに補助金を出されるわけでございますが、この補助金につきましては、非常に保護者の方の子育て支援につながる良い支援だというふうに私も考えているところでございます。そこで町長に伺ひたいと思いますが、私も12月だったでしょうか、米を供給したらどうでしょうかという話をした覚えがあるのですが、それ

によって、やはり米のほうも供給すると、児童・生徒に対する給食の栄養面のレベルアップにつながるのではないだろうかというふうに思いますので、町長にお伺いしますが、米の供給について、どういうふうにご検討されているのか答弁をお願いします。

○町長（長谷和人君） 今おっしゃっているのは、湯前産の米を使っただけの給食の原料として供給してくれないだろうかというふうなことだろうかというふうに思っておるところでございます。一部、多分その内容は、詳しくは係のほうから答弁があるかというふうにご検討しておりますが、今回、私、お願いさせていただきまして、給食費の補助をさせていただくということで、何とか私の公約の一つの実現が可能になったということで、これ、是非実現させていただきたいというふうに思っておりますので、一つ御理解のほどをよろしくお願ひしたいと思ひます。

供給のほうにつきましては、年間確か3トンくらいだったかと思うのですが、私の記憶では、それくらいの供給量でございますので、昨日、一昨日の質問の中にご質問されたかまるとは、もしそういうふうにして食味等が良くて、本格的に栽培が可能になったということであれば、こちらのほうに回すことも可能なのかなと、そんなことも実は昨日、一昨日のときに、私お話ししたところがあったのではないかなと思っておりますので、改めてそこらへんも検討させていただくということで、回答をさせていただきたいと思っております。あと詳しくは教育課のほうで答弁してください。

○教育課長（北崎真介君） 米に限らず、今回の補助を行うことにより、1食あたりの単価も上がります。それだけ質も上がるということで、その範囲内ではあることはやりたいというふうに思っております。もし、米の質の良い湯前産のものがあれば、使用できるように進めたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 先ほど、町長のほうは今度びかまるの試験をして、そして今後検討していくというようなかたちの回答だと思います。課長のほうは、この補助をすることによって、そのへんは埋まっていくなじやなかろうかというふうに、私は聞こえたと思います。やはり、お米をせつかくであれば、町の、湯前産の米を食べさせて、そしてその分供給すると。その分、親のほうもやはりそれ以上の出費というか、それも減ってくるものですから、そのへんもやはり考えていただきたいというふうに思っておりますのでございます。30キログラムに直しますと、100袋でございますので、そのへんを今後検討いただければと思ひます。

○2番（椎葉弘樹君） 同じく、97ページの学校給食費補助金について伺います。まず、今回一律3割軽減とした理由について、理由をお尋ねします。

○教育課長（北崎真介君） 全協で御説明差し上げたとおりに、いろんな管内には補助のやり方があり、半額のところもあれば、何人目からいくら減らすとか、そういったところもございませう。そういった中で、やはり補助をすることになると、それなりのインパクト

があると言うのはちょっとあれなのですが、金額はやはり出さないといけないだろうということで、計算しました。ところが、やはり半額にというのはちょっとあまりにも額が、今のところ負担が大きいかなというところがございまして、3割程度であれば、大体月1,000円程度ということになりますので、そういった管内に1,000円程度補助しているところもございまして、それに合わせまして、こういった3割というところで落ち着いたところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 次に、その一律にした理由でございますが、例えば家庭の軽減をするのであれば、2人目以降とか、3人目以降に軽減するという考え方もあるのですが、今回一律にした理由についてはどのようにお考えでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 少子化対策として、そういう考え方もあると思います。しかし、非常に、保護者の方とこっちの受ける事務側の勘違いといいますか、事務の煩雑さが出てくるというところで、なるべく簡素化したいと、分かりやすいやり方が良いだろうということで、そちらを選択しました。

○2番（椎葉弘樹君） 簡素化、分かりやすいから一律というのは、ちょっと、それが本当の理由なのかといったところがあったのですが、ここはちょっと教育長にも確認したいのですが、給食費の一律といったところの、今回提案されている理由というのは、教育長としてはやっぱり同じ理由なのでしょうか。

○教育長（中村富人君） さっき課長が申し上げました一律とですね、それから錦町さんがしておられるような、第1子、第2子とかという、大きく2つ、全額は別にしてですね、あるように思います。その2つを比べたわけではございませんが、私の私見としては、やっぱり一人ひとりというのか、そういう方向のほうが、ある意味での公平性、子育て支援には適しているのではないかというふうに私は思います。そういうことで、町長といろいろ御相談をして、お金をお願いして、こういう案を出させていただいております。

○2番（椎葉弘樹君） 公平性も求めながら一律にしたということなのですが、そうしますとですね、今回上がっているのが、学校給食費補助金ということになっています。補助金というのは、多分適正化の観点でいくと、事業費補助であれば、事業をするから補助金を渡す、運営費補助なら運営費を渡す、この補助金ほどの位置付けになるか、総務課長にお尋ねしたいと思います。

○総務課長（高橋 誠君） 運営費補助、事業費補助の分類で言いますと、運営費補助のほうになってくるかと思えますし、ただ、今議論されております第1子、第2子、一律にやっているということであれば、補助金の中でも助成的なところがあるのかなと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 今の答弁のとおり、一律ということであれば、もう申請ではなく、一律助成をするという方向のほうが強いのかなと思ひまして、これ補助金じゃなく助成金のほうがよろしいのではないかと思うのですが、これはどなたにお尋ねすれば。多分助成金ではないかなと思っております。では、町長に求めたいと思ひます。

○町長（長谷和人君） すみません、ちょっとの本持ってきていないのであれなんですけども、助成金というのは、私の感覚なので間違っておるかもしれませんが、個人個人にいくらかでも助けるといいますか、そこらへんの正確性があるのが助成金なのかなと、ちょっと私、間違っておるかもしれません。そういう意味で、今回は運営費の補助金という性格であるということで、補助金として捉えたということかなと思ひているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） ということは、補助金ということであれば、学校側がどこからか、この運営補助金を申請してもらって、それを町長が受けて支給するという流れになるのでしょうか。

○教育長（中村富人君） 私のほうで、責任者でございますので、見解を言ひます。一応、今資料をいただきましたが、管内では助成金の名称を使っているのが2自治体、残りについては、4自治体は補助金というような名称を使っているようです。それに加えて、私は給食費というのは、もともと法律で保護者、受益者が負担するというのが、法で定められています。そうやって給食事業はなされます。それについて、助成よりも、言葉としては、補助のほうが私は適切じゃないかと思ひます。法的な言葉の裏付けは分かりませんが、感覚的に補助のほうが良いのではないかというように思ひます。

○2番（椎葉弘樹君） 本町では、補助金の適正化の方針を策定されました。それにとると、この給食費補助金というのが、それで妥当なのかといったところは確認が必要だと思ひていますが、総務課長の見解はいかがでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） まず、節18の負担金補助及び交付金ということで、この節には助成金という名称は出てきておりませんが、補助金と助成金、どちらともこの節の中に入ってくるのかなという気も思ひますが、補助金と助成金、どちらとも違いが曖昧なところがありますけれども、助成金については、要件を満たしていれば原則誰でも受け取れるものと理解しております。ただ、補助金については、申請して、いろんな審査をして、やり取りをやって、交付決定を受けていないと受け取れないというふうな分け方になるのかなということで、読み取れております。

補助金と助成金、どちらもあるかと思ひますが、国とか市町村から支払われる返済不要のお金でありますけれども、その使用目的、交付の目的によって、使い分けというかたちになるのかなと思ひております。

○教育課長（北崎真介君） 今のところ、うちで考えておりますのは、保護者に対する補助ということで考えております。保護者からの申請をいただいて、委任状を取って申請するという流れでございます。ですから、保護者の皆さんの集まった給食会計に補助とか助成ではなくて、あくまで個人、保護者からの申請に対する補助ということで、そういうふうを考えておりますので、補助金でも良いのではないかと、こちらをとっております。

○2番（椎葉弘樹君） 今の答弁を聞いて納得しました。じゃあ保護者全員から申請を受けて、それをもって、毎年その手続きが入るということですね、分かりました。

○9番（山下 力君） 81 ページ、中学校の外部改修工事1億円計上されておりますけれども、いわゆる生徒に十分安全面を考えた施工をされると思いますけれども、教育委員会としては、どういう安全面を考えておられるのかお聞かせください。

○教育課長（北崎真介君） まず、工期をなるべく夏休み、生徒が来ない時期に集中させたいと思っております。それと、足場を組むとき、もちろん台風の時期とかもありますので、そちらも十分安全管理を考えて、生徒が夏休み中、部活とか来るようなときでもですね、一応動線とかを考えて、なるべく生徒が来ない時期に、中心に行いたいと思っております。

○9番（山下 力君） それは普通の年だろうと思うんですよ。今朝、教育長のほうからですね、いわゆる学校の休校が今なされております。1年生、2年生の、今回休校によって、ちょっと授業が止まっているところがあると、それを夏休み等でフォローしたという説明が今日あったと思います。ですから、そこを踏まえて、もう一回教育長のほうから、安全面に対する配慮した工事をこうやるという説明をいただきたいと思いません。

○教育長（中村富人君） 確かに子どもたちおりますので、児童・生徒の生命、安全面でのいろいろな対策というのが、最重要であろうと思います。先ほどの来年度、具体的には令和2年度の夏休みについては、今のところ3日くらいという考えで話し合いました、3日くらいあれば取り戻せるのではないかと、そういう時間、思案が出ておりますので、8月の終わりのほうに3日ほど短めたいと、そういうことに併せて、工期のほうも逆にお願ひしていきたい、そういうふうになればと現在は考えております。

また、いろんなところ、まだ想定されない部分等がいろいろ出てきますので、それはいろんな工事等が終わってから、随時、学校長と話しながら、十分立入禁止とか、あるいは使い方等については協議しながら、安全面を確保していければと思っております。

○9番（山下 力君） 今工期と言われましたけども、工期は何日くらいなのか、それともう一点、平成11年にですね、この湯前小学校の防水工事で湯前町は混乱しましたの

で、そういうことがないように一つ注意をしていただきたい。まず、工期だけ教えていただきたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） 今のところ4月に予算が成立して執行しまして、できましたら6月までに契約までいきたいと思っております。そこから工期が始まりまして、できれば9月の中旬くらいまでというところでございます。なるべく6月から工期に入りますけれども、そちらはまだ生徒が通っておりますので、安全に配慮した工事から始まるということで、一番足場を組んで、音が出たり、授業の邪魔になるような工事は、なるべく夏休みにできるように、今配慮して進める予定でございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○5番（味岡 恭君） 97 ページのですね、先ほど1番議員、2番議員の質問がありました件で、関連で質疑させていただきたいと思っております。学校給食センターの調理業務委託料、あれが昨年に比べて約200万円程度減額になっておるわけですね。そういうことを考えながら、学校給食の補助金、約330万円程度予算を組んであります。これは合算されて委託料になるんですかね。まずお尋ねします。

○町長（長谷和人君） 給食センターの調理業務委託料が200万円ほど、実は下がっておりますけれども、私といたしましては、今回給食費の補助をさせていただくという中で、財源非常に厳しいというところがございますので、何とかこの財源を捻出しなくてはいけないのではないかとということで、係のほうに指示させまして、その中で着目いたしましたのが、この業務委託料でございます。いわゆる業務委託料のほとんどが人件費でございますので、この人件費の部分の中で、調理をしていただく方がおられるわけでございますが、ここにちょっとメスを入れることができないかということで、業者の方と交渉いただきまして、1名の方の削減が可能になったということで、今回200万円の委託料が下がっていると。この財源を一部、こちらの給食費補助、そして約100万円を、両方とも一般財源でございますけれども、そのうち100万円をまた使わせていただいて、今回給食費の補助をさせていただくということで、今回予算を立てさせていただいたということでございます。

○5番（味岡 恭君） 当初、全協のときにも話がありましたが、給食の内容を良くするという話もありましたし、さっきの予算説明の中でも質の高い給食をということをおっしゃってました。これで、そういう質の高い給食ができるのでしょうか。確認をいたします。

○教育課長（北崎真介君） 実際委託料を減らしたというのは、先ほど町長が申しましたとおり、調理員の人を一人減らすということでございます。といいますのが、調理員一名当たりの調理数、給食を作る数なんですけれども、そういったところが、本町は46.7食というところで計算をしております。一番多いところでは、人吉市の一人当たり108食

というところもございます。湯前町は比較的、管内でも下位のところで、一人当たりの作る給食数というのが、余裕があるところもございます。それはもう前からそういう話でありました。今児童・生徒数も減ってきておまして、一人減らしても大丈夫だろうということで、委託が3年目経ったところで、来年度が4年目になりますけれども、3年間様子を見て、実際ここは落とす予定で進んできたところがございます。これがたまたまあったということで、そういう指示を受けまして今回そういったところで考えていこうということで減らしました。これによって質が落ちるとは、一応今のところは考えておりません。

○5番（味岡 恭君） 今までがぎりぎりの人件費でやってこられたのではないかと私は思っているんですよ。これにまた一人減らしたということであれば、もし事故でもあったときのことを考えればですね、十分安全面に尽くして給食をしていただきたいというふうに思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） ページは94ページです。保健体育総務費で、今度新しく奥球磨駅伝大会が開催されるわけですが、本年度より開催される内容ですね、どのような大会に取り組んでいかれるのか、そのへんについてお伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） 今回初めて行われるということで、詳細といえますか、今案の段階の要項でいいますと、まず10月4日を開催予定としております。10月4日の日曜日です。午前10時半スタートということです。ご存知のとおり、奥球磨3町村プラスといえますか、あさぎり町と4町村で、共同で行うと、コースもそちらを使うということでございます。予定しておりますのが、多良木町の陸上競技場がスタート、ゴールということでございます。

出場を予定しておりますのが、高校の部男子ですね、7区間をお願いしております。それと大学、実業団の分が4区間、やはり男子だけです。そういったところで、まず始めたいということもございます。実際、距離的には42.195キロメートル、マラソンコースと同じ距離でやるということもございます。

○1番（遠坂道太君） 10月4日ということで、非常に忙しい時期かもしれませんが、本当にこの時期にできるのかなという懸念もするところがございますが、当町におきましてもですね、町における効果、どのような効果が生まれてくるのか、そのへんについてお伺いしたいと思います。

○社会体育係参事（工藤陽平君） はい、担当のほうから説明をさせていただきます。奥球磨駅伝大会のまず町への効果ということですね、まずは経済的な効果のほうから概算ですが、説明をさせていただきたいと思います。まず宿泊棟ですね、現在選手等が湯楽里のほうに宿泊していただいておりますけれども、満室利用いただいた場合

には、宿泊費で 75 万円程度計算しております。また、賞品代等で 10 万円、あと応援の方たちの温泉、あと食事、あと飲料等の購入を一人当たり 500 円で換算いたしまして、概ね 160 万円程度の効果を見込んでいるところです。そのほかの効果といたしましては、奥球磨ロードレース大会同様ですね、高速レースとして、全国に、今監督さんたちに認知をいただいておりますので、そういった選手同士の交流であったり、選手の発掘なども、効果として期待しているところであります。

○1 番（遠坂道太君） 合計しますと、245 万円くらいの効果があると思います。一応、出場校が男子だけということになってきております。そのかたちで、今後この大会がある程度理解され、そして全国的にも名前が知れ渡れば、女子の部あたりのほうも検討されるのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○社会体育係参事（工藤陽平君） 今のところは、男子のみのレースを想定しております。現在 50 チームほどの参加を見込んでおるところでして、50 チームとなりますと、各区分 50 人が一斉に走り出すわけですので、なかなかキャパ的にもですね、まずは 50 チームを目標にレースを動かしていくことができればなどは思っております。今後、女子のほうの要望等が上がってくればですね、もちろん走れる選手の人数等にも制限がありますので、実際に交通規制が行えるのか、また迂回路等の確保がきちんとできるのかというところも含めながら、熊本県陸上競技協会などの関係機関との打合せを重ねて、競技ができればとは考えております。

○1 番（遠坂道太君） 女子のほう、なぜ言ったかと申しますと、今度のオリンピック選手にも選考されました一山選手が奥球磨ロードレースに出て、それも一つのかたちができるわけでございます。そういったかたちで、せっかくこういうふうなレースの大会を作ってきたわけですので、やはり後はそういうふうなかたちをとっていただければというふうに思いますし、またやはり町独自ですね、やはりほかの町村等を巻き込むだけの問題ではなくて、町独自のほうも今後検討していただければと思います。

○2 番（椎葉弘樹君） 続きで 1 点だけ確認した後に、別の質問をします。この負担割合というのは、今 130 万円が本町計上されていますが、各町村どのような負担割合になっているかについてお尋ねします。

○教育課長（北崎真介君） 今のところ、均等割ということになっております。

○2 番（椎葉弘樹君） 93 ページの美術館収蔵品デジタル保存事業委託料、存目計上について伺います。これは那須良輔氏の作品が約 7,000 点近くあって、応募作品が今まで 1 万 3,000 点以上の作品があるわけですが、どこまでのデジタルアーカイブをお考えでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 今のところは那須良輔先生の収蔵品をまず考えております。

○2番（椎葉弘樹君） それをデジタル化した後は、どのように考えておられますか。計画書の中には、具体的な内容がなかったものですからお尋ねします。

○教育課長（北崎真介君） 今後、収蔵したデジタル化したものを、まんが美術館だけで活用するのではなくて、よその美術館とかと交流をしてですね、よそにデジタルを貸したりとか、そういったところで産学官の連携が図れるようになっていくようにというところもございます。そういったやり方も考えております。

○2番（椎葉弘樹君） 何かそれだけだとPR効果しかなく、もったいないなというのがありまして、先ほどの、ロゴを作られましたけど、そういうのと一緒に活用しながら、何か商品を開発していくとか、作っていただくとか、そういう展開というのは考えられておられないですか。

○教育課長（北崎真介君） 議員おっしゃるとおり、そういった活用をこれから考えていきたいと思っております。

○2番（椎葉弘樹君） 全てのまんがのまちづくりの基となるのが、2年前に策定された美術館活用計画というものがあります、ただ、これ2年前に策定されたもので、かつ、ハード事業がほとんどなんです。だから、今言ったような展開、夢のある事業等も、この計画の中に盛り込んでいく必要があると思っております。

町長に伺いますが、この美術館活用計画、2年経って内容もちょっと見直さなくてはいけないところも出てきておりますので、早急に見直して、先ほどのまんが美術館のロゴマークであったり、このデジタルアーカイブの活用方法、具体的な活用方法について盛り込んでいく考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） このまんが美術館等の活用計画、おっしゃるとおりでございます、平成29年にできたものでございまして、時間が経っております。これにつきましても、新しいものに作り替えなくちゃいけないかなというふうに思っていたところでございます。

加えまして、那須良輔関係につきましてのアーカイブについては、先ほど課長が答弁したとおりでございます、その活用についても当然、ほかの自治体でまんがに取り組んでいらっしゃるところとのですね、情報交換とかたちでの取組もあるし、それからオリジナルのグッズ作製ですね、こういうのも考えられるのかなというふうにも思っております。この事業も実は存目計上させていただいているのですが、私が上京した折にですね、教育長も一緒に同行させまして、文化庁の担当の方2名とお会いしまして、このアーカイブ事業の採択の部分につきましても、お話も実はお伺いしたところでございますが、非常に難易度が高いといたしますか、グレードの高いといたしますか、採択申請が多いというところもお聞きしたところでございますので、ここは何とか頑張りながら、このアーカイブの事業が取ればというふうにも思っているところでございます。

ただ、今御質問の新しいまんが美術館活用計画、これなるものは、新しいものに作り替えるということで、私としては思っているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○1番（遠坂道太君） ページは91ページですが、使用料及び賃借料ですが、埋蔵文化財試掘調査重機借上料が計上してありますが、これはどこをまた掘られるのでしょうか。

○教育課長（北崎真介君） 令和2年度には解体工事をまずやるということでございますが、これは解体した後の下をまた調査するというところがございます。御大師堂のいま現在建っているところの下でございます。

○1番（遠坂道太君） 調査のほうは、御大師堂は昨年もされておって、あまり歴史的なものが発見されていなかったような話ではなかったろうかと思いますが、いま現状建っているところを、今度解体した後で見るということだと思いますけれども、記載するときにはですね、やはり御大師堂なら御大師堂と記載してもらおうと、そのへんははっきり分かると思います。ただ重機を借り上げるというだけなら、分からないという状態でございますし、またほかにも歴史的な埋蔵しているところもあるわけですよ。そのあたりもやるということ、今後やっていくべきじゃないかと思います。御大師堂だけに、今とらわれてやっておられるような感じがしますので、そのへんを考えていただきたいと思います。それにつきまして、教育課長お願いいたします。

○教育課長（北崎真介君） すみません、これ御大師堂がやっぱり中心なんですけども、ほかにも包蔵地内にですね、いろんな建物とか、変化を加える場合に調査を行わなければなりませんので、その分も含んでおります。先ほど御大師堂だけと言いましたけれども、ちょっと訂正させていただきます。すみません。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 御大師堂つながりでお伺いさせていただきたいと思います。いつも議論される場所ですけども、御大師堂周辺の木です。立木が大きく育っておりまして、様々に今後、また改修したにしても影響を及ぼすのかなということがあったり、また近くのお墓が盛り上がってきた根っこで傾いているとか、非常に経年によりまして形が変わってきているのかなと危惧するところがございます。そこらへんの対応とかも考えておられるのかということをお聞きすることと、もう一つ併せてですね、御大師堂の場合は、防火設備が十分ながありません。消火栓も確か古いのがあって、消火設備といえますか、ホースとか筒先も古いのがあるぐらいの非常に脆弱なものであります。しっかり対応を考えておられるのであれば、そのへんの装備といえますか、そこをしっかりとっていくべきではないかと思いますが、計画として上がっているのかお伺いします。

○教育課長（北崎真介君） 今回、解体に当たりまして、令和3年度に向けて新しく、新しくといいますか、修復工事が始まるわけでございますけれども、その間に周りの木の枝打ちとか、反対側の弓道場側の桜の木まで一応考慮に入れて、なるべくすっきりした形にしたいということで進めております。

それと防火設備でございますけれども、やはり復元工事を始めるに当たって、実際放水銃あたりは必須となっております。ご存知だと思いますけれども、城泉寺や八勝寺にも付いております。あれと同等のものを作りたいということで進めております。また、あそこに防火水槽をもう一基入れる予定でおりますので、そちらのほうは準備をしております。また、ほかにも防犯カメラですとか、そういったほうも一緒に進める予定でおります。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

ここで休息のため、暫時休憩します。

-----○-----

休憩 午後1時59分

再開 午後2時10分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

ただいま、款9教育費の質疑の途中です。

○1番（遠坂道太君） ページは91ページです。委託料で民俗文化財記録作成委託料20万円ですが、これは一応、町の指定されている分についての記録をされるということでございますが、まだほかにいろんなものがあるのではなかろうかと思うわけですよ。そういうあたり調査とかされてきておられるのか、お伺いしたいと思います。

○教育課長（北崎真介君） この委託料というのは、まず棒踊りを念頭に置いて考えているところでございます。そのほかにもあるとおっしゃいますとおり、もちろんいろいろな無形文化財があると思います。そういった調査といいますのは、歴史文化構想でしたか、今ちょっとど忘れしましたけれども、その構想をやるときに、平成29年度に2回ほど、各分館長さんに調査を依頼しまして、そのときに1回は調査をしております。以上です。

○1番（遠坂道太君） 1回されているということでございますけれども、やはり昔からの言い伝えでされてきている部分もあると思います。高齢化になってきていて、ほとんど消えている部分も結構あると思います。そのへんを見つけるというのも大変だと思いますけれども、またいろんな過程の中で、今度は公文書とかそういうあたりが出てきたら、またそういうものも出てくるし、またお年寄りの方が、もう90歳代の方にすれば覚えていらっしゃるかもしれません。やはりそのへんのまだ突っ込んだ中での取組をし

ながら、こういう記録にですね、残していただくようなかたちをしていただければと思います。教育長、そのへんについてお伺いいたします。

○教育長（中村富人君） 全くおっしゃるとおりでございます。先ほど課長が申し上げましたように、今回は棒踊りを中心とした、棒踊りが歌えなくなるとか、踊れる人がいなくなって、緊急に対応しなくてはならないという状況での予算を計上しております。将来は少子化と高齢化が進む中で、湯前町に残っております文化財関係等についても、将来を見越しながら対応する必要があると思っております。将来的にわたっては、今おっしゃられた方向で、本当に代々続くようなそういう方策を基本的に取り必要があると考えております。

○議長（倉本 豊君） ここで、教育費についての質疑を終わりたいと思います。

次に、お諮りします。款 10 災害復旧費、款 11 公債費、款 12 諸支出金、款 13 予備費を一括して説明及び質疑を行いたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

それでは、款 10 から款 13 まで一括説明を求めます。

○農林振興課長（稲森一彦君） 97 ページをお願いいたします。

款 10 災害復旧費、項 1 農林水産施設災害復旧費、目 1 農地災害復旧費、98 ページの目 2 農業用施設災害復旧費、目 3 林業用施設災害復旧費、99 ページの項 2 公共土木施設災害復旧費、目 1 河川災害復旧費、目 2 道路橋りょう災害復旧費につきましては、存目計上といたしております。以上です。

○総務課長（高橋 誠君） 同じく 99 ページです。

款 11 公債費について御説明申し上げます。公債費は 2 億 6,807 万 6,000 円を計上しています。前年度と比べまして 1,440 万 4,000 円の減です。歳出全体に占める公債費の割合は、8.9 パーセントになります。全体の地方債の償還元金と利子分を計上しております。また、過去の臨時財政対策債のほうも、10 年変動金利見直しによるものを見込んで計上しておりまして、利子分については減額の予算となっております。

また、一時借入金の利子につきましては 50 万円計上しています。

次に、100 ページでございます。款 12 諸支出金につきましては、存目計上です。

次に、款 13 予備費につきましては、40 万円を計上しております。

説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、款 10 から款 13 までの質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、以上で歳出の質疑を終わり、予算書の最初

に戻り、議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目を審議します。説明を求めます。

○総務課長（高橋 誠君） 歳入について御説明申し上げます。

予算書 11 ページをお開きください。款 1 町税につきましては、2 億 4,179 万 7,000 円を計上しました。前年度と比較して、176 万 9,000 円の増であります。歳入に占める割合は 8.0 パーセントになります。

項 1 町民税、9,978 万 4,000 円は、個人分、法人分ともそれぞれ、令和元年度調定実績に基づき計上いたしました。

項 2 固定資産税は、1 億 358 万 1,000 円を計上しました。国有資産等所在市町村交付金及び納付金の増は、熊本県企業局の市房第 2 発電所の機械設備の新規設置によるものでございます。

次に、項 3 軽自動車税は、1,684 万 6,000 円を計上しました。

12 ページでございます。項 4 町たばこ税は、令和元年度の調定実績により 2,100 万円を計上しました。

款 2 地方譲与税から、13 ページの款 10 地方特例交付金までについては、令和 2 年度の国の地方財政計画で示されたものを参考に、試算、実績見込みにより計上いたしました。

次に、14 ページでございます。款 11 地方交付税は、14 億 4,800 万円を計上しました。一般会計歳入予算に占める割合は、48.1 パーセントとなっております。国が示す令和 2 年度地方財政計画において、地方交付税の対前年度比でございますが、0.4 兆円上回る 16.6 兆円を確保される計画ですので、前年度当初予算よりも上向き程度と見込み、計上しました。

なお、令和 2 年度に国勢調査が実施されます。交付税の算定数値に大きく影響する人口数として用いられますが、本町の人口減少が令和 3 年度以降の交付税の算定に影響するものと危惧しておるところでございます。

次に、款 13 分担金及び負担金につきましては、1,364 万 3,000 円を計上しました。前年度と比較して、880 万 3,000 円の減であります。

項 1 分担金、目 1 農林水産業費分担金は、植木地区と深田地区の用水路改修事業の受益者分担金を計上しました。

項 2 負担金、目 1 民生費負担金 1,027 万 2,000 円は、病児・病後児保育事業町村負担金、また保育所の入所児童保護者負担金等を計上いたしました。

15 ページでございます。款 14 使用料及び手数料でございます。4,896 万 3,000 円を計上しました。前年度と比較して、131 万 8,000 円の減であります。歳入予算に占める割合は、1.6 パーセントとなっております。

項1 使用料、目1 総務使用料、インターネット使用料は、条例改正を可決いただいた月額3,500円の400世帯分のほうを計上いたしました。

目4 土木使用料の町営住宅使用料は、2,649万5,000円を計上しました。

項2 手数料は、戸籍住民印鑑証明ほか、美術館観覧料まで、令和元年度の収入調定により、それぞれ計上いたしました。

次に、16ページでございます。款15 国庫支出金は、2億2,739万4,000円を計上しました。前年度と比較して、337万2,000円の増であります。歳入予算に占める割合は、7.5パーセントとなっております。主な増額の要因は、子ども・子育て支援交付金の増でございます。

主なものは、目1 民生費国庫負担金では、子どものための教育・保育給付金6,584万9,000円、障害者自立支援給付費国庫負担金7,041万円を計上しております。

また、項2 国庫補助金では、目2 民生費国庫補助金のうち、子ども・子育て支援交付金2,168万6,000円は、保育園と認定こども園関係と、学童クラブ関係補助金を計上しております。

次に、17ページです。款16 県支出金につきましては、3億1,568万5,000円を計上しました。前年度と比較して、3,116万2,000円の増であります。歳入予算に占める割合は、10.5パーセントです。増額の理由は、総務費県補助金、民生費県補助金の増によるものでございます。主なものは、目1 民生費県負担金1億1,617万9,000円で、子どものための教育・保育給付費県費負担金、熊本県障害者自立支援給付費等負担金、障害児通所事業費等県費負担金、国保保険基盤安定制度負担金を計上しました。

次に、18ページでございます。中ほどの項2 県補助金は、目1 総務費県補助金は、球磨川水系防災・減災ソフト対策等補助金1,136万5,000円についてでございますが、旧南部保育所運動場舗装工事等の事業に充当するものでございます。水力発電所リニューアルに係る地元振興支援事業交付金は、令和元年度から令和3年度まで、水力発電所が設置されている町村、3町村でございますが、3か年、上限1,000万円を交付されるもので、令和2年度は駅前交流施設の空調設備改修工事に充当を考慮して、設計による工事費が固まり次第、補正予算で計上したいと考えております。

次に、目2 民生費県補助金4,665万円は、19ページでございますが、児童福祉費補助金3,013万1,000円でございます。熊本県多子世帯子育て支援事業補助金ほか、各県補助金等を計上しました。

次に、20ページでございます。目4 農林水産業費県補助金1億2,492万7,000円は、植木地区の用水路関係の工事、農地耕作条件改善事業補助金、中山間地域等直接支払交付金、農業次世代人材投資事業補助金、多面的機能支払交付金を計上しました。

21 ページでございます。林業費県補助金 3,532 万 3,000 円は、森林環境保全整備事業補助金ほか計上しております。

22 ページでございます。款 17 財産収入でございます。1,846 万 5,000 円を計上しました。前年度と比較して、1,102 万 5,000 円の減であります。

項 1 財産運用収入につきましては、土地貸付収入や各基金の利子を計上しております。

次に 23 ページです。項 2 財産売却収入の生産物売却収入として、木竹売却収入の 1,811 万 8,000 円を計上しております。

次に、款 18 寄附金は、一般寄附金にふるさと納税分 3,000 万円を計上いたしました。

款 19 繰入金、項 1 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金につきましては、令和 2 年度当初予算の財源調整のため、7,000 万円を計上いたしました。

24 ページになります。ふるさと納税の寄附金は、住宅リフォーム・空き家リフォーム補助金等に活用するため、ふるさと応援基金繰入金 780 万 1,000 円を計上いたしました。

次に、款 20 繰越金につきましては、前年度繰越金 8,000 万円を計上しました。

款 21 諸収入につきましては、4,638 万 3,000 円を計上しました。前年度と比較して、478 万 5,000 円の増であります。主なものは 25 ページです。がん検診などの各種健康診断の負担金収入、J T の森造成事業助成金、J R 九州商事の森造成事業負担金、中長期派遣職員の派遣先である御船町からの負担金収入等でございます。

次に、26 ページでございます。款 22 町債につきましては、3 億 6,250 万 5,000 円を計上しました。前年度と比較しまして、2 億 7,369 万 8,000 円の増であります。歳入予算に占める割合は、12.0 パーセントとなっております。主なものは、臨時財政対策債、指定避難所となる農村環境改善センターの天井、空調、照明の改修工事に充当する緊急防災・減災事業債の計上、保健センター空調設備の改修工事に充当する保健センター整備債を計上しました。また、中学校外部改修工事に充当する教育施設整備債の計上をいたしております。

次に、8 ページにお戻りください。第 2 表、地方債でございます。歳入の町債で説明しました起債の目的ごとの限度額、起債の方法、利率、償還の方法を記載いたしております。

次に、101 ページをお願いします。それ以降に、附属書類等を付けております。説明については省略させていただきます。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから、ただいま説明のあった議決に付された各表及び事項別明細書、歳入全科目の質疑を行います。

○1 番（遠坂道太君） ふるさと寄附金につきましてお伺いいたします。ページは、歳入の総括の中に書いてあります 4 ページをお願いします。歳出の中でもお伺いしました

が、ふるさと寄附金は、財源確保の中でも一番確保できる財源ではなかろうかということをおっしゃっています。担当課として、どの程度数値目標を持って取り組まれているのかお伺いいたします。

○企画観光課長（本山りか君） 数値目標としておりますのが、この金額でございます。次年度は3,000万円を目標に頑張りたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 昨年も3,000万円というふうな中々で、私記憶をしているところでございますが、寄附をしていただくのを待っているだけのような感じを私は受けます。やはり取りに行くという積極さの取組が必要ではないかと思うところでございます。現状、人員体制を見ますと、他の業務との掛け持ちでの取組ではなかろうかと思えます。それでは、やはり確保するものも取れないというふうに思っているところでございますが、また昨年の町長の所信表明でも言われました。これまで以上に、国の予算や交付金を取りに行くという積極さが必要と、町長も述べておられます。やはり、寄附金も同じものではないかというふうに私は考えているところでございます。今後、人員体制の整備についてはどのように考えているのか、町長のほうにお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 今職員の人員体制ということでの御質問をいただいたところでございますが、予算的にも昨年度当初予算と同じということで、実績が大体2,300万円くらいしか今年度いかないのかなというふうには思っておるところでございますので、目標にいかなかったということで、何とかこの3,000万円の目標に、令和2年度についてはいきたいなというふうにも、それを超すような気持ちでいきたいなというふうには思っておるところでございます。そこで、体制につきましては、今担当しております企画観光課を、職員を増やしまして、そして専門的に対応をさせていきたいと、かように考えているところでございます。

○1番（遠坂道太君） 町長のほうもやはり専門的に人員体制をすると。そして、企画調整費の中で、地域おこし協力隊の活用をほうを考慮しておられます。このあたりを利活用するというふうな考えではないのですか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） ホームページ上で、実は今御指摘いただいております協力隊についても募集をかけておるところでございますが、これがなかなかヒットしてこない、ヒットしないというか、応募になっていないというところでございまして、ちょっとそこが歯がゆいといいますか、その部分があるところでございますので、是非何とかここもマッチングができればなというふうにも今思っているところでございますので、そちらの協力隊についても、そちらのふるさと納税の人員として、体制の一人として、私としては考えているところでございます。

○1番（遠坂道太君） やはり町長のほうも、協力隊が来るか来ないかというふうな疑問感も持たれておられると思いますが、やはり協力隊の募集方法についても検討すべき

時期に来ているのではなかろうかと思うわけですね。よその町村、高森町に行ったときもですね、やはりほかの事業もしながら、協力隊のほうもやるといったかたちの方もおられましたので、やはりこれだけの制約というか、事業を起こしても協力隊のほうもできるというふうなかたちも取れる方向も考えるべきではなかろうかというふうに思っているところでございます。

そこで、町長に一言私のほうから提案といいますか、考えた部分を言いますと、寄附金の業務をする係ですね、まず係を作ると、そしてこれに張り付けをします。そして、張り付けて、何年かやってみて、やはり業績が上がったら、また別のことで前のほうへ進んで行くというかたちを考えてはどうか、そのへんにつきまして町長お伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 企画観光課の中で、新たに係を作りたいというふうに私思っているところでございます。ふるさと納税係ということで、係を作りまして、その中で、今回動かしていければというふうに思っているところでございますし、それから遠坂議員がおっしゃいました協力隊のほうでございしますが、現在ネット上でもしておりますし、それから前回、担当課長からも答弁しているかと思いますが、東京の移住定住フェアとかなんかに全部行って、職員も実は行っているんですけど、なかなか先ほど言いましたようにマッチングができていないという部分もあるということも、私の努力が足りないのかもしれませんが、そういうところでやっておるところでございします。

○7番（高橋一雄君） 14 ページの地方交付税のところ伺います。安倍首相が聞こえのいい幼保無償化ということを打ち出して、昨年10月から始まりましたが、今年は4月から、丸1年分、このいわゆる幼保無償化の財源が国から出てきていると思います。私はそれが地方交付税の中に含まれているというふうに聞いていたので、推定どれくらい含まれていると試算されているかお尋ねします。

○総務課長（高橋 誠君） その付近の数値的なもの、金額的なものが、この交付税に入っているかどうかというのは、こちらのほうでは、分からないところでございしますし、そういったものがまだ示されていませんので、不明となっているところでございします。

○7番（高橋一雄君） 無償化のための財源が入ってくるということは、確実に想定されているのですか。

○総務課長（高橋 誠君） 子ども・子育て関係の交付税の中に算定されているというふうなことでは、先ほど申しましたようになかったんですけども、まず昨年度の消費税増税、そういったかたちの、その増税した分についての社会保障なり、子育て支援、無償化だったり、そういったものには充てているということだけしか、私のほうは認識しておりません。

○7番（高橋一雄君） 国のほうから財源が出るとすれば、その分、今まで町のほうで

保育園、こども園のほうに町単独で出していたお金が浮くと思いますが、その浮く金額はいくらになるか、試算はありますか。

○総務課長（高橋 誠君） 今のところ、そういった算出はしていないところでございます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 幼保無償化につきましては、日本全体の全国ベースで言いますと、昨年が 3,800 億円ということで決算されておりました、今年度は丸 1 年でございますので、約 8,000 億円必要というふうになっております。これについては、2 分の 1 が国、4 分の 1 が県、また 4 分の 1 が町ということで、通常の保育関係の負担割合で折衝が行われて、落ち着いたところでございます。

本年度の本町の児童措置費の予算を見てもみますと、児童数の変更はございますが、一般財源で比較しますと 1,215 万 9,000 円が、本町の一般財源が減額となっております。

○7 番（高橋一雄君） その減という数字が、私には一つの財源に見えてきたので伺います。昨年度から新町長の下で、出生祝金という制度が作られましたが、私は今、実際、子育てしている保育園やこども園、小学校に子どもを出している親から怨嗟の声が聞こえました。周りの町村がやっているときに湯前町はせず、何で今頃になってしてくれたんだという声を聞きました。これからお子さんが生まれる家庭にとってはプラスだけど、今一生懸命子育てしている家庭にとっては、何のプラスにもならないわけです。

私は湯前町、よく言うように、一周遅れのトップランナーになってほしいと思っていますから、この保育園、幼稚園の財源で浮くかたちのお金が生まれるのであれば、そのお金を子育て現役世代のほうに、何とか回す施策をやってほしいし、そして子育て支援は単に出生祝金で終わるだけではなく、子どもさんが学校を出るまで、湯前町、一生懸命やりますよという姿勢を見せていただければ、現役の子育て世代も納得するのではないかと思います。町長いかがですか。

○町長（長谷和人君） 今浮いた金があるというふうに、高橋議員がおっしゃったんですけども、うちの保育料関係につきましては、国が示している保育料の基準より階層の区分を増やしております。ちょっと私、正確にその階層の区分が分からないんですけども、そこの中で、実は町のほうから保育料として財源を充当させていただいた経過があるわけですね。後ほど、多分課長のほうから詳しく答弁してくれると思いますけども、その中で、実は投下して財源を積み込んでおりますので、今回 0 歳児から 3 歳、5 歳までを含めたところの部分が対象になっていたかと思いますが、今回その分があったとしても、これまでの階層区分の中にあるお金自体が全部浮くかと言ったら、ぎりぎりくらいかなと私は思うんですけども、ちょっとそこらへん私が間違えた部分があるので、そこはちょっと微妙に発言させていただくんですけども、全部浮いているかなというのはどうかなというふうに私は思っているところでございます。課長ちょっとお願いしま

す。

○保健福祉課長（白川一雄君） 先ほど申されました子育て支援策の拡充につきましては、児童福祉総務費の中で、予算説明でも申し上げましたが、今年度から病児・病後児保育事業の体調不良児対応型を始めました。また、地域子育て支援拠点事業も始めます。一時預かり事業も始めるということで、こういったところで、子どもさんの子育て支援についての支援策を拡充しているところがございますので、そちらのほうに予算を回しているところがございます。

○7番（高橋一雄君） 私は本町が、保育の様々な基準、国の基準よりも重く実施していることは知っています。実はですね、町営化から民営化するときに、その先進自治体に行きましたが、その自治体は国の基準を自主解釈して、職員を少なめにしたから園児の死亡事故が起きていたんですよ。私は当時の議長から相手自治体に失礼な質問はするなど、マナーだからと言われていましたから、研修ではそのような話ではできませんでしたが、そのときに本町が国基準よりもきちんとした基準を持っているということを知り、評価しています。

私の質問は、まず町長が気持ちを示してほしいということが、町民を納得させることになると思っています。例えば、出生祝金にしても、当初は保護者からの受付で振込という説明をされていましたが、現在も対面でされているようですが、これは町長が、そのために町長の職務が忙しくてできなくなったというほどになれば、やめてもいいと思うんですけど、本当に、出産された家庭に対して、祝うという気持ちをやはり今後とも示すためにも、町長室で対面でということが続けてほしいと思っていますが、そういう心で示すということについては、町長のお姿勢はいかがですか。

○町長（長谷和人君） 私も定期的に、お生まれになったご家族と一緒に、町長室で一回一回手渡しをさせていただきまして、そのお子さんの顔を見ながらですね、すくすくと丈夫に育ってくれということで、御挨拶もさせていただいておりますので、私の空き時間を利用しながら、お一人、お一人に手渡しで今後ともやっていきたいと、そういうふうな気持ちで今後もいきたいと、一番私の施策の中の重要なポイントでございますので、丁寧にやっていきたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） 1番議員の関連ですけど、ふるさと納税獲得に体制を強化したいという、町長、発言をされておりますが、先ほどの説明では、いわゆる地域おこし協力隊が応募してこない場合、あるいは東京のほうからも応募がない場合ですね、じゃあ現状のままでいくのか、そここのところの考えをお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 今度新しくふるさと納税係を作って、そこに専技という言葉が正しいでしょうか、張り付けさせていただきまして体制を整備させると。その中に、協

力隊ですか、協力隊がそこにもヒットするというのであれば、そこに加えさせていただきますまして、手広く活動をできればというふうに思っているところでございますが、いかんせんなかなかヒットできないというところでございますので、さしよりは係のほうで体制を整備させながら前に進めさせていただくということで、私としては考えているところでございます。

○9番（山下 力君） 昨年度もですけど、いわゆる予算編成で歳入が足りないから、財政調整基金を取り崩して充てた。年度末それを戻しきれなかった。経常収支比率も厳しいと、今年も財政調整基金を7,000万円歳入に入れていくと、そういう厳しい中ですね、先ほど言われた3,000万円でいくよりも、お金が足りないのだったら、一般職を充てても、その納税係を強化してお金を稼ぐと、そのほうが湯前町の財政も良くなるし、町長が町長に就任して、歴代の町長に負けない政策もあろうかと思えます。それに対応ができると思えますので、応募がなかった場合です、体制を強化していただきたい、いわゆる一人の担当ではなくてです、そういったことも、あと20日くらいありますので、考えていただきたいと。十分検討していただく意味で、今日の答弁は要りませんので、お願いをしておきたいと思えます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 今の関連ですけども、ふるさと納税に対してです、専課ではなくて専従でもいいんですけども、係でもいいのですが、このときにすね、結局、町で取り込もうと思うのはこれしかないんですよ。増やそうと思ったときがすね。このときに、予算のときの説明で、生産者がなかなか品目がないんですよとかいう話をされました。このときに、専従なり係を専門的にされるのであれば、逆に、どういう品物を作ってもらえないでしょうかとか持ち掛けたり、また、今度はバイヤーを探して、そのマッチング、品数を増やしたりとか、納税が増えるように、待っているのではなくて、攻め込むような係の専従という考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 新しくふるさと納税係も作りますし、そして私の頭に、課長とも若干そこらへんの話をしておるところでございますが、全職員、4月1日になりますと65名ほどおるわけで、嘱託、会計年度任用職員も合わせると、それ以上いるわけですが、一人一つずつアイデアを募集させるようにということで、今考えておるところでございます。それは品物という部分ではございませんで、新聞等にも書いてございましたが、お墓の掃除とか、そういうふうなソフト面の部分のふるさと納税というのもございますので、そういうアイデアを全職員から引っ張り出そうということで、課長とも打合わせをしておるところでございます。加えまして、その中で、いわゆる供給体制側の皆様方を一回御集合させていただきまして、そしてその中で、今の現況と、それから取組あたりをすね、是非町に協力していただけないかと、そういうこともやろうという

ころでの出発をさせていただきたいと、かように私としては考えているところでございます。

○3番（森山 宏君） 町長の考えで、本当になるほどなど、結局品物ばかりではなくて、言われたようにソフト面の部分、これも寄附者にとっては商品価値があるわけですよ。そういうのを職員さんのアイデアから多数持って行って、品目に加えられないかという考えは、ものすごく評価したいと思います。そして、さっき言いましたバイヤーですね、バイヤーのほう、結局どういうのを寄附者は求めているかという、そういうほうの調査も併せてして行って、活性化して、大きく伸びるように期待いたします。答弁はよろしいです。

○8番（黒木喜巳男君） 私は基金繰入金の財政調整基金のことについてお尋ねしたいと思います。9番議員からも話がございましたが、今年もまた財政調整基金を7,000万円繰り入れてあります。近年はずっと4,000万円くらいでございましたけれども、昨年から7,000万円になりました。しかも、さっきおっしゃられたように、更正減額は2,500万円くらいですかね、でなっております。昨年の4,000万円が7,000万円に増えたのは、給食費の公債費が返せないから増やしたということでございます。今年度はどういう目的で増やされましたのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 平成30年ですね、そのときに財調からの繰入れですけども、そのときは介護保険関係の繰出しに要するところで、財調を取り崩したところでございます。令和元年度につきましては、また7,000万円の財調繰入れでございましたが、先の補正予算のほうで2,000万円更正減額しまして、結局5,000万円ということになりました。

令和2年度、今回7,000万円の財調の取崩し、これについては各事業全て見ましたときに、やはり財源不足を補う、これがどの事業でということではございませんが、やはり子育て支援だったり、高齢者支援、そういうところの補助事業も増えてきております。国、県補助ありますが、3分の1とか、4分の1程度はですね、一般財源が必要になってまいります。これについての増への充当といいますか、そういったもので増えてきたものと私は認識しております。

○8番（黒木喜巳男君） 昨年のあれをしてみると、一応給食室の返済のためにと書いてあったものだからですね、だからお尋ねをしたんですけども、公債費が増えていくということになるとすれば、今年も学校の外壁なんか1億円、湯樂里が3億5,000万円ですか、結局数年後には返済が求められてきますので、大変厳しい財政運営になっていくのではないかと考えておりますので、是非そのところを考慮して出していただきたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今黒木議員の御指摘のとおりでございます、一番ここを私危

惧しているところをごさいます、今回、令和元年度については、5,000万円はとうとう食ってしまったと、基金を食ってしまったと。この状況がずっと続くようであれば、基金、今年で20億円を切って、確か19億くらいになっているんだと思いますけども、これが続くということであれば、やっぱり強めの行革をやっていかなければならない、今やっているんですけども、そこらへんのところも見透かしながらやっていくという可能性が出てくるということをごさいますので、そうなってきた場合については、いわゆる投資的な事業、起債等の部分も頼るところもありますけども、投資的な事業の、道路とか、橋とか、そういう公共物あたりも先に延ばしたりとかという、そういう考え方も持ってこなくてはいけないのではないかなというふうに思っております。重要性がある部分のところをごさいますので、そこらへんは社会資本整備という部分で大変重要な部分があるわけをごさいます、十分今回、令和2年度予算につきましても勘案させていただきまして、所信にも述べさせていただいておりますが、重要な部分の公共施設等も長寿命化させていただくということで、あえて7,000万円の予算を立てさせていただいたということで、御理解いただければというふうに思っているところをごさいます。

○議長（倉本 豊君） ここで、休息のため休憩します。

-----○-----

休憩 午後2時54分

再開 午後3時11分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

101ページからの給与費明細書及び各調書の説明は省略し、これらも併せて、予算案全体にわたって補足又は総括して質疑を行います。

○1番（遠坂道太君） ページは29ページです。一般管理費の節2給料で、先日も味岡議員より質問がありました副町長の招聘につきまして、改めてお伺いいたします。先日町長は、総合的に行政を極めた方を招聘したいというふうに答弁されておりました。町長として、この方と思われる人材が、もしおられるならお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 私も総合的に考えまして、町益をお願いして、町益になる人ということで、選択をさせていただきたいということで、意中の人はいらっしゃるとうございすけども、まだそこまでございせんので、答弁はここで終わらせていただきたいと思っております。

○1番（遠坂道太君） 先日も申し上げましたように、町長は町の顔です。それはもう自覚していただいていると思います。早急に副町長の招聘を図り、庁舎の行政業務を依頼して、町長は国の予算や交付金を取りに行くことを積極的に活動していただきたいと希望します。町長の本音を伺いたいと思います。

○町長（長谷和人君） 本音は先ほど言ったとおりでございまして、それ以上にもなく、それ以下もないということで、答弁させていただければということでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 公有財産の管理について伺います。杵つき精米所の件とB&Gの体育館の裏の分です。まず、杵つき精米所なんですけど、これは今後の方向性というのは、どのようにお考えでしょうか。

○町長（長谷和人君） 令和元年度で3回でしょうか、募集をかけたのですが、すいません、訂正します。2回ほどかけたのですが、結果的に指定管理者の候補が出てこなかったということでございます。ですから、スタンス的には、指定管理制度をこのままいきたいというふうに思っているところでございますけども、ちょっと私がいなかった間に、解釈等の部分があったので、その部分の条文につきまして、今度研究させていただきましてですね、改正させて、本町の農産物の加工というところでの利用促進という部分もございまして、それから町内向けだけの指定管理での募集でございましたので、これはやっぱり、町内にいないということであれば、町外に求めるという選択にもなってこようかというふうに思っておりますので、そこをちょっと勉強させていただきまして、改正の方向でお願いさせていただき、指定管理制度でいかせていただければというふうに、今のところ私としては思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） この精米所はオープンして6年が経ち、平成27年と、令和元年の2年間で今営業停止、運営停止しています。この公の施設というのは、地方自治法第244条でいきますと、住民の福祉の増進を図る目的で設けるものということで、2年間は住民の福祉が図れていないのではないかとということになります。したがって、これはもう2年経っておりますので、速やかに再開させる必要があると思っております。令和2年度に再開させる目標を持って、行動していただける考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） 私も実は、早くしたいというふうに思っておるところでございまして、先ほど申しましたように、2回ほど募集をかけたのですが、出てこなかったということでございますので、先ほどお話しいたしましたように、町内に求めたのですが、いなかったということは、やっぱり町外に求める必要があるのではないかと。その場合につきましては、湯前町の農産物の振興という部分、加工の部分ということでございまして、そこらへんも掛け合いながらですね、条文の変更をまず行わないと、町外には求めることができないという部分になっておりますので、そこを改正させていただきまして、利用促進に向かっていかなくちやならないかなというふうに思っておりますので、目標は令和2年度でできればというふうには思っておるところでございます。

○議長（倉本 豊君） 答弁調整のため、休憩します。

-----○-----
休憩 午後3時17分

再開 午後3時19分
-----○-----

○議長（倉本 豊君） 休憩を終わり、会議を続けます。

○町長（長谷和人君） 私が先ほど、町内というふうな表現を使って2回、3回というふうにお話ししたところでございますが、町内外のほうにも呼びかけて募集をしたんですけども、結果的にできなかったということでございますので、先ほどから言っております条文の解釈部分をですね、農業の振興という部分がございましたので、その条文あたりを変更させていただきながら、改めて募集をかけるということで進めさせていただければということで、ちょっと間違った答弁をしたところでございます。訂正させていただきます。失礼いたしました。

○2番（椎葉弘樹君） 次に、B&Gなんですけど、これは平成8年に先行取得してから、そのままになった状態ということで、これまでも何回か質疑をしてきたところです。平成28年の6月から、その土地活用を指摘しているのですが、いまだに計画が示されていないということで、昨年9月に教育課長のほうに答弁を求めたときには、新町長になって、その話は継続中、協議は進めているということでした。そして、町長も検討したいということでした。その後の検討状況はいかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 大変、宿題の部分でございまして、利活用という部分の中で、いかようにしたほうがいいかなというふうにも思っているわけでございますけども、私の思いの中でございますので、なかなか先ほどの財政状況のお話にもかかわってくるわけでございますけども、あそこら一帯をですね、いわゆる体力というか、健康づくりのゾーンになっておるということでございますので、そこにある種の施設を建てさせていただけないかなというふうに私は思っているところでございます。ただ、施設となりますと、大規模な工事というふうになりますので、そこらへんを見透かしたときにですね、ここ1、2年でできるかと言ったら、なかなかそれができない部分がございますので、その思いは、実はあるところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 先ほどの杵つき精米所は2年だったのですが、これはもう20年以上経っておりますので、もうそろそろ解決策を見出さなくてはいけないと思っております。先ほどと同じ質問になるのですが、これについても令和2年度で何らかの方向性を見出す考えはないでしょうか。

○町長（長谷和人君） ある種の方向性は示すことができるかもしれませんが、ただ、その例を先ほど言いましたように、ハード事業として実施できるというのがですね、なかなかその方向性をすぐ出しますと、すぐやれという話になってくるので、私としては、

そこを慎重にやりたいというふうに思っておりますので、ある種の方向性は出させてはいただきたいというふうに思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） これは、前町長のときからですね、同じ答弁が繰り返されていまして、もうこれは、どうするの、どうするのという住民の声も上がってきております。特に、B&G周辺の方々の声は大きいです。したがって、何らかのメッセージを、町長として発信していただければと思いますが、いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） 最初の答弁に戻るんですけども、あそこは福祉ゾーン、健康ゾーンという位置づけの中にございますので、そういうふうな施設を造りたいというふうに私の頭の中にございますので、今日はそういう施設名を言うと、またすぐそれだけが独り歩きますので、私は慎重にそこはやりたいものですから、そういうふうにある種の考えがあるということだけで、今日は御勘弁をいただきたいというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○9番（山下 力君） 農業公社について、町長にお尋ねいたします。町長は所信表明あるいは施政方針で、公社運営については十分時間を掛けて、その道筋を確立させ、公益性を重視した仕組みづくりを作りたいというふうに述べられております。

そこで、十分時間を掛けて検討したのか、今から十分時間を掛けて検討するのかが一つ、そして二つ目に、十分検討しておったらですね、令和2年度はこういう考えの下で再開するとか、撤退するとか、住民の皆さん方に分かりやすく説明をいただきたいと思っております。

○町長（長谷和人君） この農業公社の問題については、大変重要な農業振興策の一つというふうに、私も位置づけておるところでございまして、12月の議会全員協議会の中でもお示しさせていただいているところでございまして、公益性を主体とさせて運営をいったらどうだろうかということで、お話しをさせていただいたところでございました。

今年になりましてから、視察研修のほうもさせていただきまして、その中で、ある種ヒントがあったところでございまして、令和2年度中にですね、今度は運営に関しましてリスタートするときの運営体制まで確立させていただけないかなというふうにも思っております。正式には、まだちょっと時間が掛かるかもしれませんが、令和3年度の4月にはリスタートというふうに、私の頭の中にはあるわけでございます。

どうしてもやっぱりここで申し上げておきたいのは、再開するに当たっては、人の手立てが必要でございまして、今は人がいないような状況でございますので、その公益性という事業の内容もあるわけでございますけども、ここらへんもリスタートするときには、整えておく必要が出てくるということでございます。

加えまして、やはり動かすための仕組みづくりということの中で、やっぱり人、物、

金ということで、金の手立ても必要になってくるかなというふうに思っております。一つには、毎年度やはり運営補助金なるものを捻出しなくてはいけないのではないかなというふうにも思っておるところでございます。そこらへんも十分、もう少し時間をいただきましてですね、早く農業公社をリスタートさせたいという思いはあるわけですが、丁寧にそこは議会の皆様方にもですね、こちらの案をお示ししながら、リスタートさせていただければというふうに思っておるところでございます。以上でございます。

○9番（山下 力君） この公社はですね、平成23年の11月に、いわゆる過疎債を借りて9,000万円の資金を投入した公社です。現在約1,700万円くらいですか、1,500万円の残があります。ですから、その1,500万円の残のあるうちですね、いろいろ検討されて、あるうちに公社を再開させていただきたい、いわゆる道筋を立てていただきたいというふうに思っております。ですから、今言われた経費の投入も、ある程度の額を示されればですね、せっかく作った会社ですから、今後のことを思いますと、やはり議会としても協力していくところもあろうかと思しますので、1,500万円あるうちにですね、そういう道筋を立てていただきたいと、もう一度決意をお聞かせください。

○町長（長谷和人君） 加えまして、その1,500万円と、それから資産も実はございまして、これ私の思いでございますので実行するかは別でございますけども、普通の会社でございますと、清算する場合につきましては、その財産もやっぱり処分する必要があるのではないかなというふうにも思っております。その財産なるものがいくらかございしますので、身売りするという、そこらへんもあるのかなというふうにも頭にはあるわけでございますけども、そうした場合につきましては、いくらかなりの現金も発生してくるのではなからうかなというふうにも思うところがございます。ただ、まだそこまでの計画書もできておりませんので、ここからが詰め作業になってくるのかなということも思っておりますので、今山下議員、力強いお力も言葉もいただいたのではないかなというふうにも思いますので、まとまりの部分ことができました次第にはですね、全部出来上がったからではなく、部分、部分に出来上がった時点で、こういうふうなかたちで動かしていきたいんですけどということで、御意見をお伺いしながら、丁寧にリスタートに向かっていきたいなというふうに思っているところがございますので、どうぞお力添えをお願いするところがございます。

○9番（山下 力君） 公社はそのように努力をしていただきたいと思っております。

もう1点、先ほどの2番議員の関連ですが、精米所、町長の答弁では、いわゆる農産加工施設の条例をちょっと扱いたいと、農業振興についても、あるいは町外のほうにも目を向けたいと、そういった話をされますけれども、まず湯前町のお金で、経費で、湯前町の農業の振興のために造った施設なんですよね。ですから、それを、農業振興を扱

うとか条例改正する前にですね、やはり担当課としては、あそこを利用する農産物の検討というか、これが良いだろうという作物を指定してですね、農家の方に協力をいただいて、そしてよく分かりませんが、麦一つ作ってもですね、麦を使った加工あるいはそばを作って何かの加工、まず町内の農家の方がそういった作物を作るような政策をやっていただきたい。そして、湯前町の農家の方が作ってですね、あそこを利用して、少々の赤字だったら振興策で良いですよ、農業の産業の活性化になればですね。ですから、条例を扱う前に、そういった政策を考えていただきたいというふうに思います。担当課長、稲森課長、何か考えがあればお聞かせください。

○農林振興課長（稲森一彦君） 売れるような作物といますか、というようなことでございましたけれども、なかなか今これというような作物は頭の中にはございませんが、ちょっと個人的な意見になるかもしれませんが、作れる作物は何が売れるかというような考え方もあろうかと思えます。私がちょっと思っていますのは、農家の方には得意なものを作っていただいて、その質を向上してもらおうとか、議員今おっしゃられたように、精米所とかそういうところで加工していただいて所得を上げてもらうと、こういうような考え方もあろうかなというようなことも私の頭の中にはあるところでございます。大した答弁にはなりませんけれども、こういう考え方は持っているということでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 令和2年度から産業関係を中心に、新しい町独自の補助制度を作っていただきました。多くは存目計上になっているわけですが、これは需要があったら基金を取り崩してでも取り組んでいくのか、それとも予算上厳しくなったら、もう頭打ちになったら取り下げるのか、そのいずれの考えなのかについて伺います。

○町長（長谷和人君） 椎葉議員の御質問は、この単独事業の6事業の分ということで、全部ですか、失礼いたしました。私としては、そこは申し訳ございませんが、予算の付き具合という部分もございますけれども、私は、聖域はここは設けずにできる限りいきたいというふうに思っているところでございます。ただ、先ほど言いましたように、予算のボリューム等もございますので、年度の途中でですね、大きな出費等が出た場合につきましては、いくらかなりの予算の範囲内で調整するという可能性はあるのかなというふうに思うんですけども、なるべく聖域は設けないでというふうには思っているところでございます。

○2番（椎葉弘樹君） 令和2年度は30億円を超える過去最大の予算規模となっており、そこに補助金の部分が加算されていくというイメージになっております。今の安倍内閣のような感じなんですけど、ただやっぱりそこは投資するべきところは投資しなくてはならないので、是非そこはチャレンジしていただきたいと思うところです。

あと、農業予算のところですね、要項の提示を求めたわけですが、ちょっと議会としてもチェックする時間を設けさせていただけないかなということで、存目計上はされていますが、とりあえずこれはそのままにしておいて、予算化するとき、要項の内容チェックを、協議をさせていただけないかなと、全協等で。それは、農業関係しかり、商工関係しかり、先ほどの給食費も、実は要項をよく見ていないまま、ちょっと議案審議していましたものですから、その新たな町独自の施策について協議をさせていただければと思うのですが、町長いかがでしょうか。

○町長（長谷和人君） はい、私のほうもそこは丁寧さがなかったということでございますので、募集のほうはフリーズにさせていただくということで、ただ給食費の部分につきましてはですね、4月から新学期が始まりますので、ここについては、早めに要項等ができておりますので、配らせていただきまして、そこはちょっとご覧いただきながら、運用を始めさせていただければというふうに思っているところでございます。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○6番（金子光喜君） 先日お伺ひした土地改良区への補助金に関しての、引き続きのお話になるわけですが、実際町長からの答弁はいただけておりませんでしたので、今回は町長からしっかりその考えというのを再度お尋ねさせていただきたいということで、質問させていただきます。様々に農業の振興というのを語られておりますけども、農業振興については、利水を抜きにしては語れないと思ひしております。

そんな中で、負担金であった土地改良区の負担金を補助金に変えて、存目計上の1,000円だけの計上になっております。非常に農家の方から、現状についての違和感を訴えていただきました。このままいくと、1,000円だけの計上で払われないのでしょうかという話も聞きましたので、しっかりとですね、利水の意味と防災の意味と、そして町の衛生の意味と、様々な恩恵を町として受けている中でですね、ゼロ計上というのがないような体制を作っていただきたいということでですね、現状の町長のお考えを伺ひたいと思ひます。

私は再度言ひますが、負担金として計上すべきでありまして、しっかりと負担について、ほかの町村とも協議をするというふうな話を聞いておりましたので、ほかの町村と合わせたかたちでして欲しいと思ひます。農家の方から言われましたけども、もしそれがなくなって、ほかの町村までなくなってしまったら、土地改良区全体の財政能力が落ちていって、最終的には農家の賦課金が増えてくるかたちになるのではないかと。そういうようなことがあってはならないし、町の農業振興を図る上では、しっかりとした下支えを行政として、していく上でも、負担金計上というかたちを引き続きやっただくような体制がベストではないかということで、今回改めて町長の答弁を求めます。

○町長（長谷和人君） 今回の御質問に対してでございますが、幸野溝の役割につきましては、防災・減災という立場上の部分もあるということで、十分認識をしておるところでございます。ただ、今回なぜこういうことになったかという、補助金の見直しのガイドラインがございまして、その中で、補助金の部分につきまして、今金子議員は負担金というお話でございますけども、その根拠が示されていないということでございましたので、その根拠を示してくれということで、幸野溝の関係町村、それから百太郎溝、それから新幸野溝ですか、この町村で、この補助金の基礎の部分、根拠の部分、これを議論していただきまして、担当課とそれから総務課長もその会合の中に出席したわけでございますが、結果、その示されている根拠が正確にはまだ出てこなかったということでございますので、今回存目にしたということでございますので、これを一目で終わらせるということではございませんので、その分については十分御理解をしていただければというふうに、私としてはそういうふうに思っているところでございます。

○総務課長（高橋 誠君） 補助金と負担金、いずれにせよ、この30年来変わっていない金額についての、各4町かかわってきますけども、それについての基礎の部分はしっかりしておきましょうねというところで、先ほど町長言われましたように、根拠なり持っておかないといけないのかなというところでございます。各町、負担金なり補助金でそれぞれ組んでありますし、また組んである項目も農地費であったり、総務費であったりという、まちまちのところがございますので、その付近は4町統一した考えを持ちましょうという申合せにはなっております。

ただ、今回の議論になっているところについては、やはり負担金であろうと、補助金であろうと、しっかりした根拠を持った支出の仕方をやりましょうということをして、土地改良区さんにもお願いして、提案を私たちもしたという流れでございます。決してこの存目が、このままいくということではないと私も思っております。以上です。

○6番（金子光喜君） 要はですね、水路の水を使うとか、様々にする場合ですね、農家も義務として賦課金を払っております。同じように、行政にもその義務があるのではないかということで、負担金というかたちのほうがベストではないかということをお願いしているわけでありまして。補助金削減の流れの中で、補助金削減ですので減らしますとか、そういうかたちではあつてほしくないということを、重ねて言わせていただきます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○3番（森山 宏君） 今の補助金、負担金、どちらも一緒じゃないんですね。負担金というのは義務的経費です。ですから、町の捉え方がですね、幸野溝の施設、用水、排水、これをどういうふうに捉えているかなんですよ。関係町村がどういうふうに捉えているか、結局、農業用水だけで考えているのか、防災事業にも是非あるべき水路なん

だというふうに捉えているのか、まずここの違いをお願いします。補助金と負担金というのは、意味が全然違いますので、よろしくお願いします。

○町長（長谷和人君） 幸野溝土地改良区の今回の御指摘の部分は、多面的な機能を持っているということでのお話でございますので、その中で、維持管理費というかたちで、これまでのお話を聞きましたときに、本町の場合 40 万円でございますか、毎年出しておるところでございますけども、ほとんどが人件費でございます、その人件費に充当されているという部分がございましたので、その部分で見ましたときには、運用の補助金であるというふうに私も解釈したところがございますので、維持管理上の補助金ということで、こういうふうになったのではなかろうかなというふうに私は思っているところでございます。

○9番（山下 力君） 今の問題ですね、いわゆる公金の支出をするからには法的根拠があるんですよ。ですから、先ほど町長も総務課長も言われたように、前から根拠がはっきりしないというところですので、その根拠をしっかりと確かめて、そして出すなら出すと、そういうふうにしていただきたいと思えます。

○町長（長谷和人君） ここは先ほど答弁いたしましたように、関係 4 町でその調整を行っておりますので、その基礎の部分のデータをはっきりさせていただきまして、改めて予算のほうを計上させていただきたいというふうに思っているところでございます。

○3番（森山 宏君） 今町長おっしゃられたように、関係 4 町ですか、これは百太郎溝も土地改良区の問題も、うちの場合は、うちの場合と言ったらおかしいんですけど、本町の場合はないですけども、関係構成町村のほうではあります。それと、この科目ですね、負担金なのか、補助金なのかというのを統一見解していただかないと、よそは負担金でしている、そして本町は補助金でしているということを、これも統一的な、各自治体で、構成自治体で統一的な見解を望みます。

○総務課長（高橋 誠君） これまでも 4 町で話し合ってきておりますし、その中に各土地改良区様入られまして行っております。その中で、土地改良区さんからの申請についても、助成金であったり、負担金であったり、また各町で組まれている予算上も負担金であったり、補助金であったり、まちまちでございますので、それについては、現在それを統一しましょうねというところで協議を重ねているところでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 農林水産業費の目 5 農地費の節 11 役務費のところ、先の 3 月 11 日、黒木龍次議員のほうから御質問があったことに対しまして、時間をちょっといただき調整をしますということではしております。農業施設賠償責任保険料につきまして、農業用の排水路はどうなるのかということだったと思えます。これにつきま

しては、全国町村会総合賠償保険制度で対応できるということで、今予算に上げておりますのは、3ため池の分ということになっております。農業用排水路は先ほど申しましたとおり、全国町村会総合賠償保険制度で対応すると、これにつきましては総務費のほうで予算を計上されておりますので、こちらのほうで対応できるということになります。管理すべき者が、その施設に対する対応ということになってきます。要は、日頃からの管理とか点検とかが重要になってくるかと思っておりますので、そしてまたそういう施設で修繕すべきところであったり、改善すべきところがあれば、その分の予算も毎年お願いしておりますので、そこらへんで効率よく、維持管理、修繕等に当たっていきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○3番（森山 宏君） 65 ページ、前回も伺いましたぴかまるの件ですね、新品種の件、これについてちょっと詳細を伺います。これで委託と種代で21万円、圃場面積が約1町とおっしゃいました。すると、これで反の2万1,000円で受ける人がおられるのかなというのがあるもんですから、まず1点目、これの管理ですね、管理はどこが見るのか、委託元というのは本自治体ですよ。それを見るのは自治体で見るとは、履歴も含めて。それともう1点、この成果品は委託者に渡されるのか、成果品として自治体が受け取られるのか、またその処分はどうされるのか、以上3点お尋ねします。

○農林振興課長（稲森一彦君） 管理される方はどなたかということで、当然作付け等につきましては農家の方に、委託契約を交わしますので農家の方をお願いするということでございます。履歴管理のほうは、そのデータを収集するために本人さんがさせていただいて、それを委託契約の中に入りますけれども、町のほうにもちょっと提出していただきというふうなことをいたします。あと、成果品につきましては、採れたお米になりますけれども、契約書の中に入らうようにしておりますけれども、採れたお米のうちの10キログラム分、例えば3軒おられれば、それぞれから10キログラムずつはください、残りにつきましては、受けられた農家さんのほうが、販売先のほうも当然決まってくるので、そちらのほうに販売していただきたい。そちらのほうの米代といいますか、それはもう農家さんのほうがもらっていただくというふうなことで計画しております。

○3番（森山 宏君） 1点です。成果品の分ですね、これは政府買上米の対象作物、品種ですか、それになるわけですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 米につきましては、今いろんなところに買取りがされますけれども、業者さんのほうが農家の方とお話をさせていただいて、地域の相場くらいでは買っていただくというふうなことで、いくら、いくらとかというふうなことは、今のところは決めることはしないようにしております。

○3番（森山 宏君） 業者さんのことは分かりますけれども、私たちが出す、JAが引き取るわけですかね。JAも販売先に含まれているわけですか。

○農林振興課長（稲森一彦君） 契約書を交わすというようなことをしておりますけども、その契約書の相手方はJAとかではないということでございます。そこはもう、JAさんのほうでの買取りではない方向性でいくということでございます。

○3番（森山 宏君） そうすると、新品種の場合、一番大事なのは食味の件だろうと思うんですよ。そうすると、この食味を検査するのは、JAだったら各出荷者に対して成績表が来るんですけども、この場合は、自治体のほうはその委託先でもらった、そしてそれに対する食味の検査表というのは求めないわけですか。

○農林振興課主幹（赤池昌信君） 通常、JAさんのほうに出していただきますと、食味計の検査をされて、その数値が出てくるかと思います。今回はJAさんを通さずに、JAさんの引取りが今のところできませんので、ある業者さんとちょっと今打ち合わせをやっている段階ということで、ただ、JAさんにもですね、この新品種、こういうものがあるというような話はしておりまして、食味計はJAさんが今持っておられますので、当然その成分なり、そういったものもデータとしてもらいたいのので、まだJAさんには相談はしておりませんが、今後JAさんのほうにですね、その食味分析だけはお願いしたなというふうには思っているところでございます。

○町長（長谷和人君） それから加えまして、今回試験栽培ということでございましたので、初めてのケースでございます。私たちにつきましても、ど素人でございますので、そのバックアップをしていただくために、熊本県のほうに実はお願いをしておるところでございます。球磨地域振興局の農業改良普及所、こちらに米の担当がいるということだそうでございますので、こちらから随時、圃場の3箇所くらいになるんでしょうか、5箇所になるんでしょうか、そこらへんに来ていただきまして指導をお願いするというところで、部長との話は、実はできておるところでございますので、今後具体的に、そこは予算が通過しました後にですね、検討を加えさせていただいて、体制を強化していきたいというふうに思っているところでございます。

○3番（森山 宏君） 予算のほうで伺います。歳入のところで、令和2年度は地方交付税交付金、これの歳入の金額が3,600万円ほど上乗せになっております。それと、国のほうは地方交付税交付金というのは、総枠で16兆4,000億円くらいだったかと思えます。この枠はあまり変わらなく思いますし、今のコロナウイルス対策のほうでいろんな保障問題も出てきて、財政的にも厳しいのではないかなというのがある中、このときには分かってなかったんでしょうけども、まずもってこの3,600万円を最初から増えるというところで予算立てしてありますけども、これは確定しているのでしょうか。

○総務課長（高橋 誠君） 地方交付税については、歳入のほうでも御説明しましたように、国の令和2年度の地方財政計画において、増額するというところでお示しされております。そういうことで、この交付税については、14億4,800万円計上させていただき

ましたけれども、確定の数値ではございません。ただ、過去のこれまでの3年間を申しますと、平成29年度が14億4,600万円、平成30年度が14億3,500万円、令和元年度については14億5,900万円という、若干のばらつきはありますが、この14億4,800万円はあくまでも見込みの数字でございまして、確定次第、この交付税については補正でも対応していきたいと思っております。あくまでも、これは確定値ではないということでございます。

○議長（倉本 豊君） ここで、お諮りします。

一般会計予算の採決まで、会議時間を延長したいと思います。

発言を許します。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 以上で、本案の質疑を全て終わります。

これから討論を行います。

討論は、まず反対者の討論から行います。討論ありませんか。

○6番（金子光喜君） 私は初めてですけども、反対の立場で討論させていただきます。先ほども言いましたとおり、今回の予算編成については様々に不都合な部分があるのではないかと思っております。一番は先ほど言いました、補助金というかたちに名前を変えた上で、減額の方角に進められているというかたちですね、非常に農業者の一人として腹立たしく感じておるところです。

町の基幹産業は農業であり、しかも生産量、金額第一位は水稲であります。そんな中で、今回の予算というのは非常に残念でありまして、そこを考えたときには到底賛成することはできません。以上です。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 次に、賛成討論を行います。

討論ありませんか。

○2番（椎葉弘樹君） 賛成討論を行います。補助金関係のところ、新たな町独自の補助事業に対して、一部要項レベルは確認できておりませんでした。ただ、しかしながら総合戦略に基づく事業でもあり、全協でも事前に概要説明を受けておりますので、これらについては、今後全協を開いていただくということを前提に賛成をしたいと思います。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで討論を終わります。

これから、議案第 25 号、「令和 2 年度湯前町一般会計予算について」を採決します。
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立多数。したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） お諮りします。議案調査、委員会調査のため、明日 3 月 14 日から 3 月 18 日までの 5 日間を休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、明日 3 月 14 日から 3 月 18 日までの 5 日間、休会とすることに決定しました。

ここで、お諮りします。ただいま、議案第 25 号が終了しましたが、本日の会議は、これで延会したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、本日は、これで延会することに決定しました。

次の会議は、3 月 19 日午前 10 時に開きます。

議事は、特別会計予算を予定しておりますので、御参集願います。

本日は、これで延会します。

-----○-----

延会 午後 4 時 0 1 分

第 4 号

3 月 2 4 日 (火)

令和2年第2回湯前町議会定例会

[第4号]

令和2年3月24日
午前10時01分開議
湯前町議会議場

1. 議事日程

日程第1	議案第26号	令和2年度湯前町国民健康保険特別会計予算について
日程第2	議案第27号	令和2年度湯前町下水道事業特別会計予算について
日程第3	議案第28号	令和2年度湯前町介護保険特別会計予算について
日程第4	議案第29号	令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について
日程第5	議案第30号	令和2年度湯前町水道事業会計予算について
日程第6	議案第31号	令和元年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について
日程第7	議案第32号	湯前町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8	発委第1号	湯前町議会基本条例の制定について
日程第9		委員会報告（総務常任委員会、厚生文教常任委員会、経済建設常任委員会、議会改革調査特別委員会）
日程第10		議員派遣について
日程第11		総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第12		厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第13		経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について
日程第14		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

2. 応招議員

1番 遠坂道太	3番 森山宏
4番 黒木龍次	5番 味岡恭
6番 金子光喜	7番 高橋一雄
8番 黒木喜巳男	9番 山下力
10番 倉本豊	

3. 不応招議員

2番 椎葉弘樹

4. 出席議員

応招議員に同じ

5. 欠席議員

不応招議員に同じ

6. 職務のため会議に出席した者

議 会 事 務 局 長 西 村 洋 一 議 会 事 務 局 主 事 勘 米 良 康 隆

7. 説明のため出席した者

町	長	長 谷 和 人	教 育 長	中 村 富 人
総 務 課 長	高 橋 誠	会 計 管 理 者	中 村 富 人	村 甲 正 之
税 務 町 民 課 長	堤 田 真由美	教 育 課 長	北 崎 真 介	北 崎 真 介
保 健 福 祉 課 長	白 川 一 雄	建 設 水 道 課 長	皆 越 克 己	皆 越 克 己
企 画 観 光 課 長	本 山 り か	農 林 振 興 課 長	稻 森 一 彦	稻 森 一 彦
農 業 委 員 会 事 務 局 長	吉 田 精 二			

開会 午前10時01分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） ただいまから、令和2年第2回湯前町議会定例会、第20日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

本日は、椎葉議員から欠席届が提出されております。

ここで、議長席を副議長と交代するため、休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時02分

再開 午前10時04分

-----○-----

○副議長（味岡 恭君） 議長席を交代しました。会議を続けます。

-----○-----

日程第1 議案第26号 令和2年度湯前町国民健康保険特別会計予算について

○副議長（味岡 恭君） 日程第1、議案第26号、「令和2年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第26号、令和2年度湯前町国民健康保険特別会計予算について、御説明いたします。

令和2年度の予算は、歳入歳出それぞれ4億5,216万3,000円を計上し、前年度比2,863万9,000円の減となりました。運営主体が熊本県となって3年目を迎えます。2月末の国保加入世帯数は590世帯、加入者数は964人となっています。

12ページをご覧ください。事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款1総務費、目1一般管理費については、国民健康保険事業に係る人件費、物件費の経常的経費として、1,903万7,000円を計上しています。前年度比161万7,000円の増になります。増の主な要因は、節11役務費に、保険証交付用通信費14万7,000円を含む29万7,000円を計上しました。保険証の切替えについては、毎年7月下旬に各分館を使用させていただき交付を行っておりましたが、昨年度の猛暑、また、非常に暑い時間帯となるため、分館までの岐路に危険を感じておりました。また、往復も大変だというお声もありましたので、分館での交付に替えて、各世帯へ確実に配達される特定記録郵便を利用したの交付にしたいと、その経費分が増額となりました。

また、節12委託料に、オンライン資格確認実施に伴うシステム改修委託料121万5,000円を計上しました。これは、昨年12月補正にて計上しました改修の続きになり、財源については国の全額補助となっています。

13 ページになります。項2 徴税費については、23 万 4,000 円を計上しました。前年度比 10 万 1,000 円の増となります。国保が所有している軽自動車が増になりますので、その経費に要する費用の増が主なものです。

項3 運営協議会費については、24 万 4,000 円を計上しました。前年度比 8 万 5,000 円の減になります。令和元年度は、委員さんの任期が満了する年でしたので、会議開催分を増額計上しましたが、令和2年度は通常の会議開催分を計上しました。

款2 保険給付費については、過去データ等を参考に、節18 負担金補助及び交付金に、見込額として項1 療養諸費に一般被保険者の給付費分 2 億 6,250 万円、退職被保険者の給付費分 10 万円、一般被保険者の療養費に 60 万円、退職被保険者の療養費に 5 万円、項2 高額療養費に一般被保険者分 3,610 万円、退職被保険者分 10 万円、15 ページになります。項3 出産育児諸費に 126 万 1,000 円、項4 葬祭諸費に 20 万円、項5 移送費に 1 万 6,000 円を計上しました。

次に、款3 国民健康保険事業費納付金については、県からの事業費納付金算定結果により、節18 負担金補助及び交付金に、項1 医療給付費分に 8,427 万 2,000 円、16 ページになります。項2 後期高齢者支援金等分に 2,693 万 6,000 円、項3 介護納付金分に 961 万 8,000 円を、県に納付する額として計上しました。

次に、款5 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費については、特定健診に係る経費で 405 万 6,000 円を計上しました。

17 ページになります。項2 保健事業費については、年3回の医療費通知、ジェネリック医薬品を利用した場合の差額通知発送に係る経費など 510 万 1,000 円を計上しました。前年度比 345 万 7,000 円の増となります。増の主な要因は、節12 委託料に、国保保健指導事業委託料 343 万 9,000 円を当初から計上したことによるものです。この事業は、特定健診受診率向上を図るため、AIを利用して受診勧奨通知を作成、発送を行うもので、受診率の向上、健康寿命の延長に非常に有効な事業となりますので、引き続き実施したいと思います。なお、この事業については、満額、特別交付金対象事業となります。

次に、款6 基金積立金については、節24 積立金に国民健康保険給付基金積立金 4 万円を計上しました。

款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 一般被保険者保険税還付金に 20 万円、目2 退職被保険者等保険税還付金に 3 万円を計上しました。

18 ページになります。目3 から目7 については、存目計上しました。

目8 療養給付費等交付金返還金は、県と支払基金との間での事務となり廃目しました。歳出の説明は以上になります。

次に、歳入について御説明いたします。7 ページからになります。

款1 国民健康保険税については、目2 退職被保険者等国民健康保険税、節1 から節3 の現年度分については、退職者医療制度の経過措置が令和元年度で終了するため、存目計上しています。8 ページの上段ですが、見込みにより合計で 8,267 万 8,000 円を計上しました。前年度と比較して 1,175 万円の減となっています。被保険者数の減少見込みなどを勘案して算出した結果を計上しています。なお、令和2年度の国保税率については、算定に要する所得の決定が5月頃になりますので、再度算定を行い、決定してまいります。

次に、款4 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金については、3億1,821万4,000円を計上しました。節1 普通交付金については、保険給付費の財源で、事業費納付金を納める代わりに全額県の負担となるものです。節2 特別交付金は、収納率向上分、特定健診の国、県負担分など、特定事項の対象額が計上されるものです。昨年度を参考にした見込額ですが、変動が大きくなることも予想されるところです。

項2 財政安定化基金交付金については、存目計上しました。災害等のやむを得ない事情により収納不足が生じ、県へ納付金を納付できない場合に交付されるものです。

9 ページになります。款5 財産収入については、国民健康保険給付積立金利子4万円を計上しました。

款6 繰入金、項1 他会計繰入金については、一般会計からの繰入金として、前年度比100万8,000円減の4,853万4,000円を計上しました。節4 国保財政安定化支援事業繰入金は、普通交付税に算入される分で、県が示した試算分を計上しました。

項2 基金繰入金については、存目計上しました。

款7 繰越金については、目1 前年度繰越金として101万6,000円を計上しました。

10 ページになります。款8 諸収入については、項1 延滞金及び過料に、40万6,000円を計上しました。

11 ページにかけ、以下の諸収入については、存目計上しました。

以上で、歳入の説明を終わります。

19 ページから23 ページまで、給与費明細書を添付しておりますが、説明は省略させていただきます。

これで、令和2年度湯前町国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。よろしくお願いたします。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。
質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 26 号、「令和 2 年度湯前町国民健康保険特別会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 2 議案第 27 号 令和 2 年度湯前町下水道事業特別会計予算について

○副議長（味岡 恭君） 日程第 2、議案第 27 号、「令和 2 年度湯前町下水道事業特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第 27 号、令和 2 年度湯前町下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

歳出から御説明いたします。10 ページをお願いいたします。

款 1 下水道事業費、項 1 下水道事業費、目 1 下水道事業費は、昨年度より 109 万 4,000 円増の 1,076 万 4,000 円を計上しました。節 1 報酬、節 8 旅費の下水道事業審議会委員の報酬、費用弁償は存目計上とし、下水道担当者 1 名分の人件費のほか、球磨川上流流域下水道事業工事負担金等の予算を計上しています。

節 18 負担金補助及び交付金では、球磨川上流流域下水道事業工事負担金 227 万円を計上しました。その建設事業の概要は、水処理施設管理棟コントロールセンター等詳細設計、それから、債務 2 年目になりますが、紫外線滅菌池設備改築更新・耐震補強工事、災害対応資機材の備蓄が予定されています。

また、節 26 公課費に消費税 400 万円を計上しています。

次に、款 2 下水道維持管理費になります。項 1 維持管理費、目 1 公共下水道維持管理費につきましては、昨年度比 96 万 2,000 円減の 3,978 万 8,000 円を計上しました。下水道事業の維持管理に要する需用費、役務費、委託料ほか、節 18 負担金補助及び交付金に流域下水道維持管理負担金などの経費を計上しました。流域下水道維持管理負担金が前年度比 540 万 3,000 円減少しています。終末処理場への流入汚水量が減少する見込みとして、経費計上しています。

次に、節 10 需用費の修繕料には、通常分以外に、下城第二マンホールポンプの水位計が不具合のため、その修繕料として 100 万円を計上しました。

11 ページになります。節 11 役務費に、マンホールポンプ非常通信装置電話料など 24 万 6,000 円、また、口座振替等手数料 20 万円を計上しています。

また、節 12 委託料に、マンホールポンプ保守管理委託料 130 万 2,000 円ほか、水質検査委託料、下水道資産台帳管理システム保守委託料を計上しています。

また、新たに、令和 6 年度から公営企業会計適用を目指し、その始めとして、公共下水道事業地方公営企業法適用基本計画策定を行うため 350 万円を計上しました。その概要は、下水道事業着手から現在まで各種資料収集などを行い、固定資産評価調査業務・公営企業会計システム構築業務・法適用事務支援業務の手順や方針の検討を行い、今後のスケジュールなどを定める計画の策定を行うものです。委託業者の専門的知見による意見や他自治体での業務経験を踏まえた提案等を受け、協議を行いながら、計画的に進め、令和 6 年度からの公営企業会計に基づく予算・決算を行うこととしています。

次に、款 3 基金積立金については、積立金利子として存目計上しています。

12 ページになります。款 4 公債費、項 1 公債費、目 1 元金として、下水道事業債元金 7,746 万 9,000 円を計上しました。目 2 利子に、下水道事業債利子として 1,342 万 9,000 円を計上しました。

款 5 予備費として、20 万円を計上しました。

次に歳入です。8 ページをご覧ください。

款 1 使用料及び手数料については、節 1 現年度分として、見込みにより 5,727 万 6,000 円、節 2 過年度分として 10 万円を計上しました。

項 2 手数料、目 1 下水道手数料については、昨年度同様、節 1 事務手数料を存目とし、節 2 督促手数料は 2 万円を計上しました。

款 2 繰入金、目 1 一般会計繰入金につきましては 7,805 万 2,000 円を計上しました。

項 2 基金繰入金、目 1 基金繰入金として、下水道接続補助金分 60 万円、地方公営企業法適用基本計画策定経費分 350 万円、合わせて 410 万円を計上しました。

款 3 繰越金については、前年度繰越金 20 万円を計上しました。

款 4 諸収入については、存目計上しました。

9 ページになります。款 5 町債、目 1 下水道事業債、節 1 下水道事業整備債に、球磨川上流流域下水道建設事業負担金分 190 万円を計上しました。

款 6 財産収入については、積立金利子として存目計上しました。

また、款 7 国庫支出金は廃款になりました。

次に 5 ページをお願いします。第 2 表、地方債についてです。下水道事業債として、限度額 190 万円を計上しています。

以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（金子光喜君） 歳入の減の理由として挙げておられますのが、下水道使用料が全体的に減っているということで、これは人口減少とかですね、大きな理由があるかと思えますけれども、現状の接続率といたしますか、その中では減っていく流れかもしれませんけれども、まだまだ、いわゆる下水道に接続できる許容範囲というのは十分あると思えますので、未接続のところをしっかり接続を促していく施策というのは引き続きやられていると思えますけれども、現状、昨年度とか近年で、新たに未接続のところは接続されるようになったという経緯はありますでしょうか。また今後、その努力をどうかたちで続けられるのかということをお伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 接続率の向上につきましては、毎年度、毎年度継続して向上に努めておる現状ですけれども、例といたしまして、新築等で下水道計画区域内の場合については、もちろん接続いただくというふうなことでの周知も徹底しております。定期的にも広報等で、そういったことでのお知らせ等もしております。今後とも、更に接続率の向上を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

失礼いたしました。昨年度、令和元年度の接続につきましては2件であります。

○6番（金子光喜君） 要はですね、新たに接続されるところが、なかなか増えてこないということがジレンマとしてあると思えます。下水道を引かれて3年間は確か補助金があったと思えますけれども、3年間を過ぎると接続することに補助金が出ることはないということで、3年間を過ぎたところはなかなか接続に結びきれないのかなと思えます。それは最初の約束ですので仕方ないのかもしませんが、平成27年度で下水道の工事がほとんど終了してですね、もう新たにその3年間に入るところはないわけでありまして、予算的にも、その部分は圧縮されてくるのかなと思えます。

せっかくこれまでの流れの中で、接続に対して、呼び水として補助金をやってきたわけですので、同額とまではいなくても、何らかの補助金というのをやることでですね、接続に対して前向きにといたしますか、積極的に取り組んでもらえるような流れができるのかなと考えておりますが、そのへんの御検討はされたのでしょうかお伺いします。

○建設水道課長（皆越克己君） 予算、接続補助金につきましては、3件分の見込みということで、失礼いたしました。新たな接続関係に対する対策といたしますか、予算対応策については、現在のところ特に計上しておりませんけれども、先ほど申しましたようなことでの周知を図っていきながらというところで、確かに3年以内の接続ということでもありますけれども、それぞれの家庭の諸事情等あって、まだ接続には至っていないというふうなところの、それぞれの事情等もおありの上での、まだ未接続というふうなこともありますので、なかなか難しい部分がありますけれども、更に引き続き努力は続けてまいりたいと思えます。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 27 号、「令和 2 年度湯前町下水道事業特別会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 3 議案第 28 号 令和 2 年度湯前町介護保険特別会計予算について

○副議長（味岡 恭君） 日程第 3、議案第 28 号、「令和 2 年度湯前町介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 議案第 28 号、令和 2 年度湯前町介護保険特別会計予算につきまして、説明申し上げます。

令和 2 年度は、第 7 期介護保険事業計画の最終年度であり、第 8 期計画を策定する年であります。第 7 期が前期のように、資金不足により県からの貸付けを受けることなく運営できるよう、今年度も細心の注意を払いながら健全な運営を行ってまいります。

また、第 8 期計画の策定に当たり、町民の介護サービスの利用に関する意向等につきまして、ニーズ調査を基に把握いたします。生活支援サービスや介護予防事業の充実等の取組を勘案しまして、要介護者数の見込みと負担のあり方を検討し、適正な介護サービス量を見込み、最終的に介護保険料を見込む予定であります。

介護予防・重度化防止を目的とした各地区公民分館での通いの場の活動の充実強化のため、口腔ケアのための歯科衛生士の出前講座、地域密着リハビリセンターの派遣経費などを増額し、住民主体の通いの場を支援いたします。

また、町と地域の介護、医療、保健、福祉がお互いに連携をとり、その地域で必要なサービスの提供がきるよう、一人ひとりに応じたサービスを一体的に継続して行う地域包括ケアシステムや地域共生社会の実現に向けた取組を推進します。介護保険事業の推進に当たり、更に保険給付費の適正化と健全な財政運営に努め、保険制度の理念である

高齢者の自立した生活の支援を進めてまいります。そのような趣旨の下で、歳出予算を編成し、その負担区分により歳入予算を計上したところであります。

令和2年度の予算は、歳入歳出それぞれ6億7,247万1,000円を計上し、前年度当初予算と比較しまして964万8,000円、1.5パーセントの増額となりました。

歳出11ページをお願いいたします。事項別明細書、歳出から主なものを説明いたします。

款1総務費につきましては、介護保険事業に係る常勤一般職員2名の人件費、12ページの介護認定調査員及び認定事務員の2名分の会計年度任用職員の人件費、介護認定審査会及び13ページの介護運営協議会の開催経費などであります。

款2保険給付費につきましては、介護サービス等諸費、介護予防サービス等諸費、高額介護サービス等費、特定入所者介護サービス等費などに、令和元年度決算見込額を基に、過去の伸び率などを参考としながら計上しました。

項1介護サービス等諸費は、要介護1から5までの認定者を対象とした居宅介護サービス給付費、施設介護サービス給付費など、5億3,126万4,000円を計上しました。保険給付費の88.3パーセントを占めております。674万2,000円の増額となりました。

項2介護予防サービス等諸費は、要支援1、2の方のサービス給付費で、介護予防サービス給付費など、状態の改善と予防を目的としたサービス給付であります。

14ページをご覧ください。項4高額介護サービス等費は、1,545万2,000円を計上しました。要介護、要支援認定者が1か月に支払った利用者負担額が一定の上限額を超えた場合に、申請により超えた分を払い戻すもので、高額介護サービス等費、高額医療合算サービス費などを計上しました。

項5特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税等の所得が低い要介護者の方が施設サービスや短期入所サービス等を利用した場合に掛かる食費・居住費につきまして、負担限度額を超える分を町が負担するもので、4,326万円を計上しました。

15ページになります。款4地域支援事業費につきましては、介護予防事業費と包括的支援事業・任意事業費に3,410万1,000円を計上しました。市町村が中心となって、地域の実情に応じまして、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業であります。

項1介護予防・日常生活支援サービス事業費は、要支援・要介護になる恐れの高い高齢者を対象とした介護予防事業等に係る経費1,447万5,000円を計上しました。

節12委託料に、短期集中介護予防教室の作業療法士、理学療法士、運動指導士委託料など、40万4,000円を計上しました。

節 18 負担金補助及び交付金に、訪問介護サービス利用者に係る町負担分が変わる第 1 号訪問事業負担金 324 万円、通所介護サービス利用者に係る町負担分が変わる第 1 号通所事業負担金 660 万円などを計上しました。

次に、項 2 一般介護予防事業費は、全ての高齢者を対象とした介護予防に関する知識の啓発や介護予防水中運動など、地域における介護予防活動への支援などに係る経費など、167 万 9,000 円を計上しました。

16 ページをご覧ください。項 3 包括的支援事業・任意事業費は、目 1 包括的支援事業費に地域包括支援センター事業委託料を計上し、目 3 任意事業費に家族介護用品支給事業などを計上しました。

17 ページの目 4 在宅医療・介護連携推進事業費は、在宅医療・介護連携推進事業につきまして、市町村単独では実施が難しい事業を球磨圏域の市町村が共同で取り組むための経費としまして、節 12 委託料に在宅医療・介護連携推進事業委託料、節 18 負担金補助及び交付金に人吉球磨在宅医療・介護連携推進事業負担金を計上しました。

目 5 生活支援体制整備事業費は、生活支援コーディネーター業務委託料を計上しました。

目 6 認知症総合支援事業費は、認知症に対する施策といたしまして、節 12 委託料に認知症初期集中支援推進事業委託料などを計上しました。

目 7 地域ケア会議推進事業費は、医療、介護の専門家など、他職種が共同してケア方針を検討し、高齢者の自立支援、認知症の方の地域支援などを推進する経費を、節 12 委託料に 142 万 3,000 円計上しました。

款 6 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 2 償還金に、第 6 期に熊本県財政安定化基金から借り入れました 2,300 万円の 3 分の 1、766 万 7,000 円を計上しました。

18 ページの款 7 予備費につきましては、前年度同額を計上しました。

次に、歳入につきまして主なものを説明いたします。7 ページをご覧ください。

款 1 保険料につきましては、65 歳以上の第 1 号被保険者に係る介護保険料を第 5 段階の月額 6,200 円で計算いたしまして、軽減分も考慮し計上しました。款 3 国庫支出金、40 歳から 64 歳までの第 2 号保険料の支払い元である社会保険診療報酬支払基金、県支出金につきましては、法で定められた負担金率により計上しました。

9 ページをご覧ください。款 7 繰入金につきましては、項 1 一般会計繰入金を 1 億 1,923 万 8,000 円計上し、項 2 基金繰入金は、介護給付基金から県から借り入れました分の償還金 766 万 7,000 円と今年度の保険料不足見込額 800 万円を計上しました。

款 8 繰越金につきましては、当初予算編成の財源といたしまして、前年度繰越金 88 万 9,000 円を計上しました。

以上で、歳入の説明を終わります。

次に、附属書類といたしまして 19 ページから 23 ページまで給与費明細書を添付しております。説明は省略させていただきます。

以上、令和 2 年度介護保険特別会計予算の説明を終わります。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6 番（金子光喜君） 16 ページのですね、介護予防サポーター養成講座委託料とあります。介護予防の養成講座ということで、どういった方を対象にされるのかということをお尋ねさせていただきます。

○保健福祉課長（白川一雄君） 一般の方と申しますか、例えば自宅でご両親なり、配偶者等を介護する可能性がある方につきましてですね、その介護予防の仕方でありまして、知識につきまして、講習会みたいな感じで実施いたしまして、介護予防サポーターの養成をして、これ毎年やっているところですが、継続して養成をしているところでございます。

○6 番（金子光喜君） 現状、どれくらいの方が登録されているか、また受けようかなと思っておられるのでしょうか、お伺いします。

○保健福祉課長（白川一雄君） 令和 2 年度も、年に数回に分けて事業を実施いたしました。20 年くらい実施されておまして、参加いただきました。累計しますと、50 名ほどにはなるというふうに思っております。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

○1 番（遠坂道太君） 介護保険料につきましてお尋ねします。今第 7 期で組まれておりますけれども、今度、第 8 期につきまして、どのくらいの計画等を考えていらっしゃるのか、そのへんをお伺いしたいと思います。

○保健福祉課長（白川一雄君） ちょうど 2 年、3 年くらい前にいろいろ議論をいただいたところがございますが、第 6 期が 5,000 円でございます。第 7 期を試算したときに、約 6,800 円から 6,900 円ほどになったところです。そのときには、65 歳以上の高齢者がピークを過ぎて若干減り始めておりますが、約半分ほどの要介護認定者が出る 85 歳以上の方は、更に増え続けているというようなことを説明しておったところです。もう令和 2 年度ぐらいがピークではないかと思っております。今から若干ずつ減るとは思いますが、高止まりしていくということで、さらにまだ介護の需要は高いというふうに思っているところがございます。

この第 7 期の算定に当たりましては、第 6 期で借り入れた分の返済分もあったものですから、その分を除いてもやはりそれくらい要ったのではないかなというふうに思っております。第 8 期の算定に当たっては、今年度の 6,200 円ではやはり不足するというので、これにつきましては、令和 2 年度の中で、いろいろ資料を用い

ながら順次分かり次第、御報告をして、協議を重ねる予定にしておりますが、そういったところで、やはり現在の 6,200 円では不足するというふうな考えで、見込んでいるところでございます。

○1 番（遠坂道太君） 一応 6,200 円が基準の計画で組まれて、平成 30 年度を見ますと 114 パーセントの実績で、金額にしますと 7,400 円程度になるわけですね。そういうかたちでいきますと、国全体から見ますと、2025 年に団塊の世代が一番ピークになるというかたちで、国のほうも見ている数字が 7,200 円程度の数字を見ておられます。そういったかたちで、当湯前町についてもその程度になるのかなということをお伺いしたいと思いますが。

○保健福祉課長（白川一雄君） ちょっと今の段階ですね、いくらくらいになるかもしれないということを言いますと、数字が独り歩きすることになってしまうのはいけませんので、先ほど申しましたように、今年度策定委員会でありますとか、策定委託をしまして、いろいろ現在の人口の状況、将来の人口の推計を出しながら、推計していくということで、順次議会の皆様にもお知らせしながら、協議を重ねて、急激な負担の増加にならないようなところの配慮も含めながらですね、また現在行っております通いの場等の効果も見ながら、第 8 期の保険料の推計をしていって、令和 2 年度中に条例改正も必要になりますので、そういったところで審議の上、明らかにしていきたいというふうに思っております。

○1 番（遠坂道太君） はい、分かりました。そこで、やはりこのような状態を踏まえてですね、やはり地域に合ったかたち、湯前町に合ったかたちでの取組、今課長のほうが言われましたようなかたちで取り組んでいただき、特に包括的に確保される体制を作っていただければ幸いかなと思います。以上です。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 28 号、「令和 2 年度湯前町介護保険特別会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、議案第 28 号は、原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第29号 令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について

○副議長（味岡 恭君） 日程第4、議案第29号、「令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○税務町民課長（堤田真由美君） 議案第29号、令和2年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について、御説明いたします。

令和2年度の予算の総額は6,539万1,000円となり、前年度に比べ808万8,000円の増となります。保険の対象者は、1月末現在で町内75歳以上の方961人と、要件により65歳以上の方24人の合計985人となっております。実施主体は、熊本県後期高齢者医療広域連合が担っており、予算の数値は広域連合が算出した推計値を基に計上しています。町が徴収する保険料、一般会計から繰り入れる事務費及び町負担分を含む保険基盤安定拠出金を歳入とし、事業の運営主体である熊本県後期高齢者医療広域連合へ負担金として納付する仕組みとなっております。

では、9ページをご覧ください。事項別明細書、歳出から御説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費については、経常的事務経費56万1,000円を計上しました。前年度より14万8,000円の増となっております。節11役務費に、通信費として22万5,000円を計上していますが、国保会計でも説明しましたが、毎年7月末に実施しています保険証の切替を各分館での交付から郵便での交付に変更しますので、その経費の増になります。

項2徴収費については、保険料の徴収に係る経費7万7,000円を計上しました。

次に、款2後期高齢者医療広域連合納付金については、節18負担金補助及び交付金に、被保険者保険料負担金4,046万円と保険基盤安定負担金2,425万3,000円の合計6,471万3,000円を計上しました。前年度に比べ793万8,000円の増になります。増の主な要因は、9年ぶりの保険料の改定によるものです。

令和2年度からの保険料率は、均等割額が前年度比2,700円増の年額5万600円、所得割率が前年度比0.69パーセント増の9.95パーセントとなります。併せて、前年度に引き続き、軽減特例の見直しも行っています。

また、賦課限度額についても、前年度比2万円増の64万円となっております。今回の改定は、財源不足に備えて積み立てている基金を活用して、料の上昇幅を抑えての結果となりました。被保険者の皆様には御負担をお願いすることになりますが、安定運営に御理解・御協力をお願いしたいと思っております。

なお、改定の周知については、旬報、それから賦課時の個人通知書等をもって、行わせていただく予定です。また、新聞等でも報道されておりますので、そちらのほうでも周知を行っております。

款 3 諸支出金については、項 1 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金、節 22 償還金利子及び割引料に 3 万円を、目 2 還付加算金は同節に存目計上しました。

10 ページをご覧ください。款 4 予備費については、前年度同額の 9,000 円を計上しました。

次に、歳入を説明いたします。7 ページをご覧ください。

款 1 後期高齢者保険料については、目 1 特別徴収保険料、目 2 普通徴収保険料の合計額 4,046 万 2,000 円を計上しました。前年度比 699 万 1,000 円の増となっております。増の主な要因は、保険料の改定や軽減の見直しによるものです。

次に、款 3 繰入金については、目 1 事務費繰入金と目 2 保険基盤安定繰入金の合計額 2,489 万 1,000 円を計上しました。前年度に比べ 109 万 7,000 円の増となっております。保険証切替え時の経費の増や保険料改定等によるものです。保険基盤安定繰入金は、法に基づき低所得者の方の保険料の均等割額について、世帯構成と収入に応じて、7 割、5 割、2 割を軽減するもので、この総額を、県が 4 分の 3、町が 4 分の 1 の割合で負担し、一般会計で予算措置した後に本特別会計に繰り入れるものです。

次に、款 4 諸収入については、前年度同額を計上しました。項 2 償還金及び還付加算金、目 1 保険料還付金に 3 万円を計上しています。還付が発生した場合は、その都度広域連合へ請求し、本科目で受け入れます。

次に、8 ページになります。款 5 繰越金については、前年度繰越金を存目計上しました。

以上で、令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 29 号、「令和 2 年度湯前町後期高齢者医療保険特別会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、議案第 29 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 5 議案第 30 号 令和 2 年度湯前町水道事業会計予算について

○副議長（味岡 恭君） 日程第 5、議案第 30 号、「令和 2 年度湯前町水道事業会計予算について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○建設水道課長（皆越克己君） 議案第 30 号、令和 2 年度湯前町水道事業会計予算について、御説明いたします。

2 ページになります。水道事業会計予算、第 2 条、業務の予定量は、前年度実績を勘案し計上しました。第 3 条、収益的収入及び支出、第 4 条、資本的収入及び支出につきましては 19 ページをご覧ください。令和 2 年度収支明細、収益的収入、款 1 水道事業収益は、前年度比 48 万 3,000 円減の 7,884 万 7,000 円を計上しました。減の要因は、項 1 営業収益、節 1 水道料金の減によるものです。

次に 20 ページをご覧ください。収益的支出、款 1 水道事業費用は、前年度より 390 万 6,000 円減の 4,646 万 1,000 円を計上しました。減の主な要因は、項 1 営業費用、目 2 配水及び給水費、節 1 委託料で、昨年度実施した漏水調査の減によるものです。

次に、目 4 総係費、節 5 旅費に水道事業管理者取得講習会旅費 38 万 7,000 円、節 13 負担金で水道技術管理者資格講習会負担金 26 万円を計上しています。水道技術管理者は、設置者が必ず設置しなければならないと定められている技術面での責任者であり、資格要件は、厚生労働大臣が認定する講習を修了した者となっており、職員 1 名の資格取得を予定するものです。

次に、22 ページをご覧ください。資本的収入です。前年度比 1,305 万 5,000 円増の 6,305 万 7,000 円を計上しました。その要因は、企業債の 1,000 万円の減及び配水管更新工事などが国庫補助の対象となり、2,305 万 5,000 円を国庫補助金に計上したことによるものです。

次に、資本的支出です。款 1 資本的支出に、前年度比 2,581 万 2,000 円増の 8,712 万 4,000 円を計上しました。増の主な要因は、項 1 建設改良費、目 2 給配水設備改良費、節 1 委託料の設計料の増加、節 2 工事請負費で、継続して順次実施中の配水管更新工事の増額によるものです。この経費につきましては、歳入で説明いたしました款 1 資本的収入、節 1 国庫補助金に 2,205 万 5,000 円を計上しています。

また、歩道整備に伴う町道上里古城線配水管布設工事、先の災害により山腹工が実施されるグリーンパレス近くの山林の上部にあります水道管理用道路の配水池管理用道路

復旧工事、また、浄水場の砂洗いについては、委託により実施しています。その作業内容の改善を行うため、配水池からの砂上げ作業にベルトコンベヤを利用した作業に変更するための設置工事に係る経費を計上しました。

また、目3 営業設備費、節1 工具・器具及び備品に、水道管路台帳システム費用 561 万円を計上しました。水道施設台帳については、水道法改正により、構築物、水道施設の重要項目といわれる項目を網羅する必要があり、現在の水路管路管理システムでは、その項目など網羅されていません。そのため、その内容に対応するため、システム、水道施設台帳を整備する費用を計上しました。その費用については、100 万円を上限とする経費が認められるため、款1 資本的収入、節1 国庫補助金に 100 万円を計上しています。先の配水管更新工事に係る歳入分と合わせ、2,305 万 5,000 円になります。

次に、前に戻っていただき、18 ページをお願いします。令和元年度予定損益計算書の最下段、当年度未処分利益剰余金は 3,069 万 1,000 円を見込んでいます。

3 ページに戻っていただき、第5条、企業債につきましては、起債の目的が公営企業債、限度額 4,000 万円、また第6条、一時借入金の限度額は 4,000 万円としております。

以上で、説明を終わります。よろしく願いいたします。

○副議長（味岡 恭君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○7番（高橋一雄君） 私は水道事業への姿勢について伺いたいと思います。国のほうで水道事業の広域化、民営化ということが進められて、ほかの自治体でそういう話も伺いますが、令和元年度、執行部の答弁では、湯前町は消極的な答弁であったと思っています。令和2年度、新年度においても、湯前町民に対して安全安心な水をお届けするという姿勢で、水道事業に取り組まれるのか、その姿勢を伺います。

○建設水道課長（皆越克己君） 水道事業の広域化につきましては、昨年度、令和元年度におきましても、人吉球磨管内においての、担当者、課長会等で話し合いを行ってきております。ただ、現実的なものとすればですね、水道施設そのものが一体的になるというのが難しい部分がありまして、現状といたしましては、事務的なもの、共通的にできるものから取り組んでいこうということでの、今後も話し合いを続けていく、継続していくというふうなことでなっております。また、もちろん水道事業の目的であります安全な水、安全安心なものをお届けするというふうなことにつきましても、非常に、一番重要なことと思っておりますので、今後ともそのことを基本として取り組んでいくということだと思っております。

○副議長（味岡 恭君） ほかに質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○副議長（味岡 恭君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 30 号、「令和 2 年度湯前町水道事業会計予算について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○副議長（味岡 恭君） 起立全員。したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

ここで、休息と議長席を議長と交代するため、休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 22 分

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 議長席を交代しました。休憩を終わり、会議を続けます。

-----○-----

日程第 6 議案第 31 号 令和元年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）について

○議長（倉本 豊君） 日程第 6、議案第 31 号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第 31 号、令和元年度湯前町一般会計補正予算（第 10 号）の提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ 190 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 34 億 6,683 万円とするものでございます。主な補正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症拡大防止の緊急対策に伴う学童クラブ等の対応への補助金が主なものでございます。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしくお願いたします。

○総務課長（高橋 誠君） 一般会計補正予算（第 10 号）の内容について、御説明いたします。

事項別明細書の 11 ページをご覧ください。また、別で印刷しています議案説明資料を併せてご覧ください。

今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策に要する国の支援交付金の特別措置分について、予算を追加計上したものでございます。

歳出でございます。款 3 民生費、項 2 児童福祉費、目 1 児童福祉総務費、節 13 委託料

に、病児・病後児保育事業委託料の5万円を計上いたしました。議案説明資料のほうですが、中ほどの「2. 放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業等」に係るところでございます。新型コロナウイルスの感染拡大防止を図る事業50万円でございます。放課後児童健全育成事業は1支援の単位当たり、子育て援助活動支援事業は1市町村当たり、その他事業は1か所当たりとなっております。市町村による事業所等へ配布する子ども用マスク、消毒液等の一括購入や事業所等の消毒、感染症予防の広報・啓発など、感染症の拡大防止を図るために必要な経費に限るものとされております。今回、球磨郡公立多良木病院で実施されている病児・病後児保育事業所において、空気清浄機購入を含む対策を講じられるということから、委託料として計上しました。

次に、節19負担金補助及び交付金は、議案説明資料のほうですが、上の「1. 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」の新型コロナウイルス感染症対策に伴う小学校の臨時休業により、3月2日から春休みの前日までの間、平日において午前中から開所するための経費及び人材確保等に要する経費への補助でございます。①の休業時特別開所支援事業、1支援の単位当たりの日額が1万200円、②の臨時休業時特別開所人材確保支援事業については、1支援の単位当たり日額2万円ということでございます。

今申し上げました対策事業費については164万1,000円でございます。併せて、慈光学童クラブと湯愛学童クラブ、それぞれのクラブに、空気清浄機購入に要する補助金21万7,000円を合わせまして、合計の185万8,000円を計上いたしました。

次に、また、保育対策総合支援事業費補助金として、湯前保育園への空気清浄機1台の購入のため、補助金21万7,000円を計上しました。

次に、歳入でございます。10ページでございます。歳入につきましては、款14国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金に、今回の緊急の特別支援措置として、放課後児童健全育成事業補助金と保育環境改善等事業補助金、それぞれ歳出の10分の10の補助金額を計上いたしました。町の一般財源は必要がなかったところでございます。

なお、空気清浄機の購入については、一部、製品の納期がずれ込むとの情報もありますことから、今回の感染症拡大防止対策の国の指導によりまして、事故繰越しによる手続きの対応となる予定もあるということで、申し添えたいと思っております。

以上、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

○6番（金子光喜君） 空気清浄機の購入についてですけれども、慈光学童クラブのほうで2台で10万円ちょっとということと、湯愛学童クラブのほうで2台で、ちょっと金額

のほうが違いますので、グレードのほうが違うのかなとか、容量とか能力が違うのかなと推測するところですけども、御答弁願いたいと思います。

○保健福祉課長（白川一雄君） 空気清浄機等につきましては、公立病院の病児・病後児保育の分が約5万円と、慈光学童クラブの分につきましては2台で10万2,000円ということで、1台あたり5万円ということで、この5万円につきましては、ポータブル、持ち運びができるような、家庭にもあるようなものだろうというふうに思っております。

湯愛学童クラブにつきましては、小学校敷地内の元調理場跡に建設したものでございまして、面積も広いということで40畳用を置くと、もう一つ、プレハブのほうを付けておりますが、そちらのほうには24畳用を設置する必要があるということで、おおよそ40畳のほうは37万円程度、24畳のほうは26万円程度あるということで、据置式の大型になるかというふうに思っております。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第31号、「令和元年度湯前町一般会計補正予算（第10号）について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第7 議案第32号 湯前町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（倉本 豊君） 日程第7、議案第32号、「湯前町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

○町長（長谷和人君） 議案第32号、湯前町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

平成30年度と令和元年度の敬老祝金の支給事務において、本町職員が祝金である商品券を支給せず、職場の机の中に放置していたという不適切な処理と管理が行われたところがございます。また、祝金の支給事務の経過の中で、虚偽報告が行われていた非違行

為に関しまして、町の行政の最高責任者でございます私の町長の給料の額を減ずることを提案申し上げるところでございます。今回の対応につきまして、皆様方に御心配をお掛けしたことを、お詫びを申し上げるところでございます。申し訳ございませんでした。

詳細につきましては、課長より説明をさせます。どうぞよろしく願いいたします。

○総務課長（高橋 誠君） 議案第 32 号について、内容について御説明いたします。

2 ページでございます。附則第 32 項の次に、33 項ということで、1 項を加えるものです。「町長の給料の額は、令和 2 年 4 月分に限り、第 3 条の規定にかかわらず同条に規定する額から 100 分の 5 を減じて得た額とする。」というものでございます。

なお、この附則にて、この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（倉本 豊君） これから質疑を行います。

○1 番（遠坂道太君） お尋ね申し上げます。100 分の 5 というふうになった根拠につきまして、お伺いしたいと思います。

○町長（長谷和人君） 今回の事案につきましては、懲戒審査会の経過を見まして、加えまして、これまで過去の事例等も参考にさせていただきまして、決定させていただいたところでございます。

○1 番（遠坂道太君） 私が聞きました話では、100 分の 5 というのは初めてだということですが、今まで歴代の町長あたりの責任の取り方というのは、やはり何事にしろ、自分に厳しくやって取ってこられたのではなかろうかと、その分で同じようなかたちを取れなかったのだろうかというふうに思いますが、そのへんについてお伺いいたします。

○町長（長谷和人君） 先ほど答弁させていただいたところでございますけれども、過去の事例等も参考というかたちでさせていただいておるところでございますし、懲戒審査会を経て、私のほうで決定されました職員の処分に関しましても、内容等も十分勘案させていただきまして、今回決定させていただいたところでございます。自分には厳しくやっているつもりでございます。

○議長（倉本 豊君） ほかにありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第 32 号、「湯前町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（倉本 豊君） 起立全員。したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

-----○-----

日程第 8 発委第 1 号 湯前町議会基本条例の制定について

○議長（倉本 豊君） 日程第 8、発委第 1 号、「湯前町議会基本条例の制定について」は、味岡議会改革調査特別委員長から、発委撤回の申し出がありました。

お諮りします。発委第 1 号の撤回について、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。

よって、発委第 1 号の撤回を認めることに決しました。

-----○-----

日程第 9 委員会報告（総務常任委員会、厚生文教常任委員、経済建設常任委員会、議会改革調査特別委員会）

○議長（倉本 豊君） 日程第 9、「委員会報告」、総務常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配布のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務常任委員会の報告を終わります。

次に、厚生文教常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配布のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、厚生文教常任委員会の報告を終わります。

次に、経済建設常任委員会における所管事務の調査が終了し、お手元に配布のとおり報告書が議長あて提出されています。

この報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、経済建設常任委員会の報告を終わります。

議会改革調査特別委員会に付託された調査が終了し、お手元に配布のとおり報告書が

議長あて提出されています。

本件について、委員長の報告を求めます。

○議会改革調査特別委員長（味岡 恭君） 議会改革調査特別委員会の報告をいたします。

湯前町議会は、今任期開始直後の平成 28 年 12 月 15 日から平成 29 年 11 月 30 日までの間、議会改革調査特別委員会を設置し、研修の方向性を、住民に見える議会、住民が参加しやすい議会、議会力、議員力の向上に努め、定め、改革の歩みをスタートしました。そして、更なる改革の必要性が生じたことから、2 回目となる本委員会を、平成 31 年 1 月 21 日に設置し、9 回の会議と 1 回の行政視察を行い、新たに 15 の改革項目について、協議を行ってきたところであります。

この度、改革の主な成果としましては、ユーチューブによる一般質問の映像配信、タブレット導入による議会資料等のペーパーレス化、また一般質問における関連質問の導入や本会議の際の執行部への反問権の付与など、議会運営に関する改革に次々と着手するとともに、議会及び議員の活動原則等を定める議会基本条例の素案の策定まで、こぎつけることができました。なお、今後は全員協議会で、詳細についての検討を行う予定としております。

さらには、頻発する自然災害に対し、議会の対応を定めた災害対応指針及び議員行動のマニュアル等を作成し、これまで少し距離を置いていた防災面にも、議会として初めて対応するなど、正に議会改革に着手することができたと自負するところでもあります。

ただし、今後も地方分権の進展が想定され、町民の代表である議会及び議員の果たすべき役割や責務は、ますます増大していくことは確実であり、その時代、その時代に沿った改革の必要性が生じることが考えられることから、本日の報告をもって本委員会は閉じることになりますが、本議会として、改革の歩みは止めることはできないものと確認した次第であります。

最後に、私たち議員は議会改革そのものが目的ではなく、町民の暮らしの向上のための手段であることを忘れることがないよう再確認したとともに、15 か月に及ぶ活動期間の議員各位の御協力をご感謝申し上げ、本委員会の調査、研究の結びといたします。

○議長（倉本 豊君） ただいまの報告に対し質疑を行います。質疑ありませんか。

[「ありません」の声あり]

○議長（倉本 豊君） ないようですので、これで質疑を終わります。

以上で、議会改革調査特別委員会の報告を終わります。

-----○-----

日程第 10 議員派遣について

○議長（倉本 豊君） 日程第 10、「議員派遣について」を議題とします。本件につい

ては、お手元に議案を配布しております。

お諮りします。会議規則第 128 条の規定により、一覧表のとおり議員派遣をしたいと思いを。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、そのとおり議員派遣することに決定しました。

-----○-----

日程第 11 総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 11、「総務常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

総務常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 12 厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 12、「厚生文教常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

厚生文教常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 13 経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 13、「経済建設常任委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。

経済建設常任委員長から所管事務のうち、会議規則第 74 条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

日程第 14 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について

○議長（倉本 豊君） 日程第 14、「議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出について」を議題とします。議会運営委員長から会議規則第 74 条の規定によってお手元に配りました次の議会の会期・会期日程等の議会運営の基本に関する事項及び前項以外の議長の諮問にかかる事項について、閉会中の継続調査申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） 以上で、全ての議案審議は終了しましたが、ここでお諮りします。本定例会の会議録調製に際し、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（倉本 豊君） 異議なしと認めます。よって、発言趣旨に変更が及ばない範囲で、字句の整理を議長に一任することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

-----○-----

○議長（倉本 豊君） これで、令和 2 年第 2 回湯前町議会定例会を閉会します。

-----○-----

閉会 午前 11 時 49 分

この会議録は書記が記載したものであるが、正確を証するためここに署名する

令和 年 月 日

湯前町議会議長

湯前町議会副議長

湯前町議会議員

湯前町議会議員